

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

創設20周年
記念号
No.87

2021.6

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 ICD 20周年を迎えて 国際協力部長 森永 太郎

メッセージ：20周年に寄せて

6 国際協力部20周年に寄せて 元大阪高等検察庁検事長、初代国際協力部長、弁護士 尾崎 道明
8 法整備支援の素晴らしさーICD創設20周年に寄せて 元ベトナム長期派遣専門家、法務省大臣官房政策立案総括審議官 竹内 努
9 日本国法務省法務総合研究所国際協力部 創設20周年記念特別出版に寄せて
ベトナム社会主義共和国司法省顧問、元同省次官 デイン・チュン・トゥン

特別寄稿

10 法整備支援と国際協力部の周辺で～「今は昔」のICD物語～ 元国際協力部長、公証人 山下 輝年

ICD創設20周年特集

17 ICDの軌跡と今 前国際協力部副部長（現大阪地方検察庁検事） 伊藤 浩之
23 ベトナム支援について～概説記事～ 国際協力部教官 河野 龍三
32 【特別企画】ベトナム・オンライン座談会～20年で変わったこと、変わらないこと～ 弁護士 武藤 司郎
ベトナム長期派遣専門家 横幕 孝介、 枝川 充志
47 カンボジア法制度整備支援の歩み 国際協力部教官 伊藤みずき
57 カンボジア法制度整備支援における多様な課題～備忘も兼ねて カンボジア司法省アドバイザー 坂野 一生
64 ラオス法整備支援のこれまで 国際協力部教官 矢尾板 隼
68 日本政府のラオス政府に対する法整備支援 ラオス人民民主共和国司法省国立司法研修所副所長 ベッサマイ・サイモンクン
71 過去から現在に至るまでの日本政府のラオスに対する司法分野の技術面支援
ラオス人民民主共和国中部高等人民検察院民事事件検討課課長 ラッタナポン・パパックディ
74 インドネシアに対する法整備支援 法的整合性の向上を目指して 国際協力部教官 庄地美菜子
79 インドネシア最高裁に関する法整備支援のこれまでとこれから
～ICD創設20周年記念：タクディル・ラフマディ最高裁准長官、松川充康判事へのスペシャルインタビュー～
国際協力部教官 黒木 宏太
84 ミャンマーに対する法整備支援の概要 前国際協力部教官（現東京地方検察庁立川支部検事） 村田 邦行
88 国際協力部のネパール法整備支援活動を振り返って 前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補） 下道 良太
98 東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って 国際協力部教官 川野麻衣子

外国法制・実務

103 ウズベキスタンにおける最近の改革と新しい行政裁判所制度について
タシケント国立法科大学准教授（行政法及び財務法務部門）法学博士 ネットフ・ジュラベック
112 カンボジアにおける法令起草の課題ーパート3起草レベルー カンボジア王立法律経済大学 非常勤 チア・シュウマイ
129 ラオス最高裁判決の評釈①（民事事件） JICA長期派遣専門家 鈴木 一子
150 中国民法典の制定について（3） 前JICA長期派遣専門家、弁護士 白出 博之

活動報告

【会合】

191 国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー 前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補） 下道 良太
201 アジア・太平洋法制研究会第10回国際民商事法シンポジウム 国際協力部教官 川野麻衣子
206 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）サイドイベントについて 国際協力部教官 庄地美菜子

【国際研修・共同研究】

209 第2回スリランカ本邦研修・オンライン（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～） 国際協力部教官 河野 龍三
215 ウズベキスタン・1Dayオンラインセミナー（計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方）
国際協力部教官 黒木 宏太

【研修等実施履歴】

218 国際専門官 原島 隆寛

【活動予定】

221 国際専門官 原島 隆寛

業務調整専門家の眼

222 プロジェクトスタッフ確保と育成について カンボジア民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト 業務調整専門家 川口 裕子

専門官の眼

224 主任国際専門官 千間 聡子

各国プロジェクトオフィスから

228 ベトナム長期派遣専門家 渡部 吉俊
カンボジア長期派遣専門家 金納 達昭
ラオス長期派遣専門家 鈴木 一子
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 細井 直彰

編集後記

231 国際専門官 原島 隆寛

ICD 20周年を迎えて

国際協力部長
森 永 太 郎

法務省の法制度整備支援専門部署として2001年に設置された法務総合研究所国際協力部（International Cooperation Department - ICD）は、今年で20周年を迎えました。これまでICDの活動に多大なご支援をいただいております国内外の関係者の皆様に、改めて心からのお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。そして、今後とも引き続きご協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

20年と申しますと、人間でいえばどうやら大人になったばかりというところで、あっという間だったかな、という感じもしますが、今、こうして巻頭言を書く際に、ICD創立後間もないころの本誌の記事などをめくってみますと、なかなか隔世の感があります。ベトナムが「ヴィエトナム」と表記されていたり、国際協力機構（JICA）がまだ「国際協力事業団」だったり、東ティモールがまだ国になっていなかったりと、「ああ、そういえばそうだったなあ・・・」となにやら懐古的な気分させられます。そのついでに、21世紀が始まった2001年とはどんな年だったのかな、と思って少し調べてみますと、国内では大規模な中央省庁再編が行われたり、池田小学校の児童殺害事件があったり、海外ではあの9・11ニューヨーク同時多発テロが起こったりと、物騒な年にICDは誕生したようです。

当時、法務省がすでに関与していた法整備支援活動の対象国は、協力開始年順にいいますと、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアの4か国で、ICD発足のその年にウズベキスタンとの協力が始まっています。ICDは増え続ける我が国への法整備支援の要請に対応するために作られたわけで、当時の資料を見ますと、すでにモンゴルや中国への協力は検討の対象になっており、また2002年に独立した東ティモールに対する支援も可能性として話に出てきていました。その後も、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカが加わることにより支援対象国の数は増え、現在では11か国（中国は「支援」の対象国からは外れました）への支援が続いています。

活動の内容もこの20年間でかなり拡大してきました。最初のうちは、支援活動が実務参考資料の作成支援から始まったラオスを除き、民事法分野での法令起草支援を中心とした活動が続いていましたが、次第に範囲は広がり、法令の運用に関する支援や運用のための制度整備支援、法曹人材の育成支援なども手掛けるようになり、対象とする法分野も、刑事法や行政法などにも及ぶようになってきています。

このような対象国数と活動内容の増大に伴い、ICDの人的資源も次第に拡充されていき、現在ではかなりの支援ニーズに対応できる体制が整っています。そしてこの人的資源を最大限に活用し、近年では、法整備支援活動における第一のパートナーである国際協力機構（JICA）と共同で行う支援活動のみならず、ICD独自の協力活動も活発に行うようになってきました。

ところが、2019年末から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、ICDの業務は大きな打撃を受けました。相手国の方々に日本に来ていただく本邦研修も、我々が相手国に赴いて討議を行う現地セミナーも、全てが実施不可能となりました。長期専門家の派遣は何とか維持していますが、彼らも派遣先の状況によりけりではありますが、いずれもその活動に大きな制約を受けています。我が国が推進している「寄り添い型」の法整備支援活動の主要部分は相手国の人々との、顔を突き合わせての直接のコミュニケーションから成ることは今更申し上げるまでもないでしょう。それがほぼ不可能となったのです。そこへもってきて、今年の2月1日には、対象国のひとつで、JICAがプロジェクト事務所を構え、ICDからも専門家を派遣しているミャンマーで、こともあろうに軍がクーデターを起こしました。カウンターパートである連邦最高裁判所や連邦法務長官府などとの間では、JICAもICDも良好な信頼関係を築き、活発な協力活動を続けていたのですが、活動は全てストップせざるをえない状況に陥りました。政治と無縁ではありえない法整備支援は特にセンシティブなものであり、法の支配を真っ向から否定した軍に支配されている国への支援はできません。今後の見通しも全く立っておりません。

なにやら物騒な年に生まれたICDにとって、20周年の年も決して「四海波静」な年ではないようです。しかし、それでもICDとしてはこの厳しい状況を黙って指をくわえて見ているわけにはいきません。ICDがその中心的な役割を果たしている法務省の、そして我が国の法整備支援活動が衰えてしまえば、「法の支配、民主主義、基本的人権の尊重といった普遍的な価値を共に実現していきましょう」という、開発途上国のみならず全世界へ向けたメッセージが力を失ってしまうことになるのです。間違ってもそのようなことにならないよう、ICDは現在、知恵を絞り、ITを含めた利用可能な手段を全て駆使して、活動のレベルを下げないように頑張っています。軍が支配しているミャンマーを除いては全ての対象国についてオンラインセミナーなどの活動を活発に続けており、多忙を極めています。近年ではどこの国でもインターネットはあまねく普及しており、ネット回線やwi-fi環境の良し悪しなどで多少のトラブルはあるものの、小規模なワークショップや打ち合わせなどはなんとか実施可能となっています。そして、幸いにも今のところ、各対象国との信頼関係はなんとか維持されており、いずれの対象国においても、日本との協力関係の下で自国の法制度やその運用をより良いものにしていこう、という意欲は依然として旺盛です。

しかし、いずれのオンラインセミナーでもウェブ打合せでも、必ずと言っていいほど、「コロナが終わったらぜひ我が国へ来てください」、「飛行機が飛ぶようになったら日本へ行って・・・を見学したいです」といった声が双方から聞かれ、どちらの側にもフラストレーションがたまっています。やはり、いかに便利なインターネットでも、人と人が直接会っての対話の代用にはならないのです。また、場所や物などを直接目にし、場合によっては一般市民と接したりしなければならぬ現地調査活動や、本邦での施設や実務の見学などはオンラインでは不可能です。

ただ、今後、コロナ禍が終息した後は、このインターネットを駆使しての活動の経験は、支援手法の幅を広げるのに必ず役立つと思います。以前は、先方が来日したり、我々の方が相手国を訪れたりして活動をする一方で、そのための準備活動や日常的な細々としたりとりにはなかなか手間がかかったものですが、今回のコロナ禍により図らずも得ることとなったオンラインに関する知識は、本邦研修や現地セミナーなどの主要な活動のための準備やフォローアップなどに極めて有用と考えられ、これらの活動の内容を一層充実させる効果が期待できると思われれます。また、最近では、オンライン会議システムを利用して各国のプロジェクト事務所や現地専門家などを結んで行う「プロジェクト横断ミーティング」などというものや、プロジェクトとの月例会議などが容易に可能となっており、関係者間の情報共有が進むことによって活動の一層の充実が期待できるようになっています。

さて、ITの力も借りて支援活動が一層パワーアップするとなると、いよいよ問題になってくるのがICDの機関としての能力と私自身も含めたICDに所属する各個人の能力です。発足以来20年の間、ICDが関わった法整備支援の相手国は、国によってスピードの差はあれ、いずれもその能力を強化してきています。法整備支援の効果の検証は非常に難しく、今もって大きな課題となっていますが、現場の肌感覚としては、いずれの国においても、「ああ、こんなことまでできるようになってきたんだ」と、各機関や個人のキャパシティの向上を感じます。そうなりますと、どうしても自問自答しなければならないのが、果たして支援側のICDのインスティテューショナル・キャパシティは求められるところまで向上しているのだろうか、ということです。

この点については、安易な自己評価は避けるべきだとは思いますが、あえて言わせていただければ、20年という時の流れの中で試行錯誤を繰り返しながら、ICDはそれなりに成長してきたのではないかと思います。私自身が初めてICD教官として勤務したのは2003年4月からですが、そのころは、ICDはまだできたての組織で確立した業務のノウハウも乏しく、何もかもが手探りの状態だったように思います。その後、業務が拡大するにつれ、ICDなりの物事の進め方が徐々に形成されていき、組織としての知識経験も積み重ねられるようになっていきました。今では、新たな支援案件への対応のしかたと

か、本邦研修の企画実施のやりかた、あるいは現地でのセミナーや調査の手法などはある程度スタンダードなものが出来上がってきています。新たな法整備支援の要請があったとか、JICAのプロジェクトから本邦研修の実施を依頼されたとかの場合に、毎回慌てふためくなどということはどうやらなくなっております。また、教官や現地専門家として派遣される人員の能力開発という点についてみても、以前は、ICDへの教官としての配属とJICA長期専門家派遣のスキームが別物で、長期専門家がいきなり地方の検察庁や裁判所からベトナムやカンボジアなどに派遣される、などということがあったのですが、法務本省や最高裁判所、そしてJICAの理解と協力もあって、現在では少なくとも検察官あるいは裁判官出身のJICA長期専門家はまずICDで研鑽を積んだ後に現地に派遣されるという慣行がおおむね確立しました。さらには、長期専門家経験者がICDに部長や副部長、あるいは教官として配属されるようにもなり、これがICD自体の能力向上に一役買っています。また、近年では新任の教官に対する2週間の研修も行っており、ICD自身の能力強化への努力は続いております。また、本誌をはじめとする各種の資料の積み重ねそれ自体もICDメンバーにとっては自己研鑽に非常に役立つものとなっており、これがICDの組織能力の強化にも寄与しているといえるかもしれません。

その一方で、気をつけなければならないのは、組織的な物事のやりかたがスタンダード化することによる組織構成員の能力の低下です。今のところ、なんとかこれは避けられているとは思いますが、どうもある組織において業務の手法がある程度固まってくると、各個人はすでに形成されているやりかたを安易になぞるだけの業務遂行に陥りやすく、そこに「前例踏襲」というお化けが出るような気がするのです。これが蔓延し始めますと、所属職員は目の前の仕事だけをこなすことに終始して、業務を行う理由やその背景、問題点の見極めやその原因の探求がおろそかになり、それを行う能力を徐々に失うように思います。誕生したばかりの頃のICDは試行錯誤の連続で、業務の手法もその都度考えなければならなかったもので、このようなリスクは低かったのですが、20年が経過した今、そろそろこのような点についても十分な注意を払いながら組織運営をしていかないと、業務がマンネリ化したり、硬直化したりして、刻々と変化する支援対象国の新たなニーズに十分に応えることのできない組織になってしまいかねないと思われるのです。このような観点からは、今回のコロナ禍、そしてミャンマーのクーデターは、それまでの業務遂行の手法について大きな変化を否が応でももたらしたばかりでなく、我が国の法整備支援の在り方を問い直すきっかけにもなっており、ICDにとっては業務の硬直化を防ぐ方向での大きな刺激になったといえなくもないのかなと思います。

コロナ禍の下においても、これだけの業務遂行が求められているわけですから、終息後には、活動のボリュームが一気に上がることが想定されます。また、中・長期的に見て、開発途上国における法整備支援のニーズは増大しこそすれ、縮減するとは到底考えられません。そして、ダイナミックに変化する国際社会と開発途上国の状況により、ICDには

より一層の能力向上が求められることとなります。そうすると、ICDの業務の硬直化や組織能力の低下は、ICDのみならず、我が国の法整備支援事業への国際的な信頼を損なうことにつながりかねません。ICDとしては、これまでに積み重ねてきたノウハウをフルに活かしつつも、先例や「常識」にとらわれることなく、我が国の法整備支援の根底にある考え方を堅持しながら、ICDがその草創期に持っていた、試行錯誤を恐れない気持ちを今後も持ち続けたいと思います。

メッセージ：20周年に寄せて

国際協力部20周年に寄せて

元大阪高等検察庁検事長，初代国際協力部長

弁護士

尾崎道明

2001年，21世紀の始まりとともに発足したICDでの約2年間にわたる勤務経験は，印象に残る出来事に満ちた，貴重な思い出である。

長年，検察実務のほか立法や解釈を含めた刑事法実務に明け暮れてきた私にとって，アジア諸国を中心とした国々への法整備支援活動は，全く新しい課題であり，それまでの発想や仕事のやりかたを根本的に変えることが必要だった。幸い，熱意と研究心に溢れた，それぞれ個性豊かな教官や国際専門官に恵まれ，ともに議論し，プロジェクト・サイクル・マネジメントに関する研修にも参加するなどして，支援プログラムの企画・実施・評価の方法を学び，あるべき支援の形を模索する毎日だった。大阪及びその周辺で活躍される方々を始めとして弁護士，学者，通訳者等の方々から様々な力強い協力をいただいたことも，感謝の念とともに懐かしく思い出す。

いかにして効果的な支援を実施し，対象国の人々自身によるその国の法の整備に貢献していくのか，これは，法整備支援活動の永遠の課題であろう。書かれた法の整備から，これを実際に適用していくための制度と人材の整備育成へ，さらに，司法制度の公正な運営と国民のこれへのアクセスの保障へ，課題は次々と積み重なっていく。法の支配は，これらを目指す不断の活動によって支えられ，進むものであろう。

私自身の印象深い経験としては，2002年10月15，16日の両日，プノンペンで開催された民法・民事訴訟法案の完成に伴う現地セミナーに参加し，起草作業に参加したカンボジアの方々の発表に感銘を受けたこと，その出張の際，王立司法学院のKim Sathavy 校長から支援を切望され，法律家の人材養成への支援の意義とその重要性を改めて認識したことが思い浮かぶ。

このように考えながらICDの現在の陣容を見ると，発足後20年を経ての，その充実ぶりに驚く一方，司法制度を担う人材の育成等をも視野に入れれば，まだまだ拡充の余地があるのではないかとの思いを深くする。

これに関連して，ICDの活動に限らず，我が国全体として，法整備支援活動の輪が広がっていることは，本当にうれしい。私は，現在，ある法律事務所に在籍しているが，そこにも名古屋大学に留学中のアジア諸国の学生がインターンとしてやって来る。私も，刑事法を中心として，各インターンの質問に応じる形で講義を行っており，これら将来の若き法律家と接して，その新鮮でまっすぐな感覚と探究心にうたれることが少なくない。彼らの前途が実り多いことを祈らずにはいられない。さらに，事務所所属の海外弁護士の一人は，上記大学の日本法教育プログラムを修了したウズベキスタン人であり，現在タシケ

ントで活躍している。また、最近、相当数の大学で法整備支援活動に関する各種プログラムが実施され、法整備支援の現場への研修旅行も行われていることを知り、改めてその広がり感銘を受けた。ICDが、これらの様々な活動の結節点、すなわち、情報の集約と交換、各活動の調整と連携、より効果的な支援の研究、諸外国への発信等の場として、ますます重要な役割を果たしていくことを期待している。

今後とも、ICDの教官及び国際専門官の多方面にわたる一層の活躍により、我が国の法整備支援活動がさらに発展し、各国における法の支配の進展に寄与して、人々の豊かで平和な生活の支えとなることを心から祈り、この稿を終えることとしたい。

法整備支援の素晴らしさ－ICD創設20周年に寄せて

元ベトナム長期派遣専門家
法務省大臣官房政策立案総括審議官
竹内 努

私は、おおむね平成12年から平成14年までの間、ベトナム法整備支援の専門家としてハノイに赴任しておりました。当時は我が国法整備支援の黎明期で、裁判官出身の専門家としては初めての長期派遣でした。法整備支援は、当時から「顔の見える」国際協力として注目されていましたが、現地の支援活動に「先が見える」といって、まったくの暗中模索でした。しかし、それがやりがいであり、自分にとって刺激でもありました。試行錯誤の中、できる限りベトナム政府の支援ニーズや社会、文化を把握しようと努め、またその前提として我が国の法制度やその歴史を勉強し直したりしました。そして、何よりベトナム社会に溶け込もうと一生懸命でした。ベトナム語を習い、食事も美味しくいただきましたし、よくテニスの試合にも出させて頂きました。

一昨年からは法務省で勤務しています。京都コンGRESの開催とあいまって司法外交推進の気運が高く、私もハノイ出張の機会を得ました。ベトナム司法省の若手職員で日越プロジェクトに関与していたゴック氏とは18年振りの再会を果たしました。赴任当時はサッカーなどと一緒に遊んでいましたが、ゴック氏は現在司法省次官となっており、時を経て日越司法関係者の代表として再会できたことを本当に嬉しく思います。そして、このような人と人との関係が続いていくことが、法整備支援の本当の素晴らしさなのだろうと改めて実感します。

派遣から帰国後は、法科大学院の教員や司法研修所の教官として法整備支援に熱い関心を寄せる多くの学生や司法修習生と接し、本当に頼もしく思っています。我が国司法関係者の新しい活躍の場として、これからの法整備支援が、そして、その中核としてのICDが発展されることを、切に願っております。

日本国法務省法務総合研究所国際協力部 創設20周年記念特別出版に寄せて

ベトナム社会主義共和国司法省顧問，元同省次官

デイン・チュン・トゥン

ベトナムと日本の法・司法領域での協力関係は、1993年～1994年に始まり30年近く経過する間、絶え間なく強化され、深く実質的に発展し、素晴らしい成果を得ることができました。日本の技術援助のおかげで、特に国際協力機構（JICA）の後援による各プロジェクトの枠組みの中で、ベトナムの司法省および関連の各省、部門は、日本の専門家の貴重な知識、経験を選択的に取り入れ、創造的に利用して、政府および各管轄機関が国会に多くの重要な法典、法律を提出するための助言を行いました。その中には、民法典、民事訴訟法、刑法典、刑事訴訟法、民事判決執行法、企業破産法、国家賠償責任法などがあります。ベトナムの法・司法幹部職員的能力、専門レベルも向上しました。これらの協力の成果は、ベトナムの経済社会の発展、人民の人民による人民のための社会主義法治国家建設の過程における全体的な達成に少なからず貢献しました。2020年に、法・司法領域でのベトナムと日本の緊密な信頼関係は、二国の法務・司法省の初めての協力協定が結ばれ、JICAの2021年～2025年段階のプロジェクトが正式に承認されたことにより、新たな発展を記しました。

上記の越日法・司法協力の達成には、常に日本の法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）の実際のかつ効果的な手引き、貢献がありました。ICDは、2001年の設立から今日まで、協力の要としての役割を担い、常に主体的にベトナムの司法省と各法・司法機関と連携し、ベトナムのパートナーに対する日本での教育研修の直接的な運営とベトナムでのプロジェクトのチーフアドバイザー、専門家の選考、日本の専門家グループのベトナム訪問、経験共有の運営におけるJICAとの連携、法・司法分野の経験、知識の交流、勉強のために日本を訪問した司法省指導グループ、省調査チームのレセプション主宰を通して、JICAの各プロジェクトの良好な実施展開のために積極的な援助を行いました。

ICDの創設20周年の折に、ICDの皆様、幹部職員、職員の方々に、全体的には日本国法務省の方々に、謹んで心からの感謝とお祝いの言葉をお届けしたいと思います。

ICDが、全体的には日本国法務省が、日々発展し、さらなる成功を収め、引き続き有効な懸け橋の役割を果たし、JICAの2021年～2025年段階のプロジェクトおよび二国の法務・司法省の協力協定の良好な実施展開を促進し、二国間の法・司法協力関係を新たな高みに引き上げ、ベトナムと日本の「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ」関係の促進に貢献されることを願います。

法整備支援と国際協力部の周辺で
～「今は昔」のICD物語～

元国際協力部長
公証人 山下輝年

序

2021年4月1日、国際協力部は創設から20周年を迎えました。現代の日本人になぞらえれば成年に達したことになります。喜ばしい限りで、大いに祝杯をあげたいところですが、ふと考えると、現在、国際協力部で法整備支援に従事している人にとって、20年前のことは何も知らないに等しいのでしょうか。二十歳の成人と仮定すると、10年前ですら小学校中学年のことになり、その記憶の正確性は怪しいのと同じです。ましてや自分以外の社会の出来事など書物や資料の上での文字情報に過ぎません。もともと、歴史でいえば「正史」の類いとしては役立つでしょう。しかし、実際には、その裏側や周辺で起きたことのほうが興味を引くでしょうし、私の個人的な思い出と思い出れとして書き残しておきます。

法総研は後発組

法務省は1994年のベトナム司法高官一行を招聘したことをもって、今の法整備支援の始まりと広報します。一方でJICA¹によるベトナム支援開始(武藤司郎弁護士派遣)が1996年末と紹介されます。その後、カンボジア支援が本格化するのが1999年末です。これでは法務省が早くから関与していたと誤解されるかもしれません。しかし、1994年は法務省官房秘書課による招聘であり、国内外の研修を所管する法務総合研究所(法総研)ではなく、民商事法を所管する民事局でもないのです。誰も食指が動かないので官房秘書課が自ら動いた、これが実際のところでした。

既に1992年頃から森嶋昭夫名古屋大学名誉教授(以下「森嶋教授」)が個人的にベトナム民法改正支援に携わり、名古屋大学はアジアからの留学生を積極的に受け入れ、日本弁護士連合会もカンボジア司法支援として力を注いでいました。森嶋教授曰く、ベトナムのロック司法長官²は日本側協力を期待していたが(以前に外交辞令とはいえ期待させる言動があったので)、音沙汰がないと不満を述べたとのこと。森嶋教授から日本国の責任を問われ、法務省も重い腰を動かしたのです。それは次の出来事で分かります。

1995年4月、私は国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI) 検察教官として赴任し初めて国際協力業務に携わりますが、その年の7月、UNAFEI初の2国間研修

¹ 独立行政法人国際協力機構(当時の名称:国際協力事業団) Japan International Cooperation Agency

² これまで「司法大臣」としていましたが、国王がいるわけでもないので「長官」と表記することにしました。

(中国刑事司法4機関の高官対象)で主任教官となりました。この中国刑事司法研修は、アジア刑政財団(ACPF)³独自の財源でUNAFEIと共催し、招聘手続から研修内容まで全てJICAの関与なしで実施したものです。そこに法総研の専門官(前田幸保氏・民事局出身)がUNAFEI方式を学ぶということで、研修、関係機関視察、そして時間外の接遇まで、まさに密着取材のように全期間帯同しました。新米教官の何が参考になるのか、内心疑問でしたが。

そして、翌1996年3月から4月にかけて、財団法人国際民商事法センター(ICCLC)⁴が設立されたのです。ヒラ教官の私から見て「点」であったものが、法務省と法総研の一部では「線」となっていたわけです。JICA枠組みのUNAFEI研修を支援するACPFの関係も情報収集し、ICCLCはこの形に倣って設立されたのでしょう。設立を働きかけたのは法務省関係者ですが⁵、実際には住友商事の理解と協力がなくては始まり、やはり民間の力頼みであったのです。

当時の法総研は、ICCLCと民商事法分野の国際協力業務に力を入れていましたが、ACPFに対してはそうでもなかったため、ACPF敷田稔理事長(当時)は憤慨したと後に漏れ聞きました。そのため、関係者間では、法整備支援やICCLCが刑事法分野に関わることは機微に触れるものだったのです。ICCLCの名称に「民商事法」が入っていることは、これと無関係ではないでしょう。ところで、ICCLCの設立趣意書や定款には「法整備支援」という言葉・用語が存在しないことに気付いているのでしょうか。これは、ICCLC誕生が、いわば法整備支援の前史でもあることを表しており、経緯(歴史)を読み解く鍵は、こんなところに転がっているという典型です。

法総研の立ち位置

ICCLC設立後も、法総研には民商事法の国際協力を所管する部署はなく、国際協力部ができるまで、総務企画部に部付教官1名(多いときで3名)を配置し、企画課員数名が事務を兼務する態勢で切り盛りしていました。検察出身が主体であり陣容も小さく、教材作りを着々と進めるほか、研修の企画運営を行うことになるのです。ベトナム支援は、森嶋名誉教授を始めとする民法研究者、判事と弁護士、1999年から始まるカンボジア支援は、竹下守夫名誉教授を始めとする民事訴訟法研究者、判事、弁護士、法務省民事局付の協力を得て進めていました。それぞれの国内支援委員会は、民法関係はICCLCの事務所で行われていましたが、民訴関係は時間外(土日でも)に法務省の一室で行われていたのには驚きました。その開け閉めには職員が出てこなければならず、法務省秘書課の理解と協力がなければできないことだからです。

法総研は一步引いて企画・運営というか、いわば裏方的な役回りでした。確かに、研修運営という意味では組織的対応ができますが、その点を上手く利用したのが森嶋教授であ

³ 英語名は“Asia Crime Prevention Foundation”中国刑事司法研修はUNAFEI・法総研にとって国別研修の嚆矢といえる。

⁴ 英語名は“International Civil and Commercial Law Center”

⁵ 法務省法務総合研究所国際協力部報(ICD NEWS)第7号巻頭インタビュー「伊藤正会長に聞く」13頁。

り、JICAのほかに法務省を巻き込むことで組織としての継続性を確保し、「研修で訪日」という旨味を支援受入国に提供できるという目算であったに違いありません。その役回りは法総研の法整備支援担当者としても十分に理解していたのは、いうまでもありません。

ところが法務省内部も思惑のズレが生じたこともありました。時期を同じくして、大阪中之島合同庁舎の新築計画が進んでおり、この敷地には、法務省の国連関連機関（つまりUNAFEI）が分室を設けると説明して獲得した経緯にあったのです。JICAの汚職防止研修の要請もなされ、刑事分野のためUNAFEI所管のはずでしたが、先の機微に触れる問題など知ってか知らずか拒否され、法総研の小さな陣容で担当することになったのです。折しも省庁再編の時期であり、新部創設には、既存の部との区別が要求される世界です。省庁再編直前の2000年になり、ようやくUNAFEI（当時は北田幹直所長）の所管となったのです。

法整備支援連絡会の主催争い？

第1回法整備支援連絡会が開催されたのが2000年1月12日、法務省地下の大会議室です。主催者は法務省ですが、実質的には法総研総務企画部です。今や違和感なく受け止める人がいるかも知れませんが、JICAの立場でみると、ベトナム支援はODA予算で実施しており、法務省・法総研は、そのプロジェクトの一部である「研修委託先」にすぎません。JICA主催ならともかく、研修委託先が「法整備支援連絡会」と銘打って主催するのは釈然としない感情を抱いたに違いありません。法務省・法総研にしてみれば、これから本腰を入れるのだから遠慮する必要はないという感覚であり、関連機関の情報交換を行うのは不可欠でもあり、国際協力部創設への実績づくりにもなるわけです。

さて、第2回法整備支援連絡会は、2000年10月11日、JICAの国際協力総合研修所（市ヶ谷）で行われました。主催者はJICAで、法務省側は共催者という立場です。同じ2000年に2回開催されていることに疑問を感じる方は鋭いといえるでしょう。理由は、JICA担当者（当時）の「法整備支援はJICAプロジェクトである」というプライドゆえというのが当たらずとも遠からずです。実際、全てJICA担当者が取り仕切り、我々はその段取りに載るだけで良かったのです。そのプライドを強く感じたものです。その意識と気概は貴重かつ重要であり、関係者一同、快く協力したわけです。同じ年に2回開催と述べましたが、日本式で言えば、年度が違うため、表向きは矛盾なく説明できる点も一役買ったというわけです。

そして、第3回は2001年9月13日、国際協力部創設後の初回ということで、法務省・法総研（国際協力部）が主催し、JICA共催です。場所は、法務省浦安総合センターです。新部ができたとはいえ大阪に移転するのは11月であったからでした。

第4回から、法務省主催・JICA共催で、年明けに開催されるようになりましたが、JICA担当者も代替わりとなったからか、あるいはJICAとしても研修委託先であって主催してくれるならそれも良いと考えるようになったのかは定かではありません。しか

し、現在の国際協力部職員が「法整備支援連絡会の主催者は法務省」と当然のように思うとしたら、それは違い、一方で、内心忸怩たる思いをしている人もいるかも知れませんし、皆の協力の上で可能となっているという意識を持つことも必要であるといいたいのです。

国際協力部誕生の裏側で

国際協力部が誕生したのは、省庁再編の時期です。多すぎる省庁を整理し効率よくしようというのが原点ですから、関係者の努力は大変なものでした。法総研総務企画部の担当部門は陣容が小さいのに、実績づくりが必要であり、要請があれば何でも引き受け、むしろ積極的に業務を拡大していったのです。

使えるものは可能な限り利用しました。その典型例が、2001年6月に出される「司法制度改革審議会意見書」です。日本型ロースクール制度や裁判員裁判制度を始め、様々な改革が述べられていますが、それだけではありません。法整備支援のことが取り上げられています。これは、その前年から、法整備支援について是非とも盛り込んでもらいたいということで、法総研幹部が法務省関係者とともに、その意義と重要性を説いて回った活動があったからこそでもあります。

ところで、省庁再編では、新部を作るなら自助努力（スクラップ・アンド・ビルド）を求められ、何かを潰さなければなりません。その対象になったのが、法総研の研究第二部です。今は「研究部」が存在するだけですが、かつては研究一部と研究二部があり、研究二部長は、歴代矯正出身のポストでした。国際協力部長は、検察出身であることは当然視されており、教官も検察出身が中心で民事局（法務局関係）が一人でした。専門官も他部の定員や配置を削減して集めることになります。法務省全体のバックアップを受けて国際協力部が創設されたといえはそのとおりですが、削減対象の立場から眺めると、検察出身が増殖する一方で、他の部が迷惑を受けているわけです。そうであるからこそ、国際協力部が意義ある働きをしなければ、削減された部と職員に対して申し開きができない状態でした。

相手の立場を考える

「相手の立場」というと、法整備支援では、支援対象国のことを思い浮かべるかも知れません。しかし、ここでは国内の協力者間における「相手」であり、極論すれば自分以外の人のことを指します。

どの分野でもそうですが、新しいことを始めるときは、周囲を含めて皆の気運が盛り上がり、陰に陽に支えてくれます。しかし、一旦、所管部署ができると、周辺の関心は潮が引くように失せていきます。それまでは二つ返事で受けてくれたものが、「それはお宅の部の仕事ですよ。うちが関与する必要性をペーパーにしてください。検討はそれからです」となるからです。人事異動もあり、担当者が変わると、ますますその傾向が強くなっていくものです。当然といえば当然ですが、人間の感情としては、「難色を示された」「協力的ではない」と感じることになり、溜息をつくことになります。

法整備支援は、法務省の政務三役（大臣・副大臣・政務官）や法務省幹部から関心を持ってみられますし、与野党を問わず様々な代議士から時に注目を浴びます。そうすると、他部局の担当者は過去の経緯など知らないため、所管部署つまり法総研国際協力部に情報を求めてくることになります。このようなことが数年周期で起き、関心を持ってくれるのはありがたいものの、また別な意味で溜息が出ることになるわけです。

これらのことを経験すると、他から依頼されたときは、四の五の言わずに前向きに返事しようという姿勢で臨むことになります。卑近な例でいえば、現地専門家から報告や要望が来た場合、日本国内で業務に追われていると、つい専門家への対応を放置しがちです。現地専門家から見れば、既に報告や要望を伝えているのに、国内の反応が鈍いと感じることになります。国内は国内で種々の業務があるのですが、現地専門家はその業務に専念しているので、日時が経過するほど苛立つことになり、それが微妙なしこりとなって残っていきます。すぐにメールで返信する、感想を述べるというだけでも安心します。無反応だと不安になります。可能な限り、国内の業務よりも優先して対応するという心がけが必要になるのです。もちろん、この場合は、逆も真であり、互いに相手の立場を思いやる必要があります。

ある現地専門家からは、民商事法の支援であるから検事出身は役に立たず、裁判官を長期専門家にすべきだと言われたこともありました。最高裁判所は法務省の要請がなければ法整備支援に人材を派遣しない仕組みなのですが、そのようなことを知らずに発言するのも、自分の立場からしか物事を見ないことによるものです。もちろん、そのように見られていることもまた理解できますので、そのようなことを言われないように自己研鑽に励むことになったと思っています。

その後、裁判所から派遣される現地専門家や国際協力部教官が増えていったのは、それを交渉した法務省関係者と最高裁判所の理解と協力があればこそその成果です。

プレゼンスを示すには

後発組の法総研・国際協力部としては、発信によりプレゼンスを示す必要がありました。試みたことは三つです。

一つは、ICD NEWSの定期刊行です。しかも2か月に1回で年6回発行する。当時の陣容（現在の半分以下）にとっては大変な作業です。しかし、この頻度で発行することにより、受け取る側では「また来た」という感覚になりますので、そう思ってもらうためにこそ、このペースを守り続けました。単なる研修実施報告ではなく中身のあるものを目指しました。

二つ目は、関係団体から講義やセミナー参加の案内があれば、必ず出席するし、何か協力要請があれば、積極的に引き受ける。こうすることによって、公的機関のイメージとして定着している消極的姿勢を拭い去ることに努めるのです。

三つ目は、そのようなセミナー等に参加したら、参加した教官は必ず1回はコメントや質問をして発言するようにしていました。国際会議におけるジョークに「如何にしてイン

ド人の発言を少なくするか」「如何にして日本人に発言させるか」という二大課題があると言われます。日本人の傾向としては、出席だけして発言しないことがよくあります。しかし、国際舞台では発言して初めて「ああ、あの人が出席している」と認知されます。外国の参加者で発言している人が立派な質問をしているかというところでもないのです。英語での発言はハードルが高いのですが、国内のセミナーなら日本語ですから、「国際協力部の〇〇です」と言ってから質問やコメントをすることが、一番の認知度・プレゼンスの向上に繋がります。

試練を乗り越えて

私自身は、国際協力部の初代教官であり、2010年8月には国際協力部長として大阪中之島合同庁舎に赴任しました。翌2011年4月は創部10周年になるため、その記念になるような行事を企画していたところでした。ところが、2011年3月11日、東日本大震災が起き、当然のことながら行事は中止となりました。その際には、ベトナムを始めとする支援対象国から、お見舞いメッセージが寄せられ、募金までなされ、感謝しきりでした。このような体験をしているからこそ、ネパール大地震のときなど、有志で募金を集めたものです。

それでも2016年のことです。国連加盟60周年であり、ICCLC設立から20周年であることから、私は退官後でしたが、国際協力部15周年として有志に声をかけて、参加者の負担で2016年11月12日「集い」を実施しました。これは良い思い出となっております。

そして、この度の20周年は、新型コロナ感染拡大に見舞われており、なかなか試練が続くという感じになります。

今や、法務大臣は「司法外交」という呼称で、国際協力に積極的であり、法務省にも官房国際課ができています。一方で、法整備支援の司令塔云々という言い方も一定周期で話題になります。法務省・法総研・国際協力部の活動が期待されているのでしょう。法整備支援は、関係者の協力で成り立っていることから、他への配慮を常に意識していくことで、支援対象国はもちろん、国内関係者とともに歩んでいけるものと思います。

いつものとおり、私家版の国際協力5原則「汗出せ、知恵出せ、お金出せ、笑顔を出して心出せ」を記して、郷愁に近い「今は昔」の話を終えますが、最後に、これからの法整備支援関係者にとっても支えになるであろう国会答弁がありますので、ここに記しておきます。それは2013年4月3日衆議院法務委員会での谷垣法務大臣（当時）の答弁です（かなり最後のほう〔番号093〕にあります）。<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=118305206X00620130403¤t=8>

○谷垣国務大臣 法整備支援について、法務省では、東アジアを中心とする諸国に対して、これは法務省だけでやっているわけじゃなしに、当然、外務省、最高裁あるいは日弁連、それからJICA、こういったところと協力しながら、対象国の実情やニーズなんかも

踏まえながら、特に基本法令の起草と、それから、法令を起草したというだけじゃやはりなかなかうまく機能しませんで、運用方法、さらに言えば人材養成、そういうところまで見込んだ法制度支援が必要だ、そういう基本的スタンスでやっているわけでございます。それで、先ほどちょっと触れましたが、ベトナム、カンボジア等では既にその成果も出てきている。

ちょっと話が脱線しますが、今の麻生副総理は外務大臣もおやりになって、俺はいろいろなことをやってきたけれども、感謝されるのはおまえのところがやったあれだけ、法整備支援だぜと、ちょっと議事録に残るとこういう言葉遣いはいいかわかりませんが、だから、おまえ、勲一等やるならああいうやつらにやれよと、ちょっとここは脱線し過ぎたことで、そういうことをおっしゃっていただきますが、それだけの成果は上がっていると思います。

法の支配をそれぞれの国に浸透させながら、そして、必ずしも日本法を押しつけるというわけじゃありません。向こうのニーズを聞き取りながらつくっていく。そして、結果的に、それが日本の法制度と親和性があるものであれば、日本の関係者にとっても、このアウトバウンドのいろいろな投資をしていく上でも、非常に、先の見通しもできるし、やりやすいということがあると思います。

ですから、今後とも、こういう仕組みをつくって、こういう仕組みをさらに推し進めていきたいと思っているところでございます。

(以上)

ICDの軌跡と今

前国際協力部副部長（現大阪地方検察庁検事）

伊藤 浩之

1. はじめに

国際協力部（ICD）は、2021年、部の創設20年を迎えることができました。これも関係者の皆様の御指導、御協力があったからこそであり、改めて御礼申し上げます。これまでの20年間には、様々なことがありましたが、先輩方の地道な努力の積み重ねにより、多くの国々の方々と信頼関係を構築し、活動に広がりを見せ、期待される役割も大きくなってきているように思います。ICDの活動については、機関誌ICD NEWSにおいて、その都度、記録し、紹介してまいりました。そのほかにも、多くの先達による記事があり、また、法整備支援については、例えば、独立行政法人国際協力機構（JICA）による「世界を変える日本式『法づくり』』』といった書籍にもまとめられています。本号においても、20周年を記念して、多くの方々から20年を振り返る記事をいただいています。従って、ここで改めて詳細を記すものではありませんが、2度にわたってICDにて勤務する機会を得た小職において、20年間のICDの変化を少しばかり記しておきたいと思えます¹。

2. ICDのはじまり

まず、ICDの創設についてですが、これについては、ICD NEWS創刊号等をご覧くださいことができましたら幸いです。創設当初（2001年4月）は、東京・霞ヶ関の法務総合研究所にあったICDですが、半年後に、大阪・中之島に中之島合同庁舎が完成したのを機に、ICDも大阪に移転しました。以来、2017年10月に東京・昭島に移転するまで、約16年間にわたり、ICDの事業は、大阪をベースに行われてきました。

3. 大阪時代

大阪のICDは、中之島合同庁舎（大阪高等検察庁や大阪地方検察庁と同じ庁舎）の4階に、部長室、教官室（個室）、専門官室（大部屋）、セミナールーム、図書室等があり、2階にもセミナールームがあったほか、国際会議室も備えていました。最近では、ICD内で大阪時代を知るのは、部長や副部長などほんのわずかになりましたが、J I

¹ 法務総合研究所による法整備支援については、赤根智子国際刑事裁判所判事（元法務総合研究所長、元国際協力部長）による「法整備支援の現状と課題」（法の支配：2016年181号）に詳しく書かれており、2016年頃までについては、こちらをご覧くださいと幸いです。なお、小職のICD勤務は、2010年4月から2011年7月までの間（その後3年間ラオス駐在）と、2016年1月から2021年3月までの間であり、この期間のことが中心となることをご容赦ください。

CAの部会あるいはアドバイザーグループの会合（テレビ会議）などがあるときには、関西の先生方にICDにお越しいただき、東京のJICA本部や現地JICA事務所などと接続して会合を行っていました。

昭島の国際法務総合センターは、アジ研（UNAFEI）と一緒にになったこともあり、使用するスペースが広がっており、これと比較すると、大阪のICDは、こぢんまりとした環境であったと思います。4階の一面には教官室が並んでおり、個室でしたが、教官室のドアは通常開いており、教官や専門官が気軽に行き来をして、そこかしこで話し声や笑い声がしていました。また、部長室と専門官室との間にあるほんのわずかなスペースに小さなソファが置かれており、コーヒーなどを入れに来た職員同士がちょっとした情報交換、意見交換を始め、気づくと4、5人が集まっているようなことがしばしばありました（なお、余談ですが、中之島の庁舎は空調が整っているはずなのに、4階の執務室は、冬の寒さが大変厳しく、空調では、足元からの寒さが耐えられないほどであったことが印象に残っています。）。

大阪にICDがあったことは、もちろん、東京と離れている故の不便さなどがありましたが、一方で、場所は大阪の梅田の近くであり、アクセスは良く、買い物や食事をする場所も多くあって、研修等で来日する研修員や会合等に来ていただく先生方にはそれなりに評判は良かったと思います。来日した研修員の方々の懇親会も付近の居酒屋を始め、さまざまな場所で行い、交流を深めました。国際民商事法センター（ICCLC）の御協力で、研修期間の土日に、研修員を観光に案内していましたが、人気の京都や奈良へ行くことはもとより、時には、須磨に海水浴に行くなどして、息抜きをしつつ、日本滞在を楽しんでもらいました。

なお、ICDの執務室等があった中之島合同庁舎の4階は、現在、大阪地方検察庁が使用するスペースとなっています。

4. ICDの体制

さて、ICDの体制について目を向けると、創設当時は、部長のほか、教官5名、専門官9名でした。その後、業務が増大し、教官が長期専門家として派遣される対象国も増えるに伴い、ICDの人数も増えていきました。ICDの教官は、長期専門家派遣等の事情により流動的ですが、現在は、部長、副部長、教官約10名といった体制になっています。専門官室は、組織の変更があり、アジ研と共通の国際事務部門となっています。

人数以外にも、体制における変化として、裁判官出身教官の増員を挙げることができます。ICDには、裁判所から法務省に出向してICDの業務を行う裁判官出身の教官がいますが、それまで1人だった教官が、2013年（平成25年）度から2名に増員されました。各国の裁判所との間で協力する案件や調停等裁判官としての経験が有益な業務は多く、支援対象国が増える中、裁判官教官の関与する場面が多くなり、最高裁判所に御協力いただきました。現在も、裁判官出身の教官には、多くの国を横断的に担当

してもらい、大変活躍してもらっています。また、2021年5月から、弁護士の方1名にも非常勤職員として、ICDに加わってもらうことになりました。支援のニーズが多様化、専門化する中で、様々なバックグラウンドや専門性を持つ人材が協力して、より効果的な支援を実施できればと考えています。

一方、JICAの長期専門家としての派遣も行われてきました。法務省からの派遣は、2000年（平成12年）からですが、当初、ベトナムに検事と裁判官出身（派遣時は検事）の長期専門家が派遣されたのを皮切りに、その後、ラオス、カンボジアへと派遣国が増加し、派遣される人数も増えていきました。これまで法務省からは、ベトナムに23人、ラオスに8人、カンボジアに13人、ミャンマーに4人、インドネシアに5人の長期専門家が派遣されており、合計で53名になります。最近では、多い時には、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアに合計9名程度、法務省から派遣されて活動するようになりました。法務省から派遣される長期専門家は、検事、あるいは、裁判官出身で検事に転官して派遣される方が中心ですが、かつて、保護観察官で派遣された長期専門家もいますし、最近でも、法務省民事局出身者（元ICD教官）が、長期専門家として派遣されています。今では、こうした長期専門家として海外で法整備支援を行いたいと考えて、ICDへの異動を希望する若手検事もいます。

5. 各国との協力関係

- (1) 各国との協力関係については、これまで、何度か活動状況を概観したICD NEWSの記事があります。例えば、2004年7月のICD NEWS16号において、特集「各国法整備支援の状況」として、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン及びモンゴルに対する支援の状況が、ICD教官やJICA専門家等によって書かれています。また、2008年12月のICD NEWS37号においても、特集「各国法整備支援の状況」として、ベトナム、カンボジア、中国、インドネシアについて紹介しています。各国との協力については、本号の特集記事においても、多くの方々に寄稿していただきました。

当初、ベトナムから始まった協力関係ですが、カンボジアやラオスに広がり、ウズベキスタンやインドネシアなどに対する支援も比較的早い段階から行われてきました。わが国に対する法整備支援の要請の高まりを受けて、2001年にICDが創設されました。その後も支援対象国は増え、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー等に対する支援が始まりました。比較的新しい支援対象国としては、南アジアのバングラデシュやスリランカを挙げることができます。

- (2) こうした支援の中心的な活動は、JICAによるプロジェクトを始めとする支援のスキームですが、プロジェクト等の支援には一定の期間があります。この点、ICDの協力は、小規模なものです。比較的柔軟に行うことができ、プロジェクトが終了した国の機関、関係者との間で、さまざまな形で協力関係を維持し、それがその後プロジェクトの再開につながったこともありました。ラオスに関して、最初のJICA

プロジェクト終了後、2008年から2009年にかけて、名古屋大学と協力し、同大学に留学しているラオスからの留学生（公務員）を交えてのシミュレーションワークショップを実施し、その後、2010年からの新しいJICAプロジェクトにつながっていったことがあります。また、インドネシアに関しても、JICAプロジェクト終了後の2010年から2015年まで、ICDにおいて、インドネシア最高裁判所との間で独自に人材育成に関する協力等を行いました。こうした協力は、2015年からのインドネシアでの新プロジェクトに有益であったと思います。一定の期間での目標達成が重要なことは確かですが、それだけではない継続的な支援、人的交流が日本の法整備支援の良さの一つであり、相手国から評価されているといえると思います。ICDの重要な役割の一つは、JICAプロジェクトや本邦研修等への協力ですが、こうした役割も重要な活動の柱になっていると思います。それは、単にプロジェクトとプロジェクトとの間をつなぐばかりではなく、新規に支援対象となる可能性のある国を含めて、新たなニーズを調査・把握し、支援の幅を広げたり、本格的な支援につなげていったりする場面でも同様であり、引き続き、そうした役割を果たしていくことを期待しています。

- (3) さて、支援対象国が増えるに伴い、関係者を日本に招いて実施する本邦研修の回数も増えていきました。現在は、コロナ禍のために来日しての研修が実施できていませんが、それ以前は、JICAの本邦研修（ICDが委託を受けて実施するもの）と法務総合研究所が招へいする共同研究を合わせると、年に20回以上の研修・共同研究を実施していました。本邦研修を実施する支援対象国の増加のみならず、一国のプロジェクトにおいて、実施機関が複数あったり、活動ごとのワーキンググループがあったりして、一つの国で年に3～4回の研修等が予定されることもあります。一時は、ICDのキャパシティ等を勘案して、受け入れる本邦研修の数を絞らなければならないときもありました。本邦研修は、参加する研修員にとっては貴重な機会であり、その期待は大きいものですし、多くのことを学んでいこうとする彼らの熱意は大変なものです。また、現地での活動を促進するものとして、長期専門家からもその効果が期待されている機会だと思えます。こうした本邦研修は、ICDの人員だけでできることではなく、外部の有識者、専門家の方々の御協力を得て、実施してきました。ICD創設以降では、累計約220回、参加人数は、2,000名を超えます（なお、ICD創設前にも、法務省として実施していました。）。このように本邦研修等を実施してこられたのも、研究者、法律実務家、企業、国・地方公共団体その他多くの関係者の方々が、お忙しい中、講義や訪問の依頼を受け入れてくださり、御協力いただいたからにはかなりません。本当に感謝申し上げます。なお、最近ではあまり知られていませんが、当初は、マルチでの研修（複数国から研修員が参加して行う研修）を実施していた時期もありました（国際民商事法研修・2007年まで）。また、2008年から2013年にかけて実施した中央アジア法制研究では、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタンの4か国が参加しており、地域的な枠組みで実施

していました。

- (4) とはいえ、ICDの活動は、2国間での協力関係が中心です。こうした2国間の協力関係において、最近、積極的に行っているのが「協力覚書」(Memorandum of Cooperation)の締結です。2018年12月に、法務総合研究所とラオス国立司法研修所(National Institute of Justice / NIJ)との間で締結したのを皮切りに、2019年7月に、ウズベキスタン最高検察庁アカデミー、2020年1月にカンボジア・王立司法学院(Royal Academy for Judicial Professions / RAJP)との間で、それぞれMOCを締結しました。

こうしたMOCという形式をとる以前から、日韓でのパートナーシップ共同研究やベトナム最高人民検察院との間の交換プログラム(日越司法制度共同研究)といった二国間協力関係を構築してきたのですが、MOC締結という形を希望する相手国・機関が多くあり、また、日本の法務省も司法外交を施策として積極的に推進しており、MOC締結を協力関係の発展に役立てています。こうしたMOCは、必ずしも何らかの支援を約束するものではなく、対等な関係で、友好・協力関係を発展させようとするものですが、一方で、さまざまな知見が求められているところであり、相手機関のニーズに合わせて、ラオス・NIJとの間では、刑法に関するセミナーを実施し、ウズベキスタン・最高検アカデミーとの間では、犯罪白書作成を支援し、カンボジア・RAJPとの間では、民事法に関する協力を行っています。

なお、ICDの活動が拡大傾向にあるのは、相手国からの要望というのがありますが、国の施策とも無関係ではありません。2009年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」(2013年に改訂)は、法制度整備支援を行う上で未だに重要な指針ですし、その後、政府の重要施策である「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる骨太の方針)においても、「法制度整備支援」の推進が盛り込まれるようになり、法制度整備支援事業の意義、重要性が認識され、高まっています。

6. その他継続的な活動

そのほかにも、ICDは、JICAやICCLCなど関係機関の皆様とともに、さまざまな活動を継続してきました。

法整備支援に関わる関係者が一堂に会する場として開催している法整備支援連絡会は、2000年に第1回を開催し、毎年多くの方々に御参加いただきながら、2021年6月に第22回を迎えています。

ICD NEWSも、2002年1月に創刊号を発刊して以来、継続して刊行しています。活動を記録し、資料として残すことはもとより、最近は、外国法制の動向、研究成果を発信する場としても活用していただいています。亡くなられた横田洋三先生も、以前、ICD NEWSをお届けした際、「大変良いものだから大学などでも使ったらよいし、周りにも薦めておく」ということをおっしゃってください、私自身、大変励まされたことを覚えています。ICD NEWSは、印刷は外部業者ですが、企画、執筆

依頼、原稿のチェック等は、ICDの職員が行っており、日本語版を年4回、英語版を年1回、スケジュール通りに発刊することは、実は、結構大変な作業です。担当教官、専門官を中心に、職員が分担して進めています。特に、担当する専門官はよく頑張ってくれていますので、あえて記しておきたいと思います。

また、ICCLCに御協力いただきながら実施している日韓パートナーシップ共同研究（当初は、「パートナーシップ共同研修」）は、1999年から継続的に実施しており、既に20回を迎えてなお続いています。同じくアジア・太平洋法制研究会についても、関西を活動の拠点として、テーマごとに3年程度の研究会を実施してきており、現在、第10回の研究会を行っているところです。

7. 人材育成

もう一つ、法務省・ICDが力を入れて取り組んでいることとして、法整備支援に携わる人材の育成があります。

若い人たちに広く法整備支援に関心を持ってもらうために企画されたのが、2009年に始まったシンポジウム（私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力）であり、以後、多少形を変えつつも、名古屋大学、慶應義塾大学等と協力・連携しながら、今も実施しています（ICDは、主に、シンポジウム「法整備支援へのいざない」を企画・実施）。そのほかにも、大学等と協力して、法整備支援に関する講義を積極的に行っていますし、インターンシップ等として、司法修習生、大学院生、大学生を受け入れています。

内部的には、法務・検察職員を対象に、2009年（平成21年）から、国際協力人材育成研修を実施しており、法整備支援が実施されている国を訪れるなどして、支援の現場を直接見聞きした職員が、その後、ICDに所属し、法整備支援に携わるケースが増えてきています。実際、この研修を受けた研修員から13名がICD教官になっています。

もちろん、ICD職員は、公務員として、人事異動は避けられないのですが、一度法整備支援に携わった職員が、検察等の現場に戻った後に、再び法整備支援を始めとする国際協力業務に関わるケースも増えてきています。

8. まとめ

私自身が把握していることは、ICD20年の歴史のごく一部でしかなく、より長い期間関わっていただいた方々がたくさんいらっしゃいます。そうした皆様の御理解・御協力により、1年1年を積み重ねて、ICDは、20歳を迎えることができました。これからも、みなさまのご支援をいただきながら、相手国の人々のためにできることを着実にやっていくことが大事だと思っています。引き続き、どうぞよろしく願い申し上げます。

ベトナム支援について ～概説記事～

国際協力部教官
河野 龍三

1 はじめに

これまでICD NEWSには、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）に対する法整備支援に関して多くの記事を掲載してきた。国際協力部ウェブサイトにおいては、2002年1月の創刊号から2021年3月の第86号まで100を超える記事を検索可能である¹。ベトナムは日本による法整備支援の初めての相手国であるが、1996年以降、現行も含めて大きく7つのJICA（前国際協力事業団、現国際協力機構）のプロジェクト活動が実施され、合計38名の長期派遣専門家が派遣され²、プロジェクト開始前の1994年から数えて65回の本邦研修が実施された。

本号では当部創設20周年という節目に際し、支援の歴史の長い3か国について概説記事を掲載することとした。本稿の意見にわたる部分は私見であり、当部の見解でないことはもとより、紙幅や筆者の能力の制限からおおよそ概略的な内容にとどまることをご容赦いただきたく、各項目の詳細については脚注に示した文献を参照されたい。また、本年3月発行のICD NEWS英語版にも、ベトナム支援を振り返る記事が掲載されている³。

2 プロジェクト開始前

ベトナムが1986年にドイモイ政策を採用し、市場経済化を目指す過程で1992年に日本に支援を求めたこと、名古屋大学の森嶋昭夫教授（当時、現名誉教授）の助言を経て民法が起草・制定されたこと⁴、1994年10月には法務省官房秘書課によって第1回本邦研修が実施されたことなどが知られているが、いずれも国際協力部創設前の出来事であり、本稿では詳細を割愛する⁵。

3 法整備支援プロジェクト

(1) フェーズ1

JICAのODA（政府開発援助）予算による技術協力プロジェクトとしての法整

¹ http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html。初代国際協力部長の尾崎道明氏の時代の創刊号からバックナンバーが全て公開されている（2005年度までは隔月、2006年度以降は年4回の発行）。また、多くの関係者のご協力の下、ベトナムの主要法令の和訳がなされ、「ベトナム六法」として収録されている。

² 内訳は、検察官11名、裁判官11名、弁護士10名、法務省1名、業務調整5名である。

³ 79頁以下の「A QUARTER OF A CENTURY WITH VIETNAM」。

⁴ ベトナム初の民法典であり、1995年民法と呼ばれる。

⁵ プロジェクト開始前の状況については、本号の山下輝年氏（元国際協力部長、2010～2012年）の特別寄稿のほか、ICD NEWS第27号（2006年6月）16頁以下掲載の森嶋昭夫教授の第7回法整備支援連絡会の基調講演、同第20号（2005年3月）13頁以下の本江威憲氏の伊藤正ICCLC特別顧問・前会長の追悼記事等を参照。

備支援は1996年12月に開始し、1999年11月まで、「法整備支援プロジェクト」のフェーズ1が行われた。法令起草支援等を目標に、司法省をカウンターパート機関として、初代長期派遣専門家である武藤司郎弁護士が同省に派遣された。現地における活動としては、武藤専門家や短期派遣専門家による現地セミナー、社会調査等が行われ⁶、本邦研修は主に日本の民事法をテーマとして年2回程度実施された⁷。

なお、プロジェクト開始当初の司法大臣は故グエン・ディン・ロック氏、司法省国際協力局長は後の司法大臣ハー・フン・クオン氏、民法を所管する民事経済法局の局長は後の同省次官ディン・チュン・トゥン氏であり、現職の司法大臣レー・タイン・ロン氏は、同省の職員であった。

(2) フェーズ2

1999年12月から2003年3月まで⁸、同プロジェクトのフェーズ2が行われた。法令の起草のみならず、それを執行する法制度の構築及び運用主体である法曹人材の育成を目標に、1995年民法の改正も視野に、司法省、最高人民裁判所（SPC）及び最高人民検察院（SPP）を対象に実施された。長期派遣専門家は、検察官、弁護士、業務調整専門家に加え、2000年10月からは裁判官出身として初めて竹内努専門家⁹が派遣され、4名体制となった。本邦研修では、カウンターパート機関の拡大に伴い、民法改正に関するもののほか、民事訴訟法、司法制度や刑事手続などが取り扱われた。

また、2001年より、法務省とSPPとの間では年1回、相互に職員を派遣して日本セッション及びベトナムセッションを開催し、両国の刑事司法制度について共同研究を実施している¹⁰。

(3) フェーズ3

ア プロジェクト活動の概要

3か月間の経過期間において、2003年7月から後継のフェーズ3が開始され、延長を経て2007年3月まで行われた¹¹。同フェーズでは、法律を運用する人材の育成が重要であるとの共通認識の下、ベトナム政府の要請により、既存の3機関に加えて、ベトナム国家大学ハノイ校がカウンターパートとされ、法令起草支援と人材育成支援を二本柱とするプロジェクトが組成された。長期派遣専門家は、検察官、裁判官、弁護士、業務調整専門家の4名体制であった。本邦研修のテーマは、プロジェクト目標を反映し、法曹養成制度や法曹実務教育に関するものが追加され

⁶ 武藤専門家の活動状況については、本号の座談会記事のほか、同氏の「ベトナム司法省駐在体験記」（信山社、2002年3月）に詳しい。

⁷ 国際協力部創設前後の本邦研修の実施状況については、ICD NEWS第5号（2002年9月）125頁以下の山下輝年氏の記事を参照。

⁸ 当初、2002年11月までの予定であったが、日本の年度末まで延長された。

⁹ 現法務省大臣官房政策立案総括審議官。

¹⁰ 「SPC交換プログラム」と呼ばれる取組みであり、2016年からはUNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）において企画・実施されている（詳細は、ウェブサイト https://www.unafei.or.jp/activities/vietnam1_list.html 参照）。また、それまで国際協力部によって実施されてきたSPPの検察官等に対する本邦研修については、2014年以降、JICAプロジェクトの一環としてUNAFEIによって行われている。

¹¹ フェーズ3の活動状況の詳細については、ICD NEWS第16号（2004年7月）4頁以下の丸山毅氏の記事、ICD NEWS第37号（2008年12月）6頁以下の森永太郎（現国際協力部長）の記事を参照。

た。

イ プロジェクト活動の成果

(ア) 法令起草支援

フェーズ3は、一連の「法整備支援プロジェクト」の成果が多く認められた時期でもあった。1993年よりSPCによって起草作業が行われていた民事訴訟法と、フェーズ3からアジア開発銀行による起草支援を引き継いだ改正破産法がいずれも2004年6月に成立した¹²。全面改正への方針転換に伴いフェーズ2から持ち越されていた改正民法も、2005年6月に成立し、2006年1月より施行された¹³。他方、不動産登記法、担保取引登録令、判決執行法、国家賠償責任法については、政府・国会レベルでの意見対立等が原因でいずれも最終草案の起草に至らず、次期プロジェクトに引き継がれることとなった。

(イ) 人材育成支援

まず、司法省管轄下の法律家養成機関である国家司法学院を対象とした活動では、裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者の任官前教育に共通科目を一部導入した新カリキュラムを策定し、民法等の4つの教科書を作成した¹⁴。

また、SPCとの関係では、2006年に「刑事検察官マニュアル第I巻（公訴権の行使及び捜査活動の検察及び刑事第一審公判の検察）」が完成し、検察官に配布された¹⁵。SPCの要請を受け、判決書の標準化及び判例制度研究に関する活動も行われ、2007年には「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」と題する研究報告書が作成された¹⁶。一方、「判決書作成マニュアル」は、最終案がSPCに提出されたが、指導部の決裁を得られず製本に至らなかった。

さらに、ベトナム国家大学ハノイ校との関係では、フェーズ2時代に長期派遣専門家がボランティア的に実施していた日本法に関する課外授業を正式なプロジェクト活動に組み込み、2004年9月には日本法講座が開講した¹⁷。

ウ 共産党中央執行委員会政治局第48号決議及び第49号決議

2005年には、ベトナム共産党において、法・司法制度改革に関する中長期的な国家戦略を定める中央執行委員会政治局第48号決議及び第49号決議（以下

¹² 民事訴訟法は、従前の国会常任委員会令を法律に格上げしたものである（詳細は、ICD NEWS第21号（2005年5月）5頁以下の特集「ベトナム民事訴訟法制定」を参照）。他方、破産法は、1993年に制定された旧法を全面改正したものが、やはり企業向けのものであり、WTO加盟準備のために整備された側面があるとされる（前掲・注11のICD NEWS第37号10頁参照）。

¹³ 2005年民法は、契約自由の原則を正面から認めたと評価され、例えば、不法行為責任における加害者の過失責任の推定規定の削除など、日本側の意見が取り入れられたものが存在する（ICD NEWS第27号（2006年6月）21頁以下掲載の野村豊弘教授の第7回法整備支援連絡会講演を参照）。他方、権利外観法理の規定の導入は見送られた。

¹⁴ 2007年より実施予定であった新カリキュラムは、そのまま実施されることはなかった。教育内容に不満を持った裁判所及び検察院が自前の養成機関による従前の任官前教育を復活させたことなどが原因とされる（前掲・注11のICD NEWS第37号12頁参照）。

¹⁵ 発行部数は8千冊、ベトナム語版及び英語版。

¹⁶ 2015年12月に導入された判例制度については、注51参照。判決・判例に関する活動については、各国のドナー活動による相乗効果があったと指摘されており興味深い（前掲・注11のICD NEWS第37号13～14頁参照）。ベトナム関連のドナー事情については、ICD NEWS第84号（2020年9月）6頁以下の枝川充志氏の記事を参照されたい。

¹⁷ 前掲・注11のICD NEWS第37号14頁参照。

「48号決議」,「49号決議」という。)が採択された¹⁸。次期案件以降,48号決議及び49号決議に沿う形でプロジェクトが実施されることとなり,後述のとおり,現行プロジェクトもこれらの実施状況に基づいて組成されているため,ベトナム支援の歴史において極めて重要な決議である¹⁹。

4 法・司法制度改革支援プロジェクト

(1) フェーズ1

2007年4月からは,新たに「法・司法制度改革支援プロジェクト」のフェーズ1が4年間の計画で開始された。同プロジェクトは,48号決議及び49号決議により指摘された立法分野や法曹三者の実務遂行能力における課題,特に中央の司法機関と地方レベルとの格差を前提に,ベトナム全土における裁判・執行実務の公平かつ一貫性を持った運用を最終目標とし,①パイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務能力の改善²⁰,②同パイロット地区での活動の知識・経験を活かした中央の司法機関による地方に対する監督体制の改善,③裁判・執行実務改善のための法令の策定,④法曹養成に必要な研修の改善などを目的とした²¹。

カウンターパート機関は,司法省,SPC,SPP及びベトナム弁護士連合会(VBF)²²であり,長期派遣専門家は,同じく4名体制であった。本邦研修は,国家賠償責任法や改正刑事訴訟法の起草に関するもののほか,裁判実務改善及び判例情報等の提供をテーマとして行われた。

フェーズ1の成果としては,2009年9月,実に3年8か月を経て判決書作成マニュアルが承認され,その後,裁判官に配布された²³。2010年には,上訴や監督審の検察等に関する「刑事検察官マニュアル第Ⅱ巻」が完成した²⁴。また,国家司法学院の関係では,執行官マニュアル等が作成された。法令起草支援においては,民事判決執行法の成立²⁵,国家賠償責任法の成立²⁶,行政訴訟法の成立²⁷,民事訴訟法の改

¹⁸ 48号決議(法制度整備戦略)及び49号決議(司法改革戦略)については,ICD NEWS第28号(2006年9月)4頁以下の伊藤文規氏の記事に日本語訳が添付されている。

¹⁹ 48号決議及び49号決議は,フェーズ2におけるJICAを含む海外ドナーの支援による調査結果を踏まえたものであるが,ベトナム自身が法・司法制度の課題を抽出・分析した点に大きな意義があるとされ,あまりに斬新なものであったがゆえ,当初は非公開とされていた(前掲・注11のICD NEWS第37号7~8頁参照)。

²⁰ バクニン省級裁判所における公判手続については,ICD NEWS第34号(2008年3月)123頁以下の中島朋宏氏の記事を参照。

²¹ ICD NEWS第34号(2008年3月)112頁以下の亀卦川健一氏の記事を参照。同記事には,創刊号以降のベトナム関係記事の一覧表が添付されている。

²² VBFは,2009年5月に設立。フェーズ1では,VBFの設立準備段階から支援を行った。

²³ 発行部数は5千冊,日本語版をJICAウェブサイトにて公開。詳細については,ICD NEWS第45号(2010年12月)151頁以下の井関正裕氏の記事を参照。

²⁴ パート1「公訴権の行使及び控訴審の検察」,パート2「公訴権の行使及び監督審の検察」,パート3「公訴権の行使及び再審の検察」,パート4「刑事裁判の執行の検察」,パート5「暫定留置,勾留,懲役刑の受刑者の管理及び観察に対する検察」から構成される。発行部数は9千冊,日本語版をJICAウェブサイトにて公開。

²⁵ 民事判決執行法は,2008年11月成立,2009年7月施行(ICD NEWS第42号(2010年3月)101頁以下の宮崎朋紀氏の記事を参照)。2014年に条項を修正,補充する改正がなされている。

²⁶ 国家賠償責任法は,2009年6月成立,2010年1月施行(ICD NEWS第42号(2010年3月)148頁以下の伊藤文規氏の記事を参照)。2017年に改正法が成立している。

²⁷ 行政訴訟法は,2010年12月成立,2011年7月施行(ICD NEWS第48号(2011年9月)154頁以下の多々良周作氏の記事を参照)。

正²⁸等が挙げられる²⁹。

(2) フェーズ2

2011年4月から2015年3月までの4年間は、後継のフェーズ2が実施された。カウンターパート機関、長期派遣専門家の体制に変更はなく、地方の実務上の課題を抽出してそれを中央の司法機関が分析し、地方への指導・監督を通じて全国的な実務改善や法令起草に役立てるという手法も同様であり、新たにハイフォン市人民検察院が他機関との共同活動や法律実務家の養成のための特定エリアに指定された³⁰。本邦研修は、民事関連法の改正支援や刑事司法制度改革に関するテーマで行われた。

フェーズ2の成果としては、司法省において、改正民法草案作成のためのワーキングセッション等の実施、民事判決執行法に関する執務参考資料等の作成、国家賠償責任法を運用するための通達の策定等が、SPCにおいて、判決書作成マニュアルのレビューセミナーの実施、バクニン省人民裁判所によるワークショップ等を踏まえた刑事裁判手続マニュアル等の作成、民事訴訟法改正に向けたセミナー等の実施、破産法の改正³¹等が、SPPにおいて、刑事訴訟法改正に向けたセミナー等の実施、ハイフォン市人民検察院における実務改善を通じたSPPの指導能力強化等の活動等が、VBFにおいて、全国的な定款の改定作業、改正刑事訴訟法の「弁護」の章の起草等が認められる³²。

加えて、2013年11月には新しい憲法が成立したため³³、多くの法令を改正する必要性が生じたことも特筆すべき事情といえる。2015年10月から同年11月にかけての国会では、民法³⁴、民事訴訟法³⁵、刑事訴訟法³⁶、行政訴訟法という基本法典の改正法が成立しており³⁷、いずれもフェーズ2の活動が結実したものと評価できる。

5 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト

(1) プロジェクトの形成過程

2015年4月1日から開始し、2020年12月31日に完了した「2020年

²⁸ 改正民事訴訟法は、2011年3月成立、2012年1月施行（ICD NEWS第52号（2012年9月）48頁以下の多々良周作氏の記事を参照）。

²⁹ その他、フェーズ1の成果の詳細については、JICAの終了時評価（評価調査結果要約表）を参照されたい（JICAウェブサイトの「事業評価案件検索」で検索できる）。

³⁰ ICD NEWS第57号（2013年11月）104頁以下の西岡剛氏の記事、同第64号（2015年9月）5頁以下の川西一氏の記事を参照。

³¹ 改正破産法は2014年6月に成立、2015年1月から施行された。改正の経緯等は、ICD NEWS第61号（2014年12月）105頁以下の古庄順氏の記事を参照。

³² フェーズ2の成果の詳細については、JICAの終了時評価も参照。

³³ 2013年憲法の日本語訳はベトナム六法に収録。1992年憲法及び2001年改正については、ICD NEWS第52号（2012年9月）18頁以下の西岡剛氏の記事を参照。

³⁴ 2015年民法については、ICD NEWS第67号（2016年6月）25頁以下の松本剛氏の記事及び同第74号（2018年3月）41頁以下の塚原正典氏の記事等を参照。日本側の意見を取り入れ、表見代理類似の規定が導入された。他方で、不法行為責任における加害者の故意過失に関する文言が記載されていないなど、新たな論点がある。

³⁵ 2015年民事訴訟法については、ICD NEWS第68号（2016年9月）43頁以下の酒井直樹氏の記事を参照。

³⁶ 2015年刑事訴訟法については、ICD NEWS第79号（2019年6月）43頁以下の松尾宣宏氏の記事を参照。

³⁷ 同時期に成立した2015年刑法については、プロジェクトとして直接の支援対象としていない（ICD NEWS第80号（2019年9月）6頁以下の松尾宣宏氏の記事を参照）。

を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(以下「前プロジェクト」という。)³⁸は、延長期間も含めて5年9か月間にわたって実施された。当初は、従前の流れを引き継いだフェーズ3のような活動が想定されていたが、具体的な案件形成作業において、カウンターパート機関の所管を超えた立法過程における問題や、法規範文書(日本でいう広義の法令に相当)相互間の不整合、運用の不統一といった課題を解消するため、より上位の機関をカウンターパートに加え、全省庁横断的な法令審査能力の強化を図ることとされた。また、48号決議及び49号決議の目標年である2020年をそれまでの支援の集大成の年と位置づけ、2021年以降の日越関係を対等かつより強固なものにすることも確認された³⁹。

(2) プロジェクト活動の概要

実施期間は当初、2020年3月までの5年間で予定しており、カウンターパート機関は、司法省、SPC、SPP、VBFに首相府(OOG)⁴⁰を加えた5機関、長期派遣専門家も検察官2名、裁判官1名、弁護士1名、業務調整専門家1名の5名体制に、それぞれ拡大された。2019年10月以降は、検察官が1名減って従来の4名体制に戻った。また、国内支援機関であるアドバイザーグループ(AG)として、「裁判実務改善研究会」も活動していた⁴¹。

プロジェクト目標としては、従来からの個別法令の整備、民事・刑事実務の改善等に加え、法令相互間の不整合の抑制・是正、統一的な運用・適用が正面から掲げられたが、法令の不整合といってもその原因は複数存在し⁴²、それらが省庁をまたぐ場合もありうる。しかも、司法省だけでも複数部局が対象となることから⁴³、PDM上のプロジェクト活動は多岐にわたっていた。さらに、ベトナムの立法過程を規律する法規範文書発行法について、下位規則を含めて制度及びその運用実態を把握・理解することも求められていた⁴⁴。

本邦研修は、このような広範なプロジェクト活動の内容を受け、法令の整合性確

³⁸ 英語名は、「The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020」であり、頭文字の略称「PHAP LUAT」はベトナム語の「Pháp Luật (法令)」を意味する。JICAと全カウンターパート機関との合意議事録(R/D)の締結日は、2015年2月3日付けである。

³⁹ プロジェクト形成過程の詳細については、前掲・注30のICD NEWS第64号5頁以下の川西一氏の記事を参照。

⁴⁰ 首相府(Office of Government)は、司法省とともに、法規範文書に関して事前審査、事後審査及び整備・運用状況の監督権限を有している(ICD NEWS第67号(2016年6月)151頁以下の松尾宣宏氏の記事を参照)。

⁴¹ 当時の委員長は、元東京高等裁判所部総括判事の村上敬一氏である。

⁴² ICD NEWS第64号(2015年9月)38頁以下の松本剛氏の記事を参照。

⁴³ 改訂前のPDMでは、司法省だけで窓口部局の国際協力局(ICD)以外に、国際法局(ILD)、国家賠償局(SCD)、民事経済法局(CED)、国家担保取引登録局(NRAST)、民事判決執行総局(CJED)、法整備総務局(GALD)、法規範文書事後検査局(BPR)、行政違反処理管理・法令施行監視局(BLEM)が対象機関であった。改訂後には、個別法令関連のCED、NRAST、CJEDと、法令の整合性関連のGALD(法規範文書発行法を所管)、BPR(発行済の通達以下の法規範文書の検査を担当)、BLEM(施行された法規範文書全てについて施行状況を監督)の6部局になった。

⁴⁴ 2008年法、2015年法については、ICD NEWS第64号(2015年9月)24頁以下の渡部吉俊氏の記事を参照。なお、2020年には「法規範文書発行法の条項を修正、補充する法律」(63/2020/QH14)が成立している。

保⁴⁵のほか、調停⁴⁶、判例制度や刑事争訟原則⁴⁷、担保取引まで、幅広いテーマで実施された。

(3) PDMの改訂及び期間の延長等

前プロジェクトは、2018年1月の中間レビューにおいて、PDMの表現が曖昧ゆえに目標や成果が拡大解釈され、活動の取捨選択が困難で場当たりの活動に陥っていることが指摘された。そこで、2019年1月にはPDMが改訂された⁴⁸。また、2017年度にはJICAの予算が逼迫する問題⁴⁹が生じ、予定どおりの活動が困難となったことなどから、2019年11月、プロジェクト期間の延長が合意された。

加えて、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、人の集合や移動、カウンターパート機関との往来が断続的に制約されており、長期派遣専門家についても一時帰国を余儀なくされ、再赴任の際にも隔離措置を義務づけられるなどした。

これら、プロジェクト活動に影響を与えた事情が存在したものの、前プロジェクトにおいては、カウンターパート機関との次期案件の交渉と並行して、PDMに定められた活動を遂行し、2020年12月の最後の合同調整委員会（JCC）においてプロジェクトの終了報告がなされた。

(4) プロジェクト活動の成果

前プロジェクトについては、カウンターパート機関も多く、活動領域が広範囲であったことから、多くの成果を指摘することが可能である。詳細については、今後公表されるであろうJICAの報告書を確認する必要があるが、その一部を示せば次のとおりである。

ア 法規範文書の整合性確保及び統一的運用・適用（改訂PDMのサブ・プロジェクト1関係）

- ・2020年改正法規範文書発行法の制定、法規範文書制定手続に関する2020年政府議定154号（改正）の制定
- ・法令施行状況監視に関する2020年政府議定32号（改正）の制定

イ 民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備の促進（同サブ・プロジェクト2関係）

- ・契約法、財産権保護に関する首相への提案書作成、義務履行担保に係る2021年21号政府議定の制定⁵⁰
- ・民事判決執行法の施行細則である2020年33号政府議定（改正）の制定、

⁴⁵ 法令の整合性確保をテーマとした本邦研修については、ICD NEWS第78号（2019年3月）90頁以下の小谷ゆかり氏の記事を参照。

⁴⁶ 調停をテーマとした本邦研修については、ICD NEWS第76号（2018年9月）171頁以下の鈴木一子氏の記事を参照。

⁴⁷ 争訟原則をテーマとした本邦研修については、ICD NEWS第72号（2017年9月）170頁以下の梅本友美氏の記事、同第81号（2019年12月）131頁以下の鈴木一子氏の記事を参照。

⁴⁸ 改訂前後のPDMの比較については、ICD NEWS第78号（2019年3月）5頁以下の塚部貴子氏の記事を参照。

⁴⁹ 詳細は、2018年12月3日付けの独立行政法人国際協力機構予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書を参照。

⁵⁰ 司法省の関係では、国家担保取引登録局（NRAST）が主管する財産登記関係の支援も行っていたが、特に不動産登記については土地を所管する天然資源環境省（MONRE）との所管の問題もあり、今後の課題とされている。ICD NEWS第69号（2016年12月）74頁以下の松尾弘教授の記事、同第72号（2017年9月）58頁以下の川西一氏の記事等を参照。

2019年判例選定等に関するSPC裁判官評議会04号議決(改正)の制定⁵¹、2020年調停対話法の制定等

- ・刑事検察官マニュアルの改訂
- ・弁護士職務倫理規程の改正⁵²
- ・SPC、SPP及びVBFによる刑事争訟原則に関する共同活動の報告書の作成⁵³

これらのほかにも、ベトナム側の要請に応じて、多様なテーマについて現地セミナーが多数行われた⁵⁴。

ウ 各カウンターパート機関による2021年以降に実施すべき活動の特定・分析(同サブ・プロジェクト3関係)

各カウンターパート機関における48号決議及び49号決議に基づく2020年までの法・司法改革の総括及び課題等に関する報告書が作成された。また、それらに基づく実質的な活動は現行プロジェクトに発展的に継承されている。

(5) 日越関係の展望

2020年10月19日、菅義偉内閣総理大臣が訪越し、グエン・スアン・フック首相(当時、現国家主席)と首脳会談を実施した。その際、両首相相会の下、山田滝雄駐ベトナム日本国大使とレー・ティン・ロン司法大臣との間で、日本の法務省とベトナム司法省との協力覚書(MOC)が交換された。

また、同年12月10日、新規プロジェクト(2021年1月開始の現行プロジェクトのこと)のローンチング・セレモニーがハノイで開催された。日本の上川陽子法務大臣が記念式典にオンラインで参加し、ロン司法大臣とともにスピーチを行った。

このように、日越関係は30年近い法整備支援活動を経て強固に、かつ対等になっており、今後は、ポスト・プロジェクトを見据えながら新たな協力関係を構築していく段階にある。

6 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

現行プロジェクトである「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」⁵⁵は、2021年1月1日から2025年12月31日まで、5年間の計画で開始された。

本稿では、紙幅の制限から概要の紹介のみ行う。カウンターパート機関は共産党中央内政委員会(CIAC)⁵⁶を加えて合計6機関に増え、長期派遣専門家は、検察官出身のチーフアドバイザー、弁護士の専門家、法務省民事局出身の専門家、業務調整専門家

⁵¹ 判例制度の導入については、ICD NEWS第73号(2017年12月)29頁以下の酒井直樹氏及び鎌田咲子氏の記事を参照。2021年5月時点で43件の民事・刑事等の判決・決定が、判例として選定・公開されている。

⁵² ICD NEWS第83号(2020年6月)14頁以下の枝川充志氏の記事を参照。

⁵³ ICD NEWS第86号(2021年3月)6頁以下の長橋正憲氏の記事を参照。争訟原則の導入による弁護人の位置づけの変化については、ICD NEWS第81号(2019年12月)13頁以下の枝川充志氏の記事がある。

⁵⁴ 例えば、2019年8月には、新設された家庭・未成年者法廷に関する専門的知見を提供する現地セミナーを、国際協力部教官も参加して実施した。

⁵⁵ 英語名は、「Enhancing the Quality and Efficiency of Developing and Implementing Laws in Vietnam」である。

⁵⁶ Central Internal Affairs Committee。共産党中央執行委員会に対して内政・汚職防止・司法改革に関する助言等を行うための専門業務機関。

の4名体制である。プロジェクト目標は、「法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する」ことである。プロジェクト活動の大きな特徴は、第1段階として、ベトナムの法・司法制度改革戦略（48号決議及び49号決議）やこれまでの日本の支援の成果を踏まえて、法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を1年程度で特定し、第2段階として、課題解決のために設置されたワーキンググループ（WG）が、ハイレベルを巻き込みながら具体的な解決策を検討・提案するという、2段階スキームを採用していることである。また、これらの活動を通じて、日越の法・司法機関の幅広い連携の促進も図ることとされており、前述した未来志向の日越関係が意識されているものといえる。

いずれにせよ、ベトナム側が自国の法・司法制度の課題を自ら抽出・選定し、その解決策についてカウンターパート機関が議論を主導するという、他国の支援では見られないチャレンジングな取組みである。国際協力部としても前例にとらわれることなく、できる限りの協力をしていきたい。

7 おわりに

先日、ベトナム司法省から国際協力部長宛てに、創設20周年を祝うレターが送られてきた。差出人は、かつての司法省職員、現在の同省国際協力局長のグエン・フー・ヒュエン氏である。当部の部長は、長期派遣専門家として2004年から2007年までベトナムに派遣されていたため、2人は当時からのパートナーである。日越間の人と人とのつながり、国と国との信頼関係が、法整備支援を通じてますます発展していくことを祈念している。

【特別企画】
ベトナム・オンライン座談会
～20年で変わったこと，変わらないこと～



武藤司郎弁護士



左：枝川充志専門家，右：横幕孝介専門家

【目次】

I 初代長期派遣専門家の体験談	34
II これまでの法整備支援を振り返って	36
III 人材育成の観点	40
IV 長期派遣専門家の役割	42
V 今後の展望	44

【参加者】※敬称略

○武藤司郎

弁護士（1994年登録）。

西村あさひ法律事務所ハノイオフィス・カウンセラー。

2012年からハノイに駐在。ベトナム日本商工会法務小委員会委員長として、2015年の投資法の改正や、官民連携パートナーシップ法（通称PPP法）の制定等ベトナムの重要法案の改正・制定に貢献し、現在は、日越共同イニシアティブの投資法・企業法、土地法のワーキングチームのリーダーとしても活動。

日本政府によるベトナム法整備支援の初代長期派遣専門家として、1996年12月から2000年4月までベトナム司法省に派遣される。

○横幕孝介

検事（2001年任官）。

元法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官、2016年2月から2018年3月まで長期派遣専門家。チーフアドバイザーとしてインドネシアに派遣。

2019年12月から長期派遣専門家チーフアドバイザーとしてベトナム派遣中。

○枝川充志

弁護士（2008年登録）。

国際協力事業団（当時、現国際協力機構（JICA））退職、法律事務所勤務を経て、JICA国際協力専門員（法整備支援）。

2018年4月から長期派遣専門家としてベトナム派遣中。

【司会】

○河野龍三

検事（2010年任官）。

ベトナム担当のICD教官。

※本座談会は、2021年3月29日にオンラインで実施されたものです。

※写真は、本座談会時に撮影されたものではありません。

○河野 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ICDは、今年で創設20周年を迎えました。ICD NEWS 6月号において特集を組んでおりますが、支援の歴史が最も長いベトナムに関しては、特別企画として、初代長期専門家であらっしゃる武藤司郎弁護士、現在の長期専門家である横幕検事、枝川弁護士のお三方で、オンライン形式による座談会を開催したいと思います。

I 初代長期派遣専門家の体験談

○河野 まず、武藤先生に、ベトナム赴任当時の体験談を伺いたと思います。ベトナムは、日本政府が初めて正式に法整備支援を開始した相手国です。その初代の長期専門家ですから、色々ご苦労があったのではないのでしょうか。

○武藤 1996年当時は、ドイモイ政策がようやく軌道に乗った頃でしたが、ノイバイ空港の建物はまだバラックのような作りで、ロシア製の車やたくさんの自転車が走っていました。執務室は司法省内にあったのですが、2国間の援助プログラムの外国人専門家が司法省内にオフィスを持つということに対して、当時のベトナム政府が警戒をしており、そのため、赴任当初は、司法省側から「週2日しか司法省のオフィスには来ないでくれ。」と言われていました。すでにUNDPからアメリカ人の弁護士が司法省に派遣されて、司法省内にオフィスを構えていたのですが、日本専門家のように、2国間の援助プロジェクトで省内に外人専門家が常駐することを許すと、ドイツ

やカナダ、スウェーデンなど、すでに司法省に対して援助プロジェクトを実施している他の援助国からの同様の要請を受けることをおそれていたようです。

これは、後の話ですが、ホーチミンに社会調査に行ったときに、ベトナム政府の役人に対して反感をもっている人々がお多い南部ということで、私が農村部に行ったときには、私服の公安を護衛に付けてくれたり、ハノイの郊外では、調査チームの学生が、韓国系の投資家が開発許可を取ったゴルフ場の予定地となっていた村に調査に入ったところ、土地の明け渡しに反対している村人らにスパイと間違われて監禁されてしまい、その身柄を受け取りにゆくことがあったりした、そんな時代でした。

しかし、日本でのキャリアを捨てて海の物とも山のものとも知れないベトナムに来たのですし、土地登記や担保の政令など、民法の施行規則の制定への支援も早速実施しなければなりません。他方、ベトナムの私法に関する文献は全然なく、既存の法令の実務がまるでわからないので、それをヒアリング調査で調べる必要もありました。また、民訴法、破産法、独禁法など、日本から短期専門家を招へいする多くのセミナーのアレンジもしなければならず、業務はたくさんありました。

そのため、当初は週2日の出勤を守り、司法省に行かないときは、商業省や中央銀行や裁判所など、法律関係の別の官庁に行って情報の収集をしたりしていたのですが、そうすると、今度は、司法省から、お前は司法省派遣の専門家なのだから、他の官庁に行くひまがあったら、司

法省内で民法に関するセミナーでもやれと言われて、むしろ私の囲い込みに回るようになり、「週に2日のみの出勤」という話は、いつのまにか消えてなくなりました。

○河野 ベトナムに派遣されて、一番よかったと思うことは何ですか。

○武藤 「人」というアセットを得られたことですね。



当時のカウンターパート機関、司法省の国際協力局長は、後に司法大臣となるハー・フン・クオンさんでした。奥様のグエン・ティ・ビック・バンさんも司法省の経済法を専門とする幹部で、ご自宅にお邪魔したり、ご夫妻と2人のお嬢さんをうちに呼んで私の妻の手料理を振る舞ったり、日本ご出張の際には、拙宅や所属事務所を訪問していただくなど、家族ぐるみの付き合いをさせてもらいました。私が2012年から2013年には、この奥様が設立されたAPACという法律事務所に出向し、奥様とは再び一緒に仕事をし、出向終了後も、所属事務所の提携先の法律事務所として、政府からラ

イセンスを取得する案件や、訴訟・紛争案件などで、引き続き一緒に仕事をさせてもらっています。もう20年来のお付き合いです。

民法のメイン・ドラフター、デイン・チュン・トゥンさんも、私が知り合いになれたベトナム人の1人です。彼は、後に司法省次官になり、現在は顧問という要職に就いていますが、今でも交流があります。

ベトナム人は、日本人より優れたものを持っています。それは、「人生の本当の幸せは、個人が豊かになり、友達や家族と楽しく過ごすことだ。」という哲学を皆がもっていることです。ベトナム人は、日本人のように滅私奉公で、サービス残業を続けたり、過労死しても会社や役所のために働くことはしません。私がお付き合いをしてきたベトナムの高官達はみな勤勉で優秀で、その方達とよく一緒に山や海に旅行に行ったり、お酒を酌み交わしたりしましたが、皆さん、仕事が忙しいながらも、個人の生活をエンジョイすることも上手で、仕事と家族と個人の生活のバランスを取ることがうまいのです。ベトナムに来て改めて、幸せな人生とは何なのかということのを再認識した次第です。

○枝川 現在、対ベトナム法整備支援に携わっている主な開発援助機関というと、EU、KOICA（韓国国際協力団）、GIZ（ドイツ国際協力公社）、UN関係機関となりますが、武藤先生が赴任されていた当時は、どのような機関が協力を行っていましたか。

○武藤 UNDP（国連開発計画）、CIDA（カナダ国際開発庁）、GTZ（ド

イツ技術協力公社，G I Zの前身)，S I D A（スウェーデン国際開発協力庁）など，日本と同じく，司法省内で一室を借りて活動をしていました。UNDPの長期専門家でアメリカ人の弁護士であるジョン・ベントレーは私の赴任以前から現地にいましたが，彼とも家族ぐるみの付き合いでした。

Ⅱ これまでの法整備支援を振り返って

○河野 今回の座談会のメイン・テーマに移りたいと思います。武藤先生は現在も法律家として現地でご活躍ですが，20年前と現在でベトナムの法制度が変わったこと，変わらないことは何でしょうか。変わった点からお伺いします。

○武藤 まず，民法が良くなりました。民法に関する支援は私がいた当時からやっています。これまで2回の改正があり，2015年改正では，念願の表見代理の規定が新たに導入されましたし，動産や債権の担保については，司法省に担保登録局が設置され，中央集中型の電子担保登録制度が作られて，債務者の名称で検索をすると司法省のウェブサイトから動産や債権担保の設定状況がすぐにわかるようになり，対象の個人や企業の信用状況について，デスク上でも簡易に調査ができるようになりました。民訴法も2015年に大改正され，以前は書証は原本のみが証拠として認められ，コピーには証拠能力が認められなかったのですが，それが証拠として許容されるようになったことも大きいです。破産法も，私の司法省赴任当時は，複数の役所の代表

者からなる管財委員会の設置が義務づけられていて，処理に何年もかかるということで，破産の申立て件数が総計でも数十件と極端に少なく，使い勝手が悪かったのですが，弁護士や会計士等の専門家が管財人となる制度が導入されて，手続が改正され，相当破産の申立ても増え，処理の時間も短縮されました。その他にも，当時は，政令など，公布即施行となっていて，おまけに違反には罰則が付いていたりして，それを遵守することが不可能というような実務上の混乱を招いていましたが，法規範文書発行法が制定されて，不十分ながらも経過期間が定められるようになりました。90年代は企業の設立は，実質上，東インド会社の特許制度のような状況だったのですが，2005年の企業法により準則主義に近くなり，企業の設立は飛躍的に容易になりました。また，2005年の投資法の制定により，外国投資家が原則的に別扱いされていた内外投資家の峻別がなくなり，投資は許可ではなく登録制度になって，投資の規模に応じて当局の審査が軽減されるなど，全般的に見て，法制度は1990年代より明らかによくなっています。現地の日本企業も，そのように感じているはずですが，これら多くの法制度が改善されたことは，法整備支援の目に見える成果だと思います。

しかし，忘れてはいけないのは，日越間の人的信頼関係です。カウンターパートだった職員が政府の幹部になっていき，今でも家族ぐるみの付き合いができる。これまで，多くの長期専門家が派遣されたことと思いますが，1人1人がベトナム側と着実に信頼関係を構築してき

たことも、大きな成果ではないでしょうか。

○河野 次に、変わっていないこと、現在の課題と言ってもよいと思いますが、いかがでしょうか。

○武藤 そうですね、民法などの基礎法の規定は、一般性、抽象性が不可避的に高いというところがあるので、日本などの先進国でも曖昧なところがあるのが避けられず、それを、判例や権威ある教科書・コンメンタールなどで補完して、解釈の統一や予見可能性を担保していると思いますが、ベトナムの場合は、判例の公開が始まったばかりで集積がなく、公開された判例の質も今ひとつで、大規模投資案件や商取引に役立つような判例がほぼないとか、権威ある教科書・コンメンタールが存在していないという大きな課題があります。例えば、離婚や土地売買といった生活に密着した行為については、近時最高人民裁判所が公開しはじめた判例がある程度はありますが、特に外国投資家が依拠したいような民事・商事の取引や大型プロジェクトの契約紛争に関する判例は少なく、まだそれに関する判例はほとんど集積されていません。また、民法や商法や、民事訴訟法、刑事訴訟法などの基礎法について、判決を裁判官や、有権解釈をする政府の役人が依拠できるような法律の教科書やコンメンタールのようなものが存在しません。例えば、ある工業団地内の開発業者が団地内に自家発電施設を有していて、それが過失によって火災事故を起こして、電気を購入した団地内の入居企業や、そこに働く労働者や、近隣住民に損害を生じさせた場合の損害賠償の範囲について、民

法と商法のどちらが適用されるのか、損害は直接損害だけなのか間接損害も含むのか、提訴したのが個人の場合と企業の場合でどうなるのかというきわめて基礎的な問題などについても、まだ曖昧なのです。

また、法改正が頻繁になされる弊害として、企業がこれまで合法に操業してきた地位が、法令が改正されてそれが施行されると同時に違法になってしまうという問題があります。例えば、以前は適法に定款資本の60%を保有できていたのに、法改正により50%を超えてはいけなくなった場合、経過規定があったとしても10%のみ売るのは容易ではなく、過半数を取れないならそもそも投資をしなかった場合があるわけです。

この点、投資法には、法令の変更からの投資インセンティブの保護の規定はありますが、外国投資家がある企業の定款資本の60%を保有しているというステータスは、別にインセンティブでもなんでもない「合法的な地位」なのですが、これは投資法上の法令の変更からの保護の対象にならないので、投資法上は守られないのです。

また、新法制定時の混乱という問題も引き続きあります。2019年に投資法が改正され、今年1月から施行されていますが、施行する政省令がまだできていないため、投資の登録や買収の許可をする地方の投資計画局が、ガイダンス文書がないと主張して、買収申請が止まったり、以前には求められなかった文書を求めてきたりしている状態です。

他に、商業賄賂の問題があります。ベトナムでは、それぞれの法律の制度趣旨

を考えない傾向があり、公務員と民間人による贈収賄をほぼ平行に規定してしまっているために、商業賄賂が過重に処罰される可能性があるという問題があります。民間人の賄賂を規制する趣旨は、公務の廉潔性ではなく、賄賂を支払うことによって競争法上不正な地位を得ることの禁止という不正競争の防止です。そのために、海外では通常に行われているコーポレート・エンターテイメントが、ベトナムでは、商業賄賂の規制の対象になってしまうのではないのかという懸念がでてきてしまうのです。

○河野 いくつか挙げていただきましたが、先生が特に注目されているものはございますか。

○武藤 最近、ベトナムにおいて火力やLNGの発電所等の大型インフラ案件を開発中の商社の方々に会ってお話をする機会が多いのですが、近時制定されたPPP法に関する懸念の声を聞きます。私は、ベトナム日本商工会法務小委員会委員長を務めている関係で、法案段階からPPP法に深く関与してきました。当初の案では、PPP契約の準拠法を全てベトナム法とするという規定が存在したのですが、現地法には解釈上不透明な点が多いため、案件に外国金融機関による十分な融資がつくのかといった不安が表明されていたのです。私が計画投資省にその意見を伝えたところ、この問題は同省では解決できない問題なので、国会に行って陳情してくださいと言われたので、ベトナム日本商工会の幹部の方々と一緒に陳情のため国会議事堂に乗り込んでゆきました。そして、その場でPPP法案の実質的な責任者である国会の経済委員会副

委員長にお会いして、彼に対し、「ベトナム法にはまだ不明確な点が多いので、このままでは外国金融機関がベトナムのPPPプロジェクトをファイナンスすることを躊躇し、その結果、外資の民間企業が、ベトナムにおいて、発電所などの大規模インフラプロジェクトを組成できなくなってしまうので、外国法を適用する余地を残して欲しい。」と訴えました。その経済委員会の副委員長は、東ドイツで博士号を取得した道路の技術者であった人で、PPP案件の実情もよく理解していたためか、その問題点をすぐにわかってくれて、ベトナム法の適用の例外を作るよう、ベトナム法の準拠法を強く主張している司法省や、国会のスタンディングコミッティーを説得すると述べてくれました。結局、ベトナム法をPPP契約の準拠法とするというその規定は残ったのですが、外国法を準拠法にできる例外が辛くも作られたのです。但し、この例外にも、「ベトナム法が規定しない範囲で」、かつ「ベトナムの根本原則に反しない限り」という留保がついています。特に、ベトナムには民法という全てに適用される一般法がありますので、実際、ベトナム法が規定しない範囲があるのかという疑問はありますし、ベトナムの根本原則は、ベトナムの裁判所がpublic policyに関する国際通例とはかけ離れた拡大解釈をしていて、ベトナムの省令などの下位法令の規定もそれにあたると判断するなど、裁判所による運用にも問題があります。そのような訳で、これからは、ベトナムの民法や商法の解釈の透明性の問題が、大規模な発電事業や道路建設事業に対して民間が投資をする

際など、実務上も益々クローズアップされると想定しています。

○河野 現在の長期専門家のお二人にも、ベトナム法制度の課題についてお聞きしたいと思います。前プロジェクトでは、法令の整合性確保や統一的運用を目標にしていました。支援の成果や課題についてお話しいただけますか？

○横幕 2015年4月から2020年12月まで行われた前プロジェクトでは、法令の整合性確保や統一的運用・適用に関する業務を所管する部局として、新たに司法省内の法整備総務局（GALD）、法規範文書事後検査局（BPR）、行政違反処理管理・法令施行監視局（BLEM）の3部局を対象に、法令の整合性の向上に関する活動を実施しました。法令の整合性の確保や統一的運用・適用の制度整備は、それ自体、非常に大きなテーマであり、わずか数年でその全体が解決できるというものでは到底ありませんが、その中でも、法規範文書発用法の改正における課題の洗い出し作業や、法令の事後検査業務に関する留意点の周知を繰り返し行うことを通じて、着実に問題のある法令が減りつつあることは、成果の一つと言えると思います。

他方、課題としては、法令の不整合を含め、既存の制度がうまく機能しない根本的な原因がどこにあるのかということについての突き詰めた検討に至らないまま、生じた問題の対処を現場で繰り返しているようにも思われるところです。例えば、事後検査によって問題のある法令に対処することにも意味はありますが、仮に、本来事前のチェックで防ぐことのできる点が漏れているのだとすれば、そ

の点を放置したまま事後検査を繰り返すことの限界は目に見えています。カウンターパートの人たちと話してみても、事後検査による対応の社会的コストの方が高つくという問題意識は感じているようですし、そうした点にまで踏み込んだ議論ができれば、よりよい改善につながるようにも思えます。もちろん、現場の部局は与えられた業務を誠実に遂行する責任がありますので、こうした議論をどこまでできるのかについては、現場の部局のみでは対応が困難なことも出てくると思いますが、その点で、どのようにして上のレベルに働きかけていくかも、今後のプロジェクトにおける課題になると思います。

○枝川 横幕専門家が指摘されたことに加えて、法令の整合性に関連する課題としては、そもそも何をもって不整合と評価するのか、という問題の所在の特定の点から混乱があるように思えます。また、例えば一般法・特別法という法原則から矛盾なく整合的に説明できそうな法律の適用関係についても、法原則の理解と関



連して、時に矛盾していると評価されることがあります。加えて立法実態をみると、縦割りの弊害と関連し、各省庁は所管ごとにいわば「単行法」を作っているとも言ってよく、法原則の理解のみならず、こうした立法実態もまた問題を複雑化させているように思えます。

このことは例えば、2015年民法に「地上権」(267条以下)の規定が入ったのですが、天然資源環境省が所管する「土地法」及び関連政令に「地上権」の案内がないため適用できない、という議論に典型的に現れているように思えます。

○武藤 前プロジェクトでは、司法省内だけでも、複数の部局を相手にしていたことは、初めて知りました。横幕さん、大変でしたね。法令の整合性を確保するためには事前審査が重要であります。ベトナムでは法令が毎年大量に発効されているので、司法省のみでこれらの法令を一からすべて直すということは不可能だと思いますので、まずは各官庁の法令のドラフトのクオリティを上げないとうとうしようもないでしょう。各省庁のドラフターへの法学教育が不可欠です。

枝川さんのおっしゃった、縦割りの弊害は確かにあります。例えば、民法は司法省、商法は商工省の所管ですが、商法は、販売・プロモーション・販売代理等の商工省の所管する活動に適用されますが、商法が適用される商行為のように思われる建設契約など、売買に関しない行為には商法の適用がないのです。日本では、商人・商行為一般に商法が適用されるのと異なります。ベトナムでも一般法・特別法の考え方はありますが、具体的事案では単行法の考え方が出てきて、

省庁間の関係に影響を受けるため、適用法を決めるのが難しいのです。単行法を各省庁が縦割りで所管するという社会主義的な考え方が、まだ残っていると思います。

Ⅲ 人材育成の観点

○河野 ここで、少し視点を変えて、人材育成についてお話を聞いてみたいと思います。武藤先生がいらっしゃったフェーズ2当時も、法曹人材の育成促進がプロジェクト活動の成果として掲げられていました。20年が経って法律家の能力に変化は見られるでしょうか？

○武藤 政府のドラフターの起草能力はある程度、改善されていると思います。以前は、例えば、企業の新規設立の場合のみを想定して定款資本の何%までの外資比率を認めると規定している一方、既存の企業を買収する場合の規定がないため、買収の場合にどのようなになるのか不明で、その点当局に問いあわせると、思考停止状況に陥ってしまうとか、投資法が外国投資家や外国投資企業の定義をおいているのに、各規制官庁が、その管轄する事業に関する政令や省令をドラフトした際、投資法の定義に合わない独自の外国投資家や外国投資企業の規定をおいでしてしまうというように、問題のある政令、省令が多かったのですが、最近では、新設と買収の場合を書き分けるようになるなど、法令の質は以前に比べると、だいぶよくなっています。

一方で、弁護士、特に若手弁護士の能力には課題があります。彼らに起案をさせると、法律の適用、つまり、事案への

当てはめができない者が多いのです。法令はいろいろ調べて盛りだくさんに書いてくれるのですが、そこからいきなり結論になって、その法令をどのように本件の事例に適用したら、その結論になるのかを書かないのです。ハノイ法科大学でも、私の友人の国際法学科の学科長が、イギリスに行って、ILACという英米法上の法律メモの書き方の基本を学んで、それを自分の学科の学生達に教えたのですが、彼女のILACの指導を受けた学生達はこの点優秀ですが、そうでない学生は法令の当てはめが全然だめという状況にあって、彼女に言わせると、そもそもハノイ法科大学でも、先生自体がこれできていないので、その指導を受けた学生ができるはずがないとのこと。これは、私の所属事務所のみならず、他の日系の法律事務所でもベトナムに進出した法律事務所もこの点でベトナム人弁護士の指導に相当苦勞をしているようです。

もう1つ、裁判官の判決書の起案能力にも改善の余地があると思います。ベトナムで公開されている裁判例を見ると結論しか書いておらず、法令をどのように具体的な事例に適用したのかという一番肝心の法令の具体的な適用の部分が書かれていない判例が多いのです。そのため、他の事例にも適用できるような法令の適用の具体例を抽出できないという問題があります。

○**枝川** 弁護士に関連して、プロジェクト活動ではベトナム弁護士連合会（VBF）もカウンターパートの一つになっています。そこでは主にVBFの組織能力の向上という観点から、定款や職務倫理

規程の改訂に対する助言等を行っており、弁護士能力向上に直結する活動は限られています。

ベトナムの弁護士は、2013年憲法に「弁護士」という言葉が盛り込まれ、2015年刑訴法には「弁護人」に関する独立した章が設けられる等して、その地位向上が図られてきており、人数もこの10年で3倍近くの約1万4000人にまで増えました。しかし、能力向上という点では、武藤先生が指摘されるような法学教育や、実務家になってからの研修機会の有無・研修のあり方も含め、まだまだ課題があるように思えます。

○**横幕** 法曹人材の育成という意味では、前プロジェクトで実施した争訟原則に関する最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、VBFの共同活動は、少人数の法曹三者が、共通の課題についての議論を通じて活動を進める形をとった点において画期的だったと思います。近時は、ベトナム側からの幅広い法分野の専門的なニーズに対応するため、日本側の知見を共有するセミナー形式が多くなっていました。セミナー形式は、一度に多数の関係者に対して効率的なインプットすることが可能な手法として、こうした活動が必要、有益であった段階もあったと思います。他方、現在のベトナムは、そうした過程を経て、概ね法令が整備された段階に至っており、今後は、それを前提に、ベトナム側が自ら、課題に対する根本的な課題を究明し、その解決策を見出していくべき段階に至っているようにも思います。新しいプロジェクトで予定されているワーキンググループ活動は、各カウンターパートが抱える主

要な課題に対する継続的かつ掘り下げた議論を通じて、原因の分析や解決策の検討を行っていくことを想定していますが、そうした作業自体が、ベトナム側の人材育成に資することになるのではないかと思います。実際、カウンターパートの中でも、前プロジェクトで共同活動に参加したSPC、SPP、VBFは、比較的ワーキンググループ活動の考え方に対する理解を示しているように感じられますが、今後、実際の活動を進める中で少しずつそうした理解が他のカウンターパートにも広がり、ワーキンググループがうまく機能していくことを期待したいところです。

○枝川 武藤先生が言及された判例についてですが、ベトナムでは、2015年12月から判例制度が導入され、本座談会までに43の判例が選定・公開されています。通常の判決・決定も、例外を除き、2017年7月から公開されています。いずれもSPCのホームページからダウンロード可能となっています。

こうした中、現在、裁判官出身のICD教官やプロジェクト事務所のスタッフ（ハノイ法科大学日本法教育研究センター卒業生）の協力を得ながら、選定判例のいくつかを集中的に読み、その特徴をつかむべくオンライン勉強会を行っています。事実の整理の仕方に始まり、法律の解釈・適用をどのように行っているのか、何をもちて判例とし、実務ではどのように先例として活用されるのかなど、特徴や疑問等を集積しているところです。

IV 長期派遣専門家の役割

○河野 本日は、初代と現在の長期派遣専門家が一堂に会していらっしゃいます。せっかくの機会ですので、長期専門家をテーマにしてお三方にフリートークをしていただこうと思います。武藤先生からお願いできますでしょうか？

○武藤 私の頃は、長期専門家は1人でしたし、カウンターパートも司法省だけでした。現在は状況がまったく違うので、求められる能力も違うと思いますが、法律の知識と調査能力に加え、カウンターパートとの信頼関係は重要だと思います。

赴任した初日、JICAベトナム事務所の前所長から2つのことを言われました。1つは、「長期専門家はベトナム側について仲良くするのが仕事。とにかく、カウンターパートとけんかしちゃいけない。」ということ。もう1つは、「浮気をしちゃダメ。」つまり、何をしても必ずカウンターパートの司法省を通してやれということでした。当時ベトナム側は、この日本人は何をしてくれるんだろうと、私のことを引き気味に見ていました。だから、業務だけでなく、家族ぐるみで付き合っ、相手の心理をマッサージしながら少しずつ自分のプレゼンスを高めていきました。

○横幕 我々は、先輩方が築かれた信頼関係がある中で派遣されていますので、幸いにして、冒頭に伺った武藤先生のような苦労はしないで赴任することができ、本当にありがたく思います。他方、お話にあったように、カウンターパートの数が増え、扱う分野も広がるなどの変化はありますが、長期専門家に求められる



役割の本質的な部分は今も変わらないと思っています。

最近では、コロナの影響でオンライン・ミーティングが多くなりました。当たり前のようにオンラインでのやり取りが可能な今、考え方によっては、インフラ整備とは異なり、法整備支援は現地に行かなくてもできるのではないかと思う人が現れてもおかしくない状況にあると言えるかもしれません。しかし、法制度整備の協力とは、相手国にとっては、外国人に対して統治の根幹に関わる自国の弱みを見せるか否か、それに関する相手の意見を受け入れるか否か、仮に受け入れるとしてもどのように取り入れるのかという、自分の国の形を変えてしまうかもしれない次元の悩みを伴う営みでもあります。そうした領域の問題に関わる上では、やはり現地で人が直接触れ合い、相手との信頼関係を深め、維持するという素地があることは不可欠だと思うのです。日本の協力の在り方として専門家がわざわざ現地に派遣されていることの意味も、究極的にはそこにあるようにも思います。もちろん、日本の知見が最終的に先

方に受け入れられるかどうかはまた別の問題ですが、オールジャパンで提供する日本の知見について、まず先方に真剣に耳を傾けてもらえるような素地を作ること、そのような役割は武藤先生のとくと変わっていないような気がします。

○武藤 やっぱりオンラインではダメ、というのは、我々弁護士の業務でも経験がありますね。例えば、ジョイント・ベンチャーのM&Aをやるとき、日本企業側は現地職員とフェイス・トゥ・フェイスのやりとりをしないと、重要なディシジョン・メイキングはできないものです。

○枝川 カウンターパートとのコミュニケーションという点で、武藤先生はベトナム語をどのように勉強されたのでしょうか。和訳や英訳を介していると理解に齟齬があると思えるときがあり、ベトナム語を直接理解しないといけない場面があるのでお伺いしたいです。

○武藤 私の場合、1993年の修習生であった頃から、日越法律家協会に属している日本人弁護士の紹介を得て、日本やベトナムで開催されていたベトナム投資法や民法のセミナーに参加していました。どうせベトナムを訪問するのなら、ベトナム語が出来た方が楽しいと思い、週1回、日本に帰化していたベトナム人の先生についてベトナム語を勉強しており、赴任時点である程度の基礎はありました。赴任後は、後にハノイ法科大学の国際法の教授となったベトナム人弁護士に1年間、ほぼ毎日、ベトナム語の法令ドラフトを英訳したものを題材にしてベトナム法令の読み方を教わっていました。

当時、法令の英訳はほとんどなく、司法省から提示されたドラフトの内容をす

ぐに理解して、それに対してどのように日本側がアドバイスをするかを決めないと、法案はアドバイスをする間もなく、すぐに法令になってしまう状況だったため、英訳や和訳をしている時間がなかったのです。必要に迫られてベトナム語の法令を読む勉強をやっていたのです。

○**枝川** 20年前と比べて情報量が圧倒的に豊富になっている点でも我々は恵まれているように思えます。現地法令も民間の検索サイトで容易に入手できるようになっています。カウンターパート機関の日々の動向もHP(越語)にいち早くアップされるので、グーグル英訳機能を使えばその動向を把握できるようになっています。

ところで、武藤先生はお酒で苦労されたことはありますか？こちらにいますと、歓迎の意が込められているのかわかりませんが、かなり度数の強いウオッカ等を飲む機会が多いですね。

○**武藤** 幸いというか、酒は強い方です。大学生の頃、無茶な飲み方をしたのですが、まさか弁護士になってから役立つとは思っていませんでした。ただし、酒を飲んだときは注意してください。中国の人も、酔ったときの行動でその人を品定めすると言いますから。

V 今後の展望

○**河野** お話は尽きないのですが、そろそろ最後のテーマに移りたいと思います。ベトナムに対する法整備支援における今後の展望、ICDに対する期待などをお聞かせいただけますでしょうか。武藤先生からお願いいたします。

○**武藤** 先日の党大会でチョン書記長が再任され、日越関係の基本は変わらないと見ています。先ほど申し上げたとおり、まだまだベトナムの法制度には課題がありますので、形態はともかく、日本による支援は継続すべきでしょう。

ベトナムは原発の建設を国会で否決しましたが、昔は冷蔵庫やクーラーを使わなかった庶民も皆これを使うようになってきましたし、工場団地も次々と建設されていて、更には、今後大気汚染対策でバイクや自動車も電気バイクや電気自動車になったりすると、今後、電力不足になることが予想されています。LPG関連施設や発電所を建設するため、民間投資家による大規模投資が必要なのですが、PPP法の成立により、原則、準拠法がベトナム法になってしまいました。私も国会まで行って陳情したのですが、通常業務のかたわらだったこともあり、留保付きの例外規定を入れさせるのがやっとでした。

外国金融機関から大規模インフラ投資に必要な多額の融資を引き出すためには、民法など基本法令の解釈の透明性が不可欠で、そのためには公式な解釈を示すテキストブックや、裁判所の判例が必要です。インフラはすべての産業の土台であり、産業はその上に乗っかっています。インフラ整備のニーズが大きいのに、それを促進するはずのPPP法が逆に足かせになるのでは本末転倒です。

そこで、ICD、法務省など日本政府にお願いしたいのは、民法、商法などの基礎法のテキストブックの作成支援や、判決の起案能力向上支援です。ベトナムでは、法学の教授が書いたようなテキス

トやコンメンタールでは法源性がまったく認められないので、これに法源性を与えるには、テキストブックは、司法省、SPC、SPPの3機関合同の解釈本のようなものが理想です。

これと関連して、外国仲裁判断の執行承認の裁判や国内仲裁判断に対する異議申立ての裁判において問題となる、ベトナム法の根本原則や、手続き違反の解釈に関して、SPCがこの解釈を統一するために、司法省とSPPとの合同規則を策定中ですが、ベトナムの裁判所がこれらの解釈を濫用することによって、外国からよく批判を受けるベトナムの裁判所の外国仲裁判断の不承認や、国内仲裁判断の破棄を合理化するという点の支援も期待したいです。この点は、PPP契約において外国法を適用する場合の要件ともかかわりがあります。

また、ベトナムの企業法における企業の分割や合弁法制の規定が簡易すぎて実務上使えず、資産譲渡に頼っているため、手続きが煩瑣であるという問題があります。企業法の改正に対する体系的な支援も期待したいです。これは、企業法本体の規定の詳細化のみならず、企業登録・登記の政令、省令の改正まで実施しないと、実務上動かないという特性があり、ヘビーな案件です。私が司法試験に受かったときには、日本でも、会社法の規定に企業分割の規定がなく、試験問題にも、営業譲渡でこれを代替するというような問題が出ていましたが、これが日本の会社法に取り入れられたのは、私が弁護士になった後の話です。ベトナム日本商工会の法務小委員会の活動では、個別の問題にコメントはできますが、企業法

の体系的な改正になると、通常業務のかたわらでできるようなものではありません。

更には、刑法の中の贈収賄の規定で、商業賄賂の合理化についても、法令の趣旨論からの再構成を支援するというような支援も期待したいです。

あと、日越共同イニシアティブの土地法のワーキングチームで問題となっている不動産登記の改善、電子化による一般公開化の問題でも日本の支援が欲しいところです。この問題は、私が司法省に赴任したときにも扱っていましたが、日本の制度を紹介するというにとどまり、不動産登記のシステムの構築の問題には踏み込めませんでした。不動産の登記制度の構築とその実施は、土地法などの法令の制定・改正のみならず、不動産登記のシステムの構築ができないと実現しないという特性があるのですが、最近では、日本の企業もベトナムの不動産登記の電子化システムの構築に興味を示しているので、日本の法整備支援と日本の企業による不動産登記の電子化システム構築ビジネスを合体させた支援ができれば、より有益な支援が出来るのではないかと思う次第です。

日本には、これまでの支援の枠組みという強みがありますので、大いに期待したいです。

○枝川 武藤先生がおっしゃったように、日越関係は今後も続くと思います。あくまで個人的見解ですが、過去行ってきた協力の内容・結果が、ベトナムが2005年から行ってきた法司法改革における未達成課題との関連でどうなっているかの検証が必要なように思えます。

たとえば2009年に発行された「判決書作成マニュアル」などはそうした対象の一つでしょう。

また中長期的には、たとえば2020年10月19日に司法省と日本の法務省との間で交換された協力覚書を活用する等して、カウンターパート機関間同士の恒常的な協力を定着・拡大させるとともに、協力課題やカウンターパート機関をより絞った形でJICAプロジェクトを機動的に活用するなど、新たな枠組みでの取組みが考えられるように思えます。僭越ですが、ICDはそのどちらにも関与できる立場ではないかと思えます。

○**横幕** 法令の整合性をはじめ、法制度整備をめぐる課題は一朝一夕に解決できるものではなく、今後も、ベトナム側のニーズがなくなることはないでしょうし、ベトナムの法・司法制度の環境が向上していくことは、ベトナムのみならず、日本を含む諸外国にも裨益することであると思えます。また、世界が大きく動いている中、武藤先生のおっしゃっていた法制度整備支援を通じて培われる「人のアセット」の重要性は、国と国との関係づくりの上でも、今後高まることはあっても低下することはないと思えますし、そうしたアセットは、長い時間をかけて向き合う営みがあるからこそ蓄積され得るものであると思えます。一方、枝川専門家も指摘されたように、新しいプロジェクトでは、過去の日本の支援の成果をどのように有効に活用していくかという視

点も重要になってくると考えています。そのための準備として、現在、プロジェクトでは、過去約25年の活動によってプロジェクト内に蓄積されてきた資料の整理を進めているところです。併せて、プロジェクトオフィスのスタッフを増員するなどして、更なる情報入手手段の拡充に努めているほか、先ほど話に出たように、現地専門家とICD教官らとの勉強会にスタッフにも積極的に参加してもらうことを通じて、スタッフを育成することも目指しています。実際、スタッフにとっても、ICD教官らとのやり取りは刺激になっているようです。こうしたやり取りが気軽に可能となった今、ICD教官が現地でのプロジェクト活動に関与できる機会は、これまで以上に増えてくるものと思えますし、プロジェクトとしても、それを念頭に置いた新しい活動の在り方を考えていく必要があると思っています。こうした試みも含めて、プロジェクトとしては、2年目以降のワーキンググループ活動の開始に向けて、現地で対応可能な体制を整えることにも注力していきたいと考えています。

○**河野** 皆様のお話を拝聴し、教官としてあらためて、法整備支援の意義、ICDが今後果たすべき責任を認識することができました。本日は、お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございました。これにて、お開きとさせていただきます。これにて、お開きとさせていただきます。これにて、お開きとさせていただきます。

カンボジア法制度整備支援の歩み

国際協力部教官

伊藤 みずき

第1 はじめに

カンボジアでは、1975年から1979年までのポル・ポト政権下における知識人の粛正により、政権崩壊後まで生き延びた法律家は十人にも満たなかったとされている。その後も内戦が1991年まで続き、長い紛争と混乱により、国内の法・司法制度は破壊され、深刻な法曹人材不足の状態にあった。1990年代から、カンボジアの復興・再建に向けた取組がなされる中で、日本の法制度支援は開始された。

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2001年の創設以来、20年にわたってカンボジアの法制度整備支援に関わってきた。本稿では、当部創設20周年の節目に、これまでのカンボジアの法制度整備支援を振り返ることとしたい。

限られた紙面の都合上、20年以上にわたる法制度整備支援の歴史について詳細を記述することは叶わず、当部が協力したJICA（独立行政法人国際協力機構）のプロジェクトを中心に、その概要を紹介するに留まるが、ご容赦いただければ幸いである。

なお、本文中意見にわたる部分は、筆者の私見である。

第2 カンボジア法制度整備支援プロジェクトの概要

1 法制度整備プロジェクト（フェーズ1～3／1999年3月～2012年3月）

(1) フェーズ1（1999年3月～2003年3月）

1996年から、JICA（独立行政法人国際協力機構）による支援の枠組みで、法務省は、日弁連、最高裁と合同でカンボジアにおける法・司法分野の研修を開始し、その後、カンボジア政府の要請を受け、1999年に司法省をカウンターパートとする法制度整備プロジェクトが開始された。

同プロジェクトのフェーズ1では、民法及び民事訴訟法の起草とともに、司法・立法分野の人材育成を行った。

カンボジアにおける民法及び民事訴訟法の起草に当たっては、カンボジアにおいて起草をすることができる人材が不足していたために、日本側に設置された民法作業部会及び民事訴訟法作業部会¹がそれぞれ第一次ドラフトを作成したが、その起草プロセスは、日本側が起草した法案を一方的にカンボジア側に引き渡すというよ

¹ 民法作業部会の部会長は森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、民事訴訟法作業部会の部会長は故・竹下守夫一橋大学名誉教授であり、両名は、カンボジア政府より勲章を授与された。森嶋教授がカンボジアのスグム司法大臣（当時）から支援を依頼された後に法制度整備支援プロジェクトが開始された経緯や、起草作業等の詳細はICD NEWS第7号「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援、その画期的な成果」（2003年1月）参照。

うなものではなく、まさにカンボジア側と日本側の「共同作業」であった。

すなわち、作業部会が起草した第一次ドラフトについて、カンボジア側は本邦研修やワークショップ等を通じてドラフトについて理解した上で議論を重ね、カンボジアの現状等について日本側に情報を提供するとともにコメントを提供し、それと並行して、長期派遣専門家とクメール語の法律用語を検討して確定する作業を行った。そして、作業部会は、カンボジア側のコメントを踏まえ、最終ドラフトを作成してカンボジア側と検討し、法案を完成させ、2003年3月に司法省に引き渡された。

当時他国のドナーが行っていた起草支援は、ドナー側が起草した法案をカンボジア側に引き渡すという方法で行われるのが通常であり、それと異なる「共同作業」による日本の起草支援の方法に対しては、起草開始当初、カンボジア国内において懐疑的・批判的な見方もあったが、最終的には、カンボジア側の理解を深めながら起草を進めるといふプロセスの有効性について、カンボジア政府内でも認識されるようになり、高く評価された²。

当部の創立は、フェーズ1開始後の2001年4月であり、それ以後、カンボジアの起草担当者等を日本に招へいして実施する本邦研修等に協力した³。

(2) フェーズ2（2004年4月～2008年4月）

フェーズ1終了の1年後に開始したフェーズ2においては、①民法・民事訴訟法案の立法化支援、②両法案の関連法令整備、③立法に関わる人材を中心とする能力育成を柱とする活動が行われた。

立法化支援については、カンボジア司法省が閣僚評議会立法化委員会、省庁間会合、国民議会及び上院の審議において法案内容を説明して議論を主導し、カンボジア側において対応することが難しい場合には日本側がサポートするという形で行われた。

立法過程において、アジア開発銀行（ADB）等の支援を受けて起草された土地法及び担保取引法に起草中の民法草案の規定と抵触する規定が含まれていたことから、カンボジア政府内だけではなく、他の支援機関との調整が必要となった。カンボジア側の要請を受けて日本側がADBと協議を実施するなどし、その調整には多大な労力を要した⁴。

民事訴訟法は、2006年7月に公布、2007年7月に適用が開始され、民法は、2007年12月に公布され、フェーズ3開始後の2011年12月に適用が開始された⁵。フェーズ1が開始してから、民事訴訟法は約8年、民法は約12年を

² 2007年1月に実施された第8回法整備支援連絡会におけるアン・ヴォン・ワッタナ司法大臣による基調講演参照（ICD NEWS第31号（2007年6月）9～14頁）。

³ 例えば、フェーズ1の終了直前である2003年3月には、立法過程の審議等に対応することが予定されていた司法省の担当者等の能力向上を目的とした本邦研修が実施された（ICD NEWS第11号（2003年9月）「カンボジア研修（2003年3月）における新たな試み」参照）。

⁴ 詳細については、JICA「カンボジアにおける法整備支援の軌跡 ―民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論―」（坂野一生氏の調査結果を取りまとめたプロジェクト研究）39頁～43頁参照。

⁵ カンボジア憲法第93条1項では、国王の審署により公布された法律は、原則としてプノンペン市においては国王の

経て適用が開始されたことになる。

フェーズ2において起草された民法及び民事訴訟法の関連法令としては、執行官法、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法、裁判寄託省令案及び民法の適用に関する法律等が挙げられ、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法、裁判寄託省令及び民法の適用に関する法律についてはフェーズ2の期間中ないしフェーズ3開始後に成立した。

また、司法関係者の民法及び民事訴訟法に対する理解を深めるために、民法逐条解説、民事訴訟法要説及び法令用語集等が作成され、これらは、裁判官等司法関係者に広く配布された。

(3) フェーズ3（2008年4月～2012年3月）

2008年から開始されたフェーズ3においては、民法及び民事訴訟法の関連法令の起草・立法化を支援するとともに、司法省が民法・民事訴訟法及び関連法令に関する知識を司法関係者に普及し、他省庁所管の関連法令との調整を適切に行えるようになることを目指した活動が実施された。

フェーズ3からは、カンボジア側が自立的に起草・立法作業を行えるようになることを重視し、それまで日本側を中心として行ってきた起草作業の軸足をカンボジア側に移すという体制の変更がなされ、フェーズ1から起草作業を担当していた司法省次官等の監督下で司法省の職員が中心となって起草作業を担い、若手人材の育成も図られた。

これは、フェーズ1から引き続いてフェーズ2においても立法作業を担当していた司法省の中核的メンバーの知識と能力の向上は目覚ましく、それ故、そのような一部の限られた優秀な人材に業務が集中し、プロジェクト活動に支障が生じるという問題があり、若手人材の育成の重要性が意識されたことによるもので、大きな転換であったといえる。

フェーズ3においては、そのような新たな体制の下、カンボジア側が主体的に作業を行い、民事訴訟法関連の不動産登記共同省令（司法省と国土管理都市計画建設省（以下「国土省」という。）との共同省令）、裁判官の填補に関する司法省令、手数料及び訴額算定基準に関する改正省令等が起草され、発令された。

また、民事関連法の普及のための現地におけるセミナーについては、従前は長期派遣専門家が講義を担当していたが、カンボジア側のプロジェクト活動のメンバーが講師を務め、セミナーが実施されるようになった。

審署の日から10日後に、その他の地域においては審署の日から20日後に、自動的に施行されることになっているところ、付属法令の整備等に必要の準備期間を設けるため、公布とは別に「適用」という概念を作り出して、適用までの期間に、それぞれ民法及び民事訴訟法に必要な関連法令の整備がなされた。

2 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1～2／2005年11月～2012年3月）

前記の法制度整備プロジェクトフェーズ2及び3と並行して、裁判官・検察官養成校（Royal School of Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）が、裁判官・検察官養成のために必要な民法及び民事訴訟法に関する教育を実施できるようになることを目的とするプロジェクトが実施された。日本が起草・立法化支援を行ってきた民法及び民事訴訟法が適切に運用されるためには、法曹人材を育成することが不可欠であることから、裁判官・検察官を養成する教育機関であるRSJPの教育を改善する支援が行われることとなった。

(1) フェーズ1（2005年11月～2008年3月）

RSJPは、司法改革を重要課題としたカンボジア政府が2002年に設置を決定し、その後、十分な教育が実施できる体制が整わないまま、2003年に開校した。

調査団による調査が実施された上、当部の教官が短期専門家として派遣されるなどし、プロジェクトの支援内容が策定され、RSJPにおける民事分野（当時起草・立法化支援を行っていた民法及び民事訴訟法）の教育を改善するためのプロジェクトが実施されることとなった⁶。

同プロジェクトのフェーズ1から、当部の教官⁷が長期派遣専門家として現地に派遣された。それ以降現在に至るまで、当部から、継続的に長期派遣専門家として教官をカンボジアに派遣している。

フェーズ1の活動の柱は、①民法・民事訴訟法についての教育内容改善のための組織体制の構築、②教育カリキュラムの策定、③教材の整備、④教官の能力向上であった。

RSJPの校長や教官をメンバーとするワーキンググループが組織され、教育カリキュラムの策定や教材の整備等が進められたが、裁判官等の本来業務を行いながら、法制度整備プロジェクトの起草担当でもあった教官らが極めて多忙となったことから、活動に支障が生じることとなった。そこで、計画では予定されていなかった、若手人材による「教官候補生」（将来RSJPで教鞭を執る候補となる者）のワーキンググループや模擬記録作成グループを新たに組織し、教材作成や教官のサポートをする体制を組み、活動を進めるとともに若手人材の育成を行った。

教材として、民事第一審手続マニュアル⁸、民法レジュメ、事例演習、模擬記録等が作成され、RSJPの講義で活用された。

⁶ 短期専門家として派遣された当部三澤あずみ教官（当時）の調査内容及び本邦での研修におけるRSJPとの協議内容等については、ICDNEWS第18号（2004年11月）「～国際研修～カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」にまとめられている。

⁷ 柴田紀子現法務省大臣官房国際課長。長期派遣専門家としての活動内容の詳細は、ICDNEWS第35号（2008年6月）、「カンボジアの法の夜明け～キムセンへの手紙」（『法律のひろば』2009年4月～2014年8月、ぎょうせい）参照。

⁸ マニュアルのほか、当部教官が民事訴訟第一審手続における弁論準備手続や尋問等を実演したDVDも作成され、動画はJICA-NE Tライブラリで視聴可能である。

フェーズ1でのワーキンググループ活動や講義等を通じて、教官の民法及び民事訴訟法に関する知識・能力は更に向上し、プロジェクト開始前は両法の知識を有していなかった教官候補生は、ワーキンググループ活動やセミナー、本邦研修等を通じて、その知識・能力を飛躍的に向上させた。

(2) フェーズ2（2008年4月～2012年3月）

RSJPにおける民事分野の教育が持続的に実施されるようになることを目指し、フェーズ2においては、①組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが蓄積されること、②教材作成・改訂のノウハウが教官に蓄積されること、③民事の継続教育（現役裁判官・検察官に対する教育）が行われることを柱とする活動が行われた。

フェーズ2のいずれの活動においても、教官候補生が積極的に参加し、RSJPにおける教育体制が改善され、その活動を通じて教官候補生の育成がされた。すなわち、教官候補生も参加する教官ミーティングが組織されて組織的に学校運営をする体制が作られ、教官候補生が講義を担当するようになったり、教官候補生が主体となって模擬裁判を単独で実施できるようになったりするなど、RSJPの自立性が向上した。

また、ワーキンググループ活動等を通じて、「不動産仮差押マニュアル」、「不動産強制競売マニュアル」、「代替執行・間接強制マニュアル」、「保全類出質問集」等が作成され、本邦研修⁹において、フェーズ1で作成された民事第一審手続マニュアルの改訂作業が行われるなどした。

フェーズ2の期間中、現職裁判官・検察官に対する継続教育は、教官候補生を講師として活用し、2008年度及び2009年度に実施されるに至った。ただし、2010年度からはカンボジアにおける財政的制約等で実施されず、プロジェクト開始当初に予定した体制を維持する難しさも見られた。

3 カンボジア弁護士会司法支援（2001年7月～2002年7月、2002年9月～2005年8月、2007年6月～2010年6月）

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、前記第2・1(1)記載のとおり、1996年からJICAによる支援の枠組みで実施された研修に講師を派遣するなどして、法務省等とともに協力を行ってきた。

2001年7月から1年間、JICAと日弁連との共同事業として、カンボジア弁護士会司法支援を実施し、民事訴訟における弁護士実務に関する現地セミナーの開催や、法律扶助制度の構築に向けた提案などが行われた。

2002年から3年間は、同様にJICAとの共同事業としてカンボジア弁護士会司法支援プロジェクトが実施され、2002年に開校した弁護士養成校の設立及び運

⁹ 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトのフェーズ1及び2においては、当部が協力して合計10回の本邦研修が実施され、教官候補生の育成に貢献した。

営の支援、弁護士に対する教育、ジェンダーに関わる弁護士の教育等が実施された。

2007年から3年間は、JICAのプロジェクトとして、カンボジア弁護士会支援が実施され、弁護士会及び弁護士養成校の弁護士に対する民事教育改善を目標として、弁護士養成校の運営の支援、同校における教材作成や教員の育成、弁護士会による弁護士に対する教育の改善、弁護士会による民事実務改善のための体制の構築等の支援が行われた。

同プロジェクトで実施された民事実務改善ガイドブック作成の活動では、長期派遣専門家が、ワーキンググループメンバーである現地の弁護士にガイドブックの内容の前提となる民事法の基礎や要件事実等の知識を共有した上、メンバーとガイドブックを作成し、さらに、メンバー自身がガイドブックを普及するセミナーが実施された。この当時のメンバーであったイブ・ポリー弁護士及びテップ・ボパル弁護士は、後述する民法・民事訴訟法普及プロジェクトや民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトにおいてもワーキンググループのメンバーとなっており、「Contribution of Law」という自主的な勉強会を立ち上げてカンボジアの大学生や弁護士に民法等の知識を普及する活動を行っており、プロジェクトの効果が広く波及している好例である¹⁰。

4 民法・民事訴訟法普及プロジェクト（フェーズ4・2012年4月～2017年3月）

(1) 2012年から5年間、「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」が前記第2・1の法制度整備プロジェクトの後継案件（フェーズ4）として実施された。

2012年まで実施された前フェーズの支援により、民法及び民事訴訟法が整備され、それらを適切に運用する能力を有する人材の育成が最重要課題であったことから、このプロジェクトは、司法省、王立司法学院¹¹（Royal Academy for Judicial Professions（RAJP））、カンボジア弁護士会、カンボジア王立法律経済大学（Royal University of Law and Economics（RULE））の各4機関の中核人材が、民事法に対する理解を深めて能力を向上させ、その知識を普及することができるようになることを目指して実施された。

活動の柱は、①各4機関のメンバーのワーキンググループ活動を通じた民法・民事訴訟法の体系的な理解を促進し、それぞれ各機関において講師を担える人材を育成すること、②全4機関合同でその成果を発表・共有するワーキンググループ活動を通じて知識を共有し、講師としての能力を向上させること、③司法省の関連法令に関する照会・起草・運用対応能力の向上を支援すること、④不動産登記省令の起草及び普及の支援であった。

(2) 前記①に関する活動として、4機関ごとに組織されたワーキンググループにおい

¹⁰ この活動については、ICD NEWS第76号（2018年9月）「カンボジアの司法～Contribution of Law～」参照。

¹¹ 現在は司法省の管轄下にある法律専門家を養成する機関であり、裁判官・検察官養成校、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校で構成される。

て、長期派遣専門家によるメンバーに対しての民法及び民事訴訟法に関する講義や、民法の教科書や民法及び民事訴訟法のQ & A集等の教材作成の支援を行うなどして、メンバーの民法に対する理解が深められた。

それと共に、民法及び民事訴訟法に関するテーマを設定して4機関ごとにセミナーを開催し、メンバーが講師を務め、民法の普及が行われた。

前記②の活動により、4機関合同の会合の場で各メンバーがそれぞれ発表・質疑応答を行って活発に議論をし、民法に対する理解や解釈を共有することで、前記①の活動と併せて中核人材の能力向上に貢献した。

また、当部が協力し、メンバーの民法に対する理解を深め、実践的な運用をする能力の向上を目指して実施された本邦研修等を通じて、要件事実を意識した事件類型ごとの訴状や判決書等の書式作成が行われた¹²。この活動は、後述の現行プロジェクトに引き継がれることとなる。

- (3) このフェーズ4においては、前フェーズから起草支援が続けられていた民法関連の不動産登記共同省令¹³、法人登記省令、夫婦財産契約登記に関する省令等の起草支援を行い、発令された。

不動産登記共同省令の起草作業は、長期派遣専門家がワーキンググループのメンバーに前提知識を共有した上、メンバーが起草し、長期派遣専門家と共に1条ずつ検討する方法で進められた。

不動産登記共同省令が発令した後は、登記簿及び登記申請書の書式作成の支援や、不動産登記共同省令の普及セミナーの実施が行われた。

5 民法・民事訴訟法改善プロジェクト（フェーズ5・2017年4月～2022年10月終了予定¹⁴）

- (1) 法制度整備プロジェクトのフェーズ5として位置付けられる現行プロジェクトは、実務において、民法及び民事訴訟法が適切に運用されるための基盤を整備することを目指し、司法省をカウンターパートとし、①民事重要法令の起草、②各種書式例の整備及び普及、③判決公開の手続きの整備及び判決の公開という3つの活動が柱となっている。
- (2) 民事重要法令として、不動産登記規定、供託及び寄託に関する法律、執行官法、夫婦財産契約登記の手数料に関する共同省令の起草を行い、供託及び寄託に関する法律については2020年3月に、執行官法については2021年1月に、それぞれ起草を完了して司法省に引き渡し、夫婦財産契約登記の手数料に関する共同省令（司法省と経済財務省による共同省令）については、2020年9月に発令した。

¹² 本邦研修の実施状況の詳細は、ICD NEWS第62号（2015年3月）、同第63号（2015年6月）、同第65号（2015年12月）、同第67号（2016年6月）参照。

¹³ 不動産登記共同省令の起草・普及支援の詳細は、ICD NEWS第59号（2014年6月）、同第60号（2014年9月）、同第64号（2015年9月）、同第65号（2015年12月）参照。

¹⁴ 当初の終了予定時期は2022年3月であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動の遅延を主な理由として、2022年10月まで延長された。

不動産登記規定の起草は、これまでのプロジェクトで不動産登記共同省令の起草・発令を支援してきたところ、整合性のとれた法律として整理する必要性が高いことから、現行プロジェクトにおいて起草支援がされることとなった。

毎週実施する不動産登記規定に関するワーキンググループ会合(主なメンバーは、司法省である。)や、当部も協力する現地でのワークショップ等を通じて、長期派遣専門家がカンボジア側と1条ずつ検討を進め、共同で起草作業を行っている。

起草作業は、民法学者、弁護士等の先生方や当部の教官が委員を務めるアドバイザーグループ会合で、起草中の規定やその前提となる法律上の問題点について検討した結果を踏まえて進められている。

プロジェクト開始当初は、不動産登記法の起草を予定していたが、プロジェクト開始後、国土省と司法省との協議の結果、不動産登記規定は、国土省が所管する土地法の改正法案に組み入れられる予定となり、まずは司法省において規定案の起草をして司法省案を作成し、その後で国土省との協議を実施し、最終的に起草を完了する予定であり、2021年5月現在、司法省案の起草作業が進行中である。

- (3) 書式例に関する活動については、毎週実施するワーキンググループ会合(メンバーは、裁判官、検察官、弁護士、大学教授、司法省職員である。)で、事例類型ごとに訴状、答弁書、準備書面、判決書等の書式例を作成し、順次カンボジア司法省のウェブサイト¹⁵で公開している。

また、カンボジアの全裁判官を対象とするセミナーを開催し、長期派遣専門家が講師を務め、作成した書式例やその前提となる民法及び民事訴訟法の基礎や適用の仕方について解説し、書式例の普及を行っている。

- (4) 判決書公開に関する活動については、全国の裁判所から民事判決を収集し、毎週実施するワーキンググループでその判決内容を分析した上、前記書式例に関するセミナーと同時に全裁判官を対象とするセミナーを実施し、長期派遣専門家が講師を務め、判決分析結果を共有し、誤解しやすい点や判決の改善点などについて解説している。

セミナーの対象を全裁判官とするのは、現行プロジェクトにおいて始まった試みであり、カンボジア側の要望を受けて、一部に偏ることなく全ての裁判官の能力を底上げすることを目指したもので、毎回の出席率は高く、好評を得ている。

民法及び民事訴訟法に関する十分な知識を有する人材が未だ不足しており、カンボジア側の人材が全てのセミナーの講師を担当するのは現実的ではないのが現状であるが、カンボジアの自立発展の観点から、2021年7月以降に実施する前記書式例に関するセミナー及び判決書公開に関するセミナーでは、ワーキンググループのメンバーが講師を一部担当する予定である。

¹⁵ <http://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents> 2021年4月現在、事例1(貸金返還請求事件)、事例2(売買契約に基づく所有権全部移転登記手続請求事件)及び事例3(契約解除に基づく所有権移転抹消登記手続請求事件)の書式例が公開されており、離婚等請求事件等の他の事例についても今後公開される予定である。

同セミナーで扱った事例の事件類型の判決を公開の対象とするという方針の下、サブワーキンググループ会合において、公開する判決のマスキング事項や置換え用語等に関するルールを策定し、判決書のマスキング作業を実施し、公開のための作業を行っている。

2020年12月、カンボジア司法省のウェブサイト¹⁶で判決書の公開が開始され、2021年5月現在、44件の判決が公開されており、今後も順次公開される予定である。

カンボジアでは、未だ国民の司法に対する信頼が低いと言わざるを得ない状況であるが、判決が公開され、司法の透明性を確保することは、その信頼を向上させるために極めて重要な意味を持つ。また、判例研究が行われず、法理論や法学が発達しないことが、カンボジアにおいて十分に法律を理解して適切に運用することのできる法曹人材が不足していることの原因の一つであると思われるから、現行プロジェクトで判決の公開が開始されたことは、将来のカンボジアの法理論や法学の発展、法曹人材の育成にとっても、大きなインパクトを与えるものである。

- (5) 2019年2月及び2020年2月に、書式例作成及び判決書公開の活動に関する本邦研修、不動産登記規定起草の活動に関する本邦研修をそれぞれ実施したが、その後、新型コロナウイルス感染拡大により、本邦研修は実施できていない。

長期派遣専門家も一時退避を余儀なくされ、予定していたセミナー等の活動を実施できないことがあったものの、オンラインでワーキンググループ等の活動を継続し、当部からもオンラインで現地のワークショップ等の活動に参加するなどして協力している。

6 当部における最近の活動について

- (1) 長期派遣専門家からの提案を受けて、2020年度に、民法及び民事訴訟法の起草を担当した中心メンバーであったヒー・ソピア氏及び起草当時の長期派遣専門家であり現司法省アドバイザーの坂野一生氏らに調査を委託し、長期派遣専門家の協力の下、カンボジアの民事訴訟法起草時の議論をクメール語で記録化する取組を行った。

起草時の議論を参照することは、法の趣旨の理解や解釈のために極めて重要であるから、これまでに参照できる記録が残されていなかったカンボジアにとって、これが有用な資料となることは間違いない。

今後、民法の起草時の議論についても記録化するための調査を委託することを予定している。

- (2) 2017年度以降、当部は、日弁連がカンボジア弁護士会と協力し、現地の弁護士を対象として実施しているセミナー¹⁷において、教官が講師を務めるなどして協

¹⁶ <http://www.moj.gov.kh/kh/actual-civil-judgments>

¹⁷ これまで、「遺産分割」、「離婚・夫婦共有財産制」、「強制執行」、「民事保全」がテーマとなった。2019年度には

力を続けている。

- (3) 法務省法務総合研究所は、2020年1月、RAJP（王立司法学院）との間で、法・司法分野における協力を目的とする協力覚書を締結した¹⁸。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、同年3月に予定していた現地でのセミナーは延期されたが、オンライン会議システムを活用して今後の協力に向けてRAJP側との協議を継続し、現在のRAJPにおける民事教育の課題を調査するなどしている。

RAJPの傘下にある裁判官・検察官養成校（RSJP）は、本来予定されている現役の裁判官・検察官に対する継続教育が実施できていないのが現状であり、現在実施している裁判官・検察官の卵に対する新規教育においても、講義内容が統一されていないなど、多くの課題を抱えているようであり、効果的な支援の在り方を検討していきたい。

また、現在、現行JICAプロジェクトの終了後の次期プロジェクトに関して、カンボジア側と協議をしながら計画の策定が進められているところであり、裁判官等の法曹育成の課題や支援策の分析・検討について、当部のRAJPとの活動を活かし、協力していきたい。

第3 おわりに

これまで見てきたように、日本は、民法及び民事訴訟法等の重要法令の起草とともに、それらの法令を適切に運用する人材の育成を20年以上にわたって支援してきた。

民法及び民事訴訟法の適用から10年以上が経過した現時点においても、カンボジアの裁判官等法律家の両法に対する理解は未だ十分とは言えず、法律家の育成には、前述の裁判官・検察官養成校における教育の問題等、多くの課題が残されている。

筆者を含め、コロナ禍の昨年度以降に当部に着任した教官は、一度も現地との行き来ができず、カンボジアの空気を直接肌で感じることも、カンボジアの方々と直接会うこともできないままである。

しかし、従前と比較してオンラインでの活動が飛躍的に活発化しており、日本にしながら現地での活動に参加しやすくなるという利点もある。

例えば現地でのワーキンググループ活動等にオンラインで参加できるようになり、カンボジアのワーキンググループメンバーの議論を直接（画面越しではあるが）見聞きすることを通じて、現地で直面している課題を理解することも容易になると思われる。

パンデミックの一刻も早い収束を願いながら、積極的に現地の活動に参加し、カンボジアの方々に寄り添いながら支援に関与していきたい。

貸金返還請求事件を題材とするセミナーを実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期された。

¹⁸ MOC締結の経緯等については、ICD NEWS第83号（2020年6月）「カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書締結について」参照。

カンボジア法制度整備支援における多様な課題～備忘も兼ねて

カンボジア司法省アドバイザー

坂野 一生¹

1. はじめに

カンボジアに対する日本の法制度整備支援は、およそ2年の準備期間を経て、1999年に本格的に開始した。当初のプロジェクトは、国際協力事業団（現在の国際協力機構。以下「JICA」。）の重要政策中枢支援の枠組みに位置付けられ、3年で民法及び民事訴訟法の草案を起草することをその内容としていたが、実際には、両草案は2003年3月にカンボジア司法省案として完成し、民事訴訟法は2006年に、民法は2007年に国会を通過し、それぞれ2007年、2011年に適用が開始された。日本による支援は、両法の起草、立法支援から運用支援、付属法令の整備、人材育成にその軸を移し、現在に至っている。

フランスの保護領時代にある程度整備され²、1953年の独立後も基本的にそれが継承された法制度が1975年の民主カンブチア政権樹立とともに全面的には破壊されたというカンボジアの特異な歴史的事情から、民事の実体法及び手続法の基本法である民法及び民事訴訟法の起草支援は、一部の分野³を除き、既存の法令に基づいてそれらを集約、改正する形で法典化することはできず、一から起草を行うことが求められた。このことから、ただでさえカバーする範囲の広い両法の起草及び適用の前提となる従前の法制度・司法制度、インフラストラクチャー等が欠けていることも多く、そのことを考慮した上で起草を行う必要があった。ときには、それらが欠けていることが認識できず、またはそれらが存在するというカンボジア側からの情報が誤っていることもあり、現在に至るまで成立した両法の一部の規定が適用できない状態も生じている。また、必要な制度等が漸次整備されていくであろうという期待に基づいて起草したものの、整備が期待どおりに進んでいないという例も存在する。同じことは、制度面だけではなく、法律実務、裁判実務等に携わる者、法令に基づいて行政事務を行うべき公務員、さらには私的セクターや国民一般の法令に対する理解についても言える。

上記の問題は、必ずしも起草時に顕在化するとは限らず、立法過程における議論の過程で、または適用が開始された後になって明らかになるものも多い。本稿では、現在までに明らかになっている問題のうち、今後の支援にあたって参考事例となりうるものをいくつ

¹ カンボジア司法省アドバイザー。1998年から2010年までカンボジア法整備支援プロジェクトにJICA長期派遣専門家等として従事、2014年から2016年までミャンマー法整備支援プロジェクトにJICA長期派遣専門家として従事。

² 民法分野では、1920年の民法・民事訴訟法典（Code civil et de procédure civile Cambodgiens）が民法及び民事訴訟法に分離され、クメール語化されたものが、若干の改正を経て1975年まで効力を有していた。

³ 起草が開始された時点において、民事実体法については、契約及び不法行為に関し、契約及び契約外責任に関する政令-法第38号（1988年）、親族に関し、婚姻家族法（1989年）、不動産物権に関しては、土地法（1992年）が存在していた。手続法については、民事判決の執行に関する法律（1992年）及び訴訟費用に関する法律（1993年）が存在していたが、判決手続については、いくつかの司法省の通達があるのみで、民事訴訟は、刑事訴訟法（1993年）の定める刑事訴訟手続に準じて行われていた。

か取り上げる。

2. 関連制度の不備等によるもの

(1) 一般後見登記

カンボジア民法は、日本における成年後見・保佐制度と同様の一般後見・保佐の制度を定める。民法適用以前は、1975年以前にフランス類似の裁判所の宣告による禁治産の制度があった⁴ものの、それらの制度が廃止された1975年以降は、後見・保佐に関する法令は存在せず、したがって、登記の制度も存在しなかった。一方、身分登録に関しては、民法起草開始直後の2000年に内務省起草による身分登録に関する政令第103号が発令され、出生、婚姻、死亡についてそれぞれ帳簿が作成される方式での身分登録制度が正式に発足したが、1989年婚姻家族法に規定されていた親権剥奪（ただし、未成年後見の制度については規定なし）の登録についても何ら手当がされておらず、したがって、一般後見・保佐についての登録を解釈または実務の運用で可能とする手掛かりもなく、民法適用開始後は、一般被後見人及び被保佐人の利益を保護し、取引の安全を図る観点から何らかの手当が必要な状態が続いている。

本稿執筆時点において、内務省を中心として、上記政令に基づく身分登録、それとは別個に存在する居所単位の住民登録、個人の身分登録等を統合する制度の構築を目的とする「身分登録、身分証明及び人口動態統計に関する法律」の草案の起草作業が行われており、親権の停止・剥奪及び未成年後見についての登録制度は、同法草案に規定があるものの、一般後見及び保佐についての登録は、日本において禁治産制度が成年後見制度に移行するにあたって戸籍への記載から独立の登記簿への記載に変更されたのと同様の理由で、身分登録簿への記載は行わない方針であり、それにともない、一般後見及び保佐登記（民事非訴訟事件手続法第46条第3項及び第47条第3項の定める保全処分の登記を含む）の制度を別途設けることが必要となったが、現時点では、司法省においてそのような制度を設ける動きはない。したがって、現状では、ある者が成年後見人または保佐人であること及びある者が成年被後見人または被保佐人であることは、裁判所の後見開始または保佐開始の決定の謄本と確定証明書によって証明することができるものの、ある者が成年後見または保佐に服していないことを証明する手段がない。

(2) 法人登記

カンボジア民法は、第2編第2章に法人に関する章を設け、非営利法人について規定する。法人の設立は、登記を要件とし（民法第49条）、法人登記に関する事務については、民法の適用に関する法律第18条が司法省の所管と定め、同法第19条及び第25条で、登記の詳細を司法省令に委任する。これに基づき、司法省内では

⁴ 1920年民法では、第447条から第476条までの規定が禁治産者その他財産管理の必要な者について定めている。

2009年からJICAプロジェクトの支援を受けて法人登記に関する省令の起草を開始したものの、2000年代前半から内務省において結社及び非政府組織に関する法律の起草作業が進められ、2015年に成立した同法は、結果的に非政府組織のみならず一般の非営利の結社にも適用されることとなり、登録を法人格取得の要件として定めるに至った。

結社及び非政府組織に関する法律では、構成員の利益に資することを目的として3人以上の者により設立され、非営利の活動を行う団体を内国結社、公共の利益に資することを目的として3人以上のカンボジア人により設立され、非営利の活動（資金及び役務の提供）を行う団体を内国非政府組織と定義し、また公共の利益に資することを目的として外国において合法的に設立された団体を外国結社及び非政府組織と定義している（同法第4条。したがって、外国結社と外国非政府組織の区別が明らかではない）。また、内国の結社及び非政府組織については内務省への登録、外国の結社及び非政府組織については本国における登記・登録等を証明した上で外務国際協力省に登録することが求められている（同法第6条及び第12条）。

同法においては、民法第110条が定める公益を目的とする財団法人については、内務省への登録が可能かどうか条文の文言上必ずしも明らかではなく、もとより同法と民法の法人に関する規定の適用関係が明らかではない。また、外国人がカンボジア国内において設立した社団についても、内務省における実務では登録を受け付けていないようであり⁵、司法省令による法人登記の制度がない中で、各国の商工会やカンボジア日本人会等の同国人会が法人格を取得できないという不都合が生じている。

(3) 送達

カンボジア民事訴訟法は、手続保障の重要な手段である送達の実施機関を、郵便局員、執行官及び書記官としている（民事訴訟法第246条）。このうち、郵便局員による送達については、2007年の送達報告書に関する司法省及び郵便電信省の共同省令第55号により、書留郵便によるとされている（同共同省令第1条）。民事訴訟法起草時には、カンボジアにおける郵便制度が制度としては存在するものの、実際の運用に問題があるという点について認識されていたが、将来的には運用が改善される見込みであり、その場合には、送達の実施は主として郵便局員が行うことが費用の面でも合理的であるという判断から、上記のような規定が設けられるに至った。さらに、民事訴訟法制定後、適用開始までに必要な措置を定める省令の起草及び民法の適用に関する法律における確定日付に関する規定の起草にあたり、郵便電信省への聞き取り調査を行い、その調査において、書留郵便が機能するとの回答を得たことから、郵便局員による送達が困難である状態が続く場合についての時限的な措置も設けられな

⁵ 2020年10月に内務省において結社及び非政府組織の登録の責任者であるブン・ホン長官に行った聞き取り結果による。なお、設立に必要な3名のうち一部が外国人である結社についての登録が行われているかどうかについては不明。

かったが、実際には、現在に至るまで書留制度は、ほとんど機能していない⁶。これは、送達の制度自体ではなく、その前提となる郵便制度の不備が原因であり、それゆえに本来は補充的に定められた執行官及び書記官による送達の実施の運用に過度な負担がかかり、ときには当事者の手続保障を揺るがすような違背も起きているという⁷。

3. 法の制度設計に関するもの

(1) 合意による所有権移転における効力要件主義の採用

カンボジア民法は、第133条で意思主義による物権変動の原則を定め、第134条で不動産については登記を物権変動の対抗要件とした上で、第135条において、合意による所有権移転については、登記が効力要件であるとの例外を定める。この例外を定めるに至った経緯⁸については、本稿の目的から外れるため特に触れぬが、当初の起草者の意図であった登記を物権変動全般についての対抗要件とする制度とは異なる規定となったために、民法及び民事訴訟法にとどまらず、様々な法令に影響を及ぼしている。

その中でも大きなものが、現在も起草作業が続く不動産登記に関する規定である。民法における不動産物権の登記を可能にし、民事訴訟法の定める強制執行及び保全処分の手続を実現するために、これまでに、司法省及び国土管理都市計画建設省の共同省令として、民事訴訟法関連の不動産登記手続に関する共同省令第59号が2011年に、民法関連の不動産登記手続に関する共同省令第30号が2013年に発令されたものの、これらは、将来的に不動産登記に関する包括的な法律ができるまでの暫定的な規定という位置づけであるため、現在進行形で起草が行われている。

その中で問題となっている規定の一例が、一般承継人による登記申請である。起草中の不動産登記に関する規定では、日本の不動産登記法第62条（「登記権利者、登記義務者又は登記名義人が権利に関する登記の申請人となることができる場合において、当該登記権利者、登記義務者又は登記名義人について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、当該権利に関する登記を申請することができる。」）類似の定めを設ける予定にしているが、この規定は実際の権利変動がすでに生じたものの、登記にその権利変動がまだ反映されていない間に、権利に関する登記の申請人となるべき者について相続等があった場合を想定した規定であり、カンボジアでは、民法第133条及び第134条の原則による物権変動については、日本法と同じルールが妥当するものの、合意による所有権移転の場合には、登記を備えなけれ

⁶ 内山淳「カンボジアの司法～民事訴訟法（送達）～」(法務総合研究所国際協力部『ICD NEWS』第72号, 2017年), 独立行政法人国際協力機構『世界を変える日本式「法づくり」』(文芸春秋, 2018年)136ページ等参照。

⁷ 2020年10月に匿名を条件に筆者のインタビューに応じたカンボジア王国弁護士会所属のある弁護士によれば、送達場所が特定されているにもかかわらず、裁判所からの通知を受けて書面を受け取りに出向くことが多く、また、送達報告書が作成されないこともしばしばあるとのことであった。

⁸ 民法第135条の例外を定めるに至った経緯については、新見育文「ODA＝法整備支援の一斑 ベトナムとカンボジアでの経験(35)」(『時の法令』1850号, 2010年), 坂野一生「カンボジア民法典と土地法」(香川孝三・金子由芳編著『法整備支援論－制度構築の国際協力入門』ミネルヴァ書房, 2007年)等参照。

ば移転の効力も生じない以上、例えば、不動産所有者である譲渡人が登記を譲受人に移す前に相続が生じた場合においては、所有権は譲渡人である被相続人から相続人に移転するため、相続人は、一般承継人として登記を申請するのではなく、相続登記を行って自らに登記名義を移した後に登記義務者として申請することになる。

一方、民法関連の不動産登記手続に関する共同省令第30号第11条では、「一般承継が発生した場合には、一般承継人は、登記権利者または登記義務者として登記申請をすることができる。」と定めており、合意による所有権移転の場合に、実体法上の権利移転とは異なる登記手続（上述の例では、相続登記を経ない譲渡人から譲受人への所有権移転登記）を認める趣旨とも解することができる（ただし、この場合、登記名義人ではない相続人が登記義務者であることになる）反面、合意による所有権移転以外の権利に関する登記について同条の適用をどのように理解すべきなのか必ずしも明らかではない。

(2) 欠席判決

カンボジア民事訴訟法では、欠席判決の制度が設けられており、第201条第1項は「原告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、欠席判決によって原告の請求を棄却しなければならない。」と定める。カンボジアの民事訴訟手続においては、口頭弁論に先立ち、争点及び証拠の整理のために弁論準備手続を行うことが求められており、原告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、口頭弁論を経ずして、欠席判決により原告の請求が棄却されることになる。原告が弁論準備手続の続行期日に出頭しないときは、裁判所は弁論準備手続を打ち切ることができ、また、被告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときには、弁論準備手続が打ち切られて口頭弁論期日が指定される（第200条第2項、第201条第1項）。したがって、原告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないとき以外は、口頭弁論が必ず開かれることになる。

一方、民事訴訟法第194条第1項は、「判決が確定した時は、終局的な確定力が発生する。」と定めており、判決の確定力は、同条第2項が「口頭弁論の終結時における権利又は法律関係を確定する」として、確定力の基準時が口頭弁論終結時であることを明らかにしている。原告に対する欠席判決も判決の一種である以上、確定力が認められると解すべきであるが、第201条第1項に基づく欠席判決では、口頭弁論が開かれずに欠席判決が言い渡されるため、確定したときのその確定力の基準時がいつであるかについて条文上明確な定めはなく、実務においても共通の理解がない⁹。

4. 外的環境に関するもの

上述の課題は、いわば立法における目的の設定やそれを実現するための立法技術に関す

⁹ 民法・民事訴訟法起草においてカンボジア側で中心的な役割を果たしたヒー・ソピア憲法院委員へのインタビューより。同インタビューは、法務省委託研究の一環として2020年1月に行われた。

るものと言うことができる。これに対して、立法目的が実現するか否か、法が正しく適用されるか否かは、その法を取り巻く環境（運用する者の理解や態度を含む。）に大きく影響される。

外的な環境の中でも非常に重要なものの一つが、法律に対する一般的な理解であろう。カンボジアにおいては、現在の民法、民事訴訟法が成立する前の30年あまりは、両法典が存在せず、現在両法典が定める基本的な原則、概念、明文の定めはないものの、両法典の基礎となっている原則、概念等が共通の理解として形成されない状態が続いた。したがって、1975年以前にはあった概念や制度であっても、それらが断絶したために現在ではそれらへの理解が欠けているもの、そして現在の民法または民事訴訟法において新たに導入された概念や制度が多く存在する。そのため、新しい民法、民事訴訟法は理解しづらい、外国語のようだという批判や意見をよく聞く¹⁰。そのような点があること自体は否定できないが、法文の書き方及び読み方が確立していないこと、また理解の助けになる基本書や参考文献が決定的に少ないことも理解が難しい原因ではないかと思われる¹¹。

法律の理解不足が顕著に表れている一例が保全処分である¹²。決定の主文を見ても仮差押えなのか仮処分なのか明らかではないものや、そもそも被保全権利が何であるかが分からないものも多く、原状回復が困難な満足的仮処分がなされている例も散見される。また担保の提供についても、2009年に裁判上の寄託に関する司法省令第98号が発令されたものの、十分に機能せず、無担保で保全決定がなされることも多い。

また、裁判所の汚職、法治の欠如の問題があることは、程度の差はあれ、カンボジア社会では共通の認識となっている。裁判所に対する国民の信頼は高くなく¹³、詳細を明らかにすることはできないが、行政による司法への介入もしばしば行われており、筆者も、行政府から裁判所へ強制執行の停止を命ずる文書を過去に目撃したことがある。また、筆者が勤務する司法省では、法律問題を抱える一般市民からの苦情を受け付けており¹⁴、法律の一般的な解釈を超えて、個々の事件について裁判所に対して指示を出したり、意見を述べたりすることが日常的に行われている。

¹⁰ コン・テイリ他「パネルディスカッション カンボジア法教育支援：支援から共生へ」（『武蔵野法学』第7号、2017年）69ページ、独立行政法人国際協力機構・前掲注6、130ページ等参照。

¹¹ 個人的には、起草作業を行っていた当時の中心メンバーは、基礎となる知識に加え、日本側の作業部会との議論を頻繁に行う機会があり、また逐条で規定を一言一句検討したために、両法典に関する理解が深まったのに対し、次世代については理解がなかなか進まないという印象が強い。起草の中心メンバーのほとんどがすでに司法省に残っていない中、起草時の議論を記録として残すことが求められている。

¹² 前田優太「カンボジアにおける民事保全の実情」（法務総合研究所国際協力部『ICD NEWS』第78号、2019年）

¹³ Eng Netra, et al “Cambodia’s Young and Older Generation: Views on Generational Relations and Key Social and Political Issues,” Cambodia Development Resource Institute, 2019. p.23参照。2017年末から2018年初頭にかけて行われたサンプル調査では、人々の公的な機関への信頼度ランキングは、①病院・学校、②地方行政、③裁判所・警察、④メディア、⑤政治家の順であり、③の裁判所・警察を最も信頼すると回答した者の割合は全体12%であったとの記述があるが、選択肢が限定的であり、恣意的とも思われるため、単純に12%の人々が裁判所・警察を信頼しているとは言い難いと思われる。なお、2004年に独立系シンクタンクである Economic Institute of Cambodia が行った調査では、「あなたは裁判所を信頼しますか」という問いに「いいえ」と答えた者の割合が100%であった（ただし出典データは現在入手不可能）。

¹⁴ 現司法大臣は、2020年3月の就任直後から裁判所における未済件数を削減するキャンペーンを打ち出し、その一環として、従前からの文書による苦情受付けに加えて、電話での苦情を受けるホットラインを設置し、同省ウェブサイト上で公表した（現在ウェブサイト内の表示は削除）。

5. おわりに

近年、日本による法制度整備支援が「寄り添い型」であるという指摘をしばしば受けるようになった¹⁵。そのことを否定するつもりはないが、従前から存在し、または新たに生じる問題や課題の解決に向けて協働してこそその「寄り添い型」である。上でいくつかの例を挙げたように、カンボジアにおける法制度整備支援においては、基本法の起草に始まり、その立法化、運用、人材育成と活動が推移するにつれ、様々な問題や課題が顕在化してきた¹⁶。他国における活動についても、程度の差こそあれ、同様であろう。それらの問題等については、重要性や深刻度に応じて優先度を定めて対処する必要があるものの、多くの場合、複数の問題が相互に関連し、それらにあわせて対処しなければ望ましい結果が出ないばかりか、かえって問題が悪化したり、深刻化したりすることもあり得る。限られた期間で成果を出すことを求められるプロジェクトの枠組みでは、その期間内に見える成果を出すことが重視され、中長期的に対処すべき課題について有効な措置を講ずることが難しいという事情はあろうが、さらに、それらの中長期的な対応は、本来的には、担当機関が日常の業務として行うべきものだという点もある程度は理解できるが、カンボジアにおいては、民法及び民事訴訟法の起草を支援した経緯からも、両法及び関連法が適切に運用されるために、関連周辺制度の整備、制度設計にかかる課題の解決、外的環境への働きかけ等に関し、様々なスパンで必要な活動を具体化していくことこそが、「寄り添い型」の支援ではないだろうか。

¹⁵ 2020年10月14日付け日本経済新聞記事「日本、相手国に寄り添い法整備」。(https://www.nikkei.com/article/DGKKZO64758220Y0A001C2TL3002/)

¹⁶ 本稿では触れなかったが、他にも、カンボジア民法には、日本民法第98条の公示による意思表示に関する規定に相当する規定がない、完全養子縁組の出自を知る権利に関して、記録の保管と開示請求手続に関する細則が未整備である、民事保全における処分禁止の仮処分についてなお不明な点がある等の課題が存在する。

ラオス法整備支援のこれまで

国際協力部教官

矢尾板 隼

1 支援の始まり

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する日本の法整備支援は、1996年、当時のラオス司法大臣が来日した際、関係機関に支援を要請したことに端を発する。

ラオスは、1986年、「新思考」（チンタナカーン・マイ）政策を導入し、それまでの計画経済から市場経済へと移行するため、他国の支援を受けながら法令の起草や司法分野の人材育成を開始した。日本は、当初の支援国には入っていなかったが、前記のとおり支援の要請を受けたことから、1998年に支援が開始された。以降、日本は、現在に至るまで途切れることなくラオスへの支援を継続している。

2 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の枠組みによる支援

ラオスに対する法整備支援は、JICAによる技術協力という形で始まり、名古屋大学及び法務省法務総合研究所が受託機関として、ラオス司法関係者を日本に招き、あるいは、日本側関係者がラオスを訪れて短期間の研修を行っていた。

2003年からはJICAの技術協力プロジェクトが開始され、現在に至るまで以下のプロジェクトが展開されている。

- ・法整備支援プロジェクト（2003年5月～2007年5月）
- ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1（以下「フェーズ1」などという。）（2010年7月～2014年7月）
- ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2（以下「フェーズ2」などという。）（2014年7月～2018年7月）
- ・法の支配発展促進プロジェクト（2018年7月～）

以下、簡単に各プロジェクトの概要・成果等についてご紹介したい。

(1) 法整備支援プロジェクト¹（2003年5月～2007年5月）

このプロジェクトは、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ、司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上することを目標として設定し、ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院をラオス側実施機関として実施された。

当初3年の予定で進められたが、1年延長され、更にプロジェクト期間終了後も2007年12月まで、成果物の普及活動が継続されたが、それまで法令集や基本的

¹ 詳細は、田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその成果について」（ICD NEWS第30号2007年3月号）、松元秀亮「報告『ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題』」（ICD NEWS第35号2008年6月号）参照。

な教科書、執務マニュアルがほとんどなかった状態から、このプロジェクト期間に、法令集、法律辞書、民法教科書²、企業法注釈書、民事判決書マニュアル、検察官マニュアルといった重要な資料が多数作成された。

(2) 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1³(2010年7月～2014年7月)

前記(1)のプロジェクトの後、ラオスの法・司法分野、法律人材育成分野における現状や課題を把握するための調査期間を経て⁴、2010年7月からこのプロジェクトが開始された。

当プロジェクトでは、民法⁵・民事訴訟法・刑事訴訟法の理論と実務を体系的に分析し、その分析結果を教育・研修・実務に活用するための基礎的能力を開発することを目標とし、実施機関は前記3機関にラオス国立大学を加えた4機関とされた(以降、「フェーズ2」、法の支配発展促進プロジェクトのいずれも実施機関はこの4機関とされている)。

具体的な活動としては、各実施機関からの参加者から構成されるワーキンググループが、理論と実務を分析した結果をモデル教材としてまとめることにより、前記目標を達成することが企図されたところ、当プロジェクト期間内に、民法Q&A集、民事訴訟法手続チャート、刑事訴訟法手続チャート、民法ハンドブック、民事訴訟法ハンドブック、刑事訴訟法ハンドブックが作成された⁶。

また、プロジェクト期間内である2012年6月には、ラオスにおいて、民法典の起草作業が開始されたが、民法の理論研究・教材開発の支援と切り離せない関係にあることから、民法典起草についても全面的に支援が開始された。

(3) 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2⁷(2014年7月～2018年7月)

前記(2)の「フェーズ1」に対するラオス側の評価は高く、早い段階でプロジェクトの継続を望む声が上がっていたことから、前記プロジェクト終了前に、正式な支援要請が行われ、「フェーズ1」の終了後、途切れることなく「フェーズ2」のプロジェクトが開始された。

当プロジェクトでは、「フェーズ1」の成果である基礎的能力の向上を踏まえ、実務の課題解決能力を向上させることが目標とされ、具体的には、

- ① 法令の起草(起草のための研究を含む)
- ② 法令の運用・執行
- ③ 法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修

² 当時、ラオスには統一的な民法典が存在しなかったが、将来的な立法課題としては既に挙げられていた。そこで、起草作業の基礎となるよう、比較法的観点も踏まえた民法の基礎理論を網羅するものとして作成された。

³ 詳細は、渡部洋子「ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介」(ICD NEWS第44号2010年9月号)参照。

⁴ この間、ラオス法整備の課題や解決策を把握するため、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)と国際協力部の共催によるワークショップも数次開催された。瀬戸裕之「ラオス人留学生の協力による法整備支援ワークショップ」(ICD NEWS第44号2010年9月号)。

⁵ 前記注2のとおり、民法典は存在しないため、財産法や契約法等、関連実定法を指す。

⁶ 成果物については、中村憲一「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始! -基礎能力向上から実務能力向上へ-」(ICD NEWS第61号2014年12月号)参照。

⁷ 詳細は、前記注6のICD NEWS参照。

④ 法令の普及・理解促進

の各能力向上を目標とし、民法典の起草、一定の対象法令に対する執務参考資料の作成、これまでの成果である執務参考資料等の活用などが目指された。

「フェーズ2」では、経済紛争解決法ハンドブック、労働法ハンドブック、捜査段階Q&A集、模擬事件記録（刑事・民事）が作成されたほか、法学教育機関、法曹養成等研修機関における教育・研修カリキュラムの見直しや改善が行われ、これら成果物の普及セミナーや模擬講義なども実施された⁸。なお、民法典起草については、プロジェクト期間中である2017年5月に一度国民議会で審議されたが、国民議会議員や一般市民との対話が不足しているとして、再審議となった⁹。

(4) 法の支配発展促進プロジェクト¹⁰（2018年7月～）

前記各プロジェクトの経緯を踏まえ、「フェーズ2」の終了後引き続き開始されたのが、現行プロジェクトである。

現行プロジェクトでは、これまでのプロジェクトによりワーキンググループに参加してきた中核メンバーが育ててきた法令起草や執行・運用等の法的能力を更に高めると共に、中核メンバーにとどまらず、より多くの法司法分野の人材にこれを共有していくことを目的とし、2023年7月までの予定で活動を行っている。

これまでのところ、長期にわたって支援を行ってきた民法典については2018年12月に国会で承認され、2020年5月27日に施行された。理論研究あるいは執務の重要な参考となると思われる、民法のリサーチペーパー¹¹については引き続き作成中である。

また、刑事事件の執務マニュアルとなる、証拠法Q&Aについても既に完成し、各地での普及活動を終えている。

そのほか、現行プロジェクトでは、前記(1)法整備支援プロジェクトで作成された民事判決書マニュアルの改訂、法学教育・法曹養成研修等改善に関する活動として事実認定問題集（刑事・民事）の作成が進められているほか、刑法典の研究を今後実施する予定である。

3 国際協力部を中心とした近年の支援

JICAの枠組みによる支援と別に、国際協力部が中心となった支援も行っている。2018年12月に、法務省法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（National Institute of Justice、通称NIJ）との間で協力覚書（MOC）が締結され、2019年4月には、NIJにおいて、刑法の比較共同研究が実施された。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航が困難となったことから

⁸ 「フェーズ2」の成果物については、伊藤淳「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS第76号2018年9月号)参照。

⁹ ラオス民法典成立までの経緯については、入江克典「ラオス民法典の立法過程」(ICD NEWS第84号2020年9月号)参照。

¹⁰ プロジェクト開始の経緯は前記注8のICD NEWS参照。

¹¹ 民法典の条文の趣旨や背景等を明らかにした逐条解説書。

セミナー等は実施できなかったが、2021年3月、オンライン形式で刑法の共同研究を行い、今後も定期的にオンライン形式での活動を継続する予定である。

また、ラオス首相府との関係で、2020年1月、首相府からの要請に基づき、法制執務及び法教育をテーマとするセミナーも実施している。

4 「これまで」と「これから」¹²

筆者は、2020年7月に国際協力部教官に着任し、ラオスの支援を担当してからわずか一年足らずである上、新型コロナウイルス感染症の影響により、まだ一度もラオスを訪れたことすらない身であり、20年以上にわたるラオス法整備支援の歴史を概観するなど甚だ僭越であるが、国際協力部の創設20周年に際し、これまでの支援を簡単にご紹介させていただいた。

改めて、これまでの関係者の御尽力、成し遂げてきた大きな成果に、現担当教官として深い敬意と感謝の意を表したい。

ラオス法整備支援においては、様々な教材、執務参考資料等を作成する中で、ラオス側参加者と対話・議論を繰り返すことで参加者の能力向上を図るという、人材育成の観点を非常に重視しており、このような支援のあり方は、ラオス側にも評価されてきたところである。

法的能力の向上は、無論一朝一夕にできるものではなく、これまでの長い支援の成果として、中核人材の能力が向上してきたものであるが、今後は、JICAの現行プロジェクトの目標のとおり、これをより多くの人材に共有していくことが課題となっている。

こうした課題に対しては、これまでと同様、短期間で成果を求められるようなものではないと思われるが、微力ながら筆者も力を尽くしていきたい。

¹² 意見にわたる部分はいくまで筆者個人の見解であり、法務省やJICA等の意見を代表するものではない。

日本政府のラオス政府に対する法整備支援

ラオス人民民主共和国司法省国立司法研修所副所長

ペッサマイ・サイモンクン

私は、ラオス国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクンと申します。私は日本政府の奨学金を受け、JICA及びICD（法務省法務総合研究所国際協力部）を通じて、2020年から2022年までの2年間慶應大学の法学部修士課程に留学しています。

日本は、ICD及びJICAを通じて多くの分野での支援プロジェクトを、ラオスに対して進めてくださっています。プロジェクトは、資金面のみならず、多くの分野の技術面での支援、とりわけ司法分野での支援をしています。ラオスは開発途上国であり、法治国家の建設を目指しているところです。ラオスはこれまで相当長い期間、日本政府からご支援いただいております。日本政府は、ICD及びJICAのプロジェクトを通じ、法律の解説書、問答集及び法律書等の作成支援のみならず、法律分野の人材育成、知識・能力向上、様々な問題の分析、外国の経験への理解促進も含め、ラオスの発展のためにそれら知見を活かすための支援も行ってくださっています。

私は2005年第1フェーズよりJICAのバックアップを受け、解説書作成グループの一員としてプロジェクトへの参加機会を得ました。私は、法司法研修所（司法省職員の法律研修機関）の公務員になってから、その期間は司法分野における異なる部署の経験豊富なメンバー、例えば、ラオス国立大学の法学部及び政治学部の教授陣、司法省、弁護士会、最高人民検察院及び最高人民裁判所のメンバーと共にICD、JICAプロジェクト、日本の教員及び専門家の皆様から助けていただきながら、民法解説書の作成に携わることができ、とても誇らしくまた嬉しく感じたものです。

初期の活動はラオスの民法解説書の作成でした。この解説書作成においては、日本の教員、専門家の皆様、ICD職員及びラオスの専門家と共に研究し、また意見交換に相当な時間を費やしました。そうして解説書が完成し、その普及及び利用のため、法律教育機関、最高人民裁判所の研修所、最高人民検察院の研修所及び司法省に配布することができました。しかし、解説書はその作成のみにとどまらず、同時にラオスの法律分野人材の育成及びその知識能力向上を目指したのもありました。不明瞭だった法律の諸問題について国内で多くの関係部署と協議を重ね、それらの問題に対する外国の経験及び解決方法について見聞を広める目的で、日本へ見学にも行きました。関係する法律条文について、ラオスの専門家と日本の教員、専門家との間で意見交換を行い、同時に比較対象となる外国の経験及び法律（例：日本、フランス、ドイツ及びタイの法律）についても学びました。研究を通し、日本の教員の方々と経験を交換することで、教員の方々が取り上げ対話した日本やその他の外国の経験について、メンバーはより明確に理解していきました。この他、多くの組織が計画的に協力して業務を遂行する際の統一感、団結心を持った働き方、日本の教員、専門家らの熟考された質問のつくり方、問題を研究し、その要点について追及す

る教員、専門家らの熱心さ、勤勉さや献身の姿勢、規律正しさ、時間に対する正確さ、グループメンバーの貢献、積極的な意見の表明、目標・期限に間に合わせる業務の進め方などを学びました。

プロジェクトは法律の解説書作成から始まり、日に日にその協力の度合いを強め、様々な解説書作成にご支援いただいております。例として、民法事例問題集（2012年）、民事訴訟法チャート（2012年）、民事訴訟法（2012年）、刑事訴訟法（2012年）、刑事訴訟法チャート（2013年）、契約内債務民法モデルハンドブック（2014年）、契約外債務民法モデルハンドブック（2014年）、民事訴訟法モデルハンドブック（2014年）、刑事訴訟法モデルハンドブック（2015年）、経済紛争解決法ハンドブック（2017年）、改訂版・捜査に関するQ&A集（2018年）、労働法ハンドブック（2018年）、民事事件及び刑事事件の模擬記録作成（2018年）並びに2019年のラオス法律史上初となる民法典の起草の支援をしていただきました。ラオス全国における民法典の普及活動は現在継続して実施されており、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士会、司法省、さらには郡や村の司法課、司法事務所等の関係諸機関に民法典が配布されています。

これまでの支援は、様々なハンドブック、解説書の作成が主なものでした。新しいフェーズで、日本政府には、ラオス史上初の民法典の起草支援に注力していただき、また地方への民法典普及活動の継続・拡大にもご協力いただき、さらには法律分野の修士課程の奨学金も増やしていただいております。この他、国立司法研修所と日本国法務総合研究所は、2018年12月6日に、司法分野の法律人材の訓練・育成等に関して協力することを目的とした協力覚書（MOC）に署名しました。プロジェクトは法律教育の様々なレベルを区別し、同じ教科が重複しないようにするために法律教育のカリキュラム改善に意見を加えることに注力し、教材（例：模擬事件記録）を授業に活用することを推奨しました。民法から始まり、法律大学レベルでは基本的な法律知識を学生へ教授し、国立司法研修所は引き続き裁判官、検察官及び弁護士の研修生の法律解釈能力を養成し、裁判所及び検察院の継続トレーニングは職員のそれぞれの専門性を深めています。プロジェクトが司法分野の人材育成及び開発に以前にも増して力を注いでいることがわかります。

国立司法研修所では、現在プロジェクトの支援により作られた様々なハンドブックを異なるレベルの学生の授業に活用しています。例えば、民法事例問題集、民事訴訟ハンドブック、刑事訴訟ハンドブック及びその他の問題集などです。この他、民事及び刑事の模擬事件記録を裁判官、検察官及び弁護士の職業訓練に活用しています。活動実施の成果として本JICAプロジェクトの参加メンバーである教員に変化があり、授業において学生に経験を伝える技術が蓄積され、学生の知識向上が見受けられました。

日本とラオスの連携協力が強固なものとなり、資金面の支援、より多くの分野の法律教育の教科書、法律ハンドブック、法律問答集作成などの作成支援、同時に法律分野の人材育成及び能力の強化に対する支援を日本政府に継続していただけることを私は切に希望しております。国立司法研修所は法律修士カリキュラムを設けているところです。将来の優

秀な法律家育成に応えるために修士及び博士レベルの職員の強化が必要とされています。日本政府から私が奨学金をいただく機会を得たように、法律分野の修士及び博士レベル、つまり国立司法研修所の向上のために資金提供を継続支援いただくことが必要です。知識・能力を備えた人材を育成，増加して法治国家の着実な建設に寄与し，国への奉仕に備えるためであります。

この場を借りまして，機会，資金面のみならず，私が様々な知識・経験を得られるようにサポートしてくださった日本政府，日本国民の皆様及び I C D，日本法務省，各研究所，J I C A プロジェクト，日本の教員，専門家の皆様及びプロジェクトの全スタッフに感謝を示し御礼申し上げます。私は得られた知識を心に刻み，また国家及び所属組織の建設発展に貢献し，成果につながるよう活用していきます。

ありがとうございました。

過去から現在に至るまでの 日本政府のラオスに対する司法分野の技術面支援

ラオス人民民主共和国中部高等人民検察院民事事件検討課課長

ラッタナポーン・パパックデイ

人材育成は、開発途上国・ラオスの社会経済発展にとって重要な課題であります。

党及び政府も、常にそれを基本的な課題としてとらえ、その解決にあたってきており、法律分野人材及び裁判官の育成もその課題のうちの一つです。長期にわたって、司法分野の人材育成は政府からの予算が割り当てられる以外に諸外国及び国際機関から多大な支援を受けてきました。技術支援、専門家のサポート、交流訪問、見学、資金・物資面のサポートなどの形で行われる日本政府、JICAの支援もそのうちの一つです。

日本による法整備支援は長期に渡って実施され、ラオスの司法分野職員の専門的能力を向上させるために支援を強化しています。それは司法分野人材の法律専門性を高めて育成していくための支援を意味します。本プロジェクトは非常に優れたプロジェクトとして高い生産性を発揮し、長期にわたって直接的及び間接的に様々な成果を上げていることを私は目の当たりにし、触れることもできました。

直接的な成果とは、対象グループ内の職員つまり司法分野の諸機関からのメンバーに直接働きかけるもので、彼らは、ラオスの多くの機関の専門家と日本の法律家との共同研究、業務を通して理解を深め、専門性を高めています。特定のトピックを通して専門家である教員から受ける訓練は、ある一定のレベルで法律を活用又は説明できるようにしてくれます。メンバーの中には上記訓練を経ることで自身が所属する分野または組織にて指導的立場に昇格する者もいます。

間接的な成果とは、これまで作成されたハンドブックを活用しての普及活動、法律に関する問題の説明会を通して地方の法律家の理解を促進することです。それは法律条文に対する理解・解釈を中央と地方との間で統一し、また各地方で発生した問題がそれぞれ異なった特徴を持っていることが分かり、それらが蓄積された経験として着実な進歩へとつながっています。

その他、ラオスの法制度を社会経済状況と合致したものにし、またより良い国際社会とのかかわりを構築するのに役立っています。ご存知のように、ラオスの民法典は、日本からの資金及び技術面の支援を受け、非常に長い期間をかけて起草されました。ラオスの法律家と日本の専門家及び経験を備えた教員が研究を重ねた結果、ラオス初の民法典が出来上がり、現在施行され、ラオスの法制度における大変重要な一歩、新しい顔となったのです。民法典は、我が国を目標としている法治国家へ導くために、法律をより明瞭、整然とさせ、先進的なものにしました。すべては、本プロジェクト、つまり日本政府から技術面及び資金面のご支援のおかげで、このようなご支援をいただかなかっただら、成功することがありませんでした。

支援を通し、私たちはフェーズごとにハンドブック作成という成果を目にしてきました。民法及び刑法に関する問答集、民事訴訟及び刑事訴訟手続きチャート、並びに経済関連法分野の各法律ハンドブックやその他多くの成果です。これら書籍は、大きい括りとしては司法分野、また限定した括りとしては私たち人民検察院の職員、教師及び学生にとって最良の成果であり、中央及び地方の人民検察院がそれらを実際の業務に活用することで知識レベルを向上させ、技術的改善や法の執行を強化するよう促すのです。例えば、専門職員の研修、技術的問題の説明、中央及び地方の職員同士がより多く交流するための実際の経験の活用、実際の経験の取得ならびに検察職員の業務遂行の質及び法律との一致を保証するために残っている問題の解決などです。同時に法整備支援は私たちの人民検察院の人材面を強化してくださっています。日本の支援プロジェクト内の小グループメンバーとして研究に参加する職員は現在に至るまで日に日に多くなり、中には組織内での指導的立場となる職員もいます。例えば、最高人民検察院研修所ポーンペット・ウンケーオ氏、最高人民検察院国際協力・計画局副局長カムペット・ソムウォラチット氏らです。諸氏は何年もの長期間プロジェクトに携わってきているだけでなく、日本側から得た技術知識を自らの責務として組織内部の授業、トレーニングを通して後輩の検察職員らに伝えています。

私は2014年（法律人材育成強化プロジェクト）より現在（法の支配発展促進プロジェクト）まで日本の支援プロジェクトに参加する機会を得まして、本プロジェクトが多くの方法（研究、意見交換会、普及）を通して司法分野の職員らを等しくサポートしてくださっているのを目にしています。各フェーズで法律に関する何らかのトピックを選び、それを研究し、司法分野職員の専門性の根拠となるハンドブックを作成することは合理的であり、各フェーズで発生した問題に対応したものとなります。私は、民法経済及び民法論グループに参加し、経済紛争解決法、労働法及び（現在作成中の）判決書作成に関するハンドブックの作成に携わったことで、それら法律に対する理解を深められ、また、それらトピックと関連のある日本の法律についても学ぶ機会を持つことができました。様々なトピックに関して日本での研修を受ける機会をいただき、私の知る世界もより広いものとなりました。この他、グループの中で司法分野の専門家たちと共に働くことで、私は法律ハンドブックの作成における知識及び技術をより多く得られ、順序立てて法的問題を説明できるようにもなりました。これらはすべてラオスの専門家及び日本の専門家、教員の中で働くことにより身についたものであり、問題の観察、法的問題の区別及び分析、仕事の進め方に多くの角度を持てるようになり、自身の業務の中でそれら経験を活用できるようになりました。私自身も、中部高等人民検察院民事事件検討課課長として、課内職員のトレーニングを行う、文書を作成する、また中部地方諸県の人民検察院専門職員らと会議を行う際にプロジェクトで得た経験及び作成された様々なハンドブックを活用しています。すべてのハンドブックは中央及び地方にとっての良き拠り所となっています。

我が国は開発途上国であり、とりわけ司法分野において、優秀な人材を必要としております。現状では職員の専門性強化のために教科書、ハンドブック、研修、法律の普及が必要とされています。ラオスを法治国家へと建設していく戦略目標を達成するためには、司

法分野の人材面の知識・能力向上と同時に様々な法律が相互に合致するように改善及び制定していく必要があります。また、今後も日本が、これまで述べてきた形の援助を続けてくださることを期待します。

これまでの成果だけでなく、人材育成における問題・課題も同時にあります。例えば、司法分野に対する政府予算の制限はセクター開発事業の問題及び障害となっています。改正及び新設された法律に対する法律専門職員の理解度の低さ、中央と地方での法執行に差異があることも問題です。そこで外国、とりわけ日本から良き経験を吸収することで、ラオスの社会経済状況に合致させ、改善し、利用するため、現在及び今後の系統的継続的な人材育成が大いに必要となっています。

したがって、私は、司法分野の職員育成のために日本の法整備支援が継続され、これまで以上に多くの形で行われていくことを希望しています。今後もこのような形での支援が継続されることを望みます。なぜなら、様々な法律の改善及び制定には知識、能力のある職員ならびに助言できる経験豊富な専門家が必要であるためです。法律の改善以上に、法律又はその条文、とりわけ民法典及び刑法典の教科書、解説書の作成も必須であり、現在の課題です。新しく制定された多くの条文は法律家の理解不足を招き、十分には執行されないかもしれません。法律の解説書又はハンドブックの作成と同様に、普及事業も、司法分野の人材強化、中央と地方での理解の統一化、各分野の法律が制定された内容通りに執行されることを保証する上での重要な要素となります。

最後に日本政府、JICAプロジェクト、法の支配発展促進プロジェクト並びにラオスの司法分野人材の育成、専門性の向上に協力していただいた日本の専門家及び教員の皆様に御礼申し上げます。現在、私は、民法グループのメンバーとして慶応大学に留学させていただき、自身を高めるチャンスもいただきました。ありがとうございました。

インドネシアに対する法整備支援 法的整合性の向上を目指して

国際協力部教官

庄 地 美菜子

第1 はじめに

2015年12月に開始したインドネシアに対する現行プロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」は、2021年9月末で終了し、同年10月からは、新規プロジェクトが開始する。現行プロジェクトは、JICAが日本の特許庁との協力の下で1995年から行ってきた支援であるインドネシア法務人権省知的財産総局への支援の土台の上に、インドネシア最高裁判所とインドネシア法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）を新たに支援の対象として加え、インドネシアの知的財産権の保護・執行強化及び法令の整合性向上を図ることを目的として行われてきたものであるが、本稿は、そのうち法規総局に対するこれまでの支援の成果や今後の展望について、関係者に行ったインタビュー結果を紹介しつつ報告するものである。

第2 法制執務Q&A（中央編）について

現行プロジェクトの大きな成果の一つとして、2020年12月に法規総局とJICAとの共同出版で発刊された法制執務Q&A中央編がある。これは、全5章より成っており（第1章：法令の定義、原則、種類及び内容、第2章：法令の制定、第3章：法令の周知、国民の参加及び翻訳、第4章：法令審査、第5章：法令策定技術）、知財分野に限られず、およそ法令一般について、その制定過程における論点等が、網羅的にQ&A方式でまとめられたものである。

この本の意義について、当初から編纂作業に携わっている法規総局事務局協力課トリ・ワヒュニンシー・マスダル課長は以下のように述べる。

「この本は、法令の起草・審査の業務を行うドラフター¹のみならず、政府機関や地方自治体等の担当者も利用していると聞いています。この本の一番素晴らしいところは、これまで見解が分かれており運用がバラバラだった論点について、統一された見解が示されていることです。各機関の法制を担当している人は、何か問題があると、まず、この本を参照します。共通見解は何かということが明らかにされているということが、この本のポイントです。編纂の際には、ドラフター間の認識が異なっている点について、認識を揃え、一本化して調整する作業が最も大変な点ではありましたが、この本ができたことによって、共通の認識を持てるようになったということは、問題になっているインドネシアにおける法令間の不整合の解消に非常に役に立つと思いま

¹ インドネシアでは、法令の起草・審査の業務は、ドラフターと呼ばれる、法務人権省が行う試験に合格し、資格を有する専門の職員が行う。また、法務人権省法規総局は法令間の矛盾を調整する役割も担っている。

す。この本の利用者にアンケート調査を行ったところ、実務に即しており、理論的説明に加えて具体例が示されているところが使いやすい、これまで不十分であった立法の技術的側面についても手厚くフォローされている、との回答が多くありました。」

また、今後について、トリ・ワヒュニンシー・マスダル課長は、「法制執務Q&A中央編の発刊後、法案作成技術に関する新しい大統領令が発出されたり、雇用喪失に関する法律によって、複数の法律を一つの法律で改正するという例も出てきたりしている。これらの新しいものについても取り入れ、法制執務Q&A中央編を今後改訂し、より良いものにしていくつもりです。」と意気込みを語っている。

法制執務Q&A中央編の完成の立役者である検察官出身の長期専門家・廣田桂氏は、完成に至るまでの苦勞について以下のように語る。

「私の着任した2018年3月当初は、偉い人が出席できないとそもそも会議を開催できない、会議のセッティングをして通訳の手配までしていても、インドネシア側から、会議の当日、直前になってキャンセルされる、といったことが続き、なかなか思うように編纂作業が進みませんでした。おっとりしていて緩やかなところがインドネシアの文化の良いところでもあるのですが、これでは、プロジェクト期間内に法制執務Q&Aを完成させることはできない、とさすがに焦りました。」

この点に関し、業務調整担当の長期専門家・間澤友紀子氏も当時を振り返ってこう語る。

「まともに会議が開催できないことが何度か続き、廣田チーフが、インドネシア側に一度、真剣に話をしました。それ以降、予定どおりに会議が開催され、インドネシア側も時間どおりに出席するようになり、現在に至るまで、精力的な活動が続いています。インドネシア側としても大きな意識の変化があったのだと思います。」

廣田専門家は、この完成した法制執務Q&A中央編について、こう述べる。

「インドネシア人の性質から、最初からパーフェクトなものを目指していたらいつまで経っても完成させることはできないと思いました。とりあえず、今後改訂があることを前提にまずは基本となるものを作ろう、ということを出発点に、皆で協力して作り上げました。この本には、まだまだ内容において改良を重ねていく必要がある箇所が沢山ありますが、まずは基本となるものを作り上げたところに、大きな意義があると思っています。」

現在は、法制執務Q&A条例編の編纂作業が行われている。新型コロナウイルスの蔓延により、地方での調査や直接顔を合わせての意見交換が制限される中、困難は多いが、精力的に編纂作業が続けられている。

第3 インドネシアにおける法令間の不整合その他の問題について

そもそも問題となっているインドネシアにおける法令間の不整合の原因はどのような点にあるのだろうか。この点について廣田専門家は、以下のように分析する。

「まず、各法令で定めるべき事項が曖昧な上、法律事項に関して言うと、一般的・

抽象的な委任があれば下位法令で定めることが可能であり、また、そもそも法律の委任なくしても法律事項を下位法令で定めるということが現実として行われていることが大きな問題だと思っています。さらに、法改正の際に引き続き効力を有する法令と法改正によって効力を失う法令の判別が極めて不明確なことも混乱を引き起こす一因となっていると思います。加えて、インドネシアでは、日本のように溶け込み方式で法律を公表することも、その時点で効力を有する法令をまとめた六法全書のようなものもなく、法令データベースもあまり機能していないので、現在効力を有する法令を調査する手段に乏しく、このことも法令間の整合性審査を難しくさせる要因の一つとなっており、結果として法令の不整合を生み出す原因の一つとなっているのではないのでしょうか。」

加えて、法令の起草や整合性の審査を担当する有資格者であるドラフターの能力向上も急務であると、廣田専門家は話す。

京都大学大石眞名誉教授²には、現プロジェクト開始時から、本邦研修や現地セミナーにおいて、日本の立法過程や法の形式の種類と階層性、体系性等について、講義を重ねていただき、御知見を提供いただいている。

大石名誉教授は、法案起草者の能力向上について以下のように語る。

「基礎的な法学の考え方、法律の読み方、というのは、一朝一夕で身につくものではない。その国の法学の基礎教育の在り方や、歴史とも大きく関わるものである。そのような背景事情もある中で、法案起草者の能力向上をいかに推し進めていくかというのは大変大きな課題である。ただ、インドネシア政府の法案起草者を育成したいという強い意気込みは感じられるし、また研修に参加する研修員のレベルは、年々、確実に向上してきていると思う。プロジェクト開始当初は、こちらの問題意識と噛み合わない質問も少なくはなかったが、年々、的を射た鋭い質問も増えてきていると実感している。少なくとも中央の起草者のレベルは向上し、層は厚くなってきているのではないか。」

また、地方自治に関する支援特有の難しさとして、大石名誉教授は以下のように述べる。

「各地方それぞれの特徴、慣習があり、どのレベルまで統一的な国法で踏み込むべきかという悩みはもともとあるし、支援内容が各地方の実情にどれだけ即しているかという検証も難しく、悩ましいところだ。また、中央と地方の起草者の能力の格差という問題もある。これに関しては、中央の人材を地方都市に出向させる制度など、システムの中で人材育成ができるような仕組みを作ることが大事であると考えて。」

その上で、今後もインドネシアに対する法整備支援に携わるることについて、以下のとおり述べる。

「インドネシアの人には南国特有の柔和さというか親しみやすさがあり、私の故郷

² 法学者。京都大学名誉教授。専門は憲法学、議会法、憲法史等。大学で教鞭を執る傍ら、政府の各種審議会の委員等を歴任。現在は、法制審議会の委員を務めている。

の宮崎にも通じるところがあるようにすら思う。毎回の研修では、本当に沢山の質問が寄せられ、熱心に吸収したいという意気込みを感じている。日本も明治の時代に志をもった多くの人たちが欧米諸国の法律を懸命に学んだからこそ、今日の法制度の礎が築かれたと言っても良い。私自身、憲法史という立場からその時代のことをかなり調べたが、法学者としてアジアの国の国づくりのお手伝いができることは大変意義のあることと考えているし、やり甲斐も感じている。インドネシアの法整備に何らかの形で貢献できればこんなに嬉しいことはない。」

第4 今後について

2021年10月からは新規プロジェクトが開始し、研修等の充実を通じて、中央、地方の法案起草者の能力向上を目的とした活動がさらに推し進められる。今後について廣田専門家は語る。

「新型コロナウイルス蔓延の影響で、現在活動は大きく制限されているが、今後ワクチンが普及していけば、また、地方の調査をしたり、皆で集まって協議したりすることもすぐにできるようになるでしょう。これまで築き上げた協力関係の下、さらに活動を発展させていきたい。」



(左下：トリ・ワヒュニンシー・マスダル課長 右中央：廣田桂専門家
右下：間澤友紀子専門家 右上：山田寛子専門官 左上：筆者)



(大石真名誉教授と筆者)

インドネシア最高裁に関する法整備支援のこれまでとこれから ～ ICD創設20周年記念：タクディル・ラフマディ最高裁准長官、 松川充康判事へのスペシャルインタビュー～

国際協力部教官

黒木 宏太

第1 はじめに

インドネシア最高裁に関する法整備支援の経過は、これまでのICDNEWSの記事に詳しいが¹、簡潔にまとめると、次のとおりである。

2002年	JICA枠組みによる交流開始
2007年3月～2009年3月	「和解プロジェクト」 ²
2015年12月～2021年9月	「知財プロジェクト」 ³

ベトナム、カンボジア等の他国への法整備支援との違いは、上記2つのプロジェクトは別のテーマを扱うものであること、両プロジェクトの間に約6年超の空白の期間が存在することである。このうち、「和解プロジェクト」については、その後の経過も含めて、草野芳郎先生によるICDNEWSの記事⁴に詳しいが、これまで、インドネシア最高裁に関する法整備支援の経過を通観した記事はないように思われる。

そこで、ICD創設20周年を記念して、インドネシア最高裁に関する法整備支援を通観できる記事を執筆することとした。

まず、両プロジェクトに関わられ、支援の経過を一番良く知る方として、インドネシアのタクディル・ラフマディ最高裁准長官にインタビューに応じていただいた。インドネシアの最高裁判事インタビューを記事にさせていただけるのは今回が初めてのことであり、大変貴重なものである。

次に、両プロジェクトの間の空白の期間に、国際協力部教官としてインドネシアを担当されていた、大阪高裁の松川充康判事にインタビューに応じていただいた。国際協力部教官として法整備支援に携わるほか、裁判官に戻られた後も、日本の大谷剛彦最高裁判事がインドネシアを訪問された際にアテンドをされるなどしており、広い観点から、法・司法分野での国際協力についてお話いただいた。

本号は特集号であり、紙面に限りがあるため、2つのインタビュー全文は次号

¹ インドネシアへの法整備支援の経過は、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」ICDNEWS第67号(2016年6月号)51頁以下(<http://www.moj.go.jp/content/001187311.pdf>)も参照されたい。

² 正式名称は「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」

³ 正式名称は「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」。なお、プロジェクトの期間について、2020年12月20日までとされていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響等により、2021年9月末までと延長合意された。

⁴ 草野芳郎「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援」ICDNEWS第68号(2016年9月号)75頁以下(<http://www.moj.go.jp/content/001206693.pdf>)。

(2021年9月号)に掲載予定である。

本稿では、それらのインタビュー記事の紹介文として、長期専門家のコメントとともに、これまでの両国の関係を振り返る。



インドネシア最高裁判所

第2 日本側からみたインドネシア

インドネシアは、日本の約5倍の面積（約189.08万平方キロメートル）で、約13500の島々からなる世界最大の島国である。人口は約2.55億人（2015年）で、中国、インド、アメリカに次いで世界4位の人口である。宗教は、イスラム教が約87%、キリスト教約10%等であり、世界最大のイスラム人口を有するが、イスラム教は国教ではない⁵。

ASEANの人口、GDP、面積の4割を占める地域の大国である⁶。ASEANの大国を持つ一方で、南国としての良さもあり、奥行きのある国でもある。現地で働く長期専門家にとって、インドネシアの魅力はどのようなところにあるのだろうか。

業務調整担当の長期専門家・間澤友紀子氏はいう。「インドネシアの魅力は人々の温かさです。ゴム時間と言われる程、時間にルーズだと言われており（最高裁はタクデイル判事が時間に正確な方なので、最高裁の方々はオンタイムです）、物事がスムー

⁵ インドネシアの特徴は、外務省HP（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/kankei.html>）を参照。

⁶ 日・インドネシア外相会談（令和3年3月29日）においても、茂木大臣より、インドネシアがこのような地域の大国であることに言及された上、日本の戦略的パートナーである旨が述べられている。https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009031.html

スに進まない等の問題があっても、業務調整員にとって、インドネシアは人気の高い国です。今回、1年ぶりにインドネシアに戻ってきましたが、優しく受け入れてくれました。インドネシアは多様な文化があり、バリ島以外にも魅力的な観光地も沢山あります。タクディル判事の生まれ故郷のスマトラ島は、「世界一美味しい食べ物に選ばれたルンダン」で有名なパダン料理発祥の地で独自の伝統文化もあるお勧めの観光地の一つです。」

また、裁判官出身の長期専門家・細井直彰氏はいう。「ジャカルタは大都市で活気に溢れていますし、インドネシアの人々は陽気で優しいです。人種の多様性の影響もあるのか、外国人を抵抗なく受け入れる素地があるように思います。買い物や飲食をする機会に差別的な雰囲気を感じることは全くありません。こちらが日本人だと分かると喜んでくれる人もいて、そうした際に、インドネシアが親日国であることを実感します。」

松川充康判事はいう。「人口規模が大きく、経済成長も著しい上、ASEANの盟主という立場にもある国です。」「日本にとって一番地理的に近いイスラム教徒の多い国という側面も大事なことだと思う。」「インドネシアと日本は、宗教的な違いというところを超えて通じる面があるのかもしれないですね。」

第3 インドネシア側からみた日本

「彼らはあちこち地上を旅したことがないのか。そうすれば、悟る心も聞く耳も備わっただろうに。まことに、目が盲目ではなくて、胸の中の心が盲目なのである。」
〈22巡礼の章 46節〉

これは、コーランの一節であるが、イスラム教徒に旅することを求めるものである。このように宗教戒律の中に旅が含まれているのは、人々が他人（他民族）の経験から学ぶためであるということである。ここでいう旅は、観光旅行に限らず、ビジネス、外交、留学その他である。旅の中で見たこと、聞いたこと、そして感じたことには、価値ある教訓が含まれているのである。そして、コーランは、旅の中で、思考力と聴覚並びに五感の全てを活用することを求めており、彼らは、1回の旅からでも、訪れた国の習慣や生活様式などから、多くの教訓を得ている。このことは、本邦研修の研究員の一人であったインドネシア最高裁判事のルフヤル・カバー博士が、同国の雑誌で日本についての所感について、格調の高い文章で述べられている⁷。

タクディル・ラフマディ准長官は、日本の印象について次のように述べる。「インドネシア人と日本人には、文化面などで様々な差異があると思いますが、インドネシア人は日本のことを良く知っています。まず、一生懸命働くということ、それから、先進的であること、経済的にも非常に強いと言うことなど、様々なことを知っています。」「日本は、第二次世界大戦で敗戦したとはいえ、それを乗り越えて、素晴らしい

⁷ インドネシア最高裁判事のルフヤル・カバー博士の「日本人から学ぶ」ICDNEWS 12号（2003年11月号）198頁以下（<http://www.moj.go.jp/content/000010281.pdf>）で、全文お読みいただける。

国を作っていった。その裏側には、やはり、多大なる努力があったと思います。そうでなければ、今インドネシアの道を埋め尽くしている、トヨタ、ホンダ、日産、スズキ等の車はなかったと思う。それはもう努力のたまものだと思っております。」「日本を初めて訪問したとき、非常に嬉しかったです。自分のルーツである日本に行けて大きな感動をしましたし、非常に感慨深かったです。」

第4 今後の法整備支援について

タクディル・ラフマディ准長官は、次のように述べる。「和解プロジェクトについては、インドネシア側から非常に高い評価を受けているし、非常に感謝されています。」「日本から学んだインスピレーションは非常に大きく、そこから得たインスピレーションは今もなお生きていると思います。」「今後の課題は大きく4つあります。」「判決の安定性や統一性、司法サービスの電子化・現代化、現在もプロジェクトにしている知的財産権の分野、そして、オンラインメデイエーションです。」

細井直彰氏はいう。「知財プロジェクトでは、裁判官向けの研修の整備・実施と、判決集等の執務参考資料の作成に注力してきました。今後もこうした取組を続けていく予定ですが、タクディル准長官もおっしゃるように、判決の安定性や統一性をいかにして高めていくかというのが一つの重要なポイントになると思います。」「幸いにし、知財プロジェクトに携わる専門家とインドネシア最高裁関係者との間で良好な関係を築くことができます。これは先々代及び先代の専門家の尽力のお陰ですし、私としても、プロジェクトに関わる裁判官らとの共同作業等を通じて関係を構築し、維持することを第一に考えてプロジェクトを運営してきました。知財プロジェクトによる支援活動はその名称どおり基本的に知的財産権の分野に限られていますが、将来的に支援の対象をそれ以外の分野にも広げていくことを考えるのであれば、インドネシア最高裁との良好な関係を保ちながら、支援のニーズを適切に汲み取っていくことが重要だと思います。」

松川充康判事は、(インドネシアに限らず)法整備支援について、次のようにいう。「法整備支援は成果が短期で明確には出にくいだけに、なかなか重要性を上手く理解してもらいにくいところがあります。」「また、今後、法整備支援というステージから、より対等な交流のステージへと移行する国も出てくると思いますが、そういうポスト法整備支援の枠組みも、持続性を持つ形でうまく形成していけるといいですね。漠とした言い方になってしまいますが、アジアの国々同士の社会的・経済的距離感がもっと近づいていくであろう中、国境を越えてのルールのあり方はどうあるべきか、その中で日本ならではの役割は何なのか、法整備支援は、そんな大きな問いかけの中にあるのかもしれない。」



2019年6月 スラバヤにおけるジョイントセミナーでの写真

ミャンマーに対する法整備支援の概要

前国際協力部教官（現東京地方検察庁立川支部検事）

村 田 邦 行

1 はじめに

本稿は、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「国際協力部」といいます。）創設20年の特集記事の一つとして、国際協力部在籍中¹にミャンマー担当教官であった本職より、同国に対するこれまでの法整備支援活動を紹介するものです。

もともと、ミャンマーに対する法整備支援については、過去のICDNEWS等において、多くの方々が執筆、紹介されておりますので²、詳細はこれらに譲り、本稿ではその概要を紹介するにとどめます。

本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

2 経緯等

ミャンマーにおける2011年3月の民政移管を契機として、同国に対する法整備支援の開始に向けた動きが始まりました。

国際協力部は、2012年以降、現地調査のほか、慶應義塾大学や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と協力して、ミャンマー連邦最高裁判所長官、ミャンマー連邦法務長官らを我が国に招へいするなどし、JICAが行う法整備支援プロジェクトの実現に向けた活動を行いました。

このような予備的な活動を経て、2013年11月20日から連邦法務長官府との間で、2014年1月7日から連邦最高裁判所との間で、両機関をカウンターパート（プロジェクトの相手方機関）とする「JICA法整備支援プロジェクト（フェーズ1）」が開始しました。フェーズ1は、所定の延長手続を経て、2018年5月31日まで実施されました。

2018年6月1日からは、フェーズ1に引き続いて、「JICA法・司法制度整備支援プロジェクト（フェーズ2）」が開始しました。フェーズ2は、所定の延長手続を経て、その期間は2023年5月31日までとなっています。

以下では、フェーズ1及びフェーズ2を「本プロジェクト」と総称します。

3 活動内容

本プロジェクトは、主に検察官及び弁護士出身の長期派遣専門家各1名³、業務調整に

¹ 2019年4月から2021年3月まで。

² ICDNEWSの原稿は、国際協力部のホームページからご覧いただけます。

³ 2019年4月から2021年3月まで、裁判官出身の長期派遣専門家1名も本プロジェクトの活動に従事していました。

係る長期派遣専門家1名の体制で⁴、ミャンマーにおける法の支配の確立やこれによる持続的な経済成長の促進等を目的として、これまでに、カウンターパートである連邦法務長官府及び連邦最高裁判所とともに、経済関連法分野を中心とした法整備、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築、法・司法分野の人材育成に資する様々な活動を行ってきました。

具体的には、会社法や倒産法等の起草支援、知的財産に係る裁判手続規則の起草支援とこれを通じての知的財産に係る裁判制度構築支援、調停制度の構築に向けた支援といった「法案起草支援」「制度構築支援」や、カウンターパート職員等を対象とした執務参考資料の作成といった「業務改善支援」、新任裁判官・検察官向けの研修教材に係る作成支援といった「人材育成支援」を行ってきました。

各分野での支援活動では、長期派遣専門家とカウンターパート職員が継続的にミーティングを開催するなどしたほか、我が国の法律専門家を現地に招いてのセミナーやワークショップを開催するなどして⁵、我が国の知見の提供、共有が図られてきました。

2020年は新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るいましたが、この影響により現地での活動に制約が生じてからも、長期派遣専門家を中心にウェブ会議システムを積極的かつ有効に活用し、上記の継続的なミーティングのほか、知的財産⁶や調停⁷の分野に関するオンラインセミナーを開催するなどして、支援活動が行われてきました。

国際協力部は、これまで、主に、所属教官の長期派遣専門家としての派遣、現地セミナーでのプレゼンテーション、本邦研修の企画運営などの形で、本プロジェクトに全面的に協力してきました。

本稿執筆時（2021年5月）までに行った本邦研修は、合計18回であり、テーマは以下のとおりです⁸。

第1回（2014年5月）	法・司法制度一般
第2回（2014年11月）	研修制度
第3回（2015年3月）	立法過程
第4回（2015年6月）	会社法
第5回（2015年11月）	研修制度
第6回（2016年2月）	知的財産に係る裁判制度等

⁴ 長期派遣専門家は、本来、現地のプロジェクト事務所に常駐して活動していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月に一時避難帰国して以降、日本で活動を行っています。

⁵ 例えば、本職は、在職中、知的財産分野の活動に関し、アドバイザーグループ（AG）のメンバーである明治大学法科大学院教授の熊谷健一先生、弁護士三村良一先生（元裁判官）及び弁護士の小野寺良文先生がミャンマー現地に出張して講師等を務めた、商標法の裁判手続規則の起草に関するセミナーに参加する機会を得ました（2019年6月）。

⁶ 例えば、弁護士の黒瀬雅志先生を講師とする、商標法のエンフォースメントに関するオンラインセミナーが2020年8月に開催されました。なお、同セミナーの内容に関しては、「ミャンマー：商標法に関するオンラインセミナーについて」（ICDNEWS第85号・2020年12月号）において、下道良太前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）及び本職が紹介しております。

⁷ 中京大学教授の稲葉一人先生（元裁判官）を講師とする、調停人養成に関するオンラインセミナーが2021年1月に開催されました。

⁸ 各研修の概要については、ICDNEWSに原稿が掲載されているものがあるほか、国際協力部のホームページに掲載されているフォトニュースでもご覧いただけます。

第7回（2016年6月）	倒産法
第8回（2016年11月）	調停・民事訴訟
第9回（2017年2月）	倒産法
第10回（2017年6月）	ビジネス関連法
第11回（2017年11月）	知的財産に係る裁判制度等
第12回（2018年3月）	新しいタイプの証拠
第13回（2018年7月）	新しい契約類型，裁判外紛争解決手続
第14回（2018年11月）	法曹の人材育成，研修制度
第15回（2019年3月）	法的紛争の予防及び解決と国の関与
第16回（2019年7月）	立法過程
第17回（2019年10月）	調停
第18回（2020年3月）	知的財産に係る裁判制度等 ⁹

以上をご覧になってお分かりのように、本プロジェクトの支援対象分野は多岐にわたっています。

本プロジェクトのPDM¹⁰では、支援対象とする法令を具体的に挙げるなどしていません。これは、対象法令等を敢えて具体的に掲げないことにより、法案起草や法の運用等を担うカウンターパートの時々々の要望に応じて、柔軟に支援活動が行えるようにすることを企図したものであり、本プロジェクトの特徴の一つと思われます。

実際、本プロジェクトでは、このようなPDMの特徴を活かし、これまでに、先ほど紹介したような多岐にわたる分野において支援活動を行い、カウンターパートのニーズに応じてきました。

支援活動による近時の成果としては、ミャンマー国内の下級裁判所の一部における民事調停制度の試験運用（パイロットプログラム）の開始¹¹とその拡大、連邦法務長官府の契約審査担当部門の職員を対象とした契約審査ガイドラインの作成、主に裁判官を対象とした経済関係法に関する執務参考資料（ケーススタディブック）の作成、主に裁判官を対象としたミャンマー商標法に関する執務参考資料の作成などが挙げられます。

4 国際協力部におけるその他の活動

法務省では、国際協力部において、ミャンマーの土地関連法制やその運用実態に関する共同研究や調査を行ってきました。

本活動は、ミャンマーにおいて、今後、土地の登録等に関する法制度の整備、改善が必要になると見込まれることから、同制度に関するミャンマーの現状や課題、必要となる支援内容を把握するとともに、我が国の知見を提供、共有することを目的として行っ

⁹ 新型コロナウイルス感染症の拡大等のため、途中で打ち切りとなりました。

¹⁰ Project Design Matrix（プロジェクト・デザイン・マトリクス：プロジェクトの概要表）の略。

¹¹ パイロットプログラムの開始経緯等の詳細については、中島朋子（元ミャンマー長期派遣専門家・弁護士）「ミャンマーにおける裁判所主導の民事調停制度の導入について」（ICDNEWS第79号・2019年6月号）をご覧ください。

てきたものです。

共同研究に関しては、これまでに、2017年8月、2019年1月、同年11月、2020年12月の4回、実施しています¹²。最初の3回は、ミャンマーにおいて土地登録等を所管する建設省、農業畜産灌漑省、ヤンゴン市開発委員会等の職員を研究員として我が国に招へいして実施し、直近の1回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、我が国への招へいができなかつたため、同職員らがミャンマーから参加し、国際協力部教官らが日本から参加するオンライン形式で実施しました。

調査に関しては、森・濱田松本法律事務所（2017年度）や、日本土地家屋調査士会連合会（2018年度及び2019年度）に調査を委託する形で実施しました¹³。

5 おわりに

2021年2月1日以降、ミャンマー情勢は一変し、本プロジェクトをはじめとする法整備支援活動も不透明な状況が続く中、本職は、国際協力部から異動となりました。

ミャンマーに対する法整備支援に携わった者の一人として、この状況が1日も早く改善されることを祈念しています。

以 上

¹² 各共同研究の概要については、国際協力部のホームページに掲載されているフォトニュースでご覧いただけます。

¹³ 各調査に係る報告書は、国際協力部のホームページからご覧いただけます。

国際協力部のネパール法整備支援活動を振り返って

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

下 道 良 太¹

第1 はじめに

このたび、国際協力部が創設20周年を迎え、ICD NEWS本号において、各支援対象国における活動を振り返ることになりました。ネパールについては、僭越ながら、ネパールの法整備支援に携わったのが国際協力部に在籍した2019年4月から2021年3月までの2年間である「若輩者」の当職が担当いたします。この2年の間、COVID-19の影響により、法整備支援活動の形式は大きく変わりましたが、ネパールも例外ではありません。当職が経験したこの「変容」も含めて、国際協力部が関与したネパールにおける12年余りの支援活動を振り返ることといたします。

第2 ネパールでの法整備支援の開始～基本法の起草支援

1 ネパール（ネパール連邦民主共和国）は、1996年から10年以上にわたって内戦状態にありましたが、2006年に包括的和平合意が成立し、2007年に制定された暫定憲法の下、2008年5月に発足した制憲議会において、王政が廃止され、連邦民主共和制への移行が宣言されました。その後、民主的な共和制国家の建設に向けて立法作業が進められましたが、その中でも、民事及び刑事の実体法及び手続法を包含する「ムルキ・アイン法典²」（Muluki Ain）を、民主主義、自由経済、科学技術の進展等の新たな変化に順応し、かつ、国際的な標準にも対応した個別の法律に解体して再構築することが、大きな課題となっていました。民法及び民事訴訟法の民事2法並びに刑法、量刑法及び刑事訴訟法の刑事3法が再構築されることになり、民事2法については民事法改革改善タスクフォース³が、刑事3法については刑事法改革改善タスクフォース⁴が、それぞれ起草を担当することになりました⁵。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール司法省から要請を受けて、これらのうち民法の起草支援を開始しました。国別研修「民法及び関連法セミナー」（2009年4月～2012年3月）、国別研修「民法解説書」（同年4月～2013年3月）、国別研修「民法関連法」（同年4月～2014年3月）がそれぞれ実施され、本邦研修⁶や現地セミナーを開催して、新民法の草案起草支援や解説書の作成支援等を行いました。その中で中心的な役割を果たしたのが、2009年4月に民法学者等

¹ 2021年4月1日より東京地方裁判所判事補

² 旧法典は1850年代に制定され、1963年の大改正により新法典が制定されました。

³ Civil Law Reform and Improvement Task Force

⁴ Criminal Law Reform and Improvement Task Force

⁵ 長尾貴子「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(1)～」(ICD NEWS 68号 87頁以降)、森永太郎「最近のネパール刑事法の動向～「量刑法」を中心に～」(ICD NEWS 77号 192頁以降)

⁶ 「本邦研修」は、相手国の実施機関職員等を日本に招いて行う研修のことです。

を委員として設置された国内支援委員会「民法改正支援アドバイザー・グループ⁷」(AG)です。AGの委員は、書面やテレビ会議システムでのやり取りによって、ネパール側が起草した草案や解説書に対してコメントや助言を行いました。また、2010年からは、法整備支援アドバイザーとして、弁護士が現地に派遣されました⁸。

国際協力部は、これらの活動の中で、本邦研修の企画、準備、実施に協力したり⁹、教官が委員としてAGの会合に参加して意見を述べるなどして、民法起草等の支援活動に携わりました。

2 民法以外の4法については、国連開発計画(UNDP)のRule of Law and Human Rightsプロジェクトが支援を行いましたが、JICAや国際協力部は、この時期、民法のみならず刑事法に関しても支援を行いました。

ネパール側から、主として日本の刑事司法制度の研究を内容とするJICAの技術協力案件への要請があり、2009年7月、国際協力部教官も調査団に参加した民主化支援プログラム協力準備調査¹⁰が行われ、ネパールでは刑事司法分野においても支援のニーズが高いことが明らかになりました。ここでは、刑事法の法案の完成時期が迫っていたことから、法案起草作業に対する支援を行うのではなく、新法施行のための法運用体制の強化等に関する支援を行うことが適当であるとの共通認識が得られましたが、ネパールの刑事司法の改善において日本の知識、経験が役立つかどうかは未知数でした¹¹。そこで、日本の刑事訴訟制度に関するセミナーを実施し、ネパール側に日本の制度について理解してもらうと同時に、日本の制度や知識、経験の中で、ネパール側から見て同国の刑事司法の改善強化に役立つ部分があるか検討してもらうことを目的とする「刑事訴訟法比較セミナー」を、2009年10月及び2010年3月に、カトマンズで実施しました¹²。また、同年7月には、ネパール側が日本の刑事司法制度について詳細に学び、これを刑事3法の起草に役立てることを目的として、JICAの国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」の本邦研修が実施されました。これは、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事¹³をはじめとする刑事法改革改善タスクフォースの構成員を中心とする12名を日本に招いて行われたものであり、プログラムの多くの部分につき国連アジア極東犯罪防止研究所(UNAFEI)の協力を得て実施されました¹⁴。

⁷ 設置当時の委員は、松尾弘慶慶義塾大学大学院法務研究科教授(委員長)、南方暁新潟大学教授、木原浩之亜細亜大学准教授、森永太郎国際協力部教官(肩書は当時のもの)

⁸ 平井克宗弁護士(2010年7月～2013年9月)、社本洋典弁護士(2013年9月～2015年9月)、長尾貴子弁護士(2015年9月～2017年8月)、石崎明人弁護士(2017年8月～2019年8月)

⁹ 2010年8月に実施された国別研修「民法及び関連法セミナー」の本邦研修について、ICD NEWS 45号147頁以降参照

¹⁰ この調査の結果については、独立行政法人国際協力機構公共政策部「ネパール連邦民主共和国 民主化支援プログラム協力準備調査報告書」参照

¹¹ 森永太郎「ネパール刑事訴訟法比較セミナー」(ICD NEWS 42号56頁以降)

¹² ICD NEWS 42号56頁以降及び同43号139頁以降参照

¹³ シュレスタ判事は、2015年から最高裁判所長官を務められました。2010年1月に開催された「第11回法整備支援連絡会」では、特別講演をしていただきました(ICD NEWS 43号17頁以降)。

¹⁴ ICD NEWS 45号138頁以降参照

刑事分野における支援活動は、刑事3法の法案が制憲議会に提出された2011年以降も継続されました。いずれ施行される3法を適切に運用する体制を整備する必要があり、また、ネパールには、国民の司法に対する信頼を損なっている「不処罰」(impunity)の問題や訴訟遅延の問題があるところ、これらを解消するため、裁判官、検察官等の能力の向上と裁判所、検察庁の事件処理、事件管理の能力の強化を図る必要があったからです。2011年9月には、検事総長府¹⁵からの要請を受けて、ネパールの幹部検察官2名を日本に招いて、日本の捜査、訴追の実務を体感してもらうとともに、日本側としてもネパールの検察の抱える問題点等に関する情報を得ることを目的とする比較共同研究が実施されました¹⁶。同様の目的の共同研究は、2012年7月にも実施され、国家司法学院¹⁷のラガブ・ラル・バァイディヤ学院長及び検事総長府の検事2名の計3名を日本に招いて、日本の刑事司法の実務や法曹養成制度について学んでもらうとともに、日本側もネパールの刑事実務の現状及び法曹養成制度について情報を得ました。

この共同研究のフォーマットは、2013年以降はUNA FE Iに移管され、「日本・ネパール司法制度比較共同研究」として、毎年検察官、裁判官、警察官等を日本に招いて実施されています。国際協力部は、UNA FE Iへの移管後も、講義を担当するなどしてこの共同研究への協力を続けています¹⁸。

- 3 このようにして起草支援を行った民法等5法の法案は、2011年2月に制憲議会に提出されましたが、2012年5月に同議会が任期切れにより解散されたため、制定に向けたプロセスは一旦中断されました。その後、2013年11月の選挙を経て、第2回制憲議会が招集され、一部修正を加えられた5法の法案が2014年12月に同議会に提出されました。2015年の大地震¹⁹や政治的混乱による停滞はありましたが、2017年9月24日に法案が可決され、同年10月に大統領の承認を受けて、ようやく「新5法」が成立し、2018年8月17日に施行されました。成立した民法は、AGが作成を支援した草案から細部における変更はありますが、同草案をほぼ踏襲した内容であり、AGによる起草支援の結果が反映されたものといえます²⁰。

¹⁵ Office of the Attorney General

¹⁶ ICD NEWS 49号125頁以降参照

¹⁷ National Judicial Academy (NJA)。裁判官、検察官、弁護士等に対する研修を行っているほか、研究活動もっており、近年は、後述するとおり国際協力部と共にワークショップ等を実施しています。

¹⁸ 2013年の共同研究については、ICD NEWS 57号84頁以降参照。各回のテーマは、2013年8月が「起訴状の簡素化と科学捜査の活用」、2014年8月が「刑事手続の迅速化」、2016年3月が「より効果的な捜査手続及び公判手続」、2017年3月が「起訴状の記載及び証拠の分析・評価」であり、2018年以降は、後述のとおり2017年に制定された新しい刑事法における手続運用上の諸問題を扱っています。

¹⁹ この地震により法整備支援活動も大きな影響を受けました。本稿では詳しく触れませんが、ICD NEWSでは、高橋邦夫「ネパール大地震から考えたこと」(64号1頁以降)、内山淳「ネパール連邦民主共和国における大地震—そのとき現地では—」(同号182頁以降)、富田さとし「報道等に見るゴルカ地震からの復興状況について(ネパール)」(72号97頁以降)で詳細に説明されています。

²⁰ 以上の民法をはじめとする新5法の制定経過については、南方暁・木原浩之・松尾弘「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」(法務省法務総合研究所国際協力部調査委託)[<http://www.moj.go.jp/content/000111943.pdf>]、石崎明人「ネパール新民法、遂に成立！」(ICD NEWS 73号80頁以降)、同「ネパール新民法の概要」(同77号156頁以降)、前掲5長尾「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(1)～」などを参照しました。

第3 JICAプロジェクトの開始～裁判所の事件管理及び調停への支援

1 JICAは、前記のとおり民法起草支援を中心とする活動を行っていましたが、これ以外にも、ネパールにおいて、日本の支援が必要であり、かつ、効果的な支援を行うことができる分野の調査を進めており、その結果、裁判所の事件管理²¹及び司法調停が支援の対象として浮かび上がりました。

2012年6月に実施された調査によれば、ネパールの裁判所では、1年間当たりに受理した事件に対するその年の終局事件の割合は40%強にとどまり、結審に3年以上を要する事件の割合が全体の40%に上っていて、訴訟遅延が深刻な問題となっていました。この問題に対し、ネパール最高裁判所は、カレンダーシステムの導入、ガイドラインの作成等の事件管理改革や、全ての裁判所への調停センターの設置等の司法調停制度の改善など、積極的な取組みを行っていました。他方、日本においては、民事訴訟では弁論準備手続をはじめとする争点整理手続の導入や計画審理の取組みがされており、刑事訴訟でも、公判前整理手続が導入されたところであって、これらの経験はネパールの事件管理制度の改革に生かすことができると考えられました。また、司法調停についても、日本では長年にわたる裁判所における調停の歴史があり、各地の裁判所で調停委員に対する研修について様々な工夫がされていました。以上を踏まえ、ネパールの裁判所が抱える問題に対する効果的な支援が考えられる分野として、事件管理（民事・刑事）及び司法調停が選定されました。

まず、2012年4月から2013年3月にかけて、国別研修「ケースマネジメントセミナー」が実施され、国際協力部は、2012年9月の本邦研修に協力しました。そして、2013年3月、国際協力部教官も調査団員として参加した詳細計画策定調査が実施され、最高裁判所をはじめとする関係機関との協議により、プロジェクトの概要がまとまりました²²。

以上の経緯を経て、2013年9月、JICAの「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が開始されました。同プロジェクトは、ネパール最高裁判所を実施機関とし、事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じて、裁判所の効率的な紛争解決機能の向上を図り、それによって迅速かつ公平な紛争解決の実現に寄与することを目標とするものです。ネパール側には、民事事件管理、刑事事件管理及び司法調停の三つのテーマについてワーキング・グループが設置されました。他方、日本からは、長期専門家として弁護士及び業務調整員が現地に派遣され²³、また、いずれも元裁判官である吉野孝義大阪大学大学院教授及び稲葉一人中京

²¹ ここで言う「事件管理」は、事件記録の受理及び管理等のみならず、裁判官による訴訟指揮等広く訴訟運営の在り方全般を指すものです。

²² 以上のJICAプロジェクト開始に至る経緯については、三浦康子「ネパール裁判所プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介～同プロジェクト詳細計画策定調査の出張報告を兼ねて」（ICD NEWS 57号50頁以降）を参照しました。

²³ 石田真人弁護士（2013年9月～2015年9月）、社本洋典弁護士（2013年9月～2015年9月）、富田さとこ弁護士（2015年9月～2018年2月）、長尾貴子弁護士（2015年9月～2017年8月）、石井克美業務調整員（2013年9月～2015年9月）、吉川泰紀業務調整員（2015年9月～2017年3月）、富田倫史業務調整員（2017年4月～2018年3月）（前掲8の法整備支援アドバイザーと重複あり）

大学法科大学院教授がアドバイザー・グループ委員を務められ、事件管理及び調停についての活動をサポートされました。このような体制の下、ネパール国内での研修、本邦研修、事件管理及び調停に関するテキスト、マニュアル等の作成、調停センターの建設、広報・普及などの活動が行われました。

2 このプロジェクトに関して、国際協力部は、主に本邦研修の企画、準備、実施を担うという形で協力を行いました。合計6回実施された本邦研修の概要は、以下のとおりです²⁴。

(1) 第1回本邦研修

日程：2013年12月10日～20日（移動日を除く。以下同じ。）

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所²⁵判事，地方裁判所判事，検事
総長府検事，弁護士（ネパール弁護士会長等）など20名

内容：民事裁判の迅速化，調停人に対するトレーニング等についての講義，最高裁判所，東京高等裁判所，東京地方裁判所等への訪問，ネパール側参加者の発表など

(2) 第2回本邦研修

日程：2014年9月16日～26日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，弁護士
など10名

内容：日本の調停の制度・実務，調停人の研修等についての講義，模擬調停，大阪家庭裁判所，大阪簡易裁判所等への訪問など

(3) 第3回本邦研修

日程：2014年12月2日～12日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，高等検
察庁検事，弁護士など14名

内容：民事事件管理，刑事事件管理等についての講義，刑事模擬尋問，東京地方
裁判所，東京地方検察庁等への訪問，ネパール側参加者の発表など

(4) 第4回本邦研修

日程：2015年11月30日～12月11日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，弁護士
など20名

内容：日本の民事訴訟手続，調停手続等についての講義，大阪地方裁判所，民間
総合調停センター，法テラス大阪等への訪問，ネパール側参加者の発表，
アドバイザー・グループ委員との検討会など

²⁴ 各本邦研修の詳細については、ICD NEWS 58号154頁以降（第1回）、61号172頁以降（第2回）、62号80頁以降（第3回）、66号55頁以降（第4回）、69号159頁以降（第5回）及び70号151頁以降（第6回）で紹介されています。

²⁵ 本稿では、“Appellate Court”を「高等裁判所」と表記しました。

(5) 第5回本邦研修

日程：2016年7月19日～29日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事など15名

内容：民事事件管理，刑事事件管理，民事調停等についての講義，最高裁判所，大阪地方裁判所，日本弁護士連合会，大阪大学等への訪問，ネパール側参加者の発表など

(6) 第6回本邦研修

日程：2016年11月28日～12月9日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，地方検察庁検事，弁護士など13名

内容：日本の調停制度，民事事件管理，刑事事件管理，検察庁の検務事務等についての講義，最高裁判所，大阪地方裁判所，日本弁護士連合会等への訪問，ネパール側参加者の発表など

3 このプロジェクトは，当初は2017年3月までの予定でしたが，2回にわたって延長され，2018年3月に終了しました。同年2月にカトマンズで実施された「ラップアップ・セミナー」では，プロジェクトの振返りが行われ，その成果が確認されました。プロジェクトの成果物としては，事件管理に関しては，事件管理ガイドライン，同ガイドラインのトレーニングマニュアルなど，調停に関しては，調停 Basic Concept Note，研修講師用教材，基礎研修副読本などがあり，その他，モデル地方裁判所にプレハブの調停センターを建設するなど物的支援も行われました。

第4 新5法成立～運用・普及支援へ

1 前記で説明したとおり，ムルキ・アインから独立した「新5法」（民法，民事訴訟法，刑法，量刑法及び刑事訴訟法）は，2017年10月に成立し，2018年8月に施行されました²⁶。新しい法律に関する支援は，その成立・施行により終了するのではなく，運用を担う人材の育成や関連する法令，制度の構築，法曹や一般市民への普及などを手助けするという形で，むしろ施行後に本格化すると言っても過言ではないと思います。

国際協力部は，新5法の施行直前の2018年5月及び8月に，ネパール最高裁判所の要請を受けて，最高裁判所及び国家司法学院との共催により，刑事法関係の現地ワークショップを実施しました。施行後1年を経ても，新5法の運用・普及支援に対するネパール側の要望は根強く，国際協力部は，2019年8月には，最高裁判所との共催により，民法や刑事法に関する現地ワークショップを行うとともに，最高裁判所法曹協会²⁷がJICAと共に開催するワークショップにも参加し，同年12月にも，

²⁶ 新民法の概要については，前掲20石崎「ネパール新民法の概要」参照

²⁷ Supreme Court Bar Association。最高裁判所に対応する弁護士の単位会

民法をテーマとする現地ワークショップを実施しました。これらのワークショップでは、民法については、旧法時代にはなかった契約類型や物権の種類、新しく導入された不法行為法²⁸や国際私法を取り上げ、刑事法についても、保護観察・仮釈放、公判前整理手続といった新法で新たに導入された制度²⁹に関連するテーマを中心に扱って、ネパールの実務家が新法に対する理解を深めるのを手助けすることを目指しました。また、「法律のプロ」だけを相手とするのではなく、2019年12月のネパール出張時には、National Law Collegeにおいて、不法行為の事件を題材とした模擬裁判を実施し、同大学の学生らに、不法行為の事例や民事訴訟手続を体感してもらう試みも行いました³⁰。

各ワークショップの概要は、以下のとおりです。

(1) 2018年5月のワークショップ

共 催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部

ネパール側参加機関：各裁判所，検事総長府，警察，刑務所，司法省，内務省等

テーマ：量刑，社会内処遇

(2) 2018年8月のワークショップ³¹

共 催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部

ネパール側参加機関：各裁判所，検事総長府，警察等

テーマ：令状，公判前整理手続

(3) 2019年8月のワークショップ³²

ア 共 催：最高裁判所法曹協会，J I C A

ネパール側参加機関：各裁判所，各弁護士会，司法省，大学等

テーマ：契約法，不法行為法，国際私法

イ 共 催：最高裁判所，国際協力部

ネパール側参加機関：各裁判所

テーマ：契約法，不法行為法，公判前整理手続

(4) 2019年12月のワークショップ³³

共 催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部

ネパール側参加機関：各裁判所

テーマ：財産法，不法行為法，国際私法

2 J I C Aは、新5法が成立した後も、個別専門家案件により新民法の普及を支援する活動を続けています。新民法の成立前から現地で活動を行っていた石崎明人専門家（2017年8月～2019年8月派遣）や民法の起草を支援したA G委員の松尾教

²⁸ 新しく導入された不法行為法については、A G委員である木原浩之教授が、「ネパール不法行為法の誕生」（I C D NEWS 86号54頁以降）にて解説されています。

²⁹ 新しい量刑法については、前掲5森永「最近のネパール刑事法の動向～「量刑法」を中心に～」参照

³⁰ I C D NEWS 82号96頁以降参照

³¹ I C D NEWS 76号168頁以降参照

³² I C D NEWS 81号110頁以降参照

³³ I C D NEWS 82号96頁以降参照

授、南方教授及び木原教授を中心に、現地セミナー、民法の内容を一般市民に分かりやすく解説するリーフレットの作成、民法の概説書の作成などを行い、国際協力部もこれらの活動に協力しています。石崎専門家が2019年8月に帰国した後、COVID-19の感染拡大等により現地に専門家を派遣できない状況が続いていましたが、2021年3月に後任の磯井美葉弁護士³⁴が派遣され、今後民法普及のための活動が加速していくものと思われます。

3 UNAFEIに移管された前記の刑事制度比較の共同研究は、新5法成立後も毎年実施されています。新5法成立後は、新法における手続運用上の諸問題をテーマとし、起訴猶予、公判前整理手続、量刑、保護観察・仮釈放等を取り上げ、検事総長府、最高裁判所、国家司法学院及び警察から参加者を日本に招いて、講義、発表、見学等から成るプログラムを行っています。国際協力部のネパール担当教官も、UNAFEIの調査・準備のための現地出張に参加したり、講義を担当するなどして、この共同研究に協力しています。

第5 「ウィズ・コロナ」の時代～オンラインの活用

1 2020年は、まさに「コロナ」一色の年となり、国際協力部のネパール支援活動も多大な影響を受けました。ネパールへ渡航することができなくなり、現地で行っていたワークショップ等の活動を実施することが不可能になりました。しかしながら、このパンデミックが収束するまで活動を中断すると、これまで継続的に行っていた活動の成果が定着する機会を逃してしまうことになりかねません。そこで、ネパール最高裁判所や国家司法学院の担当者と協議し、これまで現地で行っていたものと同様のテーマのセミナーをオンラインで実施することになりました。心配していたネパール側の通信の問題は、セミナーの運営に支障が生ずるほどのものではなく、オンラインツールの習熟についても、ネパール側は頻繁にオンラインで会議、研修等を行っているとこのことで、全く問題がなく、オンラインでも臆することなく活発な議論が行われました。チャット機能を用いて質問を受け付けたり、ブレイクアウトルーム機能を用いて少人数のグループでのディスカッションを行ったりするなど、オンラインツールの機能を活用してより効果的なセミナーを行うことができるよう試行錯誤をしているところです。

この「オンラインセミナー」は、本稿執筆時点で、2020年12月及び2021年3月の2回行われており、2021年度も継続して実施される予定です。既に実施されたセミナーの概要は、次のとおりです。

(1) 第1回オンラインセミナー³⁵

実施日：2020年12月2日

共 催：最高裁判所、国家司法学院、国際協力部

³⁴ モンゴルやカンボジアの長期専門家を経験され、2020年3月までJICA国際協力専門員

³⁵ ICD NEWS 86号151頁以降参照

ネパール側参加機関：各裁判所

テーマ：不法行為法，国際私法，公判前整理手続

(2) 第2回オンラインセミナー

実施日：2021年3月16日

共催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部

ネパール側参加機関：各裁判所

テーマ：不法行為法，国際私法，過失の判断手法（刑事）

2 前記1のセミナー以外の活動も，オンラインを活用して継続しています。JICAの民法普及支援活動は，リーフレットの作成に協力していただいているネパールの学生とのミーティングやAGの会合をオンラインで行い，また，UNA FE Iの刑事制度比較の共同研究は，2021年2月にオンラインで実施されました³⁶。

3 本稿執筆時点で，COVID-19はいまだ収束に向かっているとは言い難い状況です。従前のようにネパールと日本を行き来して活動できるようになるのがいつになるか全く見通しは立っておらず，当分の間は，オンラインでの活動を続ける以外の選択肢はありません。また，物理的な移動にかかる時間と費用を節約できる，ネパール各地から参加できる上参加者の数に事実上制限がないなどといったオンラインのメリットを考えれば，COVID-19が収束したからといって，オンラインの活動を全て止めてしまうことは合理的ではないでしょう。したがって，「アフター・コロナ」においてもオンラインでの活動が一定程度は継続されることを想定して，オンラインセミナー等の経験値を蓄積していくことが重要であると思います。

第6 おわりに

以上，駆け足ではありますが，国際協力部のネパール支援活動を振り返りました。こうして振り返ってみると，ネパール支援活動の歴史は，法案の起草から成立・施行後の運用・普及支援に至るまで，新5法をめぐる歴史と密接に連動していることが分かります。新5法は，2018年8月の施行からわずか2年半余りを経過したばかりであり，今まさに，ネパールの法曹の方々の実務の積み重ねによって発展していこうとしているところですが，この発展の過程において，今後も国際協力部が何らかの手助けをしていくことができれば，幸いに思います。

12年以上にわたるネパール支援活動のうち，当職関わったのは直近の2年間だけですが，過去の活動の足跡をたどると，その土台となっているのは，日本の知見，経験から学びたいというネパール側の強い意欲と，それに何とか応えようとする日本側の真剣な姿勢であると感じました。言うまでもなく，ネパールに対する支援活動は，国際協力部が単独で行っているものではなく，JICAの各案件で現地に派遣された専門家の方々，AG委員の先生方，本部及び現地事務所のJICA職員の方々，その

³⁶ 2021年は，起訴猶予，量刑及び保護観察・仮釈放を取り上げました。

他多くの関係者の熱意と努力の上に成り立っているものです。国際協力部は、このような支援体制の一員として、今後も、ネパールの人たちとの間で良好な関係を築きながら、その熱意に対し真摯に取り組んで、ネパールの新しい時代の法制度を築き上げるために貢献していきたいと考えています。

東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って

国際協力部教官

川野 麻衣子

1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、インドネシアの南東にあるティモール島の東側に位置する国で、2002年に独立を回復した比較的新しい国である。独立回復後、国際機関や各国の力も借りながら国づくりを進めており、法分野については、2011年に策定された「東ティモール司法分野戦略計画2011-2030」（以下「戦略計画」という。）に基づいて法制度の整備や人材の育成等様々な取組が進められている。

本稿では、ICD創設20周年という節目に当たり、ICD NEWS 英語版（2019年3月）に掲載された東ティモール司法省法律諮問立法局のヴィタル局長の論文¹から、東ティモールの法制度の現状及び課題をご紹介するとともに、東ティモールに対する当部の法制度整備支援活動について簡単に振り返ることとしたい。なお、本稿中、意見部分は、当職の私見である。

2 東ティモールの法制度の現状と課題

(1) 東ティモールの歴史的経緯

東ティモールは、16世紀から長くポルトガルの植民地となっており、第二次世界大戦中には一時日本が占領していたこともあったが、大戦後には、再びポルトガルが支配を回復している。1975年に一度独立が宣言されたものの、その翌年に今度は隣国のインドネシアに併合された。

1999年8月には、インドネシアからの独立を問う住民投票が行われたが、そのわずか9日後に、国内の反乱軍等による暴動が発生し、同年10月からは国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）により統治されることとなった。その後、2002年5月20日によりやうく独立を回復したが、独立回復後も、2006年に内紛が起こるなど不安定な状況が続いていたところ、現在では治安も安定している²。

(2) 法制度の現状と課題

憲法は2002年に制憲議会により制定され、刑法は2009年に、民法は2011年にそれぞれ成立し、その他様々な法令が既に制定されている³が、ヴィタル局長からは、法制度について次のような課題が挙げられている。

¹ Nelinho Vital “Legal Assessment and Challenges of the Judicial Reform in Timor-Leste” ICD NEWS 英語版（2019年3月）pp.31-38

² 外務省ホームページ。https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/kankei.html（最終閲覧日：2021年5月9日）

³ 東ティモールでは、国民議会と政府が立法の権限を有する（憲法95条及び115条）。

まず、歴史的な背景から、東ティモールの憲法及び法令は、ポルトガル法を基礎としており、現在でも有効な UNTAET の規則やインドネシアの法律もあって、法制度が複雑であり、法令の理解や分析が困難となっている⁴ということである。

また、制定された法令が必ずしも東ティモールの実情を反映していないという問題もある。人材不足により、特に独立回復直後に起案された法令は他国の法令を「コピー＆ペースト」することが通例となっていた。また、法令の起草作業に携わった者がほとんど外国人だったことから、東ティモールの人々や文化といった社会学的な観点が考慮されなかったことも問題となっている。つまり、多数の法令が、起草者が思い描いていたようには執行されておらず、慣習に反するために適用できないものさえある。例えば、民法はカトリック婚、慣習婚及び民事婚について規定しているが、その他の宗教に基づく婚姻が存在するにもかかわらず、そのような婚姻についての規定が置かれていない⁵。

さらに、東ティモールにおける法制度の発展の大きな障壁の一つとして、言語の問題がある。法の分野で使用されている言語はポルトガル語であるにもかかわらず、ポルトガル語を使用できる者はごく限られている⁶。そのため、法令の起草について、海外、特にポルトガル語を使用するポルトガル、カーボベルデ、アンゴラなどの専門家に頼らざるを得ない。ほぼ全ての国民がポルトガル語の十分な知識を持っていないことで、国民が法令の起草作業に参加できないという問題もあり、言語が、法の起草者と国民とのギャップを作り出している⁷。

これらの課題を踏まえ、ヴィタル局長は、東ティモール人自身によって、法制度に関わるすべてのことを決定し、実行し、評価するという法制度の「ティモール化」が行われるべきであると述べている⁸。

(3) 法制度改革の現状

上記のような問題を背景に、2011年には、司法省が作成した戦略計画が東ティモール政府により承認された。この計画は、法・司法分野の組織改善、改革及び法的枠組、人材開発、インフラ及び情報技術、司法アクセスの5分野について、現状を分析して課題を洗い出し、その課題に対処するための短期・中期・長期の目標や行動計画を定めるものとなっている⁹。

この戦略計画に沿って、2015年には、司法改革の調査と評価を主要な任務とする司法改革委員会（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は、司法省と協

⁴ 前掲1, p.31

⁵ 同上, p.32

⁶ 東ティモールの公用語は、憲法においてポルトガル語及びテトゥン語と定められているが、ポルトガル語を解する者はごくわずかである。また、テトゥン語は口語中心の言語であることから、語彙に乏しく法律を起草するのに適さないと言われている。森永太郎「東ティモール法案作成能力向上研修」ICD NEWS 第42号 p.11, 江藤美紀音「東ティモール法整備支援・共同法制研究～自立へのささやかな挑戦～」ICD NEWS 第53号 p.159参照。

⁷ 前掲1, pp.32-33

⁸ 同上, p.33

⁹ http://www.mj.gov.tl/files/JSSP_ENGLISH.pdf (最終閲覧日：2021年5月9日)

力して、様々な法令の起草及び施行の過程や法令の内容についての評価を実施し、例えば、刑法、刑事訴訟法、民法（婚姻法）等について、社会の実情に沿って改善すべき点が分析されたほか、法令の起草作業の標準化や法的文書のポルトガル語・テトゥン語の2言語による作成を実施すべき旨の勧告等も行われた。この勧告を含む報告書は、国民議会及び政府に承認されたが、フォローアップがないままとなっており、さらに委員会も2017年8月にその役目を終えてしまっている¹⁰。

また、2018年6月には、第8次連立政府が組閣され、司法改革・議会事務省が設置された。同省は、法制度や司法を改善する政策に関して、評価等を行うことが任務とされたが、こちらも2020年5月に廃止され、現在、法制度改革の業務は閣僚会議長に引き継がれ、政府内の法制度改革の取組は司法省により行われている¹¹ようである。

このように、東ティモールの法制度改革は試行錯誤が続けられている最中であるが、ヴィタル局長は、今後の課題として、法案起草作業や法令の適用に関する指針の策定、法案の整合性を監視する組織の構築、法案起草者及び法律翻訳家の能力の強化等が必要であると述べている¹²。

3 東ティモールに対する法制度整備支援活動

(1) これまでの法制度整備支援活動

我が国では、東ティモールの要請に基づき、2009年から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は当部の独自支援により、司法省の職員等を対象とする法制度整備支援を行ってきた。

上記のとおり、東ティモールの法令は、ポルトガル等の影響を受け、外国人のアドバイザーが法令起草にも携わっていたことや、国連開発計画（UNDP）等の他ドナーも法・司法分野の支援を既に実施していたこと等から、具体的な法案ごとに、日本の法制度や法的な考え方等の情報を提供して議論することによって、司法省の職員等の法案起草能力の向上を図ることを目標に活動を実施している。

具体的には、年に2回程度、当部の教官等を現地に派遣して、テーマとして取り上げた法令案に関するセミナーを実施するほか、1年に1回、約一週間程度、司法省の職員等を日本に招へいして本邦研修を実施してきた。

これまでに起草を支援した法案は、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取締法、少年法、調停法、婚姻法、国籍法など多岐に渡り、逃亡犯罪人引渡法は、国際刑事司法協力法（Cooperação Judiciária Internacional Penal）の一内容として2011年に、違法薬物取引取締法（Lei de Combate ao Tráfico Ilícito de Drogas）は、2017年にそれぞれ成立している。

¹⁰ 前掲1, pp.33-35

¹¹ 東ティモール政府ホームページ。http://timor-leste.gov.tl/?p=24880&n=1&lang=en（最終閲覧日：2021年5月7日）

¹² 前掲1, pp.37-38

さらに、当部では、2018年度から、上記の活動に加え、法曹人材育成の観点から、東ティモール法律司法研修所と協力し、裁判官や検察官、弁護士を対象とした司法制度に関する現地セミナーを開始したほか、同じく2018年度から、国連極東アジア犯罪防止研修所（UNAFEI）においても、司法省矯正社会復帰局に対する刑務所の運営に関するセミナー等が実施されている。

(2) 最近の活動状況

2017年以降は、司法省からの要請に基づき、主に土地関連法を対象とした起草支援を実施している。東ティモールの土地については、複雑な歴史的経緯から、伝統的に使用してきたもの、ポルトガル植民地時代に使用を認められたもの、インドネシア占領時代に使用を認められたもの、独立回復後に取得したもの等があり、所有権をめぐって紛争が日常的に発生し、深刻な問題となっている。戦略計画においても、土地関連法の整備が目指されており、2017年には、土地の所有権を確認するための「不動産所有権の定義のための特別措置法」が施行されたが、土地の所有権を確認するに当たり、土地の現況の把握や土地に関する権利を公示するための制度等が必要であり、地籍調査に関する法律や不動産登記法等の制定が急がれている。

残念なことに、東ティモールでは、2018年以降、政局が混乱したことによって、全ての法案が閣僚会議及び国民議会で審議されないという事態が生じていたが、2020年に入って事態が改善し、現在は、過去に起案した法案の見直しも含め、土地に関する様々な法令についての起草作業が加速している。

他方で、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、本邦研修等



オンラインセミナーの様子。画面右がヴィタル局長

の従来の法制度整備支援活動が実施できていないが、昨年11月から、約1ヶ月に1回、1～2日間のオンラインセミナーを実施して、日本側の知見を提供し、東ティモールの法案についての協議を続けている。

ヴィタル局長が課題として述べていた法案の「ティモール化」が図られることを少しでも目指すことができればと思い、例えば、法案と民法などの他の法令との整合性について検討したり、法案施行後のイメージを持ってもらうために、日本や他国の法律の運用状況を紹介したりして、法案についての協議を重ねている。

4 おわりに

今回は、紙幅の都合により、簡単なものとなってしまったが、東ティモールの法制度の現状と課題及び当部における東ティモールに対する法制度整備支援活動についてご紹介した。それぞれの活動の詳細については、ぜひ過去のICD NEWSをご覧ください。

なお、今回、過去の支援を振り返るためにICD NEWSを読んでいたところ、司法省では立法事実・立法目的に関する議論をしないまま法案起草作業に着手している¹³との記述があった。しかし、先日のオンラインセミナーで取り上げたある法案では、司法省の職員がどのような目的でどういう規定が必要なのかをきちんと把握し、自分たちの言葉で説明しており、支援開始当初から比べると明らかに司法省職員の法案起草能力は上がっているものと思われる。

また先日のオンラインセミナーで、司法省の職員から、「私たちの法案について私たちと同じ目線に立って、私たちと一緒に研究してくれることに大変感謝している。専門家にアドバイスをいただく機会がなかなかないので、日本とのセミナーは貴重な機会である。」という言葉を読んだ。当職は未だオンラインセミナーを数回担当したにすぎないが、これまでに支援を担当してこられた方々の着実な活動により、司法省との間で確かな信頼関係が結ばれていることを強く感じた言葉であった。

今後も当面は、オンラインセミナーを続けていくことになると思われるが、オンラインを活用できるようになったことから、従来に比べてセミナーの頻度も上がったので、工夫を重ねながら、東ティモールの法制度がよりよいものとなるよう支援を続けていきたい。

最後に、東ティモールにおいては、本年3月29日から4月4日にかけて発生した豪雨により洪水が発生し、死者や多数の行方不明者が発生しているほか、司法省を含む建物等にも多くの被害が生じた。幸いカウンターパートの職員は無事であり、オンラインセミナーも続けられているが、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方の一日も早い復興を祈念している。

¹³ 森永太郎「東ティモール法案作成能力向上研修」ICD NEWS 第42号 p.14

ウズベキスタンにおける最近の改革と新しい行政裁判所制度について RECENT REFORMS AND NEW ADMINISTRATIVE COURT SYSTEM IN UZBEKISTAN

タシケント国立法科大学准教授（行政法及び財務法務部門）法学博士

ネマトフ・ジュラベック（Nematov Jurabek）

要約

ウズベキスタンでは、行政機関による個人的・規範的行為に対する司法保護が、引き続き問題となっている。

これが問題となる主な理由の1つは、法的な思考と法的な慣行におけるソビエト式のアイデアとパターンの継続的な普及である。

本稿では、行政分野の問題についての法的保護を発展させるなかで、このようなソビエト式の遺産を乗り越える際の、管轄の問題を説明するとともに、この状況を改善するための戦略を分析する。この点で、ソビエト後の国々では、市民は、特定の行政行為に不服従した後に課された行政罰に対して、前の行政行為について直接裁判所に対して上訴するのではなく、後に課された行政罰について上訴することが許されていると考えるのが極めて一般的である。これが、ウズベキスタンの行政裁判の一環としての行政処罰の理解における誤解を変えることなく、行政裁判を発展させることが非常に難しい理由である。重要なことは、ウズベキスタンで行われている最近の改革は、行政処罰事件を含むことなく、行政の正義を発展させる大きな希望を与えている。行政裁判が、伝統的なソビエトの行政処罰事件から分離されつつあることは、ポストソビエト諸国の文脈において前向きな動きである。関連して、本稿では、ウズベキスタンにおいて、今日の行政法改革、特に行政手続法の実務での適用に関する分析を探求する。法改正はまだ法務、教義、法学教育によってはまだ受け入れられていない。これに基づいて、ウズベキスタンにおける行政法の理論の発展が重要であることを強調する必要がある。特に、行政法の分野における裁判所の決定を絶えず分析することにより理論と裁判所の実務との関係を維持する必要性、行政裁判所の決定を研究する事例研究に基づいて法務担当者を訓練することの重要性、行政実体法が発展することの重要性、そして行政法の前向きな面についての新しい分野を発展させていくことである。

キーワード：ソビエト式行政裁判，行政訴訟，行政手続，法学教育，行動戦略 2017 - 2021，行政裁判所，管轄権，事件調査，原文に基づく実証主義，裁判官による法律

前書き

ウズベキスタンやその他のソビエト後の国々における行政行為に対する司法審査には、共通の歴史がある。1960年代まで、それは主にソビエト政権によって拒否された。その後、法律に大きな変更があったが、法的な慣行はあまり変わらなかった。1977年のソ連憲法と1987年の「市民の権利を侵害する役人による違法行為に対して裁判所に訴える手続きについて」の法律は、行政行為に対する司法審査をソビエト法に導入する上で、重要な役割を果たした。ソビエト連邦の崩壊後、行政行為に対する司法審査の分野における法的思考と実務は、多くのポストソビエト諸国やウズベキスタンにおいては、長い間実質的に変化しておらず、裁判所へのアクセスと行政事件の法廷裁判における公正な手続きへのアクセスについての権利の実現に問題を引き起こしている。しかし、シャフカット・ミルジヨエフ大統領が率いる新しい政権の下では、法制度と行政法に大きな改革がされた。まず、上記の変更の主な特徴について、説明する。

行政法の改革：継続性、変化、問題

ウズベキスタンの憲法や法律が、行政との関係で市民や民間の起業家のための権利と自由を保証する。たとえば、ウズベキスタン憲法第44条（1992年12月8日）は、行政行為に対して裁判所に上訴する権利（裁判所にアクセスする権利）をすべての人に保証している [1]。

ウズベキスタンは、行政裁判の分野で、法改正を導入しようとしている。通常の裁判所でされた行政訴訟は、「人権と自由を侵害する行動や決定に対する裁判所での訴え」に関する法律（以下、「1995年の控訴法」という。） [2] と改正前の民事訴訟法（以下、ウズベキスタンの「元CPC」という。）に基づいていた。

これらが採択された初期段階では、これらの法律の間には多くの類似点があった。

ウズベキスタンの1995年の控訴法は、1989年のソ連の控訴法と非常に類似した、一般的な規則と内容を含む10の条文で構成されている。個人が、例外なく、行政機関のいかなる行動に対しても、裁判所に上訴することを認める一般条項があった。しかし、実際には、多くの場合、裁判所に上訴することは非常に困難であった。たとえば、ウズベキスタンでは、規範的な法的行為（行政機関の規制行為）や行政機関の不作為は訴訟の対象とはなり得ず、個人が侵害された権利の救済策を見つけるのは困難であった。

ウズベキスタンの法制度は、審査基準に関する詳細な規定を提供していなかった。したがって、裁判所は、事実認定を検討し、法律の解釈と行政機関が到達した結論の解釈をする程度について、明確な理解を欠いている。常に、裁判所は、新しい事実を聴くことができ（*de novo*）、裁判所の手続は訴訟や裁判に似ている。ウズベキスタンでは行政決定を下すための行政手続規則がない限り、法廷での審理は、行政機関によって収集された事実に限定されていなかった。

上述で分析された問題は主にソビエトの過去に根ざしている。しかし、問題があるだけでなく、変化への希望もある。

ウズベキスタンの新大統領に選出されたシャフカット・ミルジヨーエフは、新ウズベキスタンの建設を開始し、戦略行動2017-2021 [3]に従っていくつかの行政法改正を導入した。その結果、行政裁判所制度が導入され、行政改革の概念が採用された [4]。

2017年6月1日、ウズベキスタン共和国の大統領令は、カラカルパクスタン共和国の行政裁判所、地域およびタシケント市、地区（市）行政裁判所の設立、ならびに司法委員会の設立を提案し、また、ウズベキスタン共和国最高裁判所の行政問題に関する司法委員会の設立も提案し、そこでは公法関係から生じる行政紛争や行政処罰の事件を裁定する [5]。ウズベキスタン共和国の憲法 [6]、ウズベキスタン共和国の裁判所に関する法律、ウズベキスタン共和国の民事訴訟法および経済手続法 [7]に関連する変更が加えられ、行政裁判所の形成を規定した。

加えて、2018年の初めに、行政手続法（APLという [8]）とウズベキスタン共和国の行政訴訟法（CALという [9]）が制定された [10]。これは誇張することなく、基本的に国際基準を満たしているものである。

行政裁判に関する改革も、近い将来、重要な改革の一つとなるだろう。大統領令（日付2020年2月3日号UP-5953及び日付2020年7月24日号UP-6034）は、行政裁判所から行政処罰訴訟を廃止し、刑事裁判所へ移管することを発表した [11]。

2021年2月8日ウズベキスタン憲法107条の改正、そして行政訴訟法典の2021年1月12日改正によって、第一審地区間行政裁判所全国14（各地方一つずつ）、第二審地方行政裁判所全国14（各地方、カラカルパクスタン、タシケント市一つずつ）、破棄審（最高裁判所行政裁判法廷）ができ、2021年1月から行政処罰事件が刑事裁判所へ移管された。

ソビエト時代以来、行政法の主要部分として行政処罰制度が定着してきた。しかし、欧米諸国の視点から見ると、行政裁判は違法行為の処罰を中心とした制度ではなく、違法な行政行為を廃止することであることが分かる。

今日でも、一部のウズベキスタンの学者は、行政処罰システムと行政裁判を同一視するか、少なくとも行政処罰システムは行政法の一部であると主張している [12；13；14]。

この点で、ソビエト後の国々では、市民は、特定の行政行為に不服従した後に課された行政罰に対して、前の行政行為について直接裁判所に対して上訴するのではなく、後に課された行政罰について上訴することが許されていると考えるのが極めて一般的である。これが、ウズベキスタンの行政裁判の一環としての行政処罰の理解における誤解を変えずに行政裁判を発展させることが非常に難しい理由である。重要なことは、ウズベキスタンで行われている最近の改革は、行政処罰事件を含むことなく、行政裁判を発展させる大きな希望を与えている。行政裁判が、伝統的なソビエトの行政処罰事件から分離されつつあることは、ポストソビエト諸国の文脈において前向きな動きである [15]。

上記の改革と法改正は、ウズベキスタン共和国の行政法における大きな進歩の基礎を築いた。行政法の発展に関する多くの科学的議論や提案は、まだ実際の実施を見ていない。

短期間で実施された法改正により、これらの待望のアイデアが実現した。しかし、関連法の採用によっても、ウズベキスタン共和国における近代行政法の発展において、大きな突破口を達成することは不可能であることを心に留めておく必要がある。法理、実務、教育もこれらの変化を受け入れるべきである。

これが、行政手続法がある程度使用されている裁判実務からの分析である。

伝統的な法的思考による新しい行政法の認識

ソビエト後の司法慣行のための新しい法律としての行政手続法の適用は、今日における最も実際的な法的問題の1つであると言える。調査によると、ウズベキスタンの新しく設立された行政裁判所は、条件付きで言えば、3つの方法で、行政手続法を実務に適用している。裁判所の最初のカテゴリーは“積極的に”適用している、2番目のカテゴリーは“慎重に”適用している、そして3番目のカテゴリーは行政手続法の規範を“まったく適用していない”。

最初のカテゴリー、裁判実務および関連する裁判所文書に行政手続法を積極的に適用する行政裁判所は、法の第1条、第4条、第5条、第9条、第24条、第59条、第60条を使用して決定を正当化した。

特に、知事の決定に対する検察官の抗議の再検討および取消しの過程において、知事が利害関係者の参加を確保できなかったことは、聴聞へのアクセスの原則に関する法律第9条に違反していることが指摘された。これは、今度は、利害関係者の権利の重大な違反であり、その結果、行政裁判所は、関連する決定が無効であると判断した。

第2のカテゴリーは、行政機関、行政法務活動など、行政手続法第4条の特定の概念を参照することに限定されている。したがって、このような行政裁判所は、行政手続法の実際の適用に慎重であると言える。実際、彼らは、行政手続法が裁判実務に適用できることを否定することなく、限られた範囲で行政手続法を適用することを好む。

第3のカテゴリーの行政裁判所は、いくつかの理由で、裁判実務に行政手続法を適用することを急いでいない

この結果は、Kühnの分析につながり、現在の問題の理由として経路依存性の概念に重みを与える。ウズベキスタンでは、裁判所は依然として形式主義者であり、「裁判官は、法文の明白な意味の議論を採用し、この法文からの一種の避けられない論理的推論として彼らの分析を提示する。」ことは依然として真実である。その理由は、裁判官は法令（たとえば、ウズベキスタン行政訴訟法第15条）に拘束されており、制定された法律を遵守しなければならないためである [16]。裁判所は、裁判所にアクセスする権利の尊重を確保し、憲法上の権利と自由を保証することとしての役割を考慮していない。言い換えれば、ウズベキスタンの裁判所は、憲法上の権利と市民の自由を保護することを意識していない。憲法と制定法によって提供される市民の権利と自由を保護するのは、裁判所の機能ではなく、むしろ、検察院の機能であるかのようである。

この点で、Kühnは、社会主義法においてさえ、裁判官が作成した法律および裁判官

によって行われた補足的な解釈は、有害であるか、せいぜい疑わしいものとみなされたと認められたと主張している [17]。この問題の理由の1つは、法律専門家に関する十分な知識の欠如、法科大学院での包括的かつ基礎的な研究の不足、法律の教科書と最新の判例集の欠如、裁判所実務へのアクセスの制限、一般的な行政訴訟および行政法に関する法的訓練の不十分さにある。

それにもかかわらず、ウズベキスタン政府がこれらの進行中の問題を意識していないと読者に思わせるべきではない。政府は、近い将来の変化に希望を与えるいくつかの法改正を導入しようとしている。政府は、これらの一連の問題をますます意識するようになった。これに関連して、新しく選出されたミルジヨエフ大統領による最近の法令は驚くべきことではない。これらの法令は、法学教育のシステムをさらに改善し、分析的な法学教育の新しい方法と事例研究を導入することを目的としている [18]。

結論

本稿では、現代のウズベキスタンにおける行政訴訟の法的問題について説明した。結論として、行政訴訟は依然として行政法の最も問題のある問題の1つであることに言及する必要がある。また、手続規則を確立するだけでは、現代のウズベキスタンにおける行政訴訟に関する問題を解決するのに十分ではないと結論付ける必要がある [19]。

まず第一に、法学教育は、市民と法人の権利と自由を保護することを支持する方法で改革されるべきである。法的な議論と法解釈に基づいた、分析的な判例法の研究にさらに重点を置く必要がある。本稿の分析を通じて、法律の変更が、タイムリーで公正な司法へのアクセスを保証することが期待される。

現在のウズベキスタン政府は、その点で多くのことを行っている。行政法と政策の分野では、多くの継続的な改革がある。ますます多くの法的保証が、事業活動に与えられている。例えば、2018年1月に採択された行政手続法及び行政訴訟法典や、2021年1月から行政処罰事件審理が行政裁判所の管轄から刑事裁判所へ移管されたことは、ウズベキスタンの行政法の将来の発展に希望を与えている。

これに基づいて、ウズベキスタンにおける行政法の理論の発展が重要であることを強調する必要がある。特に、行政法の分野における裁判所の決定を絶えず分析することにより理論と裁判所の実務との関係を維持する必要性、行政裁判所の決定を研究する事例研究に基づいて法務担当者を訓練することの重要性、行政実体法が発展することの重要性、そして行政法の前向きな面についての新しい分野を発展させていくことである [20]。

その意味で、立法府や実務弁護士だけでなく、行政法学者も、分析的な法的思考、法的議論、立法行為の解釈の精神で、理論の確立と発展、法科大学院生の教育に積極的に取り組む必要がある。最後になるが、このプロセスにおける国際的なドナー組織とパートナー大学の役割は非常に大きなものである。この点に関して、例えば、日本の法務省法務総合研究所国際協力部とウズベキスタン司法省が共同で2019年から行政法分野で実務家向けのマニュアルの作成活動を実施していることも特に強調しておきたい。共同比較研究の

実施、教科書の発行、会議、ワークショップ、トレーニングの開催は、双方向型の対話を促進し、全ての関係者を鼓舞し、最終的にはウズベキスタンでの司法アクセスの全体的な改善と企業家活動の発展につながる可能性がある。

参考文献：

1. “Everyone shall be entitled to legally defend their rights and freedoms, and shall have the right to appeal any unlawful action of state bodies, officials and public associations.” (Article 44 of the Constitution of Uzbekistan). For the English translation of the Constitution of Uzbekistan cf. <http://gov.uz/en/constitution/#a1836> (accessed on 01.09.2020). In this paper, the term „administrative litigation” is used to indicate the judicial review over administrative acts as guaranteed by article 44 of the Uzbek Constitution.
2. Law of the Republic of Uzbekistan “On appealing in court against actions and decisions violating human rights and freedoms”, August 30, 1995, No. 108-I.
3. Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated 07.02.2017, No. UP-4947 “On the Strategy for Action for the Further Development of the Republic of Uzbekistan”.
4. Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated 08.09.2017 No. UP-5185 “On approval of the concept of administrative reform in the Republic of Uzbekistan” (National Database of Legislation, 12/11/2019, No. 06/19/5892/4134).
5. Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated 21.02.2017 No. UP-4966 “On measures fundamental improve the structure and increase the efficiency of the judicial system of the Republic of Uzbekistan”.
6. Law of the Republic of Uzbekistan dated 06.04.2017 No. ZRU-426 “On Amendments and Additions to the Constitution of the Republic of Uzbekistan”.
7. Law of the Republic of Uzbekistan dated 12.04.2017 No. ZRU-428 “On Amendments and Additions to the Law of the Republic of Uzbekistan “On Courts”, Civil Procedure and Economic Procedural Codes of the Republic of Uzbekistan”.
8. Law of the Republic of Uzbekistan dated 08.01.2018 No. ZRU-457 “On Administrative Procedures”, enter into force from 10.01.2019.
9. Law of the Republic of Uzbekistan dated 25.01.2018 No. ZRU-462 “On Approval of the Administrative Litigation Code of the Republic of Uzbekistan”, enter into force from 01.04.2018.
10. Of course, it is too early to say that the Uzbekistan’s APL is one of the foremost, since the analysis of this law shows that the APL can be attributed to the first generation of laws on administrative procedures. See for generation of laws on administrative procedures.: (cf. Javier Barnes (2010). Towards a third generation of administrative procedure. \ Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. Comparative administrative law: an introduction.// Comparative Administrative Law. Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. Edward Elgar. 2010. P. 342-

343. [In English])

11. Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated 02.03.2020 No. UP-5953 “On the State Program for the Implementation of the Action Strategy for the five priority areas for the development of the Republic of Uzbekistan in 2017 - 2021 in the Year of the Development of Science, Education and the Digital Economy” (National Database of Legislation, March 3, 2020, No. 06/20/5953/0246).
Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated 24.07.2020 No. UP-6034 “On additional measures to further improve the activities of the courts and increase the efficiency of justice” (National Database of Legislation, July 24, 2020, No. 06/20/6034/1103).
12. X.R.Alimov, L.I.Solovyova (1998). Administrative law of the Republic of Uzbekistan, “Adolat”, 1998. P. 214.
13. Khojiev, T. Khojiev (2006). Administrative Law, 2006. P. 536. [In Uzbek]
14. E.T.Hojiyev (2010). Administrative law. Textbook for professional colleges, “SCIENCE”, 2010. P. 204.
15. The existence of the procuracy supervision is also one of the factors that make administrative justice difficult to reform in Uzbekistan. Currently, both the procuracy and the administrative courts try not to give up their jurisdiction on controlling administrative bodies. Consequently, the introduction of legal reforms in administrative justice meets difficulties and even open resistance because they may cause a loss of control over administrative bodies in favour of either the procuracy or the administrative courts. In that regard, it would be logical if the rules (article 46 of CAL) allowing the participation of the prosecutor in administrative litigation were liquidated in near future.
16. Kühn, Zdenek (2011). “The judiciary in Central and Eastern Europe: mechanical jurisprudence in transformation?” in Law in Eastern Europe 61. 2011. P. 118. [In English]
17. Kühn, Zdenek (2004). “Worlds Apart: Western and Central European Judicial Culture at the Onset of the European Enlargement, ” in the American Journal of Comparative Law, Vol. 52.No. 3 (2004). P. 542-543. [In English]
18. Resolution of the President of the Republic of Uzbekistan dated 28.04.2017 No. PP-2932 “On measures to fundamental improve the system and increase the efficiency of personnel training at the Tashkent State University of Law”; Decree of the President of the Republic of Uzbekistan dated April 29, 2020 No. UP-5987 “On additional measures to radically improve legal education and science in the Republic of Uzbekistan” (National Database of Legislation, April 30, 2020, No. 06/20/5987/0521).
19. In this regard, Khvan’s urge is very important. “Certainly, the system of administrative courts can become a guarantee of providing the public rights of citizens and at the same time to legitimacy of actions of executive bodies only in that case when accomplishment of justice will be in reality (in practice) independent and competence.” See.: (L.B. Khvan (2011)).

Administrative justice in the modern legal system of the Republic of Uzbekistan: posing the question. //“Administrative justice: to the development of a scientific concept in the Republic of Uzbekistan”. Tashkent: Publishing house “ABU MATBUOT-KONSALT”, 2011. P. 67. [In Russian])

20. See.: Nematov J. (2020). TRANSFORMATION OF SOVIET ADMINISTRATIVE LAW: UZBEKISTAN’S CASE STUDY IN JUDICIAL REVIEW OVER ADMINISTRATIVE ACTS. *Administrative Law and Process*, (1(28), 105-125.; Нематов Журабек (2019). Проблемы применения принципов административных процедур в Республике Узбекистан. *Вестник юридического факультета Южного федерального университета*, 6 (3), 71-76.; Нематов Журабек (2020). РОЛЬ АДМИНИСТРАТИВНОГО АКТА В СОВЕРШЕНСТВОВАНИИ ПРАВОВЫХ ОСНОВ АДМИНИСТРАТИВНЫХ ПРОЦЕДУР В УЗБЕКИСТАНЕ: НАУЧНО-ТЕОРЕТИЧЕСКИЙ АНАЛИЗ. *Review of law sciences*, 3 (Спецвыпуск), 31-39.; Журабек Нематов (2020). УСЛОВИЯ ПРАВОМЕРНОСТИ АДМИНИСТРАТИВНОГО АКТА И ОШИБКИ АДМИНИСТРАТИВНОГО УСМОТРЕНИЯ (ДИСКРЕЦИОННОГО ПОЛНОМОЧИЯ). *Review of law sciences*, (3), 4-9.; Nematov, N. (2020). WOULD THE NEW ADMINISTRATIVE COURT SYSTEM BE MILESTONE TO CHANGE POST-SOVIET ADMINISTRATIVE LAW IN UZBEKISTAN?. *Review of law sciences*, (4), 16-20.; Nematov Jurabek Nematilloevich (2019). SOME ISSUES OF PERCEPTION, INTERPRETATION OF ADMINISTRATIVE LAW AND LEGAL EDUCATION IN MODERN UZBEKISTAN. *Review of law sciences*, 1 (7), 96-102.; Ж.Нематов (2018). ОБЩАЯ ХАРАКТЕРИСТИКА АДМИНИСТРАТИВНОГО АКТА В ЗАКОНЕ ОБ АДМИНИСТРАТИВНЫХ ПРОЦЕДУРАХ ГЕРМАНИИ. *Review of law sciences*, (3), 75-79.; Nematov, J. (2018) “The general description of the administrative act in the German Administrative Procedure law,” *Review of law sciences: Vol. 2 : Iss. 3 , Article 49.*; Nematov, J. (2015). O’zbekiston Respublikasida ma’muriy protseduralarni takomillashtirish: Ma’muriy huquq asoslari: qiyosiy-huquqiy tahlil (ma’muriy faoliyatni tashkil etish bosqichlari). T.: Spectrum Media Group.; Nematov, J. (2015). Legal Problems of the Judicial Review on Public Administration in the Uzbekistan. A Comparative Study in Judicial Review on Public Administration in the former Soviet Union-(5). *Journal of Law and Politics*, (261), 195-224.

- 外国法制・実務 外国法導入と法の実務 ウズベキスタンにおける新しい行政法改革：行政手続法の新原則である信頼保護の原則の適用を例に。ネマトフ・ジュラベック－ICD news：法務省法務総合研究所国際協力部報，2020（6），51－58.
- ウズベキスタン行政法における新改革：課題とその解決（特集 ウズベキスタンにおける行政法改革）。ネマトフ・ジュラベック－ICD news：法務省法務総合研究所国際協力部報，2018（6），29－38.

- ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（6・完）旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究. ネマトフ・ジュラベック－名古屋大学法政論集, 2017 (271). 127－155.
- ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（5）旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究. ネマトフ・ジュラベック－名古屋大学法政論集, 2016 (268). 247－269.
- ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（4）旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究. ネマトフ・ジュラベック－名古屋大学法政論集, 2016 (267). 161－192.
- ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（3）旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究. ネマトフ・ジュラベック－名古屋大学法政論集, 2015 (263). 323－356.
- ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（2）旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究. ネマトフ・ジュラベック－名古屋大学法政論集, 2015 (261). 195－224.
- ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（1）：旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究. ネマトフ・ジュラベック－名古屋大学法政論集, 2014 (259). 247－275.

カンボジアにおける法令起草の課題 －パート 3 起草レベル－

カンボジア王立法律経済大学 非常勤
チア・シュウマイ (CHEA Seavmey)

目次

はじめに	113
第1章 立法過程の概要	113
1. 1. 憲法上の重要な条文	113
1. 2. 法律制定のプロセス	115
a. ステップ1：所管の省庁	115
b. ステップ2：法律家評議会と経済・社会・文化評議会	115
c. ステップ3：各省協議	116
d. ステップ4：司法省の審査	117
e. ステップ5：意見検討上級評議会	118
f. ステップ6：閣議	118
g. ステップ7：国会の審査	119
1. 3. 政省令の制定プロセス	120
a. 政令のプロセス	120
b. 省令のプロセス	120
第2章 法令起草のプロセス上の問題	121
1. 1. 委任立法の問題	121
1. 2. 内閣法律家評議会の問題	123
第3章 法令の形式上の問題	124
1. 1. 内閣のガイドライン	124
1. 2. 経済財政省のガイドライン	126
1. 3. 真のマニュアルの不在	126
結び	128

はじめに

本稿はICD NEWS第85号及び第86号の続きである。本稿は、2021年現在のカンボジアの法令起草の仕組みがいかなるものかを分析した上で、法令起草の各段階における相互の影響関係の全体像を描き出す。また、省庁の法律部局における法令の起草作業から得られた筆者の経験上の懸念点とカンボジアの法令起草の制度を整理し、執筆する。本稿が今後のカンボジアの司法改革と法整備支援国のための参考情報になれば幸いである。

カンボジアの特色の一つとして内閣提出法案の場合、内閣法律家評議会による事前審査があることが挙げられる。憲法院も存在するが、違憲審査制については消極的主義を採っており、委任立法に関する判決が存在しない¹。しかし、実際には行政府への委任立法が多数行われており、内閣法律家評議会において厳密に合憲性の検討がなされるかどうかは鍵となっている。

また、起草者である議員においても、カンボジアの法制度及び法起草のノウハウの理解を深めないと、カンボジアは委任立法に頼らざるを得ないという深刻な問題に陥っていくことが懸念される。

カンボジアでは、戦後数十年にわたって立法学及びその体系化の必要性が高いとされてきたわけであるが、残念ながら、総合的かつ体系的な立法学としての研究成果は現れていない。

1993年から2019年までに制定された法律は、537件あって、2018年には19、2019年には26の法律が制定された²。2020年には正式なデータが出ていないが、新型コロナウイルス感染症の影響で制定された法律の数は減少すると思われる。これまでのところ、これだけの数の法律が制定されてきたが、違憲ではないかと思われるものは少なくない。

本稿は、このような関心から、内閣法律家評議会による事前審査を中心に、カンボジアの法令立案の手続きを巡って、如何なる問題を抱えているのかを検討する。

本稿の構成は、3章から成り、第1章はカンボジアの立法過程の概要、第2章は法令起草のプロセス上の問題、第3章は法令の形式上の問題に着目する。

第1章 立法過程の概要

1.1. 憲法上の重要な条文

カンボジア王国憲法によれば、カンボジアの立法制度は以下のとおりである。

まず、立法府には、国民議会と上院がある。国民議会及び上院は、立法権を持つ機関であり、憲法及び施行された法律に定められた任務を遂行する機関である（第90条、第99条）。また、上院議員、国民議会議員及び首相は、立法を発案する権利を

¹ 憲法院の公式ホームページ <https://ccc.gov.kh/> を参照（最終アクセス日：2021年4月26日）。

² ទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី, របាយការណ៍សង្ខេបស្តីពីសមិទ្ធផលសំខាន់ៗ១១ឆ្នាំនៃការអនុវត្តយុទ្ធសាស្ត្រចតុកោណដំណាក់កាលទី៤របស់រាជរដ្ឋាភិបាលនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជាទី៦នៃរដ្ឋសភាឆ្នាំ២០១៨-២០១៩, ខែធ្នូ ឆ្នាំ២០២០, ទំព័រ២០【内閣による作成、「カンボジア王国政府成果報告書2018年-2019年」、出版日2020年12月、20ページ】。

有する（第91条）。国民議会が採択した法律で、国の独立、主権及び領土保全の保護の原則に反し、政治的団結あるいは国の行政に影響を及ぼすようなものは、無効とされ、憲法院がこの無効を決定する唯一の機関である（第92条）。

国民議会が承認し、上院で完全に審議された法律で、国王が公布するために署名したものは、プノンペンにおいて、署名の10日後、また全国において署名の20日後に効力を発する。しかし、緊急と明記された法律は、公布直後に全国で直ちに効力を発する。国王が公布するために署名した法律は、官報に掲載し、全国に上記の日程に間に合うように公示しなければならない（第93条）。

また、閣僚評議会は、カンボジア王国の政府であり、一人の首相によって統率され、副首相によって補佐し、上級大臣、国务大臣及び長官は、委員である（第118条）とされ、毎週全体の閣議あるいは調査検討閣議を主宰しなければならない。そして、首相は、全体閣議の議長を務めなければならない、調査検討閣議の議長を副首相に委任することができる。全ての閣議の議事録は、国王に送付しなければならない（第123条）とされている。

憲法院は、憲法の順守を擁護し、国民議会が採択し、かつ上院が完全に審議した憲法及び法律を解釈する役割を有する（第136条）。国王、首相、国民議会議長、国民議会議員の10分の1、上院議長あるいは上院議員の4分の1は、国民議会が採択した法律を公布の前に、憲法院に送って審査をしてもらうことができる（第140条）。そして、いかなる法律も公布後、国王、上院議長、国民議会議長、首相、上院議員の4分の1、国民議会議員10分の1、あるいは裁判所がその法律の合憲性の審査を憲法院に依頼することができる。国民は、国民議会議員あるいは国民議会議長、もしくは上院議員あるいは上院議長を通じて、上記の条項に述べられたいかなる法律の違憲性についても訴えることができる（第141条）。

憲法院によって憲法違反と判断された条項の規定は、公布あるいは施行されてはならない（第142条）。しかし、実態は憲法院が違憲の主張を軽視している。

なお、カンボジアの憲法上、委任立法について明確に規定した条文はない。その下位の法令においても、委任立法の限界について何も規定していない。そのために、立法府がどの範囲まで行政府に対する委任が許されるのか、全く基準がなく、それが大問題だと思われる。カンボジアでは、市場経済を採用し（憲法第56条）、経済発展を促進するために、外国からの投資を拡大しようとしている。そのため、国内における法制度整備の迅速化は欠かせない作業である。この作業に円滑に対応するためには、高度の専門性を有する行政府に立法を委任することがやむを得ないと考えられる³。

³ 委任立法について詳しく紹介している論文には、Khim Khemy「カンボジアにおける委任立法の憲法問題—ドイツとの比較を中心に—」（名古屋大学修士学位論文、2020年）があり、ドイツとの比較研究も行い、国内の状況もよくまとめている文献だと思われる。

1. 2. 法律制定のプロセス

カンボジアでは、法律ができるまでには以下のプロセスがある⁴。なお、ここでは、内閣が提出する法律の立案、成立及び公布までの過程を紹介することとし、立法府が提出する法律案の立案は非常に少ないため、本稿の問題としては取り上げない。

a. ステップ1：所管の省庁

立法の契機としては、各省庁が抱える政策課題の解決のためのものが多く、その他に事件・事故等の発生や過去の国会審議において示された要求事項などがある。内閣が提出する法律案の原案の作成は、それを所管する各省庁において行われる。省庁の担当部局が中心となって、有識者や技術メンバーから構成される審議会などでの議論を経つつ、省内他部局との調整を行い、法律案の第一次案を作成する。例えば、建設法の場合、エンジニアと法律家による審議会が構成され、構造安全上の建築エンジニアや火災安全上の電気設計エンジニアなど様々な専攻分野のエンジニアと公法又は私法に詳しい法律家がメンバーとなった。しかし、筆者の現場の経験によれば、国の共通の難点は、エンジニアといった専門性が高い者が必要な場合でも、あまり優秀な者がいないということである。給料の側面を考慮すれば、公務員の給料は民間と比べると非常に低いため、優秀な者は公務員を選択しない。そのため、法令の起草に当たって、JICAなどの外国のアドバイスを頼ったりする傾向が強い。

この第一次案を基に関係する省庁との意見調整等が行われる。さらに、審議会に対する諮問又は公聴会における意見聴取等を必要とする場合には、これらの手続を済ませる。なお、意見聴取は、手続きとして義務化されていないため、意見聴取会を設けるケースは非常にまれである。また、緊急に必要となる法律の場合はもちろん、既存の法律さえレビューしたり、関係者に話を聞いたりする時間はほとんどとられておらず、政治的な選択が必要な制度を創設する場合には、担当の大臣と相談しながら法律案を起草していく。

法律案提出の見通しがつくと、法律案の原案が出来上がる。

b. ステップ2：法律家評議会と経済・社会・文化評議会

各省庁で作成された法律案は、内閣の法律家評議会⁵（以下、「COJ」という。）と経済・社会・文化評議会⁶（以下、「ECOSOCC」という。）に持ち込まれ、同時に審査を受ける。これを「技術的な審査」と呼ぶ。

⁴ カンボジアの法案起草について、詳しく紹介している文献には、Kai Hauerstein, *Introduction to LEGISLATIVE DRAFTING References and Techniques*, Konrad Adenauer Stiftung and Ministry of Justice Cambodia, 2016がある。

⁵ クメール語は、*ក្រុមប្រឹក្សាអ្នកច្បាប់នៃទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី*である。英語は、Council of Jurists of the Council of Ministersである。公式ホームページ <https://www.coj.gov.kh>を参照。内閣法律家評議会の歴史を概観すると、法律家評議会は、1994年3月10日に政令第13号によって制定された。その後、2004年7月28日政令第32号によって、改正された。法律家評議会は、内閣担当大臣の直接的な管理及び指導の下に置かれる。

⁶ クメール語は、*ក្រុមប្រឹក្សាសេដ្ឋកិច្ច សង្គមកិច្ច និងវប្បធម៌*である。英語は、Economic, Social and Cultural Councilである。公式ホームページ <http://www.ecosocc.gov.kh>を参照。

COJは、法律案の形式及び内容の妥当性を検討する。COJの主な業務は、法律問題に関して首相に対し意見を述べる「意見事務」と、閣議に付される法律案、政令案及び条約案を審査する「審査事務」に分類される⁷。法律案の審査は、本来その法律案に係る所管省庁から出された首相宛ての閣議請議案の送付を受けてから開始されるものであるが、閣議決定後に審査を開始したのでは十分な審査を行うのが時間的に困難であることから、事務的には所管省庁の協議がまとまった時点の案について、いわば予備審査の形で審査が進められる方法が採られている。予備審査の手順は、読会制が採られており、後述するが、COJには4グループがあって、そのうちの担当グループのリーダーが当該省庁担当者から法律案の骨子、大綱、条文配列等の構成や個々の条文の説明を受け、読会が進むにつれて細部を詰めていく。

COJの審査では、具体的には、以下のようなことが確認される。

- ①法律として制定する必要性（既存の法令で解決できないのか、法律にするまでもなく政省令や通知で解決できないのか）
- ②規制、手続き等について、憲法を頂点とする既存の法体系との整合性（所有権や営業の自由等の基本的人権への過度の制限となっていないか、同種の法令とのバランスはとれているか）
- ③表現の統一（用語の明確な定義付けがされているか）
- ④条文配列の論理的整序（論理的に条項が配置されているか）
- ⑤文章の正確さ（曖昧ではなく、一義的な解釈を可能とする表現振りがされているか）

COJは、以上の観点から審査を行うために、立法学の一分野である立法技術論、かつ、政策についての言語的表現の付与たる条文化と当該法令内並びに憲法及び他法令の整合性確保のための条文の体系的編成を巡る理論に関する知識が必要となる。しかし、実際の審議では、この理論に基づいた議論が慎重にできていない部分がある。その評価について詳しくは第2章で述べる。

それに対し、ECOSOCは、経済・社会・文化の観点から法律の妥当性を検討する。しかし、実際の審議ではあまり実質的な経済・社会・文化の観点からの議論をできず、形式的な議論が多いと思われる。

c. ステップ3：各省協議

各省協議の機能としては、各種業界の利益の調整を図ることと法体系の整合性を確保することである。そのため、法律を制定・改正・廃止する場合は、それが他の法律のどの部分に形式的、実質的に波及するのを見極める必要が生じるのである。

各省協議の流れとしては、説明会、質問、意見、決着となる。協議を受けた各省庁は、当該法律案の内容は自省の所管行政に及んだり、影響を与えるものではない

⁷ 法律家評議会の事務等については、2020年6月24日に発令された第0602/661号「法律家評議会の組織及び運営に関する王令」第2条及び2020年8月14日に発令された第129号「法律家評議会事務局の組織及び運営に関する政令」参照。事務局は、法律家評議会の業務を補佐する。

ことを確認するという基本姿勢を持って協議に臨む。省庁間に対立が生じた場合は、重要度によって課長レベル、局長レベル、事務次官レベル、長官において調整会議を行う。

各省協議は、内閣としての意思統一を図る機能を有している一方で、省庁間の権限及び省益争いも見られる。それに加え、各省協議の争点として、技術の発達や新たな産業分野が生まれることなどにより、その所管を巡って省庁が対立する場合がある。また、一つの分野であっても、視点を変えることで捉え方が異なる場合もある。

筆者の経験によれば、法律の策定時ではないが、建設法の下にある二つ政令案が例として挙げられる。

まず、「建設許可書に関する政令案」の各省協議の時に、内務省の代表として長官（大臣の下のレベル）が参加したが、同政令の権限についてコメントはなかった。しかし、数ヶ月後、内務省は国土省に正式なコメントレターを送付してきた。同政令案にある許可書の権限条文についての修正提案のレターである。その理由は、現在、内務省が地方レベルの公共サービスを実施しており、既存の法令に抵触していたためである。この点については、両省の長官レベルの議論を経て、両省の大臣レベルの議論までであった。非常に長い協議だったが、結局国土省側は政令案を修正した。

次に、「建設業ライセンスに関する政令案」の各省協議の時に、鉱山エネルギー省の代表は欠席したが、数ヶ月後に、鉱山エネルギー省が国土省に正式なコメントレターを送付してきた。同政令案にある建設の電気ライセンス管理の権限条文を、国土省ではなく鉱山エネルギー省にあるとすべきであるという修正提案のレターであった。この議論もなかなか長いものだったが、国土省側が修正せず原案の通りとなった。

このような実態に対して、筆者は次の2点を指摘する。

第一に、各省協議があまり厳格でないような印象を受ける。各省協議の時に、どういう代表が協議に参加するのかは、非常に大事なことである。各省に複数の長官がいる中、法令案の担当とは違う長官が参加してもコメントできないものもある。また、ある省について、代表が参加しなかったため、協議が終了したのにもかかわらず、修正を求めるものもあった。

第二に、省庁間の争いがある時に、省益ではなく国益を考えることが必要である。また、非常に複雑なところであるが、各省協議において、既存法令と諸利益との調整に強力なリーダーシップを発揮する主導的立場の確立が必要でもある。

d. ステップ4：司法省の審査

カンボジアの司法省は、立法過程への関わりについて、法案の刑罰章に関して実質的な審査を実施する。しかし、司法省が刑罰章のみ検討するだけでは、その罰の妥当性を評価できるのかという懸念が関係者から主張されている。

なお、司法省といえば、司法省の下には法律用語作成委員会があり⁸、本来、同委員会は非常に重要な役割を果たすべきものであるのにも関わらず、現実には機能しておらず、これまでに成果を残していない。もともと、同委員会は、内閣の下に所属していたが、2013年の総選挙の後、カンボジア王国政府の内閣における構造改革が実施されたことによって⁹、前大臣（Ang Vongwathana 氏）の時代、2014年から司法省の下に所属することになった。同委員会の任務は、現在使用している法律用語、新しい法律用語と外来語からの法律用語を全てまとめた用語集を作ることである（法律用語制定担当博士委員会に関する政令第3条）。しかし、同委員会の成果としては、2007年に民法付録の用語集を作成したのみであり、その後、同委員会の委員の交代があったが、各省庁が法令案を起草する際に、相談できるような場としては機能していない。同委員会の委員にインタビューしたところによれば、現在会合を実施しているが、かつてから既存の法令は大陸法の国及びコモン・ローの国からの法整備支援を受けたため、理解不足と人材不足も原因で適切な表現を作るスピードが非常に遅いとのことである。

2020年3月31日には、KOEUT Rith 氏が新しい司法大臣として任命され、同大臣が着任した後、2020年8月28日に「司法省における司法及び法起草委員会の設置及び実行に関する政令」が発令された。同政令第2条によれば、同委員会の任務は司法省が起草する法令案に対して意見事務を行うこととされている。今後、司法省の司法及び法起草委員会とCOJとの関係がどうなるのか、注目される。

e. ステップ5：意見検討上級評議会

続いて、意見検討上級評議会の審議を実施する。2018年の選挙後、同評議会が設置された¹⁰。そのため、2019年からいくつかの法律については同評議会を経る手続きが加えられた。しかし、現時点では、この段階は形式的な手続きだけとなっている。また、同評議会は政治的な問題回避のために設置されたものであるもので、いつ廃止されてもおかしくない。

f. ステップ6：閣議

閣議は、首相と閣僚のほか、政務・事務の内閣官房副長官、COJの委員が出席し、毎週金曜日の定例閣議のほか、次年度予算案の決定等、重要な案件を急いで協議するために開く臨時閣議、また召集の時間すらない緊急を要する場合に、内閣事務官が各大臣を回って署名をもらう持ち回り閣議のタイプがある。閣議では、閣僚から特段の異議が出されなければ、順次閣議書に署名していくことで進行する。

⁸ អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មការបណ្ឌិត្យសភាទទួលបន្ទុកអនុម័តពាក្យច្បាប់ លេខ២៦៦ អនក្រ.បក ចុះថ្ងៃទី៣ ខែតុលា ឆ្នាំ២០១៤【2014年10月3日第266号「法律用語制定担当博士委員会に関する政令」】

⁹ បទបញ្ជាស្តីពីការអនុវត្ត និងអនុក្រឹត្យ ផ្ទេរ និងសមាហរណកម្មការងាររបស់ស្ថាប័នរដ្ឋមួយចំនួន លេខ០៥ បប ចុះថ្ងៃទី៣១ ខែ តុលា ឆ្នាំ២០១៣【2013年10月31日第5号「国家機構における作業移転に関する命令」】。

¹⁰ 詳しく紹介している論文には、初鹿野直美「2018年のカンボジア 最大野党排除のままの総選挙実践と選挙後の懐柔策」（アジア経済研究所地域研究センター、2019年）がある。

なお、内閣提出法案の国会への提出を最終的に決定する閣議や閣議案件の事務的な調整の場である事務次官等会議において、全会一致制が採用されているが、全体閣議を経ずに審議される法律案もあるため、全会一致制が確実に採られていると言えるかには疑問がある。

g. ステップ7：国会の審査

国会の審議に入る前に、与党内の審議を経る。これは法令に定めがないため、非公式の手続きと考えられる。この段階は、形式的な段階であり、この段階の意義は、与党の中で批判的なコメントがあれば、それを与党内で共有できる機会となることである。

国会における審議は、内閣提出の法律案がまず先に国民議会議長に提出されると、原則として、その法律案の提出を受けた国民議会議長は、これを適当な委員会に付託する。委員会における審議は、まず、法案所管大臣の法律案の提案理由説明から始まり、審査に入る。審査は、主として法律案に対する質疑応答の形式で進められる。委員会における質疑、討論が終局したときは、委員長が問題を宣告して、表決に付する。委員会における法律案の審議が終了すれば、本会議に移行し、表決の手続きが行われる。

その後、内閣提出の法律案が上院に提出される。提出後、表決までの手続きは国

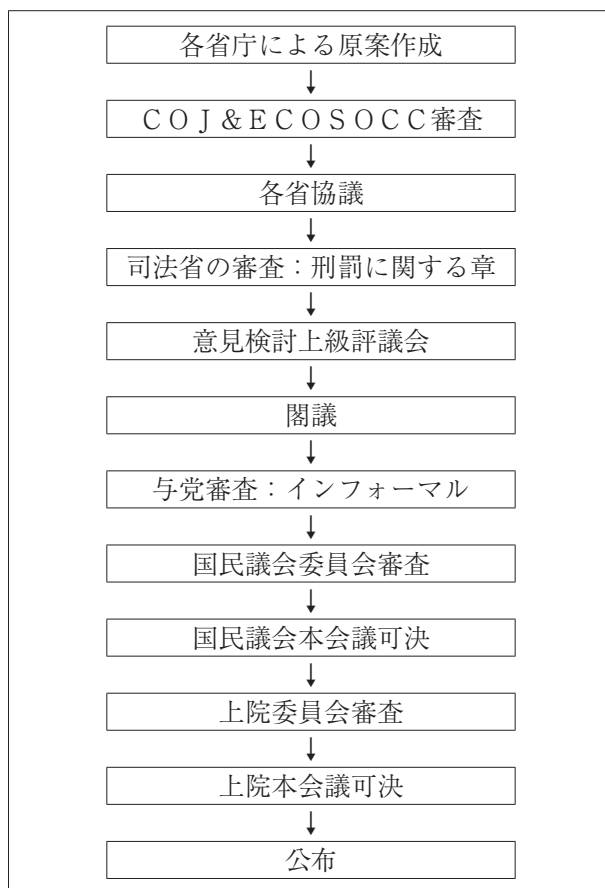


図1：内閣提出法案の流れ

民議会と同様である。なお、要求があれば、事前に法律案の概要に関する説明セミナーも実施される¹¹が、法律案に関する詳細な情報を丁寧に説明するものではないので、国会側が持つ法律案に関する情報が不足しており、国会機能が制約されているといった批判がある。しかし、国会は国民を代表する機関である以上、立法作業のために自らの能力を強化しなければならないと思われる。国会は法律案の中に下位の法令への白紙委任のような委任規定がないかを特に注意深く確認すべきなのにもかかわらず、現状ではほぼ全ての法律案が簡単に国会を通ることができる状況となっている。

最後に、法律の公布は、公布のための閣議決定を経た上、官報に掲載することによって行われる。一般の理解に資するために官報に掲載されることとなっているが、中には、官報に掲載されていない法律があったり、法律の付録が掲載されなかったりする事例がある。

1.3. 政省令の制定プロセス

a. 政令のプロセス

まず、政令の起草は、行政府内での手続き（内閣提出法案の流れのうち、各省庁における原案作成から閣議まで）を経るのみである。しかし、この手続きには問題が二つあると思われる。第一に、省庁の中には第二のステップであるCOJとECOSOCを経ずに、政令案の起草を進める省が少なくとも二つあり、内務省と経済財政省である。なぜ、両評議会を経なくてもいいのかの正式な説明はない。筆者としては、本音と建前の二つの理由があると考えられる。建前の理由は、内務省と経済財政省には、速い作業が要求されることが挙げられる。本音の理由は、COJの能力が疑われることが指摘できる。なお、COJの能力に関する分析は後述する。このような手続きを経ないことについて首相も暗黙に了解している。

実際に問題になったのが、COJを経ない政令案について、形式的にCOJを経た政令案と違った点があったことである。例を挙げると、政令の最後の部分に首相の署名の下に、経済財政省の政令案は、「フン・セン」とのみ書く一方で、COJを経た政令案は、名誉の職名も付けた「サムディアケアモハセナパッディチョ・フンセン」と書くというものがある。

また、政令の起草の第二の問題点として、至急の場合に、閣議を経ない政令案が許されることが挙げられる。

b. 省令のプロセス

次に、省令の起草は、省庁の中での手続きを経るのみである。しかし、その手続きについては、次のような問題がある。第一に、COJにコメントを求めないため、省令が、法律や政令で定める原則に違反するものかどうか判断できないことである。第二に、各省の起草者の法令の知識が同等ではなく、かつ、起草の専門家が足りな

¹¹ 2019年建設法案の審議では、議員に対する事前セミナーが実施された。

いことである。前者に関しては、各省の法令部門を担当している職員の法令知識が浅く、特に、法令担当職員や新しい職員に対して、民法や他の法令の普及が継続的に実施されていない。したがって、法令を起草する現場の職員は、基礎的な法典をよく理解していないまま、法令案を起草していくので、非常に危うい状況である。後者に関しては、専門家が人数的に足りていないことと知識がアップデートされないことが指摘される。

実務の経験を踏まえると、省庁における意思決定プロセスは極めて複雑かつ多様である。多くの場合、順次回覧決裁型を採用しており、大臣の採決を頼る傾向が強い。

今後、国家のグランドデザインを描き、国民に対し痛みを分かち合うことの理解を求めることができ、かつ、高度な法令立案能力を有した官僚を養成していくことが重要である。

第2章 法令起草のプロセス上の問題

ここで法令起草のプロセスについて二点の問題を指摘する。

1.1. 委任立法の問題

第一の問題として、委任立法の問題について述べる

カンボジアでは、社会的に重大な問題が発生した事件や大きな事故、災害、感染症が起きたことをきっかけに、それに対する法令の立案が行われることがある。こうした事件・事故・災害等の発生を契機とした立法については、マスコミの影響、さらには世論の影響力が強く働くため、早急に法律を制定することとなることが非常に多い¹²。

しかし、その至急の対応の最大の問題は、委任立法の問題である。すなわち、法律の中にとりあえず原則的な規定を置き、それ以外は政令に委任するということである。

この問題に関する原因の一つは、現場の起草者が、起草の時点で、今後制定される政省令の内容は言うまでもなく、今後設置していく制度の全体像までも慎重に検討する時間が十分でないことである。

二つ目の原因は、前述したように、カンボジアにおける現行の法制度によれば、委任の規定が存在してない。そのため、法律案を起草する時点で、どの程度の事項を書くべきか、政省令に委任したい時にどの程度の事項を書くべきか、起草者が全く分からないことである。

以上の二つの原因によって、後で起草する政省令の内容は、起草者が都合のいいように、法律の原則を修正したり、違反したりすることがある。また、最悪の場合、制定された法律が全く適用できないこともある。

¹² 新型コロナウイルス感染症を防止するために、カンボジアでは2020年に二件の法律を至急で制定した。それは、国家非常事態宣言法及び新型コロナウイルス感染症及び他の感染症の拡大防止法である。

以下図2に、建設法の立法過程にかかる期間を整理した例を挙げてみる。2011年から国土整備に関する政策において建設法の必要性について指摘がされていた。また、カンボジアの経済を支える建設業も拡大されていたところ、2019年6月22日にシアヌックビルで七階建てのビルの建設中に崩壊事故が発生し、国内と国外で大ニュースになった（以下の図3参照）。その時点から、建設法案の起草作業が加速され、同年11月2日に制定された。

なお、法律案の提出、審議は世論の動向に大きな影響力を有し、マスコミの報道視

2011年4月11日	国土整備に関する政策において建設法が必要性である旨の指摘
2017年～	カンボジアの国土省が法案を起草 (日本の国土交通省から意見助言)
2019年6月22日	シアヌックビルにおいて、7階建てのビルの建設中に崩壊事故発生(28名死亡) この事故を契機に、建設法案の起草作業が加速
2019年7月16日	各省庁に法案を送付(事前に意見を求める)
2019年7月23日と24日	COJ&ECOSSOC
2019年8月6日と7日	各省協議
2019年8月16日午後と19日終日	司法省(刑罰章のみ)審査
2019年8月13日	意見検討上級評議会
2019年8月30日	閣議
2019年9月20日	議員に対する建設法案のセミナー
2019年9月25日	国民議会委員会、約3時間審議(質疑応答、修正なし)
2019年10月1日午後	与党内の会議
2019年10月4日午前	国民議会本会議 可決
2019年10月19日	上院委員会、約3時間審議(質疑応答、修正なし)
2019年10月18日	上院本会議 可決
2019年11月2日	国王署名

図2：建設法の立法過程



図3：シアヌックビルの建物崩壊事故(2019年6月22日発生)

線が大きく関わってくることになるが、実際報道される法律案とされない法律案があり、報道されない法律案については世論を十分に反映することができていないのではないかと思われる。

1. 2. 内閣法律家評議会の問題

第二の問題として、COJの問題について述べる。COJを問題として挙げる理由は、行政府における起草プロセスの中で、COJの審査が一番実質的な段階だからである。COJが十分に機能しているかによって、法令案の質に影響を与える。COJは、立法学における立法技術論に関しては中心的な機能を果たしているが、実務については機能が弱く、国の法的安定性のために機能しているとは到底言えない。以下に、COJの実務的な機能について、分析を試みる。

一つ目は、審査のための専門人材がいないうことである。2018年11月12日に発令された王令第1237号によって、45名の法律家評議会委員が任命された。法律家評議会の委員長は、内閣担当大臣であり、評議会の内部は、4つのグループに分けられる。グループ1はSea Mao氏（弁護士）、グループ2はLy Chantola氏（弁護士会会長）、グループ3はSok Pheng氏（弁護士）、グループ4はAng Vongwathana氏（旧司法省大臣）がそれぞれリードする。

筆者が問題だと思うのは、各グループのリーダー及びそのメンバーが専門性に欠けていることである。実際に、建設法案の場合、国土整備・都市計画・建設省がCOJに建設法案を送付した時、COJ及びECOSOCの審議を応援するために、内閣に所属している一般業務調整総局及び開発・国土整備・都市計画・建設総局の職員も審査の協力をした。なお、他の省庁から送付された法令案の場合には、内閣に専門の総局がそれぞれ配置されているが、前述した開発・国土整備・都市計画・建設総局の官僚の人材は、過去に国土整備・都市計画・建設省に努めた経験を有することが確認できない。つまり、COJ内に法令案に関する専門性を有する人材が必ずしも存在しないということである。そうなると、現状のニーズ等を把握できないまま、法令案に対して実務的なコメントをすることとなり、大変困難なものであるといえる。建設分野の場合は、非常に専門的な分野で、全体の制度及び各条文の理屈をまず理解するのにも時間がかかるし、至急の状況での審査が適切にできないのは当然である。それ以外に、財政分野、医療分野、デジタルに関する分野（2020年に制定されたカジノ及びその他のオンラインギャンブル管理法など）についても、専門性のない者がコメントしなければならない状況となっている。

二つ目は、COJの委員の能力についてである。結論から先に述べると、COJの委員には緩い条件でなれるという専らの批判があり、重要な役割とは考えられていないようである。法的な枠組みでは、2020年6月24日に発令された「法律家評議会の設置及び実行に関する王令」（第0602/661王令）第4条により、法律家評議会の委員になれる者は、法学部を卒業した者、かつ、5年以上の法律分野の経験を有する者と定められている。実際のところ、例えば、優秀だと思われる委員が内務

省に移動してしまったり (Lam Chea 氏), 他の機構の任期が切れるまで評議会に異動できなかつたりする (前司法大臣, Ang Vongvathana 氏) というような運用になっている。

それから, 法律家評議会の委員の多くは, 弁護士, 大学の教員などの他の仕事と両立しながら, 法律家評議会の職務に就いているため, 集中的に法案を検討することが難しく, 真剣に検討に取り組まない面がある。また, 研究者がいないため, 委員の知識が更新されないことと, 知識を更新する必要性についての考えが甘い面も見受けられる。

第3章 法令の形式上の問題

1. 1. 内閣のガイドライン

内閣は, 全省庁のために, 2013年5月29日に法律及びその他の法令案の起草に関する形式と手続の原則実行に関する第3号通達 (以下, 「内閣のガイドライン」という。) を発令した¹³。しかし, 内容は, 法令の書き方やフォントの形式を示すにとどまり¹⁴, 起草するために必要な指針が示されていない。

内閣のガイドラインには以下のような内容が書かれている。

法の支配を強化するために, 各省庁が自身の管轄している分野において, 懸命に法律やその他の法令案を起草し, 内閣の審議において, 技術審議, 各省協議, 最終審議及び内閣全体会議を経てから, 立法府又は国王又は首相の決定を求める。

これまで内閣に送付してきた法令案の多くが, 統一されていないものと見受けられたため, 同通達を発出した。法律やその他の法令案が統一性を保つように, カンボジア王国政府は次のように法律やその他の法令案の起草に関する形式と手続を示す。

各省庁は, 自身の省庁の法律部門の法律やその他の法令案の起草を強化し, 他の部門と協力しなければならない。毎年, 遅くとも11月末までに, 内閣に自身の省庁の法律やその他の法令案の成果及び今後の計画予定を報告すること。上記の計画に基づき, 毎年末に, 法律やその他の法令案を内閣に提出すること。

法律やその他の法令案の起草は, 同通達の付録に従うものとする。

また, 法令起草の形式や手続の内容に関しては, 以下のことが示されている。

¹³ クメール語は, សារចរស្តីពីការអនុវត្តគោលការណ៍ណែនាំអំពីនីតិវិធីនិងវិធាននៃការកាត់តែងសេចក្តីព្រាងច្បាប់ និងលិខិតបទដ្ឋានគតិយុត្តរៀងទៀត លេខ០៣ ស.រ. ចុះថ្ងៃទី២៩ ខែឧសភា ឆ្នាំ២០១៣។ である。

¹⁴ Kai Hauerstein, Introduction to LEGISLATIVE DRAFTING References and Techniques, Konrad Adenauer Stiftung and Ministry of Justice Cambodia, 2016の付録で紹介がある。

1. 法律やその他の法令案の起草のプロセス
 - a. 第一次のドラフト：法令案に使用する紙の色，連絡先，担当官僚，社会の問題，経済の問題，予算の問題に関して，各省庁，都市・州レベルと民間セクターへの相談を済ませる。
 - b. 第二次のドラフト：必要に応じて，再度，技術的な側面，社会，文化，政治的な側面から検討する。
2. 背景説明文の準備
 - a. 提案理由説明書の形式
 - b. 要約文の形式
3. 法律やその他の法令案の起草の形式
 - a. 起草のルール：レターヘッド の書き方，言葉の使い方等（なるべく明確な言葉を使用すること，技術的な表現に関しては，Royal Academic of Cambodia (<http://rac.gov.kh/>) 又は National Council of Khmer Language (<http://nckl.gov.kh/>) に認容された言葉に基づくこと)
 - b. 形式：法案の形式，法改正案の形式，立法府からの法提案の形式，王令の形式，政令の形式，決定の形式，通達の形式，共同通達の形式，省令の形式，共同省令の形式
 - c. 要約文

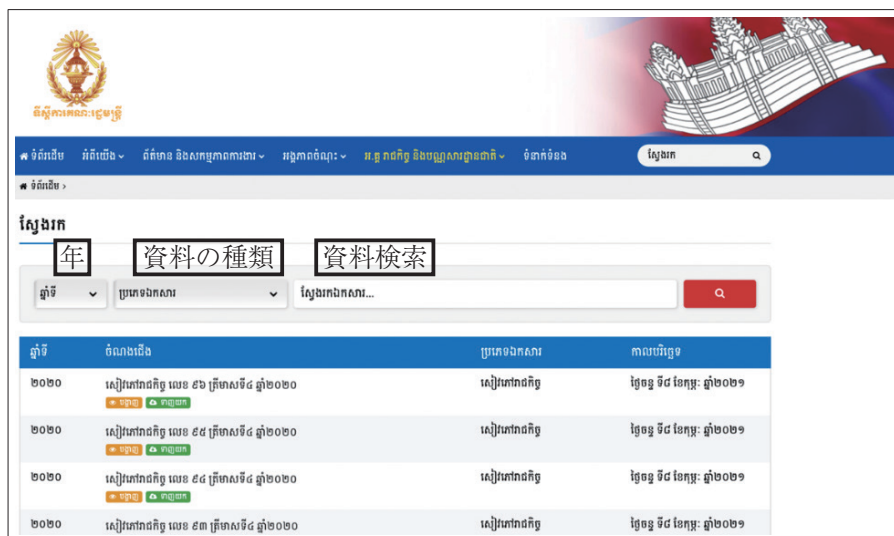


図4：内閣の官報部ホームページ

なお、図4は内閣官報部のホームページを示したものである。デジタル化されたこれまでの官報を確認することができるが、キーワードを利用した資料検索技術が機能していない。筆者の経験からすると、政府による正式な法令検索ページがないことが、既存の法令を確認するのに困難を生じさせている。これまでの法令に関する情報を形

として残すことには、大きな意味があるが、カンボジアではまだできていない。

1.2. 経済財政省のガイドライン

経済財政省は、2018年に法起草のガイドラインを発出し、同省内において使用しており、内閣のガイドラインをあまり参照していない。同ガイドラインは、経済財政省の法令起草委員会によって作成された。同委員会¹⁵は、同省の省令によって、2013年3月15日に設置され、その後、2018年6月13日に発出された「経済財政省における法令起草委員会の設置及び実行に関する政令」によって、経済財政省の中でも主に公共財政管理に関する改革プログラムの法令起草に対し意見事務を担うことになっている。

経済財政省のガイドラインには、以下のようなことが記載されているが、これだけでは、全く法令起草マニュアルにはならないと思われる。

1. 基本的な選択について、法律には、勅令、政令、省令、決定、通達がある。
2. 作成の原則：法律の上下関係を守らなければならないという原則及び整合性の原則（同等レベルの場合、最新の法令の方が優先される）
3. ページ及び文字の形式
4. タイトルの書き方：明確に内容がカバーでき、短く、完全なものであるべき。
5. 目的及び範囲の条文の書き方
6. 罰則項の書き方：行政的な罰則、金銭的な罰則及び刑事的な罰則がある。行政的な罰則と金銭的な罰則は省庁が実施できるものである。刑事的な罰則は司法省と相談しなければならない。
7. 経過規定の書き方
8. 最終項の書き方

1.3. 真のマニュアルの不在

結論から先に述べると、形式上の大きな問題は、統一のマニュアルが存在していないということである。上記のように、フォーマットに関しては、ある程度ガイドラインに記載されている。しかし、内閣のガイドラインは通達として発出されたため、守る努力をする必要があるだけであり、厳格には参考としない省庁がある。それに加え、筆者の経験で、実際に法案を書いてみると、統一しきれていない点が多数あり、具体的には以下のようなものがある。

第一に、「条文番号」を引用すべきか起草者の中で統一されていないことである。例えば、民法では条文番号を引用している。しかし、建設法では条文番号を引用しない傾向があり、刑罰章に、条文番号を引用しているが、それ以外には全く条文番号を引用していない。条文番号を引用しないほうがいい見解としては、もし条文番号を引用すると、将来、当該法令が改正された場合に、他の関連の条文も改正しなければな

¹⁵ 経済財政省の法令起草委員会の公式ホームページ <https://www.legalcouncilmef.com/km> を参照。これまでの成果品を集めており、高い評価を受けている。経済財政省は、同委員会に対して、自主的に運営できるよう財政を支出している。他の省庁と比べて、公務員の給料のほかに手当金があることが関係者へのインタビューで分かった。

らなくなるということである。

第二に、法律と政令、省令の関係性がわからない場合がある。これは、委任立法に関する議論になるが、これまで議論が乏しいため、法律事項と命令事項が混在している。そうになると、行政機関は命令事項的な規制権限のみならず、事実上、法律事項的な規制権限まで握っていることとなってしまう。さらに、政令と省令の関係も不明である。

第三に、「号」の書き方の問題である。それは、複数の条件やものがある中で、二者択一の条件なのか、両方の条件なのか、正確なマニュアルがないことである。また、(1, 2, 3, …)の番号列で書くべきか、(-)で書くべきか、(ကၢၢ်ၤၤ...)のクメール語文字で書くべきか、起草者が意味が分かっていないまま、法律の中で混在させている状況である。例を挙げると、建設法第67条は(-)を使用し、同法第68条は(1, 2, 3, …)の番号を使用し、同法第71条は(ကၢၢ်ၤၤ...)を使用している。

第四に、「タイトル」の付け方も不明である。筆者の経験からの例を挙げてみると、2019年11月に制定された建設法第30条に「建設、修復又は解体許可書の発行、一時停止及び剥奪に関する条件及び手続は、政令で定めるものとする」という規定がある。この条文は、法律が政令に委任を許可するものである。その後、2020年3月に、国土整備・都市計画・建設省（以下、「担当省」という。）は「建設許可書に関する政令案」をCOJに送付した。

筆者がCOJの審議に参加した時、2時間ほどタイトルの付け方に関して議論した。COJの見解は、タイトルの付け方をなるべく、指摘された憲法や法令の中にある条文の内容をコピーし、法律や政令、省令のタイトルを書くことが望ましいというものである。つまり、「建設、修復又は解体許可書の発行、一時停止及び剥奪に関する条件及び手続政令案」と変更すべきであることをCOJは主張した。それに対して、担当省は、タイトルが政令の全体をカバーできれば短い方がいいという説をとった。非常に長い議論であったが、それぞれの見解の趣旨を要約すると次のようになる。COJの趣旨としては、同政令には建設許可書とのみ書くと、修復と解体許可書の内容をカバーしないため、別の政令を作成する必要があることを指摘した。一方で、担当省の趣旨としては、タイトルが短い方が国民にとって覚えやすいこと、これまで環境省も短いタイトルを付けたこと等を指摘した。結局は、担当省の短い方の案が採用された。なお、経済財政省のガイドラインも短いタイトルをつけるように示している。このように、タイトルの付け方さえ、依然として統一されていない。

なお、上記の問題のほか、既存の法令と重複する内容を起草しても許されるか不明であるし、スペースの入れ方も基準がまちまちであり、スペースの補助として「,」の使い方も不統一である。それに加え、クメール語は日本語のような「及び」、「並びに」の表現がなく、「ၤၤ (and)」のみを使う。また、「若しくは」、「又は」の表現もなく、「ၤ (or)」のみを使っている。そのため、読む際に、理解しにくく、解釈もいろいろ出てくる。

上記に挙げた点以外にも改善すべき点がある。要するに、カンボジアは法令の書き方のマニュアルを至急に再整備すべきだと思われる、今後、書き方のマニュアルが作成されることを期待している。

結び

以上のように、カンボジアにおける法令起草を巡って、如何なる問題を抱えているのかをまとめ、主に、法令起草のプロセス上及び形式上の問題を取り上げ、検討した。それぞれの解決策としては、非常に大きな課題になると思われるが、今後の課題として提案する。本稿で分かったことを要約すると、以下のことになる。

まず、プロセス上においては、①省庁に専門性と法起草のノウハウ・経験を有する人材が非常に少ないこと、②COJにも法令案に対してコメントをするための専門的な能力をもつ人材が乏しいこと、③各省協議もあまり厳格でないこと、④司法省の刑罰章の審査を信用できないこと、⑤意見検討上級評議会も形式だけで時間の無駄であること、⑥閣議についても至急の場合は飛ばしてもいいこと、⑦国会でも全体として形式的で委任立法の問題を意識せず進めていることが挙げられる。現行法では、委任立法に関する基準も存在していないため、行政府が起草した時点でどの点を注意しておけばいいのか、不明である。

次に、形式上においては、現場が求めている法制執務が存在していないことで、起草するスタイルがまちまちである。内閣が出しているガイドラインは通達であるため、参考にしない省庁もある。

総じていえば、カンボジアは、委任立法の基準作成、マニュアル作成、各省庁の法令起草部局の担当者の能力強化、COJの能力強化を中心として改善策を探るべきである。

現在のカンボジアの法律では、絶えず大きく進化している時代に対応できているとは言い難い。柔軟に対応した新たな政策手法などの開発の検証も必要である。人材不足、制度疲労、制度の破綻を起こす中で、カンボジア社会・経済・政治の「構造改革」が急務である。そうした中で、議会制民主主義自体も含めた制度全般を見つめ直すため、「立法学」の持つ意義は、今日ますます高まっていると思われる。また、民主主義の観点から、委任立法のあり方の検討、さらには法を国民により近づけるため、用語、条文構造、法典編成方式について、正確さと平易さの調和を検討する研究等が課題として挙げられる。

ラオス最高裁判決の評釈①（民事事件）

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

◇本稿執筆に至った経緯◇

現在、ラオス最高人民裁判所のホームページ¹には7件の最高裁判決が掲載されている（ラオスの最高裁における審理は民訴法上「破棄審」と呼ばれる。本稿では破棄審を最高裁と呼ぶこともある）。内訳は民事事件2件、商事事件2件、家事事件1件、刑事事件2件である²。私は2020年12月にこの存在に気付いた。従前、ラオスでは判決は一般公開されて来なかったし、ベトナムのように最高裁が判例を指定する制度も無いので、この7件にはどういう意味があるのか興味を持った。そこで、判決掲載の経緯を調査すると共に判決内容を精査することにした。

その結果、ラオスでは2012年に最高裁判決を紙の冊子にまとめたことがあり、現在、ホームページ上で公開されているのはその冊子であることが分かった。ラオス最高裁は、ASEANの基準に合わせるため、今後、5年かけて判決を公開することを決定し³、7件の判決をアップロードしたのはその準備の一環として、最近になって試しに公開してみたものであった⁴。

ラオスでは民事判決書の改善を目指して民事判決書マニュアルを改訂中であるが（私はこの活動を担当しています）、ラオス最高裁は、民事判決書マニュアルの改訂を判決公開のための準備の一環と位置付けるようになった。要するに今後は「質の良い判決を公開したい」ということだ。

ちなみに人民裁判所法3条11号は「ペーパーニーサーン（「判例」と日本語訳されてきた。）とは、法律が明確に規定していないところの刑事裁判の中のある問題に関する最高人民裁判所の判決であり、法律が規定していないまたは法律で規定されているが明確ではない処の民事、商業、労働、行政、家族ならびに少年事件であり、人民裁判所の各裁判所がこの判例を拠り所として裁判を実施するためのものである。」と規定し、最高裁は「判例について助言する」とされる（同法21条3号）。これらの意味するところは不明である。

今までラオスの実際の判決について詳細に分析した文献は無いと思われる⁵ので、7件の判決を全て紹介しようと思った。詳細に見ていくと規定の内容等について私が理解していない部分もあるのだが、私が把握していないために不明なところは不明と明記し、分か

¹ www.peoplescourt.gov.la 英語も選択できるが、英語用のサイトは充実していない。7件の最高裁判決はラオス語用のページからのみ読むことができる。

² ラオスにおける訴訟事件の分類は、民事事件、商事事件、労働事件、行政事件、家事事件、少年事件（民事の少年事件もある）、刑事事件。なお、行政部は2017年人民裁判所法によって設立された（当初は行政裁判所を設立する議論もされたようであるが、専門部の設立にとどまったようである。）。

³ 下級審判決も公開するのか、公開の媒体は紙かウェブか、公開された判決の意味（特に重要な裁判例なのか）、解説は付すのか、英語等に翻訳するのか、などの詳細は未定とのこと。

⁴ ブンクワン最高裁副長官に対する聴取結果。

⁵ 民事判決書の形式及び期日の様子は佐竹亮・鈴木一子「ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査）」ICDニュース2019年9月号の別紙参照。

る範囲で記載する。本稿は民事事件について記載し、次回は商事及び家事事件、次々回は刑事事件について記載する予定である。いずれの判決も一読して理解するのが難しいため、事案を整理した判例評釈を作成し、判決原文は文末に添付する。いずれも筆者の私見に基づく解説なので、誤りの指摘や異見は歓迎します、ご連絡下さい。

◇前提知識（上訴審の手続）

内容の解説に入る前に、ラオスの上訴審の手続について簡単に説明する。今回、紹介するのはいずれも2010年にされた判決であって、適用されるのは本稿執筆時の現行法である2012年改正民訴法ではなく2004年改正民訴法（以下、「2012年民訴法」、「2004年民訴法」などという。）である。しかし、2004年民訴法と2012年民訴法で条文が変わった部分はあっても実務はそれほど変わっていないようなので、主に現行法である2012年民訴法に基づいて説明し、適宜、2004年民訴法についても言及する（以下の手続の説明において特に断りがなければ民訴法は2012年民訴法の条文である。）。

といっても、上訴審は現行規定上も運用上も不明確な部分が多く、整理されていない印象を受ける⁶。裁判所によって運用が異なる可能性もある。そのため、以下は、条文の他に私個人が今までの活動の中でラオス側の発言を聞いて解釈した内容であり、不正確な部分があるかもしれない。

1 3審制+再審

ラオスはかつて2審制だったが2004年民訴法以降は3審制であり、最高裁（破棄審）は最終審である。もっとも、再審開始のハードルが低いようであり、最高裁判決が出されても再審が頻繁にあるため実際には確定しないことが問題になっているようだ。再審は最高裁によってのみ審理される（民訴法313条4項）。

2 上訴の利益は考えない

上訴の利益の概念は無いようであり、全部勝訴した当事者も上訴することがしばしばあるそうだ（請求の拡張を求める場合か?）。この点について、ラオスの審理では関連した紛争を職権的に一気に解決しており、厳密な訴訟物の概念が存在しないことが背景にあると思われる。もっとも、控訴審は一審が判断した点についてのみ判決できるとされ、当事者が控訴審になって新たな請求や主張を追加した場合は、控訴審は事件を一審に差し戻す運用がされているようである（このような運用を明確に規定する条文は見当たらない⁷。同法272条2項参照）。

⁶ ラオスでは審級の構造等の上訴一般について理論的に詰められていない。そのため、証拠提出の期限や判断の範囲について歯止めがかけられず、上訴と差戻しが繰り返されて審理が長期化しているようである。審理の迅速化を目指して最高裁は2022年成立を目標に民訴法を改正中であり、私は改正支援も担当している。

⁷ なお、民訴法263条2項第2文は「当事者が第一審裁判所に対して訴えず、非訟を申し立てず又は反訴しなかった問題については、控訴審裁判所は検討してもしなくてもよい。」と規定し、273条2項は「第一審裁判所が未だ審理、判決していない問題又は当事者が控訴していない問題については、控訴審裁判所は控訴審として検討に付することがで

3 破棄審は法律審ではない

破棄審は「最終の法律審」とされ（民訴法287条1項）、「情報、証拠に基づく出来事などは、控訴審裁判所が下した判決をもって最終的な判断とする。破棄審裁判所は、取調べ及び尋問を改めてすることなく、事件記録に基づき法律に関してのみ判決する」とされている（同法299条）。しかし、最高裁は明らかに事実認定を行っている上、法律上の判断に専念しているようには見えず、日本でいう法律審とはいえない。また、下級審も法律を解釈する。つまり、民訴法上の法律審とは何を意味するのかよく分からない。

正確に言うと、ラオスでは裁判所に法律の解釈権はなく、国会が法律の解釈権を有している。しかし、当然ながら、裁判官が法解釈をしないで事件について判断することは不可能である。そのため、事実上、裁判所は法解釈をしている。ラオス的には法解釈に関する国家の公式見解は国会による、という理解なのだと思う。

控訴審判決及び破棄審判決には「事件内容の部」（日本でいう事案の概要）及び「判断の部」（日本でいう判断）を記載するが、これらは第一審と同様のものとされている（民訴法277条3項、同法301条3項）。このような条文の書きぶりや上訴の利益を検討しないことを併せて考えると、上訴審は不服について判断するというより、基本的に一審で現れた紛争について改めて判断しているように思える。不服の内容は裁判所に争点を気付かせる程度の意味しか持たないのではないのか。

4 破棄審の目的

上告（破棄申立て）制度の目的は明確ではない。2004年の民訴法改正時は法令の統一的解釈が上告制度の目的だったかもしれないが、破棄審が積極的に事実認定を行っている以上、実際は当事者の救済制度になっているようだ⁸。

5 証拠提出の時的制限

証拠の提出⁹は控訴審の審理終結時まで可能である。民訴法272条は控訴審にお

きない。」と規定しており、2つの規定は矛盾するように見える。

この点について、石岡修元長期派遣専門家は「起草者の意図としては、①当事者が第一審で訴えず、控訴審になって持ち出した論点については検討しなくてもよく（263条2項第2文）、②当事者が第一審で訴えたものの第一審裁判所が判断しなかった論点については当然に控訴理由となり（263条2項第1文）、③第一審に係属中の論点については、控訴審は検討することができない（273条2項）と言いたいのではないかと推測する。」と解している（石岡修「ラオス民事訴訟法（2012年改正）（2）」ICDニュース2018年12月号 273条の脚注504）

しかし、立法者がこのような分類をしたとは考え難い。特に、「③第一審に係属中の論点」という分類は、上訴しても一定の請求（論点？）は移審しないと考える意味だろうか。これは紛争の一回的解決を目指すラオスの司法の方向性と合わない。私は、263条2項第2文と273条2項は、当事者が自ら請求又は主張していたので一審が判断した点と、当事者は請求又は主張していないのに一審が職権的に取り上げた点を分けて規定したのではないかと考えている。つまり、①第一審が判断した問題について控訴審は検討するのが原則だが（273条2項）、②当事者自ら主張していなかったものの一審が職権的に見つけて判断した点については、控訴審は判断しなくてもよい（263条2項第2文）。これは裁判所による職権的判断を裁判所同士で覆し合うのを良しとしない趣旨に基づくのではないのか。

⁸ 最高裁の負担増が問題となっているようであるから、最高裁は破棄申立制度の目的について整理する必要があると思う。

⁹ 正確には民訴法は「情報、証拠」の提出について規定している（272条）。民訴法上、「情報、証拠」や「情報証拠」という表現が散見されるが、いずれも「情報及び証拠」という意味だと思われる。「情報証拠」は実務でもよく聞く表現であるが、何を意味するか私は理解していない。ラオスでいう「証拠」とは、日本と異なって、物や文書そのものを指すのではなく、物や文書から得られた情報を意味するとされている（民訴法96条）。しかし、「情報及び証拠を提出

いて新たな証拠を提出する場合は当該証拠を一審において提出しなかった理由を書面で提出しなければならない旨を規定している。同条は2012年改正で新設されたものであり、趣旨は第一審の審理の充実を図る点にあると思われるが、実際には機能しておらず（実際に当該書面を提出させているかどうかも怪しい）、現在も五月雨式の審理が常態化し、控訴審になって隠し玉の証拠が提出されることが多いようである。また、証拠の提出責任は当事者になく裁判所が積極的に証拠の所在や評価について調査しているのがラオス式である（民訴法102条によれば第一次的な証拠提出責任は当事者にあり裁判所は補充的に調査する責任を負うように読めるが、実際には裁判所が証拠を積極的に徹底的に探さないと国会や国民から非難されるようである。同条は2012年改正の際に当事者主義的な方向になるような意図で導入されたようだがうまく機能していない）。破棄審では新たな証拠提出はできないが、破棄審が職権的に事実の調査をすることは可能のようである（同法299条2項）。実際に破棄審がどれぐらい頻繁に職権的調査をしているかは不明である。

6 上訴審の構造

控訴審及び破棄審のいずれも原審の証拠（事件記録）を引き継いでいるから覆審ではないといえる。

破棄審において原則的に新たな証拠提出はできないから基本的に事後審のようである。もっとも、前述の通り破棄審は職権的に事実を調査できるので継続審の側面も持つように思う。また、破棄審は原審の判断時に立ち戻って判断するというよりも、破棄審の判決時における自らの心証と原審の心証を比較して自らの心証が勝つときに原判決を変更するようであり、心証の取り方は継続審の色彩が強いと思う。

控訴審については、控訴審において新たな証拠が提出できることと、控訴審も破棄審と同じく控訴審の判決時の心証を見ているようだから控訴審は継続審だと私は思う。

ラオス側は上訴審の構造について検討して来なかったようであり、ラオスにおいて共通した理解はないようだ。

7 上訴審の判決

控訴審判決は①控訴を受理しない（日本でいう却下）、②控訴棄却して一審判決を全部承認する、③一審判決を変更して自判する¹⁰、④一審判決を破棄して差し戻す、⑤いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく一審判決を破棄する、⑥一審判決の仮執行をする、のいずれかである（民訴法278条）。

破棄審判決は①破棄申立てを受理しない（日本でいう却下）、②破棄申立てを棄却して控訴審判決を全部承認する、③控訴審判決を下級審裁判所が確定した出来事に基

する」とはどういう意味か。「証拠」から独立した「情報」があるのか明確ではない。日本における弁論の全趣旨という程度の意味かもしれない。

¹⁰ 原審の取消し又は破棄をしなくても原審の判決を変更できると解釈されているようである。

づきつつ法律面において変更して自判する，④控訴審判決を破棄して差し戻す，⑤いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく控訴審判決を破棄する，のいずれかである（民訴法302条）。

上記のうち、「⑤いずれの裁判所にも差し戻さずに判決を破棄する場合」については、ア当事者が承継人なくして死亡した場合、イ当事者たる法人が破産判決を受けた場合、ウ原告に訴える権利がない場合、エ以前に判決が出ている場合、オ訴えの時効が完成している場合にできる（民訴法280条。同法303条により破棄審に準用される。）。これは、列挙事由を見ると日本の中断、却下、棄却事由が混在しているようであるが、要するに上訴審が当該訴訟を終了させることを意味するようだ。ここでいう破棄（ロップラーン）は、原判決破棄という意味ではなく、判決自体を消滅させる意味で使われている気がする（ロップラーンは取消しの意味でも用いられる単語。）ので、同法280条の中で「破棄」という言葉の意味が統一されていないように感じる。

また、上記③の通り、最高裁が自判できるのは法律問題についてのみで、事実認定が間違っているとして認定を覆したいときは差し戻さなければならないようであり、審理の長期化の一因となっているようだ。これは、最高裁が積極的に事実認定を行っているラオスの実情と民訴法が合っていないといえる。

民事事件 1（別紙 1）
2010年1月4日民事破棄審第02号
農地所有権を巡る紛争事件

事案の概要

被告の義母である原告が、本件土地（2ヘクタール）の管理使用権は原告が有するのにもかかわらず、被告が本件土地を無断で使用していたと主張して、土地の返還を求めて村落調停を申し立てたところ、村長は本件土地を被告に与える決定をしたため、原告が本件土地の明渡しを求めて訴えを提起した。

被告は、本件土地は1997年に被告の夫の祖父から許可を受けて開拓したもので、1999年以降、本件土地は被告及び被告の夫の共有であると申告して土地税を払ってきたのであり、被告に管理使用権があると主張している。

1 審判決（ラオガム郡裁判所）

原告に対し、本件土地を管理使用することを命じた（請求認容）。

被告が控訴。サラワン県検察院は、原告は本件土地の管理使用権が原告にあることを証明していないから1審判決を変更するべきとの意見を述べた。

2 審判決（サラワン県裁判所）

1審判決を全部変更し、被告に対し、本件土地を管理使用させることを命じた（控訴認容）。

原告が破棄申立て。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決を全部承認（破棄申立棄却¹¹）。

原告は、原告が本件土地の管理使用権を有していると裁判所に確信させるための証拠や書類を持っていない。被告も、本件土地が原告のものであると認めていない。被告は本件土地を1997年から開拓して継続的に管理使用してきたが、2008年まで原告から返還を請求されたことはなかった。仮に本件土地が原告の管理所有であったとしても原告は既に管理使用権を失っているであろう。したがって、被告に本件土地の管理使用権を認めた控訴審判決は適当である。

¹¹ 本来は破棄申立てを棄却した上で原判決を承認しなければならない（民訴法302条2号、2004年民訴法では113条）が、破棄申立てを棄却した旨の記載がない。判決の脱漏に思えてしまう。別紙2の判決も同様である。

1 審判対象

ラオスの裁判実務では訴訟物について厳密に検討されない。おそらく訴訟物という概念が存在しない。特に本件のような不動産を巡る紛争の場合、登記名義の抹消又は移転請求なのか、明渡請求なのか、審判対象を特定しないで審理することが多いようである。そのため、判決書を読んでも何について判断したのか分からないことがある。本件土地は、判決書を読む限り、被告が税金を支払う際に被告と夫の共有名義であると申告しているようであるが、登記されているか定かではない（登記せずに納税できるのか私は把握していない。）。訴状には「法律に基づく解決をして下さるよう訴えを提起した」としか記載されていないので原告が何を求めたのか不明確である。しかし、一審も原審も本件土地を管理使用することを主文で命じているので、登記名義ではなく土地明渡が審理の対象であると言えるだろう。

原告が土地明渡請求をする根拠は土地使用権である。ラオスは社会主義国であり土地の所有権は国家に所属するため、日本で所有権と表現されるものはラオスでは正確には使用権である。もっとも、使用権は所有権と同じように売買の対象とされ活用されており、通常は所有権と同じように考えて差し支えない。

2 本判決の意義

ラオスの民事訴訟では職権調査及び職権探知主義が採用されているが、当然ながらノンリケットは生じる。そのため、厳密に研究されているわけではないものの、自然と立証責任が考えられているようだ。

本判決は「原告は、原告が本件土地の管理使用権を有していると裁判所に確信させるための証拠や書類を持っていない」と述べており、「原告が所有権（使用権）を有すること」については原告が立証責任を負うと示した。

所有権の立証というと、いわゆる「もと所有」についての権利自白の問題が絡むが、ラオスの裁判官が所有権の来歴についてどのように立証させているかは不明である。

また、本判決は「裁判所に確信させるための証拠」が必要である旨を述べており、立証に「確信」が必要である旨を明らかにしている。しかし、私の感覚ではラオスの民事訴訟における立証の程度は日本におけるそれよりもかなり低い。実際には、証拠の優越又は主張の優越で決するケースが多いようである。そうすると「確信」という判示にどれだけ意味があるのかは不明である。

3 判決理由について

原告の請求を棄却するためには「原告が所有権について立証できなかった」と言いさえすれば済むにも関わらず、本判決は他に興味深いことを2点、判示している。

まず、原告が立証できなかった旨を説示した次に「被告も本件土地が原告のものであると認めない。」と判示している点である。2012年民事訴訟法178条は「原告と

被告が共に認めている問題については、当該問題が国家又は社会の利益及び法令に抵触しない限り、裁判所は証拠を必要としない。」と規定しているが、本判決当時の2004年民事訴訟法には、当該自白に関する規定は存在しなかった。そうすると、被告が原告所有を認めないことにどういう意味があるのだろうか。仮に本判決当時も明文の規定が無いものの自白した場合は証明不要効が生じると考えられていたとすれば、当然ながら、「被告は原告所有を認めない」と判示した次に「原告は立証できなかった」という順番で記載するのが論理的である。しかし、本判決は「立証できなかった」の後に「被告は原告所有を認めない」と続くのである。よく分からない判示である。

次に興味深い点は、「仮にこの土地が原告の所有であったとしても、原告は既に管理利用権を失っているであろう」という判示である。とにかく最高裁が「仮に」の判断をすること自体が面白い。

そして、本判決当時の所有権法42条1項は「不動産については20年間、動産については5年間、他人の資産を自分が所有者であるのと同様に善意で継続して占有した者は、かかる資産に対する所有権者となることができる。こうした善意の占有は、公然、継続かつ平穩に表れている必要がある。」と規定する。ちなみに2020年に施行された民法51条は「取得時効とは、物を善意、公然、継続且つ平穩に、自己のものと同様に占有し使用することによる、何人かの物に対する権利の取得事由であり、不動産の場合は20年間、動産の場合は5年間である。」と規定する（所有権法は民法施行に伴って廃止された）。

しかし、被告は1997年に本件土地を開拓し使用し始めたと主張しているのであって、本判決の2010年1月4日時点で被告の占有は20年を経過していない。そうすると、被告は被告の夫の祖父から本件土地の開拓の許可を受けたと主張しているから、被告は当該祖父の占有を承継したと考えるほかない。もっとも、本判決には祖父の占有開始時期について記載がない。だからこそ本判決は「仮に」と判断したのかもしれないが、判断する以上は、必要な事実は記載すべきだと思う。

4 執行について

一審は被告に対して土地の「明渡し」を命じるのではなく原告に対し土地の「使用」を命じているが興味深い。原判決も、控訴を認容したのだが請求を棄却するのではなく、被告に対し本件土地を管理使用させることを命じた。このような自由な主文はラオスでよく見られる。これは、ラオスでは当事者の申立てを要することなく全件が司法省の判決執行部門に送付された上、執行官が広い裁量を持って執行時に和解のようなことをするため、債務名義の文言に気を遣う必要はないからこそ、できるのである。

以上のほか、形式面や内容に関する詳細な指摘は別紙1の脚注を参照して下さい。



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所

民事合議体

破棄審

第02号¹²／民事破棄審
2010年1月4日付

破棄審判決

最高裁判所の民事合議体は以下の者から構成される：

タンサマイ・サームンティイー様（女性） 裁判長

カムサイ・ジッタコーン様 陪席

カムパン・ブンパコム様 陪席

ワッターナー・スリヤヴォン様（女性） 書記官

2010年1月4日9時30分、最高裁判所の法廷において、ラオガーム郡裁判所
2008年8月5日付け第19号¹³／民事第一審民事事件を審理するために開廷した。

当事者¹⁴

ヌーパット氏（女性）、年齢67歳、国籍：ラオス、職業：農家、住所：ノーンドア村、
ラオガーム郡、サワラン県：……………原告；

ケート氏（女性）、年齢32歳、国籍：ラオス、職業：農家、住所：オンベン村、ラオガーム郡、
サラワン県：……………被告；

¹² 判決番号。判決をする際に付される番号であり、脚注2の事件記録の番号とは異なる。

¹³ 事件記録の番号。つまり、日本と異なり、事件を受け付けて記録を作成したときに記録ファイルに付される番号と判決書に付される番号の2種類あるということ。

¹⁴ 日本人に分かりやすいように「当事者」と翻訳されているが、実際の判決には「ラワーン」(betweenの意味)と記載されている。意識すれば「(次の当事者)の間に(事件が係属している)」ということだと思う。

事件名：農地所有権を巡る紛争

裁判所は

ラオス人民民主共和国として
2003年改正の人民裁判所法に定める人民裁判所の権限及び任務に基づき判決する。

事件内容¹⁵

2008年6月13日付け訴状及びヌーパット氏（女性，原告）の法廷における供述によれば，次の通り主張している：自分は¹⁶1995年まではサラワン県ラオガム郡オンヤイ村に住んでいて，争いとなっている面積2ヘクタールの土地を家計用の農地として使用していた。1995年から自分はノンドア村に引っ越した。当時，ソンチャイとケート（女性）夫妻が自分から許可を受けることなく当該土地にやって来て開拓し始めた。そのため，自分は村役場に対して数回，申し入れたが，何も解決されなかった。2008年に自分がオンベン村の村役場に申し入れた際，オンベン村の村長は当該土地の管理使用権をソンチャイとケート（女性）に付与する決定をした。そのため，自分は裁判所に対し，法律に基づく解決をして下さるよう訴えを提起した。

2008年8月4日付け答弁書及びケート氏（女性，被告）の法廷における供述によれば，次の通り主張している：夫のソンチャイはシータット（祖父）と小さい頃から一緒に住んでいた。1997年にソンチャイが自分と結婚する際，シータット（祖父）が私達に対し，林だった土地をコーヒー畑にするように開拓を許可してくれた。当該土地は空き地であり，その土地を占有して利用する者はいなかった。1999年9月7日になって自分は土地税を納付するために当該土地の面積等を申告し，1999年9月7日付け及び2000年6月7日付けの土地面積の申告明細書においてソンチャイ及びケート（女性）名義となっている。なお，当該土地の面積は1,022㎡である。当該土地で農業をしている間，誰からの異議も全く無かった。しかし，2008年になって夫のソンチャイが死亡してから義理の母であるヌーペット（女性，原告）が当該土地を同人の物だと主張してきたのである。その後，2つの村において両者が出席して調停をした。2つの村の役場の人は，当該土地の管理権を自分と子供に付与することを決定した。

事件の進行過程¹⁷

ラオガム郡裁判所が，原告及び被告が出席する中で下した第03号／民事第一審2008年12月31日付け判決は，次のとおり言い渡した：当該紛争土地の所有権をヌーパット（女性，原告）に管理及び活用させることを命じる。ケート（女性，被告）に

¹⁵ ラオス語でヌアーカディ。当事者の主張のまとめである。

¹⁶ 当事者の主張をコピー＆ペーストする結果，「原告は」「被告は」ではなく「自分は」と記載されるのが現在のラオスの判決の特徴である。

¹⁷ ラオス語でフープカディ。上訴審判決に特有の記載欄。

対し、額¹⁸の2%を国家納税分として、資料のコピー費用等の100,000キープを負担させる。

ラオガム郡裁判所の2009年1月12日付け事件受理明細書にて、ケート（女性、被告）の第44号／郡裁判所2009年1月7日付け控訴申立予約書が確認できる。そして2009年1月12日付け控訴申立書は次の内容を述べる：第03号／民事・第一審2008年12月31日付け判決書に対して不服を有する。それはラオガム郡の裁判所が法律及び事件の実際の事実に適していない判決をしたからである。従って控訴審裁判所による再度の判断を求める。

サラワン県検察院による第07号／サラワン県検察院2009年3月3日付け控訴審意見陳述書によれば、次のとおり述べる：ラオガム郡裁判所がした第03号／民事第一審2008年12月31日付け判決書は、法律及び実際の事実に適していない判断である。なぜなら、原告は、当該土地の所有権を原告が有していることを証明する書類を有していなかったからである。なお、土地税の申告明細書は他の土地の分であり、当該紛争土地の分ではない。

サラワン県裁判所が原告及び被告の出席の下で行った第09号／民事控訴審2009年3月20日付け判決は、次のとおり命じている：ラオガム郡裁判所がした第03号／民事・第一審2008年12月31日付け判決書を全部変更する。そして、紛争土地のコーヒー畑をケート（女性、被告）に管理及び活用させるという判断を新たに加えた。なお、被告に対し、控訴申立手数料30,000キープ及びコピー等の費用50,000キープの支払を命じる。原告に対し、資料のコピー代100,000キープを負担させる。

ラオガム郡裁判所の第13号／民事控訴審事件受理明細書においてヌーパット（女性、原告）の2009年4月21日付け破棄申立書を確認でき、次の通り述べている：第09号／民事控訴審2009年3月20日付け判決に対して不服がある。

最高検察院の2009年3月2日付け意見陳述書・第022号／最高検が提出された。

認定¹⁹

法廷において本件事件記録にある書類等を確認した。

事件記録にある証拠を評価した結果、次の通り判断する。

ヌーパット氏（女性）が作成した破棄審申立書が2004年民事訴訟法108条所定の期間内に提出されたため、事件を受理した。

ヌーパット氏（女性、原告）がサラワン県裁判所の控訴審判決に対して不服があるため、最高検察院及び破棄審裁判所である最高裁判所に提出する破棄申立書を作成し、理由を次の通り述べている：控訴審裁判所であるサラワン県裁判所の判決は法律に適しておらず整

¹⁸ この判決では何の金額か明確に記載されていないが、敗訴者が負担する税金は訴額の2%とされている（2006年裁判所費用法9条、同法18条1号）。本件のような土地に関する紛争の場合の訴額の算定方法はよく分からない。

¹⁹ ラオス語でヴィニツサイ。判決理由が記載されている。判決理由の冒頭に当事者の主張がまとめられ、当事者の主張欄（ヌーパット）及び事件の進行欄（フープカディ）と重複している。一審判決でも当事者の主張欄と理由の欄に重複が見られ、ラオスの判決が読みにくい原因の1つとなっている。

合していないため、破棄審裁判所に再検討を求める。この主張を破棄審裁判所が検討した結果、これは合理的でない主張であると判断した。なぜなら、原告はその紛争土地が原告のものであることについて裁判所に法的な確信をさせるための証拠や書類を持っていないからである。そして、被告も当該土地が原告所有であると認めていない。被告は被告自身とソンチャイ氏（夫）が当該土地を1997年から開拓し、数年間、継続的に管理、活用してきた部分だけ認めている²⁰。これに関して原告からの返還請求などは全く無かった。2008年になって初めて原告は当該紛争土地が原告所有であると主張した。しかし、証拠が無かった。仮にこの土地が原告の所有であったとしても、原告は既に管理利用権を失っているであろう。従って、控訴審のサラワン県裁判所が被告に当該紛争土地の管理利用権を付与する判決をしたのは法律に適していると判断する。従って破棄審裁判所は原告の破棄申立ての通りに判断することはできない。

最高検察院が破棄審裁判所に対し「控訴審裁判所であるサラワン県裁判所の判決が法律及び事件の実際の事実に適している」と意見陳述をしたことは法的に理由があると判断する。

上記に述べた理由から、控訴審であるサラワン県裁判所による2009年3月20日付け判決書第09-09号／民事控訴審が法律及び事件の実際の事実に適していると判断したから、破棄審はその判決を全部維持する。

ヌーパット氏（女性、原告）が破棄申立人であるから、裁判費用に関する法律24条に基づき破棄申立の手数料を負担させる。

参照条文：2004年民事訴訟法106条、108条、109条、110条、111条及び113条。

参照条文：裁判費用に関する法律24条。

これによって

破棄審及び法律上の最終審としてこの事件について、次のとおり判決する。

言渡し：原告の破棄申立書を全部破棄し、控訴審であるサラワン県裁判所による2009年3月20日付け判決書第09-09号／民事控訴審を全部維持する。

ヌーパット氏（女性、原告）に破棄申立手数料40,000キープを負担させる。

本判決書は本日を持って効力が発生する。

合議体の裁判長

タンサマイ・サームンティー²¹

書記官

ワッタナー・スリヤヴォン

²⁰ 「被告が本件土地を開拓し活用してきたこと」を「被告が認めている」と表現するのは日本の裁判官からすると変な日本語である。なぜなら当該事実は原告の主張を否認する理由又は占有正権原の主張であり、被告が認否する事実ではないからである。この一文は、ラオスで証明責任が厳密に考えられていない証左であると思う。

²¹ 原文は裁判長及び書記官の署名と押印がされている。

民事事件 2（別紙 2）
2010年1月12日民事破産審第10号
消費貸借契約事件

事案の概要

原告が、被告及び被告の夫に対し14万バーツ（約49万円）を月5%の利息で貸し付けたが利息8か月分しか弁済を受けていないと主張して、元金及び利息の残額の支払を求めて訴えを提起した。なお、被告は本件消費貸借契約のために被告の土地及び家に担保を設定している。

被告は、原告の主張する元金と利息を認めている。なお、被告は、返済能力が無いため、利息は弁済せずに、まず元金として3万バーツ（約10万4000円）を弁済し、元金の残部は月1000バーツ（約3500円）の分割払いをさせて欲しい旨を述べている。

1 審判決（サワンナケート県裁判所）

被告及び被告の夫に対し、元金14万バーツ及び年10%の利息の支払を命じた（一部認容）。また、利息は2007年5月から完済までの期間に付すが、利息額は元金を超えてはならない旨と被告が弁済できない場合は担保を売却する旨を命じた。

被告が控訴。被告は控訴審になって、本件消費貸借契約は原告と訴外ソムジットとの間でされたものであり、被告は借りていないと主張した。南部地域検察院は、1審判決は妥当であるとの意見を述べた。

2 審判決（南部地域裁判所）

1審判決を全部維持（控訴棄却）。

被告が破産申立て。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決を全部承認（破産申立棄却）。

被告及び被告の夫は、本件消費貸借契約は原告と訴外ソムジットとの間でされたものであり被告は借りていないと主張しているが、合理的でない。なぜなら、答弁書及び調停の議事録によれば、被告及び被告の夫は被告が原告から借金したことを認めているからである。また、被告及び被告の夫は土地及び家に担保を設定したと認められるから、被告及び被告の夫に返済能力がない場合、原告が担保資産を売却し、弁済に充てることが妥当である。したがって控訴審判決は適当である。

1 本判決の意義

本件は個人間における貸金返還請求及び利息請求という最も単純な類型の事件である。しかも一審では契約について争いがなかった。本件で最も目を引くのは、利率に争いが無いにも関わらず、裁判所は約定よりも利率を下げて支払を命じ一部認容とした点である。当事者から高利であるなどの主張が無くても裁判所が職権で利率を変更することがあることを示した最高裁判決といえる。

なお、被告は、控訴審になって、被告は借主ではなく実は訴外知人が借りたものであったと主張した。本判決は、答弁書及び村落調停において被告は借主であることを認めていたことを理由にあっさり被告の主張を排斥しており、事実認定で大きな意義を持つ判決ではない。

事実認定といえば、本件消費貸借契約及び利息契約の成立日が認定されていない。本件においては控訴審から契約の当事者性が争われているし、適用法も検討する必要があるので（1990年契約内債務法か2008年契約内外債務法か）契約日の認定は必要である。端的な判決は奨励されるべきではあるが、さすがに事実を省略し過ぎていると思う。

本判決は目新しい判断をしたものではなく最高裁判決としての重要度は低いといえるが、日本の法律家にとっては、以下の点を含めてラオスの裁判実務が垣間見える興味深い判決である。

2 利息について

本判決の参照条文を見ると、本判決に適用されたのは契約内債務法である。前記のとおり、本件消費貸借契約及び利息の合意がされた日が認定されていないのは問題だが、訴状は2007年11月29日付けであるから契約日はそれより昔なのは明らかで、契約内債務法の適用は妥当である（契約内債務法は2008年に成立した契約内外債務法の施行によって廃止された²²）。

ラオスにおける利息の上限について、本稿執筆時点では、年率36%である。2020年に施行された民法431条は「銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利息の計算は年36%を超えてはならない」と規定し、2018年に施行された刑法298条は「関係機関からの許可を得ずに、貸金を事業として営み、貸金の金利を年間36%以上算定する者に対し、3か月から1年の自由剥奪刑又は自由剥奪しない再教育及び500万から1000万キープの罰金が科せられるものとする。」と規定する。

本判決に適用される契約内債務法46条5項から7項は、「銀行貸付の金利は、貸付

²² 契約内外債務法の施行日は同法108条1項が「本法は、ラオス人民民主共和国の国家主席が布告のための国家主席令を公布した後に効力を有する。」と規定しており、施行日を知るには過去の官報を調べて国家主席令の公布日を確認する必要があるが、私は同主席令を見つけておらず、施行日は分からない。

銀行の規制事項に合致したものでなければならない。」「銀行以外の（者）²³から貸付金を借り入れる際に、金利の算定は銀行（貸付で課される金利）を上回るものとする。」「金銭を貸し付けるにあたり、金利を元本に含めることは禁止され、金利は元本を上回るものとする。」「と規定する。当時の利息の上限を知るには当該条文で定める「銀行貸付の金利」を調べる必要があり、おそらく首相令等で定められていると予想されるが、私は把握していない。

本件において元金14万バーツ、月5%（単利で考えれば年利60%）の利息に争いが無い。しかし、裁判所は元金14万バーツ、利息は年10%にしている、これは、年60%の利率は契約内債務法46条6項の「銀行貸付の金利より年3%を超えない」という上限を超えているということだろう。

裁判所が利息の上限を超えた利率を無効にして新たな利率を定められる根拠はよく分からない。

3 当事者について

本件の被告はケオウドーンさん1名である。しかし、原告は、被告及び訴外ワンディー（被告の夫）が本件消費貸借契約を締結したと主張している。ここで「被告と被告の夫が借りた」というのは連帯債務なのか保証債務なのか、どういう意味なのかは分からない。いずれにせよ被告だけでなく被告の夫も本件消費貸借契約に関係しているのである。しかし、なぜか原告は被告（妻）だけを訴えた。

これに対し、一審は、被告だけでなく訴外ワンディー（被告の夫）に対しても弁済を命じた。控訴審も本判決も、当事者が被告（妻）だけであることは気にしておらず、訴外ワンディー（被告の夫）も債務を負うことを当然の前提にしている。

このような処理は日本の法律家からすれば違和感があるが、ラオスではよく見られる。ラオスでは、当事者が誰か検討せずに訴外の者を名宛人にして判決をしたり、あるいは「第三者」として訴訟に参加させて判決することは、頻繁にあるようである。第三者は民訴法75条以下に規定があり日本の独立当事者参加や補助参加に類似しているが、参加要件はほとんど検討せずに参加が認められている。私からすれば単なる証人ではないかと思う人も積極的に「第三者」として呼び出すことは多い。また、ラオスでは共同被告をあまり考えないようである。共同被告となるべき者がいても被告は1人としてやはり「第三者」として巻き込むことが多いようである。

当事者概念が曖昧なのは、ラオスの判決効が明確ではないことに由来すると思われる。判決効らしきものは2012年民訴法改正で新設され、民訴法309条1項は「確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決は、あらゆる党組織、国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、企業及び全国民が尊重しなければならず、関係者及び機関

²³ 当該条文の「(者)」「(貸付で課される金利)」は分かりやすさのために翻訳者が追記した。

は厳格に履行しなければならない。」と規定している。2017年人民裁判所法2項も「確定した人民裁判所の判決文に対しては、各党組織機関、政府組織機関、建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関、企業ならびに各国民はこれを尊重しなければならない、個人ならびに関係する機関は、憲法98条の中で規定されているように厳格に実施しなければならない。」と規定する。これら条文の意味は明確ではないが、判決に対世効があるようにも見える。

このように、当事者のみに判決の効力が及ぶという概念が薄いため、ラオスでは誰が訴訟上の当事者か重要視されていない。本件のように当事者が誰か曖昧なことは多いし、他にも例えば当事者能力の議論はないし、当事者と代理人の区別が付いていないことも多い。

また、執行の段階では、判決の名宛人に限らず利害関係者も呼び出して和解のようなことが行われるのが通常である。その際、訴外の者（本件では被告の夫）の資産に執行しても問題視されることは無いのであろう。

4 担保について

担保の実体面について興味深いのは、「土地及び家の権利証を担保にして」などと判示されている点である。これはラオスの実務を反映した表現である。ラオスでは権利とは書面に付着しているもの、あるいは書面そのものと考え人が多い。2020年に施行された民法では不動産に担保を設定することになっているのだが、民法が施行される前の法律である2005年施行の契約履行担保に関する法律²⁴は、実体法上も権利証に担保を設定することを前提にしているように読める²⁵。

担保権実行の手續面については、私的実行のほか、司法手續による実行がある（契約履行担保に関する法律34条、2011年6月20日付け契約執行担保法の実施に関する首相令34条、同法62条）。民事事件1の解説「4」で述べた通り、日本と異なり、判決の執行は当事者の申立て無しに自動的に行われるが、担保権実行の場合も日本と異なり、担保権実行の申立手續は存在しない。日本風に言えば債務名義の取得と担保権実行は一体となっており、債権者は本案の訴えを提起して判決の中で任意に履行されない場合は担保を実行できる旨の判断を受け、任意の履行が無い場合は判決執行と同様の手續に進む（前記首相令66条2項）。

本判決は「被告及び被告の夫は土地及び家に担保を設定したと認められる」と事実認定をした上で、「被告及び被告の夫に返済能力がない場合、2005年に施行された契約履行担保に関する法律34条に基づいて原告が担保資産を売却し、弁済に充てること

²⁴ 民法630条3項は「この法典は、契約内外債務法、家族法、所有権法、相続法及び担保法並びにその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える。」と規定するため、契約履行担保に関する法律は民法施行に伴って廃止になると思われるが、一部の規定は効力が残るようである。

²⁵ 契約履行担保に関する法律20条は「不動産に関わる担保は、債権者に対する債務返済やその他の義務履行に関する保証で、例えば土地区画、家、工場といった債務者の不動産によって、または債務者の不動産に関する使用権によって、債権者や指定当事者が保有している上記財産の所有権や使用権を証明した書類を設定することによって担保されるもの。」と規定する。

が妥当である。」と述べている。本件の担保に関する判示部分は、上記の司法手続に載せるための説示だと思われる(主文に記載せずに理由に記載するので足りるのには驚く)。

本判決の通り、本案の中で担保権について判断するため、担保権については「債務者が履行しない場合は」という条件付き判断にならざるを得ない。また、担保権実行について抗告や異議のような手続はなく、例えば担保権の不存在について本案で争うしかない。このような制度は、本案において担保に関する争点が加わってしまい、訴訟の遅延につながると思う。なお、本案判決確定後に事情が変動した場合(例えば担保権が消滅した場合)の規定は見当たらず、どのような手続になるのか私はよく分からない。おそらく執行段階でなされる和解の中で話し合いをして解決するのだろう、それが難しければ債務者が債務の消滅について更に訴えを提起するほかないと推測する。

以上のほか、形式面や内容に関する詳細な指摘は別紙1及び別紙2の脚注を参照して下さい。



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所
民事合議体
破棄審

第10号/民事破棄審
2010年1月12日付

破棄審判決

最高裁判所の民事合議体は以下の者から構成される：

カムパン・ブンパコム様	裁判長
カムサイ・ジッタコーン様	陪席
ブンヘン・ピマニヴォン	陪席

ワッターナー・スリヤヴォン様（女性）	書記官
--------------------	-----

2010年1月12日8時30分に、最高裁判所の法廷において、サワンナケート県の2008年3月12日付け第一審裁判所第12号/民事一審民事事件を審理するために開廷した。

当事者

アーモン氏（女性）、年齢38歳、国籍：ラオス、職業：商売、住所：ポーサイ村、カイソーンポヴィハーン郡、サワンナケート県：……………原告。

ケオウドーン氏（女性）、年齢44歳及びワンディー氏、国籍：ラオス、職業：商売、住所：ポーサイ村、カイソーンポヴィハーン郡、サワンナケート県：……………被告。

事件名：消費貸借契約

裁判所は

ラオス人民民主共和国として
改正人民裁判所法に定める人民裁判所の権限及び任務に基づき、判決する。

事件内容

アーモン（女性，原告）の2007年11月29日付け訴状によれば，次のとおり主張している：ワンディー氏及びケオウドーン（女性）夫妻は，自分から140,000バーツ²⁶を月5%の利息で借りている。なお，この借金のためにワンディー氏とケオウドーン（女性）は土地及び家の権利証を担保にして土地及び家の権利証を自分に譲渡した。その際，同人が元金及び利息を弁済した場合は土地及び家の権利証を同人に返還譲渡をする約束をした。しかし，借金をしてからケオウドーン（女性）は自分に利息8か月分しか支払っていない。具体的には，2007年4月までしか返済しておらず，それ以降は全く返済していない。従って，自分はワンディー氏及びケオウドーン（女性）に対して元金及び利息を返済するよう求めて訴えを提起した。もし返済する能力がなければ，同人らにその土地及び家の明渡しを求める。

ケオウドーン（女性）及びワンディー氏（被告ら）の2008年3月3日付け答弁書及び2008年3月26日付け調停の記録書によれば，次のとおり主張している：自分たちは原告から140,000バーツを月5%の利息で借りていることを認める。現在，自分たちは元金30,000バーツを先に返済したい。元金の残部は月1000バーツの分割で返済したいが，利息については原告に返済する能力がない。

事件の進行過程

サワンナケート県裁判所が原告及び被告が出席する中で下した2008年6月13日付け第08-21号／民事・第一審判決書は次の通り：2007年11月29日付け訴状には一部相当性があると判断したため，ケオウドーン（女性）及びワンディー氏夫婦（被告）には元金140,000バーツ及び年10%の利息の返済をアーモン（女性，原告）に対して命じる。なお，利息の計算については2007年5月から完済までの期間とするが，利息額は元金を超えてはならない。被告が借金を返済することができなければ，担保資産を売却して原告に弁済する。不足した場合は被告が完済するまで返済を続けてもらうが，余った場合は被告に返還する。被告に対し，裁判の預入金150,000キープを原告に返還させ，国家納税770,000キープを負担させる。

ワンディー氏とケオウドーン（女性）（被告ら）の2008年6月20日付け控訴申立

²⁶ タイの通貨。ラオスの通貨はキープだが，ラオスではバーツで金額を指定することも多い。

の予約明細第12号／サワンナケート裁判所が提出された。

サワンナケート県裁判所の2008年7月7日付けで受理した受理番号第91号／サワンナケート裁判所ワンディー氏及びケオウドーン（女性）（被告ら）の2008年6月24日付け控訴申立書によれば、判決に対して不服があり、次のとおり主張している：原告が訴えを提起した借金については、実はソムジット氏及びヌアン（女性）（夫婦）が借りたものであり、自分たちは単にソムジット氏を代理して原告からお金を借りただけである。現在、自分もソムジット氏とヌアン（女性）に対し裁判所に訴え提起しているところである。そのため、まずソムジット氏とヌアン（女性）に返済してもらってから原告に返済するので、原告にはもう少し待つて欲しい。

控訴審の南部地域検察院の2008年9月16日付け意見陳述書第115号／南部検察院によれば、次のとおり述べている：サワンナケート県裁判所が第一審として下した2008年6月13日付け第08-21／民事第一審判決書は事件の事実及び法律に整合している。

控訴審である南部地域裁判所が原告の欠席と被告らの出席の下で下した2008年11月13日付け第83号／民事控訴審判決書によれば、次のとおり言い渡している：サワンナケート県裁判所が第一審として下した2008年6月13日付け第08-21／民事第一審判決書を全面的に維持する。被告らには控訴申立書費用30,000キープを負担させる。

アーモン（女性、原告）及びワンディー氏（被告）の2009年3月5日付け控訴審判決の承知に関する記録書が確認できた。

ワンディー氏とケオウドーン（女性）（被告ら）からの2009年3月10日付け破棄申立書が提出された。

最高検察院の2009年11月30日付け意見陳述書第070号／最高検察院が提出された。

認定

法廷で本件の事件記録にある書類等を確認した。

事件記録にある証拠を評価した結果、次の通り判断する。

ケオウドーン（女性）とワンディー氏（被告ら）の破棄申立書が改正民訴法108条に定めている期間内に提出されたため、検討するために受理した。

ケオウドーン（女性）とワンディー氏（被告ら）がアーモン（女性、原告）から借金したことについて、「実はアーモン（女性）及びソムジット氏との関係であり、自分はその間に参加しておらず、ソムジット氏が自分の土地権利証を借りて当該借金のために担保設定していた。そして自分が既に返済した利息に関しては、なぜ裁判所はそれを触れていないのか」と主張し、南部地域裁判所に法律に従って破棄判決をするように破棄申立したことを破棄審裁判所が検討した結果、これは合理的でないと判断する。なぜなら、答弁書及び2008年3月26日付け調停の議事録によれば、被告らがアーモン（女性、原告）から

借金を認めているからである。これは原告と被告には契約内債務上の関係²⁷があることを示している。そして、2006年9月12日付け土地権利証の譲渡契約によれば、被告らは今回の金銭貸借の担保設定として土地及び家の権利証を原告に譲渡するための書類を作っていた。従って、契約内債務法46条に基づいて、被告は原告に債務の返済義務を有していると判断する。被告らが原告に返済する能力がなかった場合、契約履行の担保に関する法律34条に基づいて、原告がその担保資産を売却し、原告への返済に充てることが妥当である。

最高検察院が破棄審裁判所に対し、2008年11月13日付け控訴審の南部地域裁判所の第83号／民事控訴審判決書が法律及び事件の事実に適しているという意見陳述をしたことは合理的な意見と判断する。

上記で述べた理由から、2008年11月13日付け控訴審の南部地域裁判所の第83号／民事控訴審判決書が法律及び事件の事実に適していると判断したため、当該判決を全部維持する。

ケオウドーン（女性）とワンディー氏（被告ら）が破棄申立人のため、裁判費用に関する法律24条に基づいて、破棄申立費用を負担させる。

参照条文：契約内債務法36条、46条。

参照条文：契約履行の担保に関する法律34条。

参照条文：改正民事訴訟法²⁸106条、107条、108条、109条、110条、111条及び113条。

参照条文：裁判費用に関する法律24条。

これによって

最高裁判所の破棄審の民事合議体は破棄審及び法律上の最終審としてこの事件について次のとおり、判決する。

言渡し：2008年11月13日付け控訴審の南部地域裁判所の第83号／民事・控訴審判決書を全部維持する。

ケオウドーン（女性）及びワンディー氏（被告ら）に破棄申立費用40,000キープを負担させる。

本判決書は本日を持って効力が発生する。

合議体の裁判長

カムパン・ブンパコム

書記官

ワッター・スリヤヴォン（女性）

²⁷ ラオスの判決書はよく「原告と被告には民事関係がある」などと記載する。これは単に「刑事ではなく民事の関係です」という意味のようであり、無益的記載事項である。

²⁸ 2004年改正民法の意味。

中国民法典の制定について（3）

前 J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

- 第 1 はじめに
- 第 2 中国民法典の全条文について
 - 第一編 総則
 - 第二編 物権 ～以上まで第 8 5 号
 - 第三編 契約
 - 第十九章 運送契約 ～以上まで第 8 6 号
 - 第二十章 技術契約 ～以下本号
 - 第四編 人格権
 - 第五編 婚姻家庭

[本 文]

第 2 中国民法典の全条文について

第三編 契約

第二分編 典型契約

第二十章 技術契約

第一節 一般規定

第 8 4 3 条【技術契約の定義】¹

技術契約とは、当事者が技術開発、譲渡、許諾、コンサルティング又はサービスについて相互間の権利及び義務を確立するために締結する契約である。

第 8 4 4 条【技術契約締結における遵守原則】

技術契約の締結は、知的財産権の保護及び科学技術の進歩に資するものでなければならず、科学技術成果の研究開発、実用化、応用及び普及を促進するものでなければならぬ。

第 8 4 5 条【技術契約の内容】

技術契約の内容は、一般にプロジェクトの名称、目的の内容、範囲及び要求、履行の計画、場所及び方式、技術情報及び資料の秘密保持、技術成果の帰属及び収益の分配方法、検収の基準及び方法、名詞及び専門用語の解釈等の条項を含む。

- 2 契約の履行に関する技術背景資料、フィージビリティ・スタディと技術評価報告、プロジェクト任務書と計画書、技術標準、技術規範、原始設計と工業技術文書、及びその

¹ 本文中の条文見出しは、主として全国人大法工委民法室主任・黄薇主編『中華人民共和國民法典合同編解讀（上、下）』（中国法制出版社・2020年7月）、同室・孫娜娜編『民法典新旧逐条对比』（中国檢察出版社・2020年6月）、及び塚本宏明監修・村上幸隆編集『逐条解説中国契約法の実務』（中央経済社、2004年1月）を参照したものである。

他の技術書類は、当事者の約定に従って契約の組成部分とすることができる。

- 3 技術契約が専利²に関わる場合、発明創造の名称、専利出願人と専利権者、出願日、出願番号、登録番号及び専利権の有効期限を明記しなければならない。

第846条【代金等の支払方式】

技術契約の代金、報酬又は使用料の支払方式は、当事者が約定し、一括計算一括払い、又は一括計算分割払いを採用することができる。ロイヤルティ又はロイヤルティにイニシャルフィーを追加する方式を採用することもできる。

- 2 ロイヤルティに関する約定がある場合、製品価格、専利の実施及び技術秘密の使用後に新たに増加した生産額、利益又は製品販売額の一定比率に従って計算することができ、約定したその他の方式に従って計算することもできる。ロイヤルティの比率は固定比率、逐年逡増比率又は逐年逡減比率を採用することができる。
- 3 ロイヤルティに関する約定がある場合、当事者は関係する会計帳簿の閲覧方法を約定することができる。

第847条【職務上の技術成果の財産権帰属】

職務上の技術成果の使用権、譲渡権が法人又は非法人組織に属する場合、法人又は非法人組織は当該職務上の技術成果について技術契約を締結することができる。法人又は非法人組織が技術契約を締結し、職務上の技術成果を譲渡するときは、職務上の技術成果の完成者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。

- 2 職務上の技術成果とは、法人又は非法人組織の業務上の任務を執行し、又は主に法人又は非法人組織の物資、技術に関する条件を利用して完成させた技術成果をいう。

第848条【非職務上の技術成果の財産権帰属】

非職務上の技術成果の使用権、譲渡権は、技術成果を完成させた個人に属し、技術成果を完成させた個人は、当該非職務上の技術成果について技術契約を締結することができる。

第849条【技術成果の人身権】

技術成果を完成させた個人は、関係する技術成果文書上に自己が技術成果の完成者である旨を明記する権利及び榮譽証書、奨励を取得する権利を有する。

第850条【技術契約の無効】

違法に技術を独占し、又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。

第二節 技術開発契約

第851条【技術開発契約の定義】

技術開発契約とは、当事者間で新技術、新製品、新工業技術、新品種又は新材料及びそのシステムの研究開発について締結する契約をいう。

- 2 技術開発契約は、委託研究開発契約及び共同開発契約を含む。

² 専利には特許、実用新案、意匠が含まれる（中国専利法2条参照）。

- 3 技術開発契約は、書面形式を採用しなければならない。
- 4 当事者間で実用価値を有する科学技術成果の転用実施について締結する契約は、技術開発契約の関係規定を参照適用する。

第852条【技術開発契約委託者の義務】

委託開発契約の委託者は、約定に従って研究開発経費及び報酬を支払い、技術資料を提供し、研究開発要求を提出し、協力事項を完成させ、研究開発成果を受け取らなければならない。

第853条【技術開発契約研究開発者の義務】

委託開発契約の研究開発者は、約定に従って研究開発計画を制定及び実施し、研究開発経費を合理的に使用し、期限までに研究開発業務を完成させ、研究開発成果を引き渡し、関係する技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託者による研究開発成果の把握を助けなければならない。

第854条【委託開発契約当事者の違約責任】

委託開発契約の当事者は、約定に違反して研究開発作業を停滞、遅延又は失敗させた場合、違約責任を負わなければならない。

第855条【共同開発契約当事者の義務】

共同開発契約の当事者は、約定に従って投資を行わなければならない。これには技術によって投資すること、役割分担に従って研究開発業務に参加すること、研究開発業務に協力することを含む。

第856条【共同開発契約当事者の違約責任】

共同開発契約の当事者は、約定に違反して研究開発業務を停滞、遅延又は失敗させた場合、違約責任を負わなければならない。

第857条【技術開発契約の解除】

技術開発契約の目的としての技術が既に他人により公開されたため、技術開発契約を履行する意義がなくなった場合、当事者は契約を解除することができる。

第858条【技術開発契約のリスク責任分担】

技術開発契約の履行過程において、克服することができない技術的な困難が発生して研究開発が失敗し又は一部が失敗した場合、当該危険は当事者の約定による。約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定することができない場合、危険は当事者が合理的に分担する。

- 2 当事者の一方は、前項の規定する研究開発を失敗し又は一部が失敗するおそれがあることを発見したときは、速やかに他方に通知し、適切な措置を講じて損害を低減させなければならない。速やかに通知せず、かつ適切な措置を講じることなく損害を拡大させた場合、拡大した損害について責任を負わなければならない。

第859条【委託開発契約による発明創造専利出願権の帰属等】

委託開発により完成した発明創造は、法律に別段の規定があり又は当事者に別段の約定がある場合を除き、専利を出願する権利は研究開発者に属する。研究開発者が専利権

を取得した場合、委託者は法に基づき当該専利を実施することができる。

- 2 研究開発者が専利出願権を譲渡する場合、委託者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。

第860条【共同開発契約による発明創造専利出願権の帰属等】

共同開発により完成した発明創造につき、専利を出願する権利は、共同開発の当事者が共有する。当事者の一方がその共有する専利出願権を譲渡する場合、その他の各当事者は、同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

- 2 共同開発の当事者の一方がその共有する専利出願権の放棄を表明した場合、当事者に別段の約定がある場合を除き、他方が単独で出願し又はその他の各当事者が共同で出願することができる。出願人が専利権を取得した場合、専利出願権を放棄した一方は、当該専利を無償で実施することができる。
- 3 共同開発の当事者の一方が専利出願に同意しない場合、他方又はその他の各当事者は、専利を出願してはならない。

第861条【技術秘密成果の帰属等】

委託開発又は共同開発により完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び収益の分配方法は、当事者が約定する。約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、同様の技術案が専利権を付与される前において、当事者はいずれも使用、譲渡する権利を有する。但し、委託開発の研究開発者は、研究開発成果を委託者に引き渡す前に、研究開発成果を第三者に譲渡してはならない。

第三節 技術譲渡契約と技術ライセンス契約

第862条【技術譲渡契約、技術ライセンス契約の定義】

技術譲渡契約は、合法的に技術を保有する権利者が、現有する特定の専利、専利出願、技術秘密に関連する権利を他人に譲渡するために締結する契約である。

- 2 技術ライセンス契約は、合法的に技術を保有する権利者が、現有する特定の専利、技術秘密に関する権利を他人が実施、使用することを許諾するために締結する契約である。
- 3 技術譲渡契約及び技術ライセンス契約において、技術実施のための専用設備、原材料の提供、又は関係する技術コンサルティング、技術サービスの提供に関する約定は、契約の組成部分に属する。

第863条【技術譲渡契約、技術ライセンス契約の種類、形式】

技術譲渡契約は、専利権譲渡、専利出願権譲渡、技術秘密譲渡等の契約を含む。

- 2 技術ライセンス契約は、専利実施許諾、技術秘密使用許諾等の契約を含む。
- 3 技術譲渡契約及び技術ライセンス契約は、書面形式を採用しなければならない。

第864条【技術譲渡契約、技術ライセンス契約の使用範囲】

技術譲渡契約及び技術ライセンス契約では、専利の実施又は技術秘密の使用の範囲を約定することができる。但し、技術競争及び技術発展を制限してはならない。

第865条【専利実施許諾契約の有効期限】

専利実施許諾契約は、当該専利権の存続期限内に限り有効である。専利権の有効期限が満了し又は専利権が無効を宣告された場合、専利権者は当該専利について他人と専利実施許諾契約を締結してはならない。

第866条【専利実施許諾契約の許諾者の義務】

専利実施許諾契約の許諾者は、約定に従って被許諾者が専利を実施することを許諾しなければならない。専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない。

第867条【専利実施許諾契約の被許諾者の義務】

専利実施許諾契約の被許諾者は、約定に従って専利を実施しなければならない。約定以外の第三者による当該専利の実施を許諾してはならず、かつ約定に従って使用料を支払わなければならない。

第868条【技術秘密譲渡契約の譲渡人と技術秘密使用許諾契約の許諾者の義務】

技術秘密譲渡契約の譲渡人と技術秘密使用許諾契約の許諾者は、約定に従って技術資料を提供し、技術指導を行い、技術の実用性、信頼性を保証し、秘密保持義務を負わなければならない。

2 前項の規定する秘密保持義務は、許諾者による専利出願を制限しない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第869条【技術秘密譲渡契約の譲受人と技術秘密使用許諾契約の被許諾者の義務】

技術秘密譲渡契約の譲受人と技術秘密使用許諾契約の被許諾者は、約定に従って技術を使用し、譲渡代金、使用料を支払い、秘密保持義務を負わなければならない。

第870条【技術譲渡契約の譲渡人と技術ライセンス契約の許諾者の保証義務】

技術譲渡契約の譲渡人と技術ライセンス契約の許諾者は、自己が提供した技術の合法的な保有者であることを保証し、かつ提供した技術が完全で、誤りがなく、有効であり、約定した目標を達成できることを保証しなければならない。

第871条【技術譲渡契約の譲受人と技術ライセンス契約の被許諾者の秘密保持義務】

技術譲渡契約の譲受人と技術ライセンス契約の被許諾者は、約定した範囲及び期限に従って、譲渡人、許諾者が提供した技術中の未公開である秘密部分に対して秘密保持義務を負わなければならない。

第872条【技術ライセンス契約の許諾者と技術譲渡契約の譲渡人の違約責任】

許諾者は約定に従って技術許諾を行わない場合、一部又は全部の使用料を返還し、かつ違約責任を負わなければならない。専利の実施又は技術秘密の使用が約定した範囲を超え、約定に違反して無断で第三者による当該専利の実施又は当該技術秘密の使用を許諾した場合、違約行為を停止し違約責任を負わなければならない。約定した秘密保持義務に違反した場合、違約責任を負わなければならない。

2 譲渡人の違約責任の負担については、前項の規定を参照適用する。

第873条【技術ライセンス契約の被許諾者と技術譲渡契約の譲受人の違約責任】

被許諾者は約定に従って使用料を支払わない場合、使用料の不足分を支払い、かつ約定に従って違約金を支払わなければならない。使用料の不足分を支払わず又は違約金を支払わない場合、専利の実施又は技術秘密の使用を停止し、技術資料を返還し、違約責任を負わなければならない。専利の実施又は技術秘密の使用が約定した範囲を超え、許諾者の同意を得ずに無断で第三者による当該専利の実施又は当該技術秘密の使用を許諾した場合、違約行為を停止し違約責任を負わなければならない。約定した秘密保持義務に違反した場合、違約責任を負わなければならない。

2 譲受人の違約責任の負担については、前項の規定を参照適用する。

第874条【専利実施等による他人の合法的権益侵害】

譲受人又は被許諾者が約定に従って専利を実施し、技術秘密を使用して、他人の合法的権益を侵害した場合、譲渡人又は許諾者が責任を負う。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第875条【後続改良による技術成果の享受方法】

当事者は、互恵の原則に従って、専利の実施、技術秘密の使用における後続改良による技術成果の享受方法について契約中で約定することができる。約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、当事者の一方の後続改良による技術成果につき、その他の各当事者は享受する権利を有しない。

第876条【その他知的財産権の譲渡、許諾の参照適用】

集積回路配置図設計の専利権、植物新品種権、コンピュータソフトウェアの著作権等その他の知的財産権の譲渡及び許諾には、本節の関係規定を参照適用する。

第877条【技術輸出入契約、専利、専利出願契約の法律適用】

法律、行政法規に技術輸出入契約又は専利、専利出願契約に関する別段の規定がある場合、その規定に従う。

第四節 技術コンサルティング契約及び技術サービス提供契約

第878条【技術コンサルティング契約、技術サービス契約の定義】

技術コンサルティング契約は、当事者の一方が技術知識により相手方のために特定の技術プロジェクトについてフェージビリティ・スタディ、技術予測、特別技術調査、分析評価報告等を提供することについて締結する契約である。

2 技術サービス契約とは、当事者の一方が技術知識により相手方のために特定の技術問題を解決することについて締結する契約をいい、請負契約及び建設工事契約を含まない。

第879条【技術コンサルティング契約委託者の義務】

技術コンサルティング契約の委託者は、約定に従ってコンサルティングを行う問題を明らかにして、技術背景資料及び関連の技術資料を提供し、受託者の業務成果を受け取り、報酬を支払わなければならない。

第880条【技術コンサルティング契約受託者の義務】

技術コンサルティング契約の受託者は、約定した期限に従ってコンサルティング報告を完成し又は問題に回答しなければならない。提出するコンサルティング報告は、約定した要求レベルに達していなければならない。

第881条【技術コンサルティング契約当事者の違約責任】

技術コンサルティング契約の委託者は、約定に従って必要な資料の提供を行わず、業務の進捗及び品質に影響を及ぼし、業務成果を受け取らず又は期限を徒過して受け取った場合、支払った報酬を取り戻してはならず、未払い分の報酬を支払わなければならない。

2 技術コンサルティング契約の受託者は、期限に従ってコンサルティング報告の提出を行わず又は提出したコンサルティング報告が約定に適合しない場合、報酬の減額又は免除等の違約責任を負わなければならない。

3 技術コンサルティング契約の委託者が約定した要求に適合する受託者のコンサルティング報告及び意見に従って行った意思決定により発生した損害は、委託者が負担する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第882条【技術サービス契約委託者の義務】

技術サービス契約の委託者は、約定に従って仕事の条件を提供し、協力事項を完成させ、仕事の成果を受け取り、かつ報酬を支払わなければならない。

第883条【技術サービス契約受託者の義務】

技術サービス契約の受託者は、約定に従ってサービス項目を完成させ、技術問題を解決し、仕事の品質を保証し、技術問題を解決するための知識を伝授しなければならない。

第884条【技術サービス契約当事者の違約責任】

技術サービス契約の委託者は、契約上の義務を履行せず又は契約上の義務履行が約定に適合せず、仕事の進捗及び品質に影響を与え、業務成果を受け取らず又は期限を徒過して受け取った場合、支払った報酬を取り戻してはならず、未払いの報酬を支払わなければならない。

2 技術サービス契約の受託者は、約定に従ってサービス業務を完成しない場合、報酬免除等の違約責任を負わなければならない。

第885条【新たな技術成果の帰属】

技術コンサルティング契約、技術サービス契約の履行過程において、受託者が委託者の提供した技術資料及び業務条件を利用して完成させた新たな技術成果は、受託者に属する。委託者が受託者の業務成果を利用して完成させた新たな技術成果は、委託者に属する。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

第886条【受託者契約履行による費用負担】

技術コンサルティング契約及び技術サービス契約において、受託者が仕事を正常に行うための必要費用の負担に関する約定がない又は約定が不明確である場合、受託者が負担する。

第887条【技術仲立契約，技術研修契約の法律適用】

法律，行政法規に技術仲立契約，技術研修契約に関する別段の規定がある場合，その規定に従う。

第二十一章 寄託契約

第888条【寄託契約の定義】

寄託契約〔保管合同〕とは，受寄者〔保管人〕が寄託者〔寄存人〕の引き渡した寄託物〔保管物〕を保管し，かつ当該物を返還する契約をいう。

- 2 寄託者が受寄者の場所で商品購入，食事，宿泊等の活動を行い，物品を指定場所に預けた場合，保管とみなす。但し，当事者に別段の約定があり又は別段の取引慣習がある場合を除く。

第889条【保管料の支払い】

寄託者は，約定に従って受寄者に保管料を支払わなければならない。

- 2 当事者に保管料に関する約定がない又は約定が不明確であり，本法第510条の規定によってもなお確定できない場合，無償寄託とみなす。

第890条【寄託契約の成立】

寄託契約は寄託物を引き渡したときに成立する。但し，当事者に別段の約定がある場合を除く。

第891条【目的物の引渡しと預り証の交付】

寄託者が受寄者に寄託物を引き渡した場合，受寄者は，預り証を発行しなければならない。但し，別段の取引慣習がある場合を除く。

第892条【保管の場所と方法】

受寄者は，寄託物を適切に保管しなければならない。

- 2 当事者は，保管場所又は方法を約定することができる。緊急の状況又は寄託者の利益を擁護するためである場合を除き，無断で保管場所又は方法を変更してはならない。

第893条【寄託者の告知義務】

寄託者が引き渡した寄託物に瑕疵が存在し，又は寄託物の性質に基づいて特殊な保管措置を講じる必要がある場合，寄託者は関係の状況を受寄者に告知しなければならない。寄託者が告知せず，寄託物が損害を受けた場合，受寄者は賠償責任を負わない。受寄者がこれにより損害を受けた場合，受寄者が知り又は知り得べきであるにもかかわらず補救措置を講じない場合を除き，寄託者は賠償責任を負わなければならない。

第894条【受寄者自身による保管】

受寄者は，寄託物を第三者に保管させてはならない。但し，当事者に別段の約定がある場合を除く。

- 2 受寄者が前項の規定に違反して，寄託物を第三者に保管させ，寄託物に損害を与えた場合，賠償責任を負わなければならない。

第895条【寄託物の使用】

受寄者は、寄託物を使用し又は第三者に使用を許可してはならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第896条【第三者が寄託物につき権利主張した場合】

第三者が寄託物について権利を主張する場合、法に基づき寄託物に対して保全又は執行措置を講じる場合を除き、受寄者は、寄託者に寄託物を返還する義務を履行しなければならない。

- 2 第三者が受寄者に対して訴訟を提起し又は寄託物の差押えを申請した場合、受寄者は速やかに寄託者に通知しなければならない。

第897条【受寄者の損害賠償責任】

寄託期間内において、受寄者の保管が不適切であることにより寄託物が毀損、滅失した場合、受寄者は賠償責任を負わなければならない。但し、無償受寄者が自己に故意又は重過失がないことを証明した場合、賠償責任を負わない。

第898条【貴重品に関する明告義務】

寄託者は、貨幣、有価証券又はその他貴重品の保管を委託する場合、受寄者に表明しなければならない。受寄者が検収又は密封保存する。寄託者が表明せず、当該物品が毀損、滅失した場合、受寄者は一般の物品として賠償することができる。

第899条【寄託物の受け取り】

寄託者は、いつでも寄託物の返還を受けることができる。

- 2 当事者に保管期限に関する約定がない又は約定が不明確である場合、受寄者は、寄託物の受け取りを寄託者にいつでも請求することができる。保管期限に関する約定がある場合、受寄者は、特別な事由がなければ寄託物の期限前の受け取りを寄託者に請求することはできない。

第900条【受寄者の返還義務】

保管期限が満了し又は寄託者が期限前に寄託物を受け取る場合、受寄者は原物及びその果実を寄託者に返還しなければならない。

第901条【消費寄託】

受寄者が貨幣を保管する場合、同一の種類、数量の貨幣を返還することができる。その他の代替可能物を保管する場合、約定に従って同一の種類、品質、数量の物品を返還することができる。

第902条【保管料の支払】

有償の寄託契約において、寄託者は約定した期限に従って受寄者に保管料を支払わなければならない。

- 2 当事者に支払期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、寄託物の受取りと同時に支払わなければならない。

第903条【寄託物に対する留置権】

寄託者が約定に従った保管料又はその他の費用を支払わない場合、受寄者は寄託物に

対して留置権を有する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第二十二章 倉庫保管契約

第904条【倉庫保管契約の定義】

倉庫保管契約〔倉庫合同〕とは、受寄者が寄託者の引き渡した倉庫寄託物を貯蔵保管し、寄託者が倉庫保管費用を支払う契約をいう。

第905条【倉庫保管契約の成立】

倉庫保管契約は、受寄者及び寄託者の意思表示が合致したときに成立する。

第906条【危険物・変質しやすい物品の保管】

引火性、爆発性、有毒性、腐食性、放射性等の危険物又は変質しやすい物品を貯蔵保管する場合、寄託者は当該物の性質について説明し、関係資料を提供しなければならない。

2 寄託者が前項の規定に違反した場合、受寄者は倉庫寄託物の受取りを拒絶することができ、相応する措置を講じて損害の発生を回避することもでき、これにより発生した費用は寄託者が負担する。

3 受寄者は、引火性、爆発性、有毒性、腐食性、放射性等の危険物を貯蔵保管する場合、相応する保管条件を具えなければならない。

第907条【受寄者の検収義務】

受寄者は、約定に従って入庫する倉庫寄託物に対して検収をしなければならない。受寄者は、検収時に入庫する倉庫寄託物が約定に適合しないことを発見した場合は、寄託者に速やかに通知しなければならない。受寄者が検収を行った後に、倉庫寄託物の品種、数量、品質が約定に適合しない状況が発生した場合は、受寄者が賠償責任を負わなければならない。

第908条【倉庫証券等の交付義務】

寄託者が倉庫寄託物を引き渡す場合、受寄者は、倉庫証券、入庫票等の証書を発行しなければならない。

第909条【倉庫証券の記載事項】

受寄者は、倉庫証券上に署名又は捺印しなければならない。倉庫証券は、次に掲げる事項を含む。

- (一) 寄託者の氏名又は名称及び住所
- (二) 倉庫寄託物の品種、数量、品質、包装及びその個数と記号
- (三) 倉庫寄託物の損耗基準
- (四) 貯蔵保管場所
- (五) 貯蔵保管期限
- (六) 倉庫保管費用
- (七) 倉庫寄託物について保険手続が既に行われている場合、その保険金額、期間及び保険者の名称

(八) 必要事項記入者、記入交付地及び記入交付日

第910条【倉庫証券の譲渡】

倉庫証券とは、倉庫寄託物を引き取るための証書をいう。寄託者又は倉庫証券の保有者は、倉庫証券上に裏書きし、受寄者の署名又は捺印を経て、倉庫寄託物を引き取る権利を譲渡することができる。

第911条【倉庫寄託物の検査等】

受寄者は、寄託者又は倉庫証券の保有者の請求に基づいて、その倉庫寄託物の検査又はサンプル採取に同意しなければならない。

第912条【変質・損壊の通知義務】

受寄者は、入庫する倉庫寄託物に変質又はその他損壊があることを発見した場合、寄託者又は倉庫証券の保有者に速やかに通知しなければならない。

第913条【変質等を発見した場合の処理】

受寄者は、入庫する倉庫寄託物に変質又はその他損壊があり、その他倉庫寄託物の安全及び正常な保管を脅かすことを発見した場合、必要な処置の実施を寄託者又は倉庫証券保有者に催告しなければならない。緊急の状況により、受寄者は、必要な処置を行うことができる。但し、事後に寄託者又は倉庫証券保有者に当該状況を速やかに通知しなければならない。

第914条【貯蔵保管期限の約定がない場合】

当事者に貯蔵保管期限に関する約定がない又は約定が不明確である場合、寄託者又は倉庫証券の保有者は、倉庫寄託物をいつでも引き取ることができ、受寄者も寄託者又は倉庫証券の保有者に対して倉庫寄託物の引取りをいつでも請求することができる。但し、必要な準備時間を与えなければならない。

第915条【貯蔵保管期限満了後の処理】

貯蔵保管期限が満了した場合、寄託者又は倉庫証券保有者は、倉庫証券、入庫票等に基づいて倉庫寄託物を引き取らなければならない。寄託者又は倉庫証券保有者が期限を過ぎてから引き取った場合、倉庫保管費用を追加しなければならない。引取りを繰り返した場合、倉庫保管費用を減額しない。

第916条【受寄者の供託権】

貯蔵保管期限が満了し、寄託者又は倉庫証券の保有者が倉庫寄託物を引き取らない場合、受寄者は、合理的期間内の引取りを催告ことができ、期間を過ぎても引き取らない場合、受寄者は、倉庫寄託物を供託することができる。

第917条【受寄者の賠償責任】

貯蔵保管期限内に、受寄者の保管が不適切であることにより倉庫寄託物が毀損、滅失した場合、受寄者は、賠償責任を負わなければならない。倉庫寄託物自体の自然的性質、包装が約定に適合せず又は有効な貯蔵保管期限を過ぎたことにより倉庫寄託物に変質、損壊した場合、受寄者は賠償責任を負わない。

第918条【寄託契約規定の準用】

本章に規定がない場合、寄託契約の関係規定を適用する。

第二十三章 委任契約

第919条【委任契約の定義】

委任契約とは、委任者と受任者の約定により、受任者が委任者の事務を処理する契約をいう。

第920条【委任権限】

委任者は、特別に一項目又は複数項目の事務処理を受任者に委託することができ、まとめて一切の事務処理を受任者に包括的に委託することもできる。

第921条【委任事務処理費用等】

委任者は、委任事務の処理費用を事前に支払わなければならない。受任者が委任事務を処理するために立て替えた必要費用は、委任者が当該費用を償還し、併せて利息を支払わなければならない。

第922条【受任者の指示に従った事務処理】

受任者は、委任者の指示に従って委任事務を処理しなければならない。委任者の指示を変更する必要がある場合、委任者の同意を得なければならない。緊急の状況により、委任者と連絡を取ることが困難である場合、受任者は、委任事務を適切に処理しなければならない。但し、事後において当該状況を速やかに委任者に報告しなければならない。

第923条【受任者自らによる事務処理】

受任者は、委任事務を自ら処理しなければならない。委任者の同意を得て、受任者は、復委任をすることができる。復委任が同意又は追認を得た場合、委任者は、委任事務について復委任された第三者に直接指示ことができ、受任者は、第三者の選任及びその第三者に対する指示についてのみ責任を負う。復委任が同意又は追認を得ていない場合、受任者は、復委任された第三者の行為に対して責任を負わなければならない。但し、緊急の状況下で受任者が委任者の利益を維持保護する必要から第三者に復委任する場合を除く。

第924条【受任者の報告義務】

受任者は、委任者の要求に従って委任事務の処理状況を報告しなければならない。委任契約が終了したときは、受任者は、委任事務の結果を報告しなければならない。

第925条【第三者が代理関係を知っている間接代理】

受任者が自己の名義により、委任者の授權範囲内で第三者と締結した契約について、第三者が契約を締結する時点で受任者と委任者の間の代理関係を知っている場合、当該契約は、委任者及び第三者を直接拘束する。但し、当該契約が受任者及び第三者のみ拘束することを証明する証拠がある場合を除く。

第926条【委任者の介入権と第三者の選択権】

受任者が自己の名義により第三者と契約を締結する時点で、第三者が受任者と委任者

の間の代理関係を知らない場合において、受任者が第三者の原因により委任者に対して義務を履行しないときは、受任者は、委任者に対して第三者を開示しなければならない、委任者は、これにより受任者の第三者に対する権利を行使することができる。但し、第三者が受任者と契約を締結する時点で当該委任者を知っていたならば契約を締結しなかった場合を除く。

2 受任者は、委任者の原因により第三者に対して義務を履行しない場合、第三者に対して委任者を開示しなければならない、第三者は、これにより受任者又は委任者のいずれかを相手方として選択し、その権利を主張することができる。但し、第三者は、選定した相手方を変更してはならない。

3 委任者が受任者の第三者に対する権利を行使した場合、第三者は、委任者に対し、その受任者に対する抗弁を主張することができる。第三者が委任者をその相手方として選択した場合、委任者は、その受任者に対する抗弁及び受任者の第三者に対する抗弁を第三者に主張することができる。

第927条【受任者の財産引渡義務】

受任者は、委任事務の処理により取得した財産を、委任者に引き渡さなければならない。

第928条【委任者の報酬支払義務】

受任者が委任事務を完成した場合、委任者は、約定に従って報酬を支払わなければならない。

2 受任者の責めに帰することができない事由により、委任契約が解除され又は委任事務が完成不能となった場合、委任者は、受任者に相応する報酬を支払わなければならない。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

第929条【受任者が委任者に与えた損害の賠償責任】

有償の委任契約において、受任者の過失により委任者に損害を与えた場合、委任者は、損害の賠償を請求することができる。無償の委任契約において、受任者の故意又は重過失により委任者に損害を与えた場合、委任者は、損害の賠償を請求することができる。

2 受任者は、権限を越えて委任者に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

第930条【委任者の受任者に対する損害賠償責任】

受任者は、委任事務を処理するときに、自己の責めに帰することができない事由により損害を受けたときは、損害の賠償を委任者に請求することができる。

第931条【受任者以外の第三者への委任】

委任者は、受任者の同意を得て、委任事務の処理を受任者以外の第三者に委任することができる。これにより受任者に損害を与えた場合、受任者は、損害賠償を委任者に請求することができる。

第932条【共同受任】

二名以上の受任者が委任事務を共同で処理する場合、委任者に対して連帯して責任を負う。

第933条【委任契約の任意解除】

委任者又は受任者は、委任契約をいつでも解除することができる。契約の解除により相手方に損害を与えた場合、当該当事者の責めに帰することができない場合を除き、無償委任契約を解除した一方は、解除時期が不当であることによる直接損害を賠償しなければならない。有償委任契約を解除した一方は、相手方の直接損害及び契約の履行後に取得できる利益を賠償しなければならない。

第934条【委任契約の終了事由】

委任者が死亡、終了し、又は受任者が死亡、民事行為能力を喪失、終了した場合、委任契約は終了する。但し、当事者に別段の約定があり又は委任事務の性質に基づいて終了すべきでない場合を除く。

第935条【委任契約終了後の委任者の継続処理】

委任者が死亡し又は破産宣告を受け、解散したことによる委任契約の終了が委任者の利益を害する場合、委任者の相続人、遺産管理人又は清算人が委任事務を引き継ぐまでの間、受任者は、委任事務処理を継続しなければならない。

第936条【受任者の死亡等】

受任者が死亡し、民事行為能力を喪失し又は破産宣告を受け、解散したことにより委任契約が終了した場合、受任者の相続人、遺産管理人、法定代理人又は清算人は、速やかに委任者に通知しなければならない。委任契約の終了により委任者の利益を害する場合、委任者が善後処理をなすまでの間、受任者の相続人、遺産管理人、法定代理人、又は清算人は、必要な措置を講じなければならない。

第二十四章 不動産管理サービス契約

第937条【不動産管理サービス契約の定義】

不動産管理サービス契約〔物业服务合同〕とは、不動産管理サービス事業者が不動産管理サービス区域内で、建物及びその附属施設の維持、補修、環境衛生及び関連の秩序維持等の不動産管理サービスを区分所有者のために提供し、区分所有者が不動産管理費を支払う契約をいう。

2 不動産管理サービス事業者は、不動産管理サービス企業及びその他管理者を含む。

第938条【不動産管理サービス契約の内容】

不動産管理サービス契約の内容は、一般にサービス事項、サービスの品質、サービス費用の基準及び受領の方法、修繕資金の使用、サービス用建物の管理と使用、サービス提供期限、サービスの引継ぎ等に関する条項を含む。

2 不動産管理サービス事業者が公開で行った区分所有者に有益となるサービスの承諾は、不動産管理サービス契約の組成部分とする。

3 不動産管理サービス契約は、書面形式を採用しなければならない。

第939条【不動産管理サービス契約の法的拘束力】

建設業者が法に基づき不動産管理サービス事業者と締結した前期不動産管理サービス

契約，及び区分所有者委員会と区分所有者総会が法に基づき選出した不動産管理サービス事業者と締結した不動産管理サービス契約は，区分所有者に対して法的拘束力を有する。

第940条【期限満了前に新たな契約が発効した場合】

建設業者が法に基づき不動産管理サービス事業者と締結した前期不動産管理サービス契約で約定したサービス提供期限の満了前において，区分所有者委員会又は区分所有者が新たな不動産管理サービス事業者と締結した不動産管理サービス契約が発効した場合，前期不動産管理サービス契約は終了する。

第941条【専門サービス提供組織等に委託した場合の責任等】

不動産管理サービス事業者は，不動産管理サービス区域内の一部の特定の不動産管理サービス事項を専門的なサービス提供組織又はその他第三者に委託した場合，当該部分の特定の不動産管理サービスについて区分所有者に対して責任を負わなければならない。

- 2 不動産管理サービス事業者は，その提供すべき不動産管理サービスの全部を第三者に再委託してはならず，又は不動産管理サービスの全部を分解した後に個別に第三者に再委託してはならない。

第942条【不動産管理サービス事業者の主要義務】

不動産管理サービス事業者は，約定及び不動産使用の性質に従って，不動産管理サービス区域内の区分所有者の共有部分に対して適切な維持，補修，清掃，緑化及び運営を行い，不動産管理サービス区域内の基本的秩序を維持し，合理的措置を講じて区分所有者の人身，財産の安全を保護しなければならない。

- 2 不動産管理サービス区域内における治安，環境保全，消防等に関する法律法規に違反する行為に対して，不動産管理サービス事業者は，速やかに合理的措置を講じて制止し，関連の行政管理部門に報告し，かつ処理に協力しなければならない。

第943条【不動産管理サービス事業者の公開・報告義務】

不動産管理サービス事業者は，定期的に，サービス事項，責任者，品質要求，サービス費項目，サービス費の收受基準，履行状況，及び修繕資金の使用状況，区分所有者の共有部分の運営と収益状況等について，合理的方法により区分所有者に公開し，かつ区分所有者総会，区分所有者委員会に報告しなければならない。

第944条【不動産管理サービス事業者に対する報酬支払】

区分所有者は，約定に従って不動産管理サービス事業者に不動産管理費を支払わなければならない。不動産管理サービス事業者が約定及び関係規定に従ってサービスを既に提供した場合，区分所有者は，関連の不動産管理サービスを受けていない，又は受ける必要がないことを理由に不動産管理費の支払いを拒絶してはならない。

- 2 区分所有者が約定に違反して期限を徒過しても不動産管理費を支払わない場合，不動産管理サービス事業者は，合理的期間内の支払いを区分所有者に催告することができる。合理的期間を徒過してもなお支払わない場合，不動産管理サービス事業者は，訴訟を提起し，又は仲裁を申し立てることができる。

- 3 不動産管理サービス事業者は、電気、水道、熱、ガス等の供給を停止する方式で不動産管理費の支払を督促してはならない。

第945条【区分所有者の事前告知・協力義務】

区分所有者は、建物の装飾、改修を行う場合、不動産管理サービス事業者に事前に告知し、不動産管理サービス事業者が提示した合理的注意事項を遵守し、かつその行う必要な現場検査に協力しなければならない。

- 2 区分所有者は、不動産の専有部分を譲渡、賃貸し、居住権を設定し又は法に基づき共有部分の用途を変更する場合、速やかに不動産管理サービス事業者に関連の状況を告知しなければならない。

第946条【不動産管理サービス契約の解除等】

区分所有者は、法定手続に従って不動産管理サービス事業者の解任を共同で決定した場合、不動産管理サービス契約を解除することができる。解任を決定した場合、60日前までに書面で不動産管理サービス事業者に通知しなければならない。但し、契約に通知期限に関する別段の約定がある場合を除く。

- 2 前項の規定により契約を解除し、不動産管理サービス事業者に損害を与えた場合、区分所有者の責めに帰することができない事由を除いて、区分所有者は損害を賠償しなければならない。

第947条【不動産管理サービス契約の更新】

不動産管理サービス期限が満了する前に、区分所有者は、法に基づき任用の継続を共同で決定した場合、契約期限が満了する前に原不動産管理サービス事業者と不動産管理サービス契約を更新しなければならない。

- 2 不動産管理サービス期限が満了する前に、不動産管理サービス事業者は、任用の継続に同意しない場合、契約期限が満了する90日前までに書面で区分所有者又は区分所有者委員会に通知しなければならない。但し、契約に通知期限に関する別段の約定がある場合を除く。

第948条【不動産管理サービス契約の黙示更新】

不動産管理サービス期限が満了した後、区分所有者が法に基づき不動産管理サービス事業者の任用の継続又は新たな任用の決定を行わず、不動産管理サービス事業者が原契約に従って不動産管理サービスの提供を継続する場合、原不動産管理サービス契約は引き続き有効とする。但し、サービス提供期限は不定期とする。

- 2 当事者は、期限の定めのない不動産管理サービス契約をいつでも解除することができる。但し、60日以前に書面で相手方に通知しなければならない。

第949条【契約終了後の引継業務等】

不動産管理サービス契約が終了した場合、原不動産管理サービス事業者は、約定期限又は合理的期間内に不動産管理サービス区域から退出し、不動産管理サービス用建物、関連施設、不動産管理サービスに必要な関連資料等を区分所有者委員会、自ら管理を行うことを決定した区分所有者又はその指定した者に返還し、新たな不動産管理サービス

事業者は協力して引継業務を行い、かつ不動産の使用及び管理状況を事実通りに告知しなければならない。

- 2 原不動産管理サービス事業者は、前項の規定に違反した場合、不動産管理サービス契約終了後の不動産管理費の支払いを区分所有者に請求してはならない。区分所有者に損害を与えた場合、損害を賠償しなければならない。

第950条【契約終了後、新契約成立までの期間の関連事項】

不動産管理サービス契約の終了後、区分所有者又は区分所有者総会が選定した新たな不動産管理サービス事業者又は自ら管理を行うことを決定した区分所有者が引き継ぐ前において、原不動産管理サービス事業者は、不動産管理サービス事項の処理を継続しなければならない。かつ当該期間の不動産管理費の支払いを区分所有者に請求することができる。

第二十五章 取次契約

第951条【取次契約の定義】

取次契約〔行紀合同〕とは、取次人が自己の名義により委託者のために取引活動に従事し、委託者が報酬を支払う契約をいう。

第952条【取次人の費用負担】

取次人が取次事務の処理のために支出した費用は、取次人が負担する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第953条【取次人の保管義務】

取次人は、委託物を占有する場合、委託物を適切に保管しなければならない。

第954条【取次人の委託物処分義務】

目的物が取次人に引き渡される時点で瑕疵が存在し又は腐乱、変質しやすい場合、委託者の同意を得て、取次人は、当該物を処分することができる。委託者と速やかに連絡を取ることができない場合、取次人は、合理的に処分することができる。

第955条【指定価格による売買義務】

取次人は、委託者が指定した価格より安く売却し又は委託者が指定した価格より高く購入する場合、委託者の同意を得なければならない。委託者の同意を得ずに、取次人がその差額を補償する場合、当該売買は、委託者に対して効力を生じる。

- 2 取次人は、委託者が指定した価格より高く売却し又は委託者が指定した価格より安く購入する場合、約定に従って報酬を増額することができる。約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、当該利益は委託者に属する。
- 3 価格に対して委託者の特別な指示がある場合、取次人は、当該指示に反して売却又は購入してはならない。

第956条【取次人の介入権】

取次人は、市場定価がある商品を売却又は購入する場合、委託者に相反する意思表示

がある場合を除き、自己が買主又は売主になることができる。

- 2 取次人に前項の規定する事由がある場合でも、なお報酬の支払いを委託者に請求することができる。

第957条【委託者の受領・引取義務、取次人の供託権】

取次人が約定に従って委託物を購入した場合、委託者は、速やかに受領しなければならない。取次人の催告を受け、委託者が正当な理由なく受領を拒絶した場合、取次人は法に基づき委託物を供託することができる。

- 2 委託物の売却が不能又は委託者が売却を撤回する場合に、取次人の催告を受け、委託者が当該物を引き取らず又は処分しないとき、取次人は法に基づき委託物を供託することができる。

第958条【取次人の直接履行義務等】

取次人は第三者と契約を締結した場合、当該契約に対して直接権利を有し義務を負う。

- 2 第三者が義務を履行せず、委託者が損害を受けた場合、取次人は、賠償責任を負わなければならない。但し、取次人と委託者の間に別段の約定がある場合を除く。

第959条【取次人の報酬請求権・留置権】

取次人が委託事務を完成又は一部完成させた場合、委託者は、取次人に相応する報酬を支払わなければならない。委託者が期限を過ぎても報酬を支払わない場合、取次人は、委託物に対して留置権を有する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第960条【委任契約規定の参照適用】

本章に規定がない場合、委任契約の関係規定を参照適用する。

第二十六章 仲立契約

第961条【仲立契約の定義】

仲立契約〔中介合同〕とは、仲立人が委託者に契約締結の機会を報告し又は契約締結のための媒介サービスを提供し、委託者が報酬を支払う契約をいう。

第962条【仲立人の報告義務】

仲立人は契約締結に関する事項について委託者に事実通りに報告しなければならない。

- 2 仲立人は、契約締結に関する重要事実を故意に隠ぺいし又は虚偽の状況を提供し、委託者の利益を害した場合は、報酬の支払いを請求できず、かつ賠償責任を負わなければならない。

第963条【仲立人の報酬請求権】

仲立人が助力して契約を成立させた場合、委託者は、約定に従って報酬を支払わなければならない。仲立人の報酬に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定できない場合、仲立人の労務に基づいて合理的に確定する。仲立人が契約締結のための媒介サービスを提供し、契約を成立させた場合、当該契約の当事者が仲立人の報酬を均等に負担する。

- 2 仲立人が助力して契約を成立させた場合、仲立活動の費用は、仲立人が負担する。

第964条【仲立人の必要費用請求権】

仲立人が助力しても契約の成立に至らなかった場合、報酬の支払いを請求してはならない。但し、約定に従って仲立活動を行うにあたり支出した必要費用の負担を委託者に請求することができる。

第965条【委託者が直接第三者と契約した場合】

委託者は、仲立人のサービスを受けた後に、仲立人が提供した取引の機会又は媒介サービスを利用して、仲立人を介さずに直接契約を締結した場合、仲立人に仲立報酬を支払わなければならない。

第966条【委任契約規定の参照適用】

本章に規定がない場合、委任契約の関係規定を参照適用する。

第二十七章 組合（パートナーシップ）契約

第967条【組合契約の定義】

組合契約〔合伙合同〕とは、二名以上の組合員（パートナー）が共同の事業目的のために締結し、利益を共に享受し、危険を共に負担する合意をいう。

第968条【出資義務の履行】

組合員は、約定した出資方式、金額及び払込期限に従って、出資義務を履行しなければならない。

第969条【組合財産】

組合員の出資、組合事務により法に基づき取得した収益及びその他の財産は、組合財産に属する。

2 組合契約が終了する前に、組合員は、組合財産の分割を請求してはならない。

第970条【組合事務の決定と執行】

組合員が組合事務に関して決定をする場合、組合契約に別段の約定がある場合を除き、組合員全員の同意を得なければならない。

2 組合事務は、組合員全員が共同で執行する。組合契約の約定又は組合員全員の決定に従って、一名又は複数名の組合員に組合事務の執行を委託することができる。その他の組合員は組合事務を執行しないが、執行状況を監督する権利を有する。

3 組合員が組合事務を個別に執行する場合、事務執行組合員は、その他の組合員が執行する事務に対して異議を提出できる。異議が提出された後、その他の組合員は当該事務の執行を一時的に停止しなければならない。

第971条【事務執行と報酬】

組合員は、組合事務の執行により報酬の支払いを請求してはならない。但し、組合契約に別段の約定がある場合を除く。

第972条【利益分配、欠損分担】

組合の利益の分配及び損失の分担は、組合契約の約定に従って処理する。組合契約に約定がない又は約定が不明確である場合、組合員が協議を経て決定する。協議が調わな

い場合、組合員が実際に出資した比率に従って分配、分担する。出資比率を確定できない場合には、均等に分配、分担する。

第973条【組合債務の連帯責任】

組合員は、組合債務について連帯責任を負う。組合債務の弁済が、自己が負うべき持分額を超えた組合員は、その他の組合員に対して求償権を有する。

第974条【財産持分の譲渡と全員の同意】

組合契約に別段の約定がある場合を除き、組合員が組合員以外の者にその全部又は一部の財産持分を譲渡する場合には、その他の組合員全員の同意を得なければならない。

第975条【債権者代位権行使の制限】

組合員の債権者は、組合員が本章の規定及び組合契約によって有する権利を代位行使してはならない。但し、組合員が有する利益分配請求権を除く。

第976条【組合期限の推定】

組合員の組合期限に関する約定がない又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によってもなお確定することができない場合、不定期の組合とみなす。

- 2 組合期限が満了し、組合員が組合事務の執行を継続し、その他の組合員が異議を述べない場合は、原組合契約は引き続き有効とする。但し、組合期限は不定期とする。
- 3 組合員は、不定期の組合契約をいつでも解除することができる。但し、合理的期間の前にその他の組合員に通知しなければならない。

第977条【組合員死亡等と組合契約の効力】

組合員が死亡、民事行為能力を喪失、又は終了した場合、組合契約は終了する。但し、組合契約に別段の約定がある、又は組合事務の性質に基づいて終了すべきでない場合を除く。

第978条【契約終了後の残余財産処理】

組合契約が終了した後、終了により発生した費用の支払及び組合債務を弁済した後に組合財産に残余がある場合は、本法第972条の規定に従って分配する。

第三分編 準契約³

第二十八章 事務管理

第979条【事務管理の定義】

管理者は、法定又は約定の義務はないが、他人の利益が損害を受けることを回避する

³ 民法典総則編121条、122条ではそれぞれ事務管理・不当利得制度に関する原則的規定を置いている。しかし、事務管理、不当利得による債権・債務の具体的ルールは複雑であり、実生活では事務管理、不当利得に関する紛争も増加していることから、上記二条だけでは不十分であり、事務管理・不当利得制度をより詳細かつ具体的に規定する必要がある。もっとも、債権編を単独で設けることはせず、契約編通則によって債権編の機能を代行し、かつ権利侵害行為による債権債務は主として「第七編 権利侵害責任」に組み入れることを前提に、事務管理・不当利得の債権債務の具体的ルールをいかに扱うかを考慮する必要がある。この問題につき、事務管理・不当利得は権利侵害行為と同じく債権債務の発生原因ではあるが、権利侵害責任編に組み入れるのは望ましくないとの意見が多かった。他方で、権利侵害行為は法律が否定する行為であるのに対して、事務管理による債権・債務は本質的に法が奨励する行為であるが、これを権利侵害責任編に規定すると価値上の矛盾が生じるおそれもある。不当利得は、権利侵害によって生じる可能性もあるが、権利侵害型の不当利得は不当利得のごく一部に過ぎず、不当利得の多くは契約によって生じ、権利侵害責任のルールを完全に参照適用することは難しい。こうして民法典編纂過程では、債権編を単独で置かないことを前提に、事務管理・不当利得による債権債務の具体的問

ために他人の事務を管理した場合、受益者に対して事務管理により支出した必要費用の償還を請求することができる。管理者は、事務管理により損害を受けた場合、受益者に対して適切な補償を請求することができる。

2 事務の管理が受益者の真実の意思に適合しない場合、管理者は、前項の規定する権利を有しない。但し、受益者の真実の意思が法律に違反し、又は公序良俗に反する場合を除く。

第980条【要件不適合な事務管理】

管理者の事務管理が前条の規定する場合に属せず、受益者が管理による利益を有する場合、受益者は、その取得する利益の範囲内で事務管理者に対して前条第1項の規定する義務を負わなければならない。

第981条【管理者の善良な管理義務】

管理者は、他人の事務を管理する場合、受益者に有益となる方法を採用しなければならない。管理の中断が受益者にとってさらに不利益となる場合は、正当な理由なく中断してはならない。

第982条【管理者の通知義務】

管理者は、他人の事務を管理するとき、受益者に通知することができる場合は、速やかに受益者に通知しなければならない。管理する事務が緊急処理を必要としない場合、受益者の指示を待たなければならない。

第983条【管理者の報告及び財産引渡義務】

管理が終了した後、管理者は、事務管理の状況を受益者に報告しなければならない。管理者が事務管理により得た財産は、受益者に速やかに引き渡さなければならない。

第984条【受益者による管理事務の追認】

管理者による事務管理が受益者による事後の追認を得た場合、事務管理が開始した時点から委任契約の関係規定を適用する。但し、管理者に別段の意思表示がある場合を除く。

第二十九章 不当利得

第985条【不当利得返還請求権と例外】

利得者が、法律の根拠なく不当な利益を取得した場合、損害を受けた者は、利得者に対して取得した利益の返還を請求することができる。但し、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 道徳的義務を履行するために行った給付
- (二) 履行期限が到来する前の債務弁済
- (三) 給付義務がないことを明らかに知りながら行った債務弁済

題を解決しなければならないことを考慮し、海外の立法例を参考として、特に契約編に「第三分編 準契約」を単独で設けて事務管理・不当利得制度の具体的ルールを規定している。事務管理・不当利得を準契約として位置づける理由は、立法技術の観点以外に、事務管理・不当利得制度がいずれも契約制度と密接な関連を有することである（黄薇主編『中華人民共和國民法典合同編・釈義』（法律出版社、2020年7月）1027～1029頁参照）。

第986条【善意・無過失の利得者】

利得者は、取得した利益に法律の根拠がないことを知らず、かつ知り得べきでなく、取得した利益が既に存在しない場合、当該利益を返還する義務を負わない。

第987条【悪意・有過失の利得者】

利得者が、自己が取得した利益に法律の根拠がないことを知り又は知り得べき場合、損害を受けた者は、取得した利益の返還及び法に基づく損害賠償を利得者に請求することができる。

第988条【無償譲渡を受けた第三者の返還義務】

利得者が取得した利益を既に第三者に無償で譲渡した場合、損害を受けた者は、相応する範囲内での返還義務の負担を第三者に請求することができる。

第四編 人格権⁴

第一章 一般規定

第989条【本編の調整範囲】

本編は人格権の享有と保護により発生する民事関係を調整する。

第990条【人格権の類型】

人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、姓名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権等の権利である。

2 前項の規定する人格権のほか、自然人は、人身の自由、人格の尊厳に基づいて発生するその他の人格上の権益を有する。

第991条【人格権に対する法律保護】

民事主体の人格権は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人も侵害してはならない。

第992条【人格権の人身専属性】

人格権を放棄、譲渡、相続することはできない。

第993条【氏名、名称、肖像等の使用許諾】

民事主体は、自己の氏名、名称、肖像等の使用を他人に許諾することができる。但し、法律の規定又はその性質に基づき許諾できない場合を除く。

第994条【死者の人格権侵害】

死者の氏名、肖像、名誉、栄誉、プライバシー、遺体等が侵害を受けた場合、その配偶者、子、父母は、行為者に対して法に基づき民事責任の負担を請求する権利を有する。死者に配偶者、子がなく、かつ父母が既に死亡している場合は、その他の近親族が行為者に対して法に基づき民事責任の負担を請求する権利を有する。

第995条【人格権侵害の民事責任】

人格権が侵害を受けた場合、被害者は本法及びその他の法律の規定に従って、行為者

⁴ 人格権は民事主体がその特定の人格的利益に対して有する権利であり、各個人の人格の尊厳に関係する、民事主体にとって最も基本的な権利である。第四編「人格権」(989条以下)では、現行の関連する法令及び司法解釈に基づいて、民事法規範の角度から自然人及びその他民事主体の人格権の内容、境界線、保護方式について規定しており、合計6章、51ヶ条からなる。

に対し、民事責任の負担を請求する権利を有する。被害者の侵害停止、妨害排除、危険除去、影響除去、名誉回復、謝罪の請求権には訴訟時効の規定を適用しない。

第996条【当事者の違約行為が人格権を侵害する場合】

当事者の一方の違約行為が、相手方の人格権を侵害して重大な精神的損害を与え、損害を受けた一方が違約責任の負担を選択して請求する場合、損害を受けた一方による精神的損害賠償の請求に影響しない。

第997条【人格権侵害行為に対する停止措置】

民事主体は、その人格権を侵害する違法行為を行為者が行っている又は行おうとしていることを証明する証拠があり、速やかに制止しなければその合法的權益が回復することの困難な損害を受ける場合、法に基づき人民法院に対して行為者の関係行為の停止を命じる措置を採るよう申し立てる権利を有する。

第998条【人格権侵害の民事責任認定要素】

行為者について生命権、身体権及び健康権以外の人格権侵害の民事責任の負担を認定する場合は、行為者及び被害者の職業、影響範囲、過失の程度、及び行為の目的、方式、結果等の要素を考慮しなければならない。

第999条【公共利益のための報道等と氏名等の合理的使用】

公共利益のためにニュース報道、世論による監督等の行為を実施する場合、民事主体の氏名、名称、肖像、個人情報等を合理的に使用することができる。合理的に使用せず民事主体の人格権を侵害する場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。

第1000条【人格権侵害に対する影響除去、名誉回復、謝罪等】

行為者が人格権の侵害により、法に基づき影響除去、名誉回復又は謝罪等の民事責任を負う場合、行為の具体的方式及び与えた影響の範囲に相当しなければならない。

2 行為者が前項の規定する民事責任の負担を拒絶した場合、人民法院は、刊行物、ネットワーク等のメディア上で公告し又は発効した裁判文書を公表する等の方式によって執行ことができ、発生した費用は行為者が負担する。

第1001条【身分的権利の保護】

自然人の婚姻家庭関係等によって生ずる身分的権利の保護については、本法第一編、第五編及びその他の法律の関連規定を適用する。規定がない場合、その性質を根拠として本編の人格権保護の関係規定を参照適用することができる。

第二章 生命権、身体権及び健康権

第1002条【生命権】

自然人は、生命権を有する。自然人の生命の安全及び生命の尊厳は法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も他人の生命権を侵害してはならない。

第1003条【身体権】

自然人は、身体権を有する。自然人の身体の完全性及び行動の自由は法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も他人の身体権を侵害してはならない。

第1004条【健康権】

自然人は、健康権を有する。自然人の心身の健康は、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も他人の健康権を侵害してはならない。

第1005条【法定救助義務】

自然人の生命権、身体権、健康権が侵害を受け又はその他危難状況にある場合、法定の救助義務を負う組織又は個人は速やかに救助しなければならない。

第1006条【人体細胞等の無償提供に関する自主決定権】

完全民事行為能力者は、法に基づきその人体細胞、人体組織、人体器官、遺体の無償提供を自主的に決定する権利を有する。いかなる組織又は個人も強迫、詐欺、利益誘導によりそれを提供させてはならない。

2 完全民事行為能力者が前項の規定に基づき提供に同意する場合、書面形式を採用しなければならないが、遺言形式によることもできる。

3 自然人が生前に提供に不同意であることを表示していない場合、当該自然人の死亡後に、その配偶者、成年の子、父母は共同して提供を決定することができ、提供の決定には書面形式を採用しなければならない。

第1007条【人体細胞等の売買禁止】

いかなる形式でも人体細胞、人体組織、人体器官、遺体の売買を禁止する。

2 前項の規定に違反する売買行為は無効とする。

第1008条【人体臨床試験】

新薬、医療器械の研究開発、又は新たな予防及び治療方法の発展のために臨床試験を行う必要がある場合、法に基づき関連主管部門の承認及び倫理委員会からの審査同意を得なければならない。さらに試験の目的、用途及び発生する可能性があるリスク等に関する詳細な状況を被験者本人又はその後見人に告知し、かつその書面による同意を得なければならない。

2 臨床試験を行う場合、被験者から試験費用を徴収してはならない。

第1009条【ヒト遺伝子・ヒト胚子等に関する研究活動】

ヒト遺伝子、ヒト胚子等に関する医学的及び科学的研究活動に従事する者は、法律、行政法規及び国家の関係規定を遵守しなければならない。人体の健康に危害を及ぼしてはならず、倫理道徳に反してはならず、公共利益を侵害してはならない。

第1010条【セクシャルハラスメント】

他人の意思に反して、言語、文字、図画、肢体行為等の方式により他人にセクシャルハラスメントを行った場合、被害者は法に基づき行為者に対して民事責任の負担を請求する権利を有する。

2 機関、企業、学校等の単位は、合理的な予防、苦情受理、調査処置等の措置を講じて、職権・従属関係を利用する等のセクシャルハラスメントを防止、制止しなければならない。

第1011条【人身の自由の侵害】

違法な拘禁等の方式により他人の行動の自由を剥奪、制限し、又は他人の身体を違法に捜査した場合、被害者は、法に基づき行為者に対して民事責任の負担を請求することができる。

第三章 氏名権及び名称権

第1012条【自然人の氏名権】

自然人は氏名権を有し、法に基づき自己の氏名を決定、使用、変更し、又は他人による使用を許諾する権利を有する。但し、公序良俗に反してはならない。

第1013条【法人、非法人組織の名称権】

法人、非法人組織は、名称権を有し、法に基づき自己の名称を決定、使用、変更、譲渡し、又は他人による使用を許諾する権利を有する。

第1014条【氏名権、名称権の侵害禁止】

いかなる組織又は個人も干渉、盗用、冒用等の方式により他人の氏名権又は名称権を侵害してはならない。

第1015条【自然人の姓氏の選択】

自然人は父の氏又は母の氏に従わなければならない。但し、次のいずれかに該当する場合、父の氏及び母の氏以外の氏を選択することができる。

- (一) その他の直系尊属の氏を選択するとき
- (二) 法定扶養者以外の者が扶養することにより扶養者の氏を選択するとき
- (三) 公序良俗に反しないその他正当な理由があるとき

2 少数民族の自然人の氏は、自民族の文化伝統及び風俗慣習に従うことができる。

第1016条【氏名、名称の決定、変更、及び名称譲渡】

自然人が氏名を決定、変更し、又は法人、非法人組織が名称を決定、変更、譲渡する場合、法に基づき関係機関に対して登記手続を行わなければならない。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

2 民事主体が氏名、名称を変更した場合、変更前に行った民事法律行為は、それに対して法的拘束力を有する。

第1017条【氏名・名称に対する保護の拡張】

一定の社会的知名度を有し、他人による使用が公衆を混淆させるに足りるペンネーム、芸名、ハンドルネーム、翻訳名、屋号、氏名及び名称の略称等については、氏名権及び名称権の保護に関する規定を参照適用する。

第四章 肖像権

第1018条【肖像権】

自然人は肖像権を有し、法に基づき自己の肖像を製作、使用、公開し、又は他人による使用を許諾する権利を有する。

2 肖像とは、映像、彫塑、絵画等の方式を通じて一定の媒体上に反映された特定自然人を識別することができる外部イメージをいう。

第1019条【肖像権の侵害禁止】

いかなる組織又は個人も醜悪に描き、汚損し、又は情報技術手段の利用による偽造等の方式により他人の肖像権を侵害してはならない。肖像権者の同意を得ずに、肖像権者の肖像を製作、使用、公開してはならない。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

2 肖像権者の同意を得ずに、肖像作品の権利者は、肖像作品の発表、複製、発行、賃貸、展示等の方式により肖像を使用又は公開してはならない。

第1020条【肖像権者の同意が不要な場合】

次に掲げる行為を合理的に実施する場合、肖像権者の同意を得なくてもよい。

- (一) 個人学習、芸術鑑賞、教室での授業又は科学研究のために、必要な範囲内で肖像権者の既に公開された肖像を使用すること
- (二) ニュース報道を行うために、やむを得ず肖像権者の肖像を製作、使用、公開すること
- (三) 法に基づき職責を履行するために、国家機関が必要な範囲内で肖像権者の肖像を製作、使用、公開すること
- (四) 特定の公共環境を展示するために、やむを得ず肖像権者の肖像を製作、使用、公開すること
- (五) 公共利益又は肖像権者の合法的権益を維持保護するために、肖像権者の肖像を製作、使用、公開するその他の行為

第1021条【肖像権使用許諾契約の解釈】

当事者に肖像権使用許諾契約における肖像使用条項の理解について争いがある場合、肖像権者の有利に解釈しなければならない。

第1022条【肖像権使用許諾契約に使用期限がない、不明確な場合】

当事者に肖像権使用許諾期限に関する約定がない又は約定が不明確である場合、いずれの当事者も肖像権使用許諾契約をいつでも解除することができる。但し、合理的期間の前に相手方に通知しなければならない。

2 当事者に肖像権使用許諾期限に関する明確な約定があり、肖像権者に正当な理由がある場合、肖像権使用許諾契約を解除することができる。但し、合理的期間の前に相手方に通知しなければならない。契約解除により相手方に損害を与えた場合、肖像権者の責めに帰することができない事由を除き、損害を賠償しなければならない。

第1023条【氏名等の使用許諾、声の保護】

氏名等の使用許諾については、肖像の使用許諾の関係規定を参照適用する。

2 自然人の声の保護については、肖像権保護の関係規定を参照適用する。

第五章 名誉権及び栄誉権

第1024条【名誉権】

民事主体は、名誉権を有する。いかなる組織又は個人も侮辱、誹謗等の方式により他人の名誉権を侵害してはならない。

2 名誉とは、民事主体の人徳、名声人望、才能、信用等に対する社会的評価をいう。

第1025条【報道等と名誉権の関係】

行為者が公共利益のためにニュース報道、世論監督等の行為を実施し、他人の名誉に影響を与えた場合、民事責任を負わない。但し、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 事実をねつ造、歪曲したとき
- (二) 他人が提供した著しく事実と反する内容について合理的な事実確認審査義務を尽くしていないとき
- (三) 侮辱的な言辞等を使用して他人の名誉を貶め害するとき

第1026条【合理的事実確認審査認定の考慮要素】

行為者が前条第2号の規定する合理的な事実確認審査義務を尽くしたかどうかの認定において、次に掲げる要素を考慮することができる。

- (一) 内容の情報源の信頼度
- (二) 明らかに紛争を引き起こすおそれがある内容に対して必要な調査を行ったかどうか
- (三) 内容の時限性
- (四) 内容と公序良俗との関連性
- (五) 被害者の名誉が貶め害される可能性
- (六) 審査能力及び事実確認審査コスト

第1027条【文学・芸術作品と名誉権】

行為者が発表した文学、芸術作品が、実在の人物と事実を表現し、又は特定の人物を描写対象とし、侮辱的、誹謗的な内容を含み、他人の名誉権を侵害した場合、被害者は法に基づき当該行為者に対して民事責任の負担を請求することができる。

2 行為者が発表した文学、芸術作品が、特定の人物を描写対象としておらず、その中のプロットが特定の人物の状況と類似しているだけの場合、民事責任を負担しない。

第1028条【報道による名誉権侵害の訂正・削除請求】

民事主体が、新聞雑誌等の刊行物、インターネット等のメディア報道の内容が真実でなく、その名誉権を侵害したことを証明する証拠を有する場合、当該メディアに対して速やかに訂正又は削除等の必要な措置を講じるよう請求する権利を有する。

第1029条【信用評価に誤りがある場合】

民事主体は、法に基づき自己の信用評価を照会することができる。信用評価が不当であることを発見した場合、異議を提出し、かつ訂正、削除等の必要な措置を講じるよう請求する権利を有する。信用評価を行う者は、速やかに調査しなければならず、調査を経て事実である場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第1030条【信用情報の収集、処理の法律適用】

民事主体と、信用情報収集機関等の信用情報処理者との間の関係は、本編の個人情報保護の関係規定及びその他の法律、行政法規の関係規定を適用する。

第1031条【栄誉権】

民事主体は栄誉権を有する。いかなる組織又は個人も違法に他人の栄誉称号を剥奪し、他人の栄誉を中傷し、貶め害してはならない。

- 2 獲得した栄誉称号について記載すべき記載がない場合、民事主体は、記載を請求することができる。獲得した栄誉称号の記載について誤りがある場合、民事主体はその訂正を請求することができる。

第六章 プライバシー権及び個人情報

第1032条【プライバシー権】

自然人はプライバシー権を有する。いかなる組織又は個人も密偵、侵入、漏えい、公開等の方式により他人のプライバシー権を侵害してはならない。

- 2 プライバシーとは、自然人の私生活の平穏及び他人に知られたくない私的秘密空間(プライベート空間)、私的秘密活動(プライベート活動)、私的秘密情報(プライベート情報)をいう。

第1033条【プライバシー権侵害の禁止】

法律に別段の規定があり又は権利者の同意がある場合を除き、いかなる組織又は個人も次に掲げる行為を実施してはならない。

- (一) 電話、ショートメール、インスタントメッセージ、電子メール、ビラ等の方式により他人の私生活の平穏を侵すこと
- (二) 他人の住宅、宿泊客室等の私的秘密空間に侵入し、撮影、盗視すること
- (三) 他人の私的秘密活動を撮影、盗視、盗聴、公開すること
- (四) 他人の身体の私的秘密部位を撮影、盗視すること
- (五) 他人の私的秘密情報を処理すること
- (六) その他の方式により他人のプライバシー権を侵害すること

第1034条【個人情報保護】

自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。

- 2 個人情報とは、電子又はその他の方式によって記録された、単独で又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生体識別情報、住所、電話番号、メールアドレス、健康情報、移動履歴情報等を含む。
- 3 個人情報中の私的秘密情報については、プライバシー権の関係規定を適用する。規定がない場合、個人情報保護の関係規定を適用する。

第1035条【個人情報の処理に関する原則】

個人情報を処理する場合、合法、正当、必要の原則に従わなければならない、かつ次に

掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 当該自然人又はその後見人の同意を得ること。但し、法律、行政法規に別段の規定がある場合を除く。
- (二) 情報の処理に関する規則を公開すること
- (三) 情報を処理する目的、方式及び範囲を明示すること
- (四) 法律、行政法規の規定及び双方の約定に違反しないこと

2 個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等を含む。

第1036条【個人情報処理の免責事由】

個人情報の処理が、次のいずれかに該当する場合、行為者は民事責任を負わない。

- (一) 当該自然人又はその後見人が同意する範囲内で実施する行為
- (二) 当該自然人が自ら公開し、又はその他の既に合法的に公開された情報を合理的に処理するとき、但し、当該自然人が明確に拒絶する場合、又は当該情報の処理により重大な利益侵害となる場合を除く。
- (三) 公共利益又は当該自然人の合法的權益を維持保護するため、合理的に実施するその他の行為

第1037条【個人情報主体の権利】

自然人は、法に基づき情報処理者からその個人情報を閲覧又は複製することができる。情報に誤りがあることを発見した場合、異議を提出し、かつ速やかに訂正等の必要な措置を講じるよう請求する権利を有する。

2 自然人は、情報処理者が法律、行政法規の規定又は双方の約定に違反して当該個人情報を処理していることを発見した場合、情報処理者に対して速やかに削除するよう請求する権利を有する。

第1038条【個人情報処理者の安全保護義務】

情報処理者は、その収集、保存する個人情報を漏えい、改ざん、毀損してはならない。自然人の同意を得ずに、個人情報を他人に対して違法に提供してはならない。但し、加工を経て特定個人を識別することができず、かつ復元できない場合を除く。

2 情報処理者は、技術的措置及びその他の必要な措置を講じて、その収集、保存する個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、改ざん、紛失を防止しなければならない。個人情報が漏えい、改ざん、紛失する状況が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに救済措置を講じ、規定に基づいて自然人に告知し、かつ関係主管部門に報告しなければならない。

第1039条【国家機関等の秘密保持義務】

国家機関、行政職能を担当する法定機関及びその職員が、職責履行過程において知った自然人のプライバシー及び個人情報については、その秘密を保持しなければならない、漏えい又は他人に対して違法に提供してはならない。

第五編 婚姻家庭⁵

第一章 一般規定

第1040条【本編の調整範囲】

本編は婚姻家庭により発生した民事関係を調整する。

第1041条【婚姻家庭関係の基本原則】

婚姻家庭は国家による保護を受ける。

- 2 婚姻の自由，一夫一婦，男女平等の婚姻制度を実行する。
- 3 女性，未成年者，高齢者，障害者の合法的權益を保護する。

第1042条【婚姻家庭の禁止行為】

許婚，売買婚及び婚姻の自由に干渉するその他の行為を禁止する。婚姻を利用した財物の要求を禁止する。

- 2 重婚を禁止する。有配偶者が他人と同居することを禁止する。
- 3 家庭内暴力を禁止する。家庭構成員間の虐待及び遺棄を禁止する。

第1043条【婚姻家庭道德規範】

家庭は優れた家風を確立し，家庭の美德を發揚し，家庭の文明構築を重視しなければならない。

- 2 夫婦は互いに忠実で，互いに尊重し，互いを大切にしなければならない。家庭構成員において，高齢者を敬い幼少の者を慈しみ，相互に助け合い，平等で，仲睦まじく，文明的な婚姻家庭関係を維持保護しなければならない。

第1044条【養子縁組の基本原則】

養子縁組は，養子にとって最も有利とする原則を遵守し，養子及び養親の合法的權益を保障しなければならない。

- 2 養子縁組の名を借りた未成年者の売買を禁止する。

第1045条【親族，近親族，家庭構成員】

親族は，配偶者，血族及び姻族を含む。

- 2 配偶者，父母，子，兄弟姉妹，父方の祖父母，母方の祖父母，内孫，外孫を近親族とする。
- 3 配偶者，父母，子及びその他共同で生活する近親族を家庭構成員とする。

第二章 結婚⁶

第1046条【自由意思による結婚】

結婚は，男女双方の完全な自由意思によるものでなければならず，いずれの一方も他

⁵ 婚姻家庭制度は，夫婦関係及び家族関係を規範化する基本的準則である。婚姻関係についての考え方，家族関係の変化に伴って婚姻家庭法分野には新たな状況と問題が発生している。夫婦が尊敬し合い，高齢者を敬い家族を大切に，家族が仲睦まじいという中華民族に代々伝わる家族の美德をより一層發揚させ，社会主義核心的價值觀を反映し，家族の安定した関係を促すために，「第五編 婚姻家庭」（1040条以下）では，婚姻法（1980年成立，2001年改正，全51条），養子縁組法（1991年成立，1998年改正，全34条）を基礎として，婚姻の自由，一夫一婦制等の基本原則を堅持する前提の下で，社会發展のニーズを踏まえて，一部規定に対して修正するとともに新たな規定を追加している。第五編は計5章，79ヶ条からなる。

⁶ 本編では「婚姻」と「結婚」が使い分けられており，原文どおりの文言を使用している。

方に強迫を加えること、いかなる組織又は個人も干渉することを禁止する。

第1047条【法定結婚年齢】

結婚年齢は、男性は満22歳を下回ってはならず、女性は満20歳を下回ってはならない。

第1048条【近親婚の禁止】

直系血族又は三代以内の傍系血族との結婚を禁止する。

第1049条【結婚の手続】

結婚しようとする男女双方は、自ら婚姻登記機関で結婚登記を申請しなければならない。本法の規定に適合する場合、登記し、結婚証を交付する。結婚登記の完了により婚姻関係が確立する。結婚登記手続をしていない場合、補充登記手続をしなければならない。

第1050条【結婚後の家庭組成】

結婚登記の後、男女双方の約定に基づいて女性は男性側の家庭構成員になることができ、男性は女性側の家庭構成員になることができる。

第1051条【婚姻無効】

次のいずれかに該当する場合、婚姻を無効とする。

- (一) 重婚
- (二) 結婚が禁止されている親族関係があるとき
- (三) 法定の結婚年齢に達していないとき

第1052条【強迫による婚姻取消】

強迫により結婚した場合、強迫を受けた一方は、婚姻の取消を人民法院に請求することができる。

- 2 婚姻の取消を請求する場合、強迫行為が終了した日から1年以内に提出しなければならない。
- 3 人身の自由を不当に制限された当事者が、婚姻の取消を請求する場合、人身の自由が回復した日から1年以内に提出しなければならない。

第1053条【重大な疾病の不告知】

一方が重大な疾病に罹っている場合、結婚登記の前に他方に事実通りに告知しなければならない。事実通りに告知しない場合、他方は、婚姻の取消を人民法院に請求することができる。

- 2 婚姻の取消を請求する場合、取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に提出しなければならない。

第1054条【婚姻の無効・取消の効果】

無効の婚姻又は取り消された婚姻は、始めに遡って法的拘束力がなく、当事者は夫婦の権利及び義務を有しない。同居期間に得た財産は、当事者の協議により処理する。協議が調わない場合、人民法院は過失がない一方に配慮する原則に基づいて判決を下す。重婚により婚姻が無効となった場合の財産処理は、合法的な婚姻当事者の財産権益を侵害

してはならない。当事者が出産した子は、本法の父母と子に関する規定を適用する。

2 婚姻が無効又は取り消された場合には、過失がない一方は損害賠償を請求する権利を有する。

第三章 家庭関係

第一節 夫婦関係

第1055条【夫婦平等】

夫婦の婚姻家庭における地位は平等である。

第1056条【夫婦氏名権】

夫婦双方は、各人が自己の氏名を使用する権利を有する。

第1057条【夫婦の人身自由権】

夫婦双方は、生産、仕事、学習及び社会活動に参加する自由を有し、一方が他方を制限又は干渉してはならない。

第1058条【夫婦の子に対する権利義務】

夫婦双方は、未成年の子に対して扶養、教育及び保護に関する権利を平等に有し、未成年の子に対して扶養、教育及び保護に関する義務を共同で負う。

第1059条【夫婦の相互扶養義務】

夫婦は相互に扶養する義務を負う。

2 扶養が必要な一方は、他方が扶養義務を履行しないときは、その扶養費の給付を求める権利を有する。

第1060条【夫婦の日常家事代理権】

夫婦の一方が家庭の日常生活の必要により実施する法律行為は、夫婦双方に対して効力を生じる。但し、夫婦の一方と相手方の間に別段の約定がある場合を除く。

2 夫婦間に一方が実施できる法律行為の範囲に対する制限がある場合、善意の相手方に対抗することができない。

第1061条【夫婦の遺産相続権】

夫婦は相互に遺産を相続する権利を有する。

第1062条【夫婦共同財産】

夫婦が婚姻関係の存続期間に得た次に掲げる財産を、夫婦の共同財産とし、夫婦の共同所有に属する。

(一) 給与、賞与、労務報酬

(二) 生産、経営、投資の収益

(三) 知的財産権の収益

(四) 相続又は受贈により得た財産。但し、本法第1063条第3号の規定する場合を除く。

(五) 共同所有に属すべきその他の財産

2 夫婦は、共同財産に対して平等の処理権を有する。

第1063条【夫婦一方の個人財産】

次に掲げる財産を夫婦一方の個人財産とする。

- (一) 一方の婚姻前財産
- (二) 一方が人身損害を受けたことにより得た賠償又は補償
- (三) 遺言又は贈与契約において一方のみに帰属することが確定されている財産
- (四) 一方が専用する生活用品
- (五) 一方に帰属すべきその他の財産

第1064条【夫婦の共同債務】

夫婦双方が共同で署名し、又は夫婦の一方が事後に追認する等共同の意思表示により負担した債務、及び夫婦の一方が婚姻関係の存続期間に個人名義により家庭の日常生活の必要のために負担した債務は、夫婦の共同債務に属する。

- 2 夫婦の一方が婚姻関係の存続期間に個人名義により家庭の日常生活の必要を超えて負担した債務は、夫婦の共同債務に属さない。但し、当該債務が夫婦の共同生活、共同の生産経営に用いられ、又は夫婦双方の共同の意思表示に基づくものである旨を債権者が証明できる場合を除く。

第1065条【夫婦の約定財産】

男女双方は、約定により婚姻関係の存続期間に得た財産及び婚姻前財産を各自の所有、共同所有又は一部を各自の所有、一部を共同所有とすることができる。約定は書面形式を採用しなければならない。約定がない又は約定が不明確である場合、本法第1062条、第1063条の規定を適用する。

- 2 婚姻関係の存続期間に得た財産及び婚姻前財産に関する夫婦間の約定は、双方に対して法的拘束力を有する。
- 3 夫婦が婚姻関係の存続期間に得た財産を各自の所有とする旨を約定した場合、夫又は妻の一方が対外的に負った債務について相手方が当該約定を知っているときは、夫又は妻の一方の個人財産により弁済する。

第1066条【夫婦共同財産の婚内分割請求】

婚姻関係の存続期間に、次のいずれかに該当する場合、夫婦の一方は人民法院に共同財産の分割を請求することができる。

- (一) 一方に夫婦の共同財産を隠匿、移転、換価、毀損、浪費又は夫婦の共同債務を偽造する等の夫婦の共同財産の利益を著しく害する行為があったとき
- (二) 法定扶養義務を負う一方が重大な疾病に罹って治療する必要がある、他方が関連する医療費用の支払いに同意しないとき

第二節 父母と子の関係及びその他近親族の関係

第1067条【扶養費の給付請求】

父母が扶養義務を履行しない場合、未成年の子又は独立して生活することができない成年の子は、扶養費の給付を父母に求める権利を有する。

2 成年の子が扶養義務を履行しない場合、労働能力を有さず又は生活が困難である父母は、扶養費〔贍養費〕の給付を成年の子に求める権利を有する。

第1068条【父母の未成年子に対する保護・教育の権利義務】

父母は、未成年の子を教育、保護する権利及び義務を有する。未成年の子が他人に損害を与えた場合、父母が法に基づき民事責任を負わなければならない。

第1069条【父母の婚姻権に対する尊重】

子は、父母の婚姻の権利を尊重しなければならない。父母の離婚、再婚及び婚姻後の生活に干渉してはならない。父母に対する子の扶養〔贍養〕義務は、父母の婚姻関係の変化によって終了しない。

第1070条【父母と子の遺産相続権】

父母及び子は、相互に遺産を相続する権利を有する。

第1071条【非嫡出子】

非嫡出子は、嫡出子と同等の権利を有し、いかなる組織又は個人も危害を加え、差別してはならない。

2 非嫡出子を直接扶養していない実父又は実母は、未成年の子又は独立して生活することができない成年の子の扶養費を負担しなければならない。

第1072条【継親子】

継父母と継子の間に、虐待又は差別があってはならない。

2 継父又は継母とその扶養、教育を受ける継子の間の権利義務関係は、父母と子の関係に関する本法の規定を適用する。

第1073条【親子関係異議の訴え】

親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合、父又は母は人民法院に訴訟を提起し、親子関係の確認又は否認を請求することができる。

2 親子関係に異議があり、かつ正当な理由がある場合、成年の子は人民法院に訴訟を提起し、親子関係の確認を請求することができる。

第1074条【祖父母と孫の間の扶養義務】

負担能力を有する父方の祖父母、母方の祖父母は、父母が既に死亡し、又は父母が扶養能力を有しない未成年の内孫、外孫に対して、扶養する義務を有する。

2 負担能力を有する内孫、外孫は、子が既に死亡し、又は子が扶養〔贍養〕能力を有しない父方の祖父母、母方の祖父母に対して、扶養〔贍養〕する義務を有する。

第1075条【兄弟姉妹間の扶養義務】

負担能力を有する兄、姉は、父母が既に死亡し、又は父母が扶養能力を有しない未成年の弟、妹に対して、扶養する義務を有する。

2 兄、姉の扶養により成長した負担能力を有する弟、妹は、労働能力だけでなく生活のための収入源も有しない兄、姉に対して、扶養する義務を有する。

第四章 離婚

第1076条【協議離婚】

夫婦双方が自由意思により離婚をする場合、書面により離婚協議を締結しなければならない。かつ自ら婚姻登記機関で離婚登記を申請しなければならない。

- 2 離婚協議には双方の自由意思による離婚の意思表示及び子の扶養、財産と債務処理等の事項について合意した意見を明記しなければならない。

第1077条【離婚冷静期】

婚姻登記機関が離婚登記申請を受理した日から30日以内に、いずれか一方が離婚を望まない場合、婚姻登記機関に対して離婚登記申請を撤回することができる。

- 2 前項の規定する期限が満了してから30日以内に、双方は、自ら婚姻登記機関で離婚証の交付を申請しなければならない。申請しない場合には、離婚登記申請を撤回したものとみなす。

第1078条【婚姻登記機関による離婚協議の確認】

婚姻登記機関は、双方が確かに自由意思により離婚し、かつ既に子の扶養、財産及び債務処理等の事項について合意したことを調査により確認した場合、登記して離婚証を交付する。

第1079条【訴訟離婚】

夫婦の一方が離婚を請求する場合、関係組織が調解を行い、又は直接人民法院に離婚訴訟を提起することができる。

- 2 人民法院は離婚事件を審理する場合、調解を行わなければならない。感情が確かに既に破綻し、調解が無効となった場合、離婚を認めなければならない。
- 3 次のいずれかに該当し、調解が無効となった場合、離婚を認めなければならない。
 - (一) 重婚又は他人と同居しているとき
 - (二) 家庭内暴力を行い、又は家庭構成員を虐待、遺棄したとき
 - (三) 賭博、薬物使用等の悪習があり何度教育を受けても改めないとき
 - (四) 感情の不和により別居して満2年経過したとき
 - (五) 夫婦感情の破綻に至らしめるその他の事由
- 4 一方が失踪宣告を受け、他方が離婚訴訟を提起した場合、離婚を認めなければならない。
- 5 人民法院が離婚を認めない旨の判決をした後、再び別居して満1年経過し、一方が再び離婚訴訟を提起した場合、離婚を認めなければならない。

第1080条【婚姻関係の解消】

離婚登記が完了し、又は離婚判決書、調解書が発効したとき、すなわち婚姻関係は解消する。

第1081条【現役軍人配偶者の離婚請求】

現役軍人の配偶者が離婚を請求する場合、軍人の同意を得なければならない。但し、軍人側に重大な過失がある場合を除く。

第1082条【男性側離婚請求の制限】

女性の妊娠期間，分娩後から1年以内又は妊娠後6か月以内において，男性は離婚を提起してはならない。但し，女性が離婚を提起し，又は人民法院が確かに男性の離婚請求を受理する必要があると認める場合を除く。

第1083条【離婚後の復婚】

離婚した後に，男女双方が自由意思により婚姻関係を回復させる場合，婚姻登記機関において改めて婚姻登記をしなければならない。

第1084条【離婚の親子関係への影響，子の扶養】

父母と子の間の関係は，父母の離婚によって消滅しない。離婚後に，子は，父又は母のいずれが直接扶養するとしても，依然として父母双方の子である。

- 2 離婚後に，父母は子に対してなお扶養，教育，保護の権利及び義務を有する。
- 3 離婚後に，満2歳未満の子は，母親が直接扶養するのを原則とする。既に満2歳以上の子について，父母双方に扶養問題について協議が調わない場合には，人民法院が双方の具体的状況に基づき，未成年の子にとって最も有利とする原則に従って判決を下す。子が満8歳以上の場合，その真実の意思を尊重しなければならない。

第1085条【離婚後の子の扶養費負担】

離婚後に，一方が子を直接扶養する場合，他方が扶養費の一部又は全部を負担しなければならない。費用負担の金額及び期間の長さは，双方の協議による。協議が調わない場合，人民法院の判決による。

- 2 前項の規定する協議又は判決は，子が必要な時に父母のいずれか一方に対して協議又は判決で定めた元の金額を超える合理的要求の提出を妨げない。

第1086条【子との面会交流権】

離婚後に，子を直接扶養しない父又は母は子と面会交流する権利を有し，他方は協力する義務を有する。

- 2 面会交流権を行使する方式，時期は，当事者の協議による。協議が調わない場合，人民法院の判決による。
- 3 父又は母による子との面会交流が，子の心身の健康に不利益となる場合，人民法院が法に基づき面会交流を停止する。停止事由が消滅した後は，面会交流を回復させなければならない。

第1087条【夫婦共同財産の処理】

離婚をするとき，夫婦の共同財産は，双方の協議により処理する。協議が調わない場合，人民法院が財産の具体的状況に基づいて，子，女性及び過失がない一方の権益に配慮する原則に従って判決する。

- 2 夫又は妻が家庭土地請負経営において有する権益等は，法に基づき保護しなければならない。

第1088条【離婚の際の補償請求】

夫婦の一方が子の生育，高齢者の世話，他方の仕事への協力等により，比較的多くの

義務を負担した場合は、離婚をするときに他方に補償を請求する権利を有し、他方は、補償しなければならない。具体的方法は双方の協議による。協議が調わない場合、人民法院の判決による。

第1089条【夫婦共同債務の処理】

離婚をするとき、夫婦の共同債務は、共同で償還しなければならない。共有財産が弁済するのに不足し又は財産を各自が所有する場合は、双方の協議により弁済する。協議が調わない場合、人民法院の判決による。

第1090条【離婚の際の経済的援助】

離婚をするとき、一方の生活が困難である場合、負担能力を有する他方が適切な援助を与えなければならない。具体的方法は双方の協議による。協議が調わない場合、人民法院の判決による。

第1091条【離婚損害賠償】

次のいずれかに該当し、離婚に至った場合、過失がない一方は損害賠償を請求する権利を有する。

- (一) 重婚しているとき
- (二) 他人と同居しているとき
- (三) 家庭内暴力を行ったとき
- (四) 家庭構成員を虐待、遺棄したとき
- (五) その他重大な過失があったとき

第1092条【夫婦共同財産を一方が侵害した場合の法的責任】

夫婦の一方が夫婦共同財産を隠匿、移転、換価、毀損、浪費し又は夫婦共同債務を偽造して他方の財産の不法占有を企図した場合に、離婚により夫婦の共同財産を分割するときは、当該一方に対して、少なめに分割し又は分割しないことができる。離婚後に、他方が上述の行為を発見した場合は、人民法院に訴訟を提起し、夫婦共同財産の再度の分割を請求することができる。

第五章 養子縁組

第一節 養子縁組の成立

第1093条【養子となる者の条件】

次に掲げる未成年者は、養子となることができる。

- (一) 父母を喪失した孤児
- (二) 実親を探し出すことができない未成年者
- (三) 特別な困難により扶養能力がない実親の子

第1094条【送養人の条件】

次に掲げる個人、組織は、送養人（養子に出す者）になることができる。

- (一) 孤児の後見人
- (二) 児童福祉機関

(三) 特別な困難があり子の扶養能力がない実親

第1095条【後見人が未成年者を養子に出す場合】

未成年者の父母がいずれも完全行為能力を有さず、かつ父母が当該未成年者に対して重大な危害を及ぼすおそれがある場合、当該未成年者の後見人はその子を養子に出すことができる。

第1096条【後見人が孤児を養子に出す場合】

後見人は、孤児を養子に出す場合、扶養義務を有する者の同意を得なければならない。扶養義務を有する者が養子に出すことに同意せず、後見人が後見職責を継続して果たす意思がない場合、本法第一編の規定に従って別の後見人を確定しなければならない。

第1097条【実親が子を養子に出す場合】

実親が子を養子に出す場合、双方が共同で行わなければならない。実親の一方が不明であり又は探し出すことができない場合、単独で養子に出すことができる。

第1098条【養親となる者の条件】

養親となる者は、次に掲げる条件を同時に具備しなければならない。

- (一) 子がない、又は子を一名だけ有すること
- (二) 養子となる者を扶養、教育、保護する能力を有すること
- (三) 養子縁組をすべきではないと医学的に判断される疾病に罹っていないこと
- (四) 養子となる者の健全な成長に不利益となる違法・犯罪の記録がないこと
- (五) 年齢が満30歳以上であること

第1099条【三代以内の同世代傍系血族の子を養子とする場合の例外】

三代以内の同世代傍系血族の子を養子とする場合、本法第1093条第3号、第1094条第3号及び第1102条の規定する制限を受けない。

- 2 華僑が三代以内の同世代傍系血族の子を養子とする場合、さらに本法第1098条第1号の規定する制限を受けない。

第1100条【養子の人数】

養親となる者に子がない場合、二名の子を養子とすることができる。養親となる者に子がある場合は、一名の子のみを養子とすることができる。

- 2 孤児、障害児を養子とし、又は児童福祉機関が扶養する実親を探し出すことができない未成年者を養子とする場合は、前項及び本法第1098条第1号の規定する制限を受けない。

第1101条【有配偶者が養子縁組する場合】

有配偶者が養子縁組をする場合、夫婦が共同して行わなければならない。

第1102条【無配偶者が異性の子と養子縁組する場合】

無配偶者が異性の子と養子縁組をする場合、養親となる者と養子となる者の年齢差は満40歳以上なければならない。

第1103条【継子養子の特別規定】

継父又は継母は、継子の実親の同意を得て、継子を養子とすることができる。かつ本法

第1093条第3号，第1094条第3号，第1098条及び第1100条第1項の規定する制限を受けない。

第1104条【自由意思による養子縁組】

養親となる者が養子縁組をすること，及び送養人が養子に出すことは，双方の自由意思によらなければならない。満8歳以上の未成年者を養子とする場合，養子となる者の同意を得なければならない。

第1105条【養子縁組の登記等】

養子縁組は県級以上の人民政府民政部門で登記しなければならない。養子縁組関係は登記した日から成立する。

- 2 実親を探し出すことができない未成年者を養子とする場合，登記手続をする民政部門は，登記する前に公告を行わなければならない。
- 3 養子縁組関係の当事者が養子縁組合意の締結を希望する場合，養子縁組合意を締結することができる。
- 4 養子縁組関係の当事者の双方又は一方が養子縁組の公証手続を求める場合，養子縁組の公証手続を行わなければならない。
- 5 県級以上の人民政府民政部門は，法に基づき養子縁組の評価を行わなければならない。

第1106条【養子の戸籍登記】

養子縁組が成立した後，公安機関は，国家の関係規定に従って養子のために戸籍登記の手続をしなければならない。

第1107条【実親の親族・友人による扶養】

孤児又は実親が扶養能力を有しない子は，実親の親族，友人が扶養することができる。扶養者と被扶養者の間の関係には，本章の規定を適用しない。

第1108条【優先扶養権】

配偶者の一方が死亡し，他方が未成年の子を養子に出す場合，死亡した一方の父母は，優先的に扶養する権利を有する。

第1109条【涉外養子縁組】

外国人は，法に基づき中華人民共和国において養子縁組をすることができる。

- 2 外国人は，中華人民共和国において養子縁組をする場合，その所在国の主管機関が当該国の法律に従って行う審査を経て同意を得なければならない。養親となる者は，その所在国で権限を有する機関が交付した当該養親となる者の年齢，婚姻，職業，財産，健康，刑事罰を受けたことの有無等の状況に関する証明資料を提供しなければならず，かつ送養人と書面による協議を締結し，自ら省級，自治区，直轄市の人民政府民政部門で登記しなければならない。
- 3 前項の規定する証明資料は，その所在国の外交機関又は外交機関の授権を受けた機関の認証を受け，かつ当該国の中華人民共和国大使館・領事館の認証を受けなければならない。但し，国家に別段の規定がある場合を除く。

第1110条【養子縁組に関する秘密保持】

養親となる者，送養人が養子縁組に関する秘密保持を求める場合，その他の者は，その意思を尊重しなければならない，漏えいしてはならない。

第二節 養子縁組の効力

第1111条【養子縁組の効力】

養子縁組が成立した日から，養親と養子との間の権利義務関係は，本法の父母と子の関係に関する規定を適用する。養子と養親の近親族の間の権利義務関係は，本法の子と父母の近親族の間の関係に関する規定を適用する。

2 養子と実親及びその他近親族の間の権利義務関係は，養子縁組の成立により消滅する。

第1112条【養子の氏】

養子は，養父又は養母の氏を称することができ，当事者が合意した場合，元の氏を保留することもできる。

第1113条【養子縁組の無効】

本法第一編の民事法律行為を無効とする規定に該当する事由がある，又は本編の規定に違反する養子縁組行為は無効とする。

2 無効な養子縁組行為は行為時から法的拘束力を有しない。

第三節 養子縁組の解消

第1114条【養子縁組解消の条件】

養親は，養子が成年になる前において，養子縁組を解消してはならない。但し，養親，送養人の双方が協議を経て解消する場合を除く。養子が満8歳以上である場合，本人の同意を得なければならない。

2 養親が扶養義務を履行せず，虐待，遺棄等の未成年養子の合法的權益を侵害する行為がある場合，送養人は，養親と養子との間の養子縁組の解消を求める権利を有する。送養人，養親は，養子縁組の解消に関する協議が調わない場合，人民法院に訴訟を提起することができる。

第1115条【協議による養子縁組解消】

養親と成年の養子との間の関係が悪化し，共同で生活することができない場合，協議を経て養子縁組を解消することができる。協議が調わない場合，人民法院に訴訟を提起することができる。

第1116条【養子縁組の解消登記】

当事者は，協議を経て養子縁組を解消した場合，民政部門で養子縁組の解消登記手続をしなければならない。

第1117条【養子縁組解消の効果】

養子縁組が解消された後，養子と養親及びその他近親族の間の権利義務関係は直ちに消滅し，実親及びその他近親族との間の権利義務関係が自動的に回復する。但し，成年

の養子と実親及びその他近親族の間の権利義務関係が回復するか否かは、協議を経て確定することができる。

第1118条【養子縁組解消後の扶養費給付】

養子縁組が解消された後、養親が扶養する成年の養子は、労働能力が欠如し、生活のための収入源も有しない養親に対して、生活費を給付しなければならない。養子が成年になった後に養親を虐待、遺棄したことにより養子縁組が解消された場合は、養親は養子に対して養子縁組期間に支出した扶養費の補償を求めることができる。

- 2 実親が養子縁組の解消を請求した場合、養親は実親に対して養子縁組期間に支出した扶養費の適切な補償を求めることができる。但し、養親が養子を虐待、遺棄したことにより養子縁組が解消された場合を除く。

(つづく)

活動報告

【会合】

国際知財司法シンポジウム（J S I P）フォローアップセミナー

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

下 道 良 太¹

1 はじめに

2021年1月15日及び19日に、それぞれ、ラオスの関係機関及びミャンマーの関係機関を対象として、国際知財司法シンポジウム（通称“J S I P²”）2019のフォローアップセミナーが開催された。J S I Pのシンポジウムは、2017年以降毎年開催されてきたが、特定の国を対象とするセミナーという形式でイベントが開催されたのは、今回が初めてである。本稿では、両セミナーの開催に至る経緯や当日の様子等を紹介する。

2 開催に至る経緯

(1) J S I Pは、海外から実務家を招いて、日本を含む各国の知的財産に関する司法制度等に関する情報を共有・発信し、知的財産法分野における国際的な連携を図ることを目的として、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの共催により、2017年から、毎年日本で開催されているシンポジウムである。

法務省は、このシンポジウムに関しては、主にASEANの国々が参加するプログラムに参与している。アジア・太平洋地域の国々から実務家を招いた2017年及び2019年には、ASEANの国々の裁判官や捜査関係者が参加するプログラムを担当し³、2018年には、欧米の国々から実務家を招いたシンポジウムの1か月後、シンポジウムと同じ共催者により、ASEAN7か国⁴と日本、中国及び韓国の実務家が参加する「ASEAN+3アドバンストセミナー2018」を開催した⁵。国際協力部は、大臣官房国際課等法務省の他の関係部署と共に、これらのイベントの企画、準備、当日の進行等を担当している。また、これらのイベントにおいては、日本弁護士連合会知財センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に準備の段階から御参加いただき、イベント当日にもモデレーターを務めていただくなど、多大な御協力をいただいている。

¹ 2021年4月1日より東京地方裁判所判事補

² Judicial Symposium on Intellectual Property の略

³ 2017年のプログラムについては、ICD NEWS 74号23頁以降を、2019年のプログラムについては、同81号101頁以降をそれぞれ参照されたい。

⁴ フィリピン、シンガポール及びベトナムは、スケジュールの都合等により不参加

⁵ このセミナーについては、ICD NEWS 78号66頁以降を参照されたい。

(2) 2020年のJ S I P⁶は、欧米の国々から実務家を招いて開催され、法務省はシンポジウムではプログラムを担当しないこととなっていたが、前年（2019年）のシンポジウムの成果の定着を図るとともに、ASEANの国々が参加する予定の翌年（2021年）のシンポジウムへとつなげるため、ASEANの特定の国を対象とした「フォローアップセミナー」を開催することとなった。

(3) セミナーの趣旨からして、知財制度がある程度成熟していて実務経験の蓄積がある国よりも、これから知財制度を発展させていく段階の国の方が適切であると考え、ラオス⁷及びミャンマー⁸を対象国とした。当初は、日本側の関係者が対象国を訪問して現地でセミナーを開催することを予定していたが、2020年春以降のCOVID-19の感染状況を踏まえて、現地に会場を設けるとともにオンラインでも参加できるいわゆる「ハイブリッド形式」や全面オンライン形式の可能性も念頭に置いて準備を進め、最終的には、ラオスセミナーはハイブリッド形式、ミャンマーセミナーは全面オンライン形式で開催することとなった。オンラインのメリットを生かし、対象国のみならず日本からもオンラインでの参加者の応募を受け付け、当日は、多数の弁護士、弁理士、関係機関職員、法整備支援関係者の方々に御参加いただいた。

ラオスセミナーについては、準備を進めていく中で、ラオス最高人民裁判所と共催することとなり、ラオスの他の参加機関との連絡等につき御協力をいただいた。また、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットには両セミナーに対し後援をしていただき、JICAの「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」及び「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」には、それぞれの国のセミナーにつき後援をしていただいた⁹。

(4) テーマは、ラオスセミナーについては、「知的財産権を保護するための制度及び運用」と設定し、具体的内容については、2020年10月にラオスの裁判所（最高人民裁判所、ビエンチャン首都裁判所）、科学技術省知的財産局¹⁰及び財務省関税局の各担当者とウェブ会議で協議を行って、ラオス側及び日本側の発表内容について、お互いに要望を伝え合った。ラオス側からは、裁判手続を迅速かつ適正に行うための制度・運用上の工夫、民事事件の執行手続など（裁判所）、日本の特許庁における異議申立て、取消手続の流れなど（科学技術省知的財産局）、税関の一般的な業務の流れ、税関の業務に関係する法令、知財を保護するための措置（特に国境での業務）、知財権者からの保護の要求に対する対応、商品検査の業務など（財務省関税局）について要望をいただいた。

⁶ 当初は2020年秋に東京に会場を設けて開催される予定であったが、COVID-19の影響により、2021年1月21日にオンラインで開催された。

⁷ TRIPS協定に準拠した「知的財産法」という名称の法律は施行されているが、知財関係訴訟の数は少ない。

⁸ 2019年に商標法、意匠法、特許法及び著作権法が制定され、2021年以降順次施行される予定であったが、同年2月1日以降のミャンマーの国内情勢によって、今後の施行スケジュールに少なからず影響があるものと思われる。

⁹ ラオスプロジェクトの各長期専門家には、ラオス会場からラオスセミナーに参加していただき、ミャンマープロジェクトの各長期専門家には、オンラインでミャンマーセミナーに参加していただいて、各セミナーの進行等に御協力いただいた。

¹⁰ 同省は2021年3月に解体され、知的財産局は商工省に移管される予定である（JETROウェブサイトの「知財ニュース」[<https://www.jetro.go.jp/ipnewstop/asia/la/ipnews/>]より）。

ミャンマーセミナーについては、当時商標法の施行を間近に控えており¹¹、ミャンマー側にとっては新しく始まる制度の理解を深めるとともに日本側から知見の提供を受けるといった観点から、日本側にとってはミャンマーの新しい制度について情報を得るといった観点から、商標をテーマとすることが時宜にかなったものであると考え、テーマを「商標権のエンフォースメント」と設定した。

今回の両セミナーにおいても、日本弁護士連合会知財センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に準備の段階から御協力いただき、当日の発表も担当していただいた¹²。また、日本の特許庁からJICA知的財産行政アドバイザーとしてミャンマー商業省に派遣されている高岡裕美専門家にも、セミナー当日に発表をしていただけたことになった。

3 ラオスセミナー

(1) 概要

ア 日時

2021年1月15日（金）日本時間午後0時～午後7時（ラオス時間午前10時～午後5時）

イ ラオス側参加機関

最高人民裁判所、中部高等人民裁判所、ビエンチャン首都人民裁判所、科学技術省、財務省（税関）、公安省（警察）、ラオス弁護士会

ウ 実施形式

ビエンチャンのホテルに会場を設けるとともに、Zoomを使用してオンラインでも参加可能とした（ハイブリッド形式）。

(2) プログラムの内容

ア オープニング

法務省大臣官房国際課の柴田紀子課長が挨拶を行い、JSIPフォローアップセミナーの意義を説明するとともに、共催者であるラオス最高人民裁判所¹³並びに後援機関である日本弁護士連合会、弁護士知財ネット及びJICA「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」の御協力につき御礼の言葉を述べた。次に、ラオス最高人民裁判所のチャンタリー・ドゥアンヴィライ裁判官が御挨拶をされ、法務省や後援機関への御礼、ラオスにおいて知財に関する法制度の整備や人材の育成に注力すべき必要性、本セミナーに対する期待などを述べられた。

¹¹ 2020年10月から旧制度下で登記されていた商標につき新制度で保護を受けるための出願を優先的に受け付ける「ソフトオープン」が開始され、商標法が正式に施行される「グランドオープン」を控えていたが、2021年2月1日以降の国内情勢により、施行に向けたスケジュールは当初より遅れることが予想される。

¹² セミナーで発表を担当された矢部耕三弁護士、板井典子弁護士、宮川美津子弁護士及び岩井久美子弁護士以外に、林いづみ弁護士、平野恵稔弁護士、城山康文弁護士、重富貴光弁護士及び相良由里子弁護士にも、準備の段階で様々なアドバイスをいただき、セミナー当日にも御参加いただいた。

¹³ 特に、同裁判所のアクソンシン・ウィサイヤライ判事には、他のラオス側参加機関との連絡等で多大な御協力をいただいた。



【オープニングの記念撮影（左上が法務省参加者，その右隣がラオス会場）】

イ 高岡専門家によるプレゼンテーション

ミャンマー商業省に派遣されている高岡専門家が、同国の一般市民を対象とした模倣品に関するアンケートの結果及びそれに対する分析を紹介し、多くの消費者が模倣品であると知らずに購入していること、相当数の消費者が模倣品の購入により損害を受けておりその被害は看過できないこと、模倣品に関する周知活動に対する需要が高いことなどを報告され、消費者が模倣品を見分けるために役立つような活動の必要性を強調された。また、日本の特許庁が外国の政府機関向けに作成した模倣品対策の重要性について説明する動画を上映した上で、本セミナーがラオスの模倣品対策を向上させるために役立つことを希望する旨を述べられた。

ウ ラオス側機関のプレゼンテーション

まず、ビエンチャン首都人民裁判所商事裁判部のニパボン・トンマニヴォン部長（裁判官）が、「ラオスの裁判所及び裁判手続」及び「人民裁判所における知的財産権侵害事件の審理について」というタイトルでプレゼンテーションを行い、知財事件を含む商事事件を扱う商事裁判部の組織体制、管轄等、ラオスの裁判所における知財権侵害事件の審理手続、事件の統計などについて説明された。

次に、科学技術省知的財産局知的財産紛争解決課のスリニャー・シーソムヌック副課長が、ラオスにおける知財権登録及び行政上の知財紛争解決制度についてプレゼンテーションを行い、ラオスが知財に関する条約や国際機関に参加してきた沿革、知財関係の法令、知的財産局の組織、ラオスにおける知財を保護・監督するための体制・制度などについて説明された¹⁴。

最後に、財務省関税局国際協力課のカンダー・シンパスト副課長が、「知的財

¹⁴ 大変丁寧に説明していただいたので、予定されていた発表の後半部分（出願審査、知財権侵害に対する行政措置等）を説明する時間が無くなってしまったが、充実した発表用資料を準備していただいたので、同資料から十分な情報を得ることができた。

産権の保護に関するラオス税関職員の職務活動について」というタイトルでプレゼンテーションを行い、知財の保護を管轄する「密輸防止課」の組織、知財保護措置の根拠法令、税関職員による職権上の強制措置、知財侵害品の検査、検査対象の選出を補助するための管理システム、商標権侵害品の検査・差押えの様子、国際活動への参加などについて説明された。



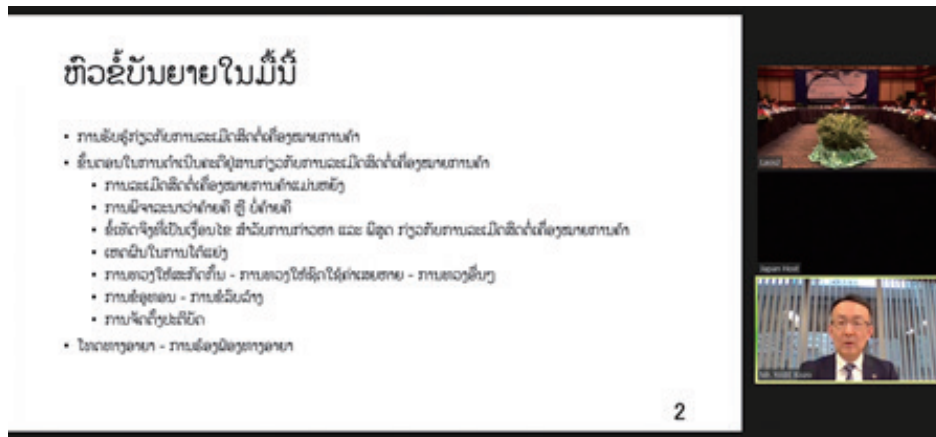
【ニパボン・トンマニヴォン部長（裁判官）のプレゼンテーション】

エ 日本の弁護士のプレゼンテーション

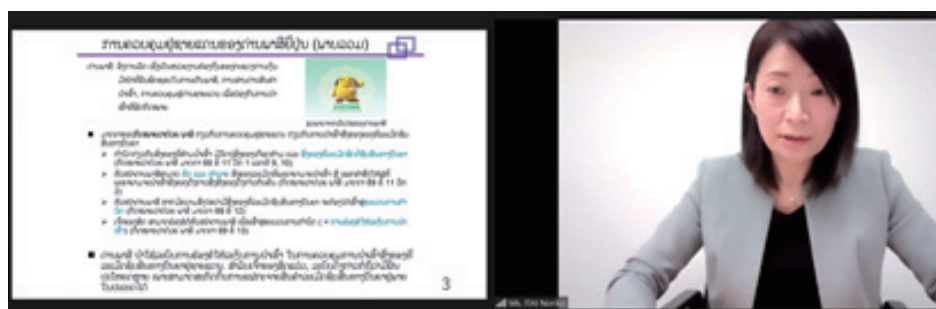
まず、矢部耕三弁護士¹⁵が、「日本の商標権侵害訴訟の概要」というタイトルでプレゼンテーションを行い、商標権侵害の認知手段、商標権の侵害訴訟の手續面（訴えの提起、仮処分、侵害と損害の二段階の審理、和解、執行手續等）及び実体面（侵害の定義、類否判断、要件事実、損害の計算等）、刑事告訴及び刑事罰などについて説明された。

次に、板井典子弁護士¹⁶が、「日本の税関による水際取締り」及び「日本の商標登録の取消等に関する手續」というタイトルでプレゼンテーションを行った。前者については、日本の税関の組織及び権限、輸入差止制度及び認定手續の流れ、これらに対する不服申立制度などについて説明され、後者については、日本の特許庁における商標の無効審判手續、取消審判手續及び異議申立手續について、各手續の違いに言及しながら説明され、各手續の結果に対する不服申立手續である知的財産高等裁判所における審決取消訴訟にも触れられた。

¹⁵ ユアサハラ法律特許事務所
¹⁶ 青木・関根・田中法律事務所



【矢部弁護士のプレゼンテーション】



【板井弁護士のプレゼンテーション】

オ 質疑応答・クロージング

上記の各プレゼンテーションの後で、質疑応答の時間を設け、主に日本側のプレゼンテーションに対してラオス側参加者から活発な質問が出された。余り多くの時間をとることができず、ラオス側からの質問を積み残すこととなったため、この点は次回開催するに当たっての課題としたい。

クロージングでは、まず、オープニングでも御挨拶をされたラオス最高人民裁判所のチャントラー・ドゥアンヴィライ裁判官が、本セミナーを振り返り、有意義な意見交換がされたこと、セミナーの成果を今後に活かしていく必要があることなどを述べられた。

最後に、国際協力部の森永太郎部長が閉会の挨拶を行い、本セミナーの総括と御協力いただいた関係者への感謝を述べた。

4 ミャンマーセミナー

(1) 概要

ア 日時

2021年1月19日（火）日本時間午後0時30分～午後7時（ミャンマー時間午前10時～午後4時30分）

イ 参加機関

裁判所（連邦最高裁判所，ヤンゴン西地区裁判所，ヤンゴン東地区裁判所），計画・財務・工業省（税関），商業省，連邦法務長官府，内務省（警察），知的財産権利者協会¹⁷

ウ 実施形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(2) プログラムの内容

ア オープニング

法務省大臣官房国際課の柴田課長が開会の挨拶を行い，ラオスセミナーと同様に，J S I Pフォローアップセミナーの意義を説明するとともに，後援機関である日本弁護士連合会，弁護士知財ネット及びJ I C Aミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトの御協力につき，御礼の言葉を述べた。



【オープニングの記念撮影（左上が法務省参加者）】

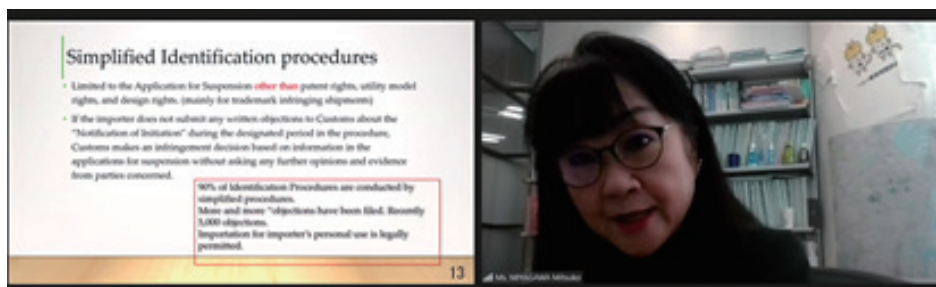
イ 高岡専門家によるプレゼンテーション

前記で紹介したラオスセミナーのプレゼンテーションと同様の内容に加えて，高岡専門家が参加するJ I C Aプロジェクトで作成されたミャンマーの一般市民向けの模倣品対策啓発用動画を上映した。

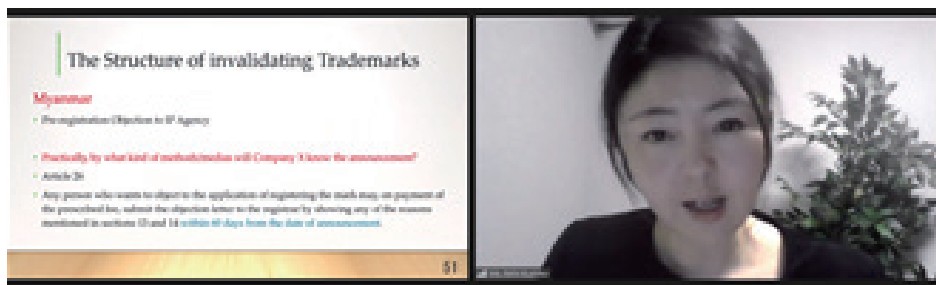
¹⁷ Myanmar Intellectual Property Proprietors' Association (M I P P A)。知財事件を扱う弁護士等が所属し，知財に関して，法案を起草するための会議に参加したり，教育活動を行ったり，海外のセミナー，研修等に参加したりしているそうである（<http://www.mippa.org.mm>）。本セミナーには，同協会から弁護士が参加した。

ウ 日本の弁護士のプレゼンテーション及び意見交換

宮川美津子弁護士¹⁸及び岩井久美子弁護士¹⁹が、商標権²⁰の侵害に対し権利者の立場からどのような手段をとることができるかという観点から設定された事例を用いて、商標権のエンフォースメントを確保するための日本の制度、実務について紹介するとともに、ミャンマー側の参加者と意見交換を行った。宮川弁護士は民事訴訟（侵害訴訟）及び税関での手続を、岩井弁護士は刑事手続及び特許庁での手続（異議、無効審判）をそれぞれ担当された。商標権のエンフォースメントにおいて重要なポイントとなる場面においては、ミャンマーの制度、実務（商標法の施行下で予定されているものも含む。）についての質問を、あらかじめ関係するミャンマー側機関に送付して検討してもらっており、セミナー当日はそれらの質問に対して回答してもらった上で²¹、更に両弁護士からもコメントをいただいた。ミャンマー側からは、例えば、ヤンゴン西地区裁判所に知財事件を扱う専門部が設けられ、税関や知財庁の処分に対する不服申立てはヤンゴン地区の高等裁判所が管轄を有する見込みであること、侵害訴訟で商標権の有効性は一つの争点となり得るが、それについて判断する権限は一次的には商業省の登記官にあるので、侵害訴訟を扱う裁判所としては商業省における無効手続の結果を待つことになること、出願審査における国内周知性の基準について細則で定める予定であることなどの説明があった。



【宮川弁護士のプレゼンテーション】



【岩井弁護士のプレゼンテーション】

¹⁸ TMI 総合法律事務所

¹⁹ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

²⁰ ミャンマーの商標法は、日本では不正競争防止法で定められている未登録の周知商標に係る権利行使についても定めているので、本セミナーでは、登録済みの商標と共に未登録の周知商標も扱った。

²¹ 計画・財務・工業省（税関）からの参加者には、ミャンマーの税関の業務について、パワーポイントを使った簡潔なプレゼンテーションをしていただいた。

エ 質疑応答・クロージング

上記の各プレゼンテーションの後で、質疑応答の時間を設け、両国の知財の制度、実務について、特にミャンマー側から多数の質問、コメントが出され、活発な意見交換が行われた。

クロージングでは、国際協力部の森永部長が閉会の挨拶を行い、本セミナーの総括と御協力いただいた関係者への感謝を述べた。



【質疑応答】

5 おわりに

両セミナーにおいて、ラオス側及びミャンマー側から日本の知財制度及び実務に関して多数の質問が出され、両国の知財関係機関において、他国の知見、経験を積極的に取り込んで自国の知財制度の発展につなげたいという意欲が感じ取られた。今後も両国の知財制度の状況を注視していきたい²²。

両セミナーは、J S I Pの関係では、これまで最高裁判所等他の機関と共催してきたシンポジウムとは別に、初めて法務省が企画したセミナーであり、かつ、経験の乏しいオンライン形式で開催したものであって、そのプログラムについては、形式面及び内容面ともに反省すべき点が多々あったが²³、両セミナーの参加者に対して行ったアンケートの結果はおおむね好評であり、今後も同様のセミナーの開催を望む声が多かった。法務省としては、今回のセミナーの振返りを十分に行った上で、次回のフォローアップセミナーの開催につき前向きに検討したい。

最後に、共催を引き受けていただいたラオス最高人民裁判所をはじめとするラオス側及

²² ミャンマーについては、本年2月1日以降の情勢下において、同国の知財制度の見通しは不透明であるが、本セミナーの成果が何らかの形で活用されることを祈っている。

²³ ラオスセミナーではラオス会場の電源が落ちて2、3分程度同会場との通信が断絶し、また、ミャンマーセミナーでは通信の不調からプレゼンテーションの順番を入れ替えるなど、オンラインセミナーならではのアクシデントがあった。

びミャンマー側の参加機関の方々，準備及び当日のプログラムで御協力いただいた弁護士の方々，高岡専門家並びにラオスプロジェクト及びミャンマープロジェクトの専門家の方々，当日円滑な通訳をしていただいた通訳の方々など，両セミナーに携わった関係者の皆様に対し，心より御礼を申し上げたい。

アジア・太平洋法制研究会第10回国際民商事法シンポジウム

国際協力部教官

川野 麻衣子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、令和3年（2021年）3月4日（木）、「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム～」と題して、アジア・太平洋法制研究会第10回国際民商事法シンポジウムを開催した。以下、その概要を報告する。

第2 背景

法務総合研究所は、国際民商事法センターと共に、平成8年度から、アジア太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を開催し、これまで、倒産法制（平成8年度、同9年度）、企業倒産と担保法（平成10年度、同11年度）、ADR（平成12年度、同13年度）、知的財産権（平成14年度、同15年度）、国際会社法（平成16年度、同17年度）、株主代表訴訟（平成18年度～同20年度）、監査制度（平成21年度～同23年度）、会社情報提供制度（平成24年度～同26年度）及び会社法実務（平成27年度～同29年度）をテーマとして実施してきた。

近年、東南アジア地域では、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国を中心として目覚ましい経済発展と国際化の進展が見られるところ、勤勉、低廉かつ豊富な労働力等が魅力となり、日本企業の進出が急速に進んでいる。我が国としては、東南アジア諸国と共に、更に一層の経済交流を促進し共に繁栄の道を歩むため、それぞれの国について理解を深め、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求していくことが望ましいが、会社法制の在り方については、これまであまり比較研究が行われてこなかった。

そこで、このような状況を踏まえ、東南アジア地域の数か国を対象に、実務的なニーズを踏まえた比較研究を行うことにより、日本企業の海外進出及び現地における事業活動の実施に役立てるため、平成27年度に「会社法実務研究会」を立ち上げ、東南アジア地域のコーポレート・ガバナンスに係る法制及びその実務の状況を比較研究し、一定の成果が見られたことから、平成30年度からは、前回の研究会を発展させ、我が国企業にとっても関心の高いジョイントベンチャー契約に焦点を当てた「会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会」を実施している。

同研究会では、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムを対象国として選定した上で、各対象国の会社法実務に関する専門家に対してヒアリングを行い、本研究会の委員による現地調査を実施するなどして、各対象国におけるジョイントベンチャー契約を中心に研究を進めてきた。

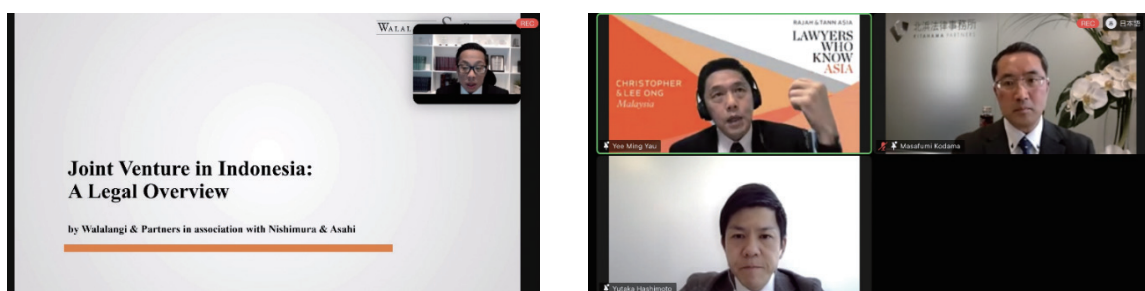
本シンポジウムは、これまでの研究活動を踏まえ、対象国におけるジョイントベンチャー

契約に係る実務の現状及び課題並びに我が国企業が進出等するに当たっての考察等についての研究成果を広く公表し、更なる討論を行うために開催したものである。

なお、例年は、大阪に会場を設けて、各対象国の専門家（以下「海外専門家」という。）にも来日していただいてシンポジウムを開催していたところ、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場を設けずに、オンラインによる開催となった。

第3 シンポジウムの概要

本シンポジウムのプログラムは本稿末尾に添付したとおりであるが、まず、会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会の座長である国谷史朗委員（弁護士法人大江橋法律事務所）から、「会社法実務研究の意義」として、本シンポジウムの趣旨及び研究の概要について説明があった。その後、研究対象のインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応について、各国の海外専門家と担当委員とによる国別発表及び意見交換が行われた。



【国別発表の様子】

国別発表に続いて、安田健一委員（弁護士法人堂島法律事務所）の進行により、各国の海外専門家及び担当委員が全員参加し、パネルディスカッションを行った。パネルディスカッションにおいては、例えば、ジョイントベンチャー契約書に盛り込む内容の実務的な傾向やジョイントベンチャーから外国株主が撤退する際によく採られる方法、各国の法令や裁判例の調査方法などについて、活発な議論と情報共有が行われた。なお、本シンポジウムの内容について

では、国際民商事法センターから議事録が発行されるほか、本シンポジウムを含めた本研究会の成果については、後日、書籍にまとめられる予定である。



【パネルディスカッションの様子】

第4 おわりに

本シンポジウムは、初めてオンラインにより開催したが、国内外を問わず、延べ130名を超える多くの企業関係者、法律家、研究者、学生等にご参加いただいた。参加者からは随時、チャット機能を用いて質問が寄せられ、国別発表やパネルディスカッションの際に可能な限り取り上げたので、各国の法制度や実務に関する理解をより深められたのではないかと考えている。参加者アンケートにおいても、アジア太平洋地域の会社法の実務について理解が深まったとの意見が多数を占めていた。また、今後もオンラインでのシンポジウムの開催を希望するとの声が多数あり、開催方法については今後検討の余地があるものと思料する。

本シンポジウムの開催に当たり、さまざまに御協力いただいた海外専門家、アジア・太平洋法制研究会の委員、国際民商事法センター、大阪商工会議所、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部、大阪弁護士会、公益社団法人関西経済連合会を始めとする関係者の皆様に、この場を借りて御礼を申し上げたい。

アジア・太平洋法制研究会
第10回国際民商事法シンポジウム

東南アジア4カ国のジョイントベンチャー法制と実務対応

～インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム～

- 日 時 令和3年(2021年)3月4日(木)
10時00分～17時15分(日本時間)
- 会 場 Web会議システムを利用したオンライン方式
- 主 催 法務省法務総合研究所
公益財団法人国際民商事法センター(ICCCLC)
- 共 催 大阪商工会議所
- 後 援 独立行政法人国際協力機構(JICA)
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部
大阪弁護士会
公益社団法人関西経済連合会

プ ロ グ ラ ム

※日本時間

- 10:00～10:05 開会挨拶
上富 敏伸 法務省法務総合研究所長
- 10:05～10:20 会社法実務研究の意義
国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
- 10:25～11:25 国別発表1
「マレーシアにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」
Yau Yee Ming (ヤオ・イー・ミン)
Christopher & Lee Ong 法律事務所弁護士
児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士
橋本 大 住友商事株式会社法務部長付
- 11:40～12:40 国別発表2
「インドネシアにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」
Luky I. Walalangi (ルーキー・ワラランギ)
Walalangi & Partners Founder & Managing パートナー弁護士
石田 眞得 関西学院大学法学部教授
豊島 ひろ江 中本総合法律事務所弁護士

- 13：30～14：30 国別発表3
「タイにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」
Udomchai Leesin (ウドムチャイ・リーシン)
Nishizawa Legal Consulting Co., Ltd. 弁護士
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授
安田 健一 弁護士法人堂島法律事務所弁護士
- 14：45～15：45 国別発表4
「ベトナムにおけるジョイントベンチャー法制と実務対応」
Dr. Anh Tuan Nguyen (アン・トアン・グエン)
LNT & Partners パートナー弁護士
川島 裕理 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
古川 朋雄 大阪府立大学大学院経済学研究科准教授
- 16：00～17：00 パネルディスカッション
(進行) 安田 健一 弁護士法人堂島法律事務所弁護士
- 17：00～17：10 総括
国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
- 17：10～17：15 閉会挨拶
大野恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター理事長・元検事総長・弁護士

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress） サイドイベントについて

国際協力部教官
庄地 美菜子

第1 はじめに

第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）が、令和3年3月7日（日）～12日（金）の6日間、国立京都国際会館で開催され、法務総合研究所国際協力部は、同月9日にサイドイベントとして、JICAと共催で、講演「法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例」及びパネルディスカッション「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」を開催した。本サイドイベントはオンライン配信され、国内外から多くの参加者を得て行われた。以下、その概要を報告する。

第2 サイドイベントのテーマについて

京都 kongress では、「2030アジェンダ¹の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」という全体テーマが掲げられた。

SDGsゴール16では「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」とされ、またターゲット16-3では「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」とされている。当部では、これまで法の支配の促進のために、各支援対象国のニーズに沿った様々な支援を行ってきた。そして、法の支配の促進のためには、紛争解決手段として公平公正な解決ができる司法の仕組みが要求される場所、そのような仕組みの大前提となる「司法アクセスの確保」すなわち一般市民、とりわけ脆弱な立場にある人々が、いかに公的な司法制度による権利救済へアクセスできるかという点が極めて重要となる。

そこで、当部では、今回、この司法アクセスの確保に焦点をあて、一般市民の意識、公的機関の設置、アクセスポイントや弁護士が存在、信頼性のある司法制度等について、ラオス・ネパール・ベトナムの各国において、どのような課題があり、どのような取組がなされているかについての経験を共有し、法の支配をさらに促進するための司法アクセスの強化に関する展望について議論するべく、講演会とパネルディスカッションを行った。

第3 講演会の概要

講演会では、ネパール元最高裁判所長官のカルヤン・シュレスタ判事による講演「脆弱

¹ 2015年9月の国連サミットで採択された行動計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」。この中で、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）が記載されている。

な立場の人々の司法アクセス強化に関するネパールの取組」と、ラオス司法省法務審査・調査局長のナロンリット・ノーラシン氏による講演「ラオスにおける法の支配強化のための法律扶助の発展について」がそれぞれ行われた。

カルヤン・シュレスタ判事による講演では、ネパールにおける貧困層や文字の読めない人々、犯罪被害者や女性、子ども達等立場の弱い人々が、十分な司法的救済を受けることができないという現状にあること及びその原因に対する考察が述べられた。また、この問題に対してネパール政府およびネパールの最高裁判所が採った方策について、最高裁判例等の具体例を挙げて説明され、今後の展望等が述べられた。

ナロンリット・ノーラシン氏による講演では、1990年頃から現在に至るまでのラオスにおける法律扶助をはじめとする政策や司法制度の改革の沿革について述べられたほか、現在、同国における司法アクセスを支えている法律扶助の制度の仕組み（扶助を受ける資格や、これを提供する組織、各県の事務所の設立状況、利用実績等）について詳細な説明がなされた。また、同制度については、職員の育成や資金調達等、将来に向けての課題についても述べられた。

第4 パネルディスカッションの概要

引き続き行われたパネルディスカッションでは、カルヤン・シュレスタ判事とナロンリット・ノーラシン局長に加え、アジア財団²シニアマネージャー ラオス・ヴィエンチャン事務所 ワッサナ・シンタウォン氏、ユニセフベトナム事務所子どもの保護（司法制度）専門官 グエン・タイン・チュック氏、日本の弁護士の原若葉氏がパネリストとして参加し、法務総合研究所国際協力部長の森永太郎がモデレーターを務めた。

ワッサナ・シンタウォン氏は、ラオスにおける司法アクセスの現状として、弁護士が全国で312名しかおらず、しかも都市部に偏在していること、農村部においては村ごとの調停組織（Village Mediation Unit）が構成され、正式な裁判の前段階として、法的サービスを提供していることなどが紹介された。

グエン・タイン・チュック氏は、刑事事件や民事事件に巻き込まれた子どもたちの権利保護の観点から、とりわけこのような弱い立場にある子どもたちに関するベトナムにおける司法アクセスの現状について紹介し、捜査機関のスタンスの改善や、裁判制度等の法整備の必要性について言及された。

原若葉氏は、コートジボワールの司法省において司法アクセス改善のために法律相談のコールセンターを立ち上げた経験を踏まえ、法律問題を抱えているものの自らの抱えるトラブルが法律問題だと気付いていない人にとって、法律の情報提供の場としてのコールセンターが司法アクセス改善のために有用であったことや、コールセンターは、司法アクセスの三大障害（地理的障害、経済的障害、心理的障害）を乗り越える上で有用であることなどを述べられた。

² アジア財団（The Asia Foundation）は、USAID等から資金を得て、2014年よりラオスにおける法律扶助に関する支援を行っている。

その後の全体協議においては、各国の司法アクセス向上にとってボトルネックとなっている要因は何かという点について議論が交わされた。

この中で、各国共通の課題として、過疎地において法の正義を求めることに対して社会の偏見があるのではないかという点については、家族の問題を公にしたくない、家族の揉め事は恥であって、家の名誉を守るために公にしないという文化が残っていることや、女性は暴力犯罪の被害者になりやすく、司法アクセスへのニーズが高いにもかかわらず、「女性は男性に従って生きるべき」という男尊女卑の価値観の中で育ってきた女性の司法アクセスを改善するのは難しいことなどが挙げられた。

これらの点に対する取組としては、ネパールにおける女性警察官による女性のためのコンサルタントセンターの例が紹介され、また、司法アクセスを強化するための制度（法律）作りの重要性が述べられた。

そして、司法アクセスに困難を抱える弱い立場の人々に対して、法律専門家の方からアウトリーチしていくことの重要性についても述べられた。

また、オンラインで視聴している参加者からは多岐にわたる質問が寄せられた。

第5 おわりに

本サイドイベントでは、司法アクセスの向上のための課題や今後の展望について、各国パネリストがそれぞれの文化的・社会的背景を踏まえて議論を展開し、参加者にとっても司法アクセスの向上のための新たな視点を得る貴重な機会になったものとする。

講演者、パネリストの皆様には、この場を借りて御礼を申し上げます。



パネルディスカッションの様子

【国際研修・共同研究】

第2回スリランカ本邦研修・オンライン (刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)

国際協力部教官

河野 龍三

1 背景及び研修の目的

- (1) 本研修は、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）に対するJICA国別研修（2019年度から2年間）の一環として、国際協力部が協力し、2020年1月及び同年2月に実施された第1回に続いて行われたものである¹。
2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、招へいに代えてオンラインにて研修を実施した。
- (2) スリランカでは極めて深刻な刑事訴訟の遅延が生じており²、昨年度は、検察官、裁判官等の実務家を対象に「刑事訴訟の遅延解消」をテーマに捜査・公判等、比較的幅広い分野について日本側の知見を提供する研修を実施した。昨年度の研修参加者から、特に日本における公判前整理手続に対する強い関心が示され、スリランカでも同手続の導入が検討されていることから、今年度は公判前整理手続について取り上げ、遅延解消のための解決策について議論することを本研修の目的とした。

2 研修日程

2021年3月23日（火）及び同月24日（水）（以下「3月セッション」という。）と、同年4月6日（火）及び同月7日（水）（以下「4月セッション」という。）の合計4日間。

詳細は別添の日程表を参照されたい。

3 研修参加者

司法省職員、法務長官官房（AGD）³の検察官、高等裁判所⁴の裁判官、マジストレイト裁判所⁵の裁判官、スリランカ弁護士会（BASL）の弁護士、法律扶助委員会の職員、合計約21名。

¹ 第1回本邦研修の報告については、ICD NEWS 第83号（2020.6）140頁以下に掲載。

² 司法省によれば、刑事訴訟の平均審理期間は高等裁判所（High Court）の判決まで平均9年半とのことである。

³ AGD（Attorney General's Department）所属の検察官が重大犯罪の起訴（Indictment）及び裁判所における公判を担当する。

⁴ 高等裁判所（High Court）は、起訴（Indictment）された事件の第一審裁判所になるため、原則として控訴審を行う日本とは異なる。

⁵ マジストレイト裁判所（Magistrate's Court）は、一定の軽い犯罪の第一審裁判所であり、重大犯罪の予備審問（Preliminary Inquiry）も担当する。

4 研修総括

(1) 本研修の概要

本研修の実施に当たっては、オンライン研修の効率を高めるため、事前提供資料の充実を心掛けた。具体的には、刑事事件の模擬記録と、国際協力部教官等が裁判官・検察官・弁護人を演じた模擬公判前整理手続動画を作成し、事前提供した。研修当日は、日本の公判前整理手続に関する条文の説明、制度趣旨や実務上の留意点に関する講義に加え、実際に研修参加者と一緒に前記動画を見ながら制度の詳細について解説を加えた。また、裁判所の訴訟指揮、ダイバージョン等、公判前整理手続以外の訴訟遅延防止策についても日本の実務を紹介したほか、パネル・ディスカッションも実施した。さらに、研修参加者からも発表がなされ、スリランカが導入を検討している公判前整理手続のドラフトに関する議論も行われた。

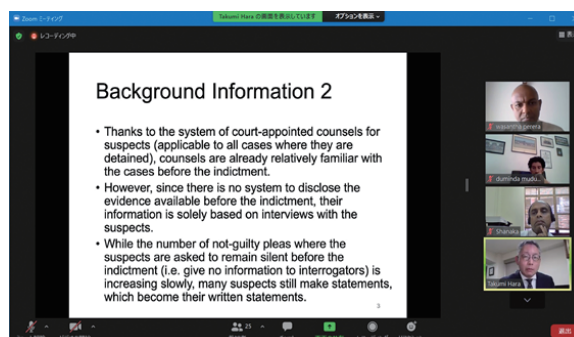
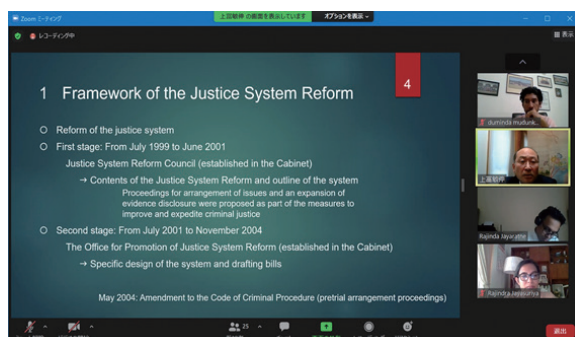
(2) 3月セッションの概況

ア 国際協力部教官による講義

初日は、日本の公判前整理手続の概要や、裁判官の視点からの訴訟遅延防止に関する講義を国際協力部教官が行った。研修参加者からは、公判前整理手続において裁判所が証拠の中身を見ないで取調べ請求を却下する方法に関する質問や、反対尋問を主尋問の範囲に制限する制度がスリランカにはない旨のコメントなど、積極的な発言があった。

イ 上富所長による講義

2日目は、法務総合研究所の上富敏伸所長から、日本が公判前整理手続を導入した背景、立法当時の理論・実務両面の議論の状況、導入後の変化等について、司法制度改革推進本部事務局での経験等を踏まえた講義がなされた。研修参加者からは、公判前整理手続終了後に弁護人が新たにアリバイ主張をすることや、公判期日前に検察官が弁護側証人に接触することの可否等に関する質問がなされ、特に、実務家である検察官らの関心の高さが目立った。



【左：上富所長の講義の様子、右：原弁護士の講義の様子】

ウ 原弁護士による講義

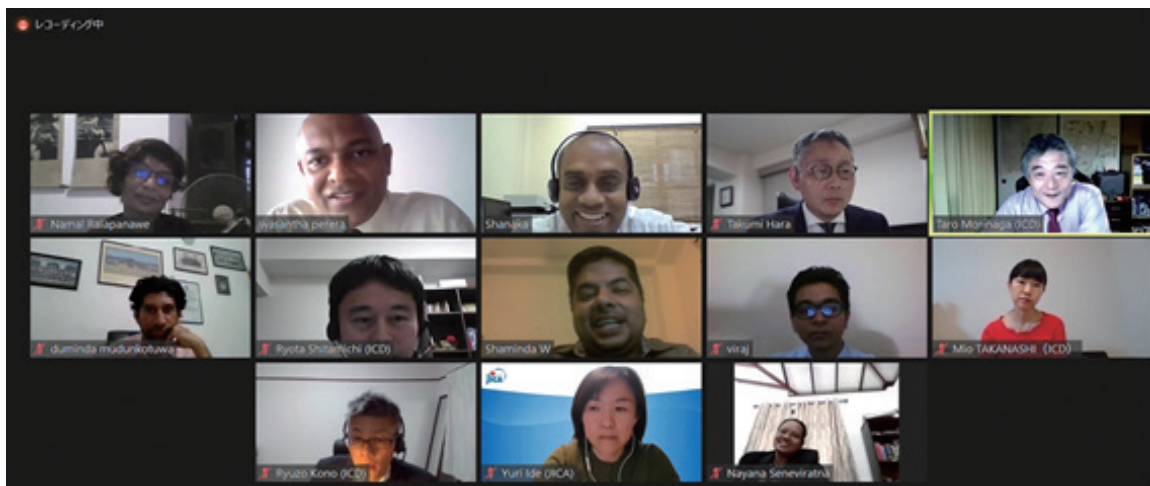
元司法研修所刑事弁護教官の原琢己弁護士による講義も行われ、刑事弁護人とし

ての豊富な経験を踏まえ、公判前整理手続は訴訟の迅速化という点で被告人の利益にもかなうとの考えが説明された。同講義では、法曹三者の信頼関係や協力の重要性についても言及された。

なお、スリランカ弁護士会の弁護士は、当初参加が予定されていたものの、3月セッションには参加しなかった。

エ パネル・ディスカッション

2日目の最後には、「刑事訴訟における遅延防止の取組」をテーマとしてパネル・ディスカッションを実施した。パネリストの国際協力部教官や原弁護士から各自の経験の共有があった後、研修参加者からも、証拠開示、反対尋問、上訴、保釈等、幅広い話題について活発に意見が出された。終盤には、検察官の研修参加者から、「スリランカの刑事手続は非常に対立的な構造であり、検察官と弁護人がコミュニケーションを図るメリットがない。しかし、公判前整理手続のような制度を導入したら、検察官と弁護人が強制的に同じ席に着くことになるため、お互いの議論のための触媒（catalyst）になるかもしれない。」との発言があった。



【パネル・ディスカッションの様子】

(3) 4月セッションの概況

ア 3月セッションの振り返り

初日の冒頭では、公判前整理手続の概要や裁判所の訴訟指揮に関する3月セッションの各講義についての振り返り及び討議を行うとともに、模擬手続動画の上映及び解説の続きを実施した。

イ ダイバージョン等に関する講義

公判前整理手続以外の訴訟遅延防止策に関する講義では、日本の刑事手続において送致事件の半数以上が不起訴になる実態を踏まえ、検察官による起訴猶予処分がダイバージョンの一環となっている旨説明がなされた。研修参加者からは、スリランカでは、示談可能な犯罪類型の事件（compoundable offence）以外は原則として

不起訴にすることはできないとのコメントがあった。

ウ 研修参加者による発表

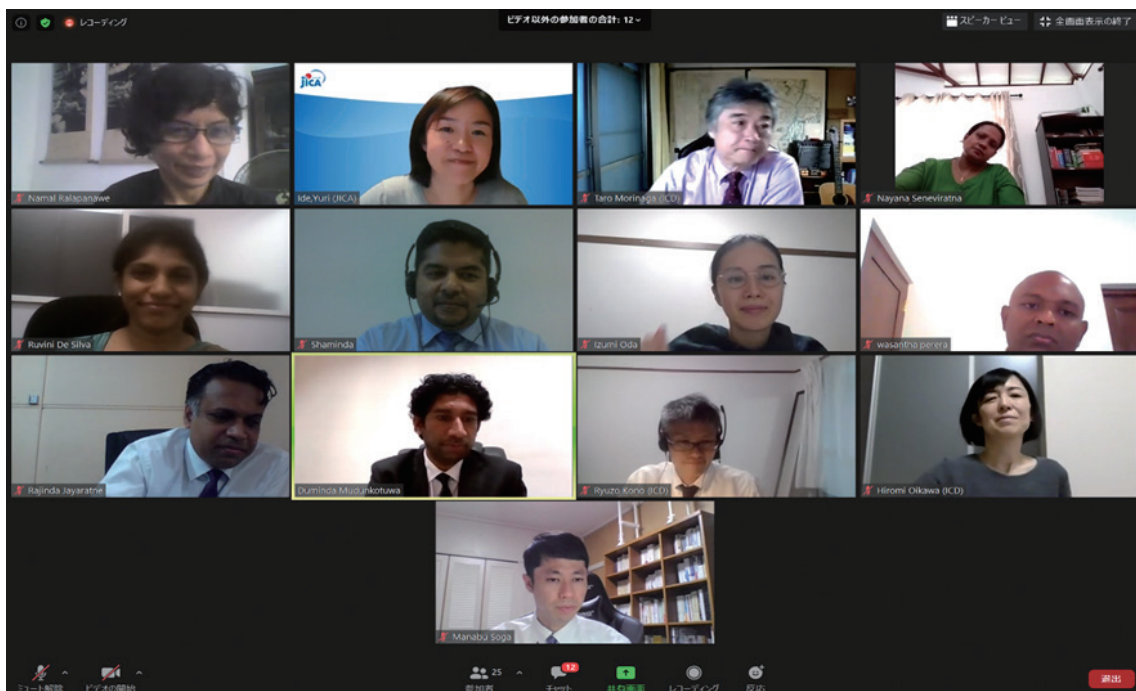
当初、スリランカ側からは、司法省による公判前整理手続のドラフトに関する発表のみが予定されていたが、3月セッション後、AGDからも発表を行い議論したいとの要望が出された。また、スリランカ弁護士会の弁護士の参加を望む声があり、JICAスリランカ事務所の働き掛けもあって、4月セッションには刑事弁護の経験を有する弁護士2名が参加し、かつ発表も行った。

AGDからは、スリランカにおける刑事司法制度の概要、AGDの役割、訴訟遅延の原因等について詳細な発表がなされ、人口比で検察官の数が少ない実情についても説明がなされた。また、スリランカ弁護士会からは、訴訟遅延の原因に関する分析について発表がなされた。

司法省の発表及び討議においては、検察官や弁護士の研修参加者から、公判前整理手続のドラフトについて、被告人に予定主張の明示を義務付けることは黙秘権（right to silence）に反するのではないかという疑問や、公判前整理手続の期間が短すぎるといった懸念など、率直なコメントがなされた。

エ 研修の振り返り及び評価会

本研修最後のコマにおいて、ある検察官の研修参加者は、「やる前は、オンライン研修はうまくいかないと思っていた。JICAによる説得があったので参加したが、結果として感謝したい。議論はこれからも続く。」旨の感想を述べた。印象的だったのは、それまで発言の機会の少なかったマジストレイト裁判所の裁判官が、現場における遅延解消の取組に関して、自らのグッド・プラクティスを共有してくれた



【研修の振り返り及び評価会の様子】

ことであった。

(4) 総括

本研修において研修参加者は、積極的に質問し、スリランカの課題について熱心に議論し、参加者同士がお互いの立場を超えて率直に意見を述べ合った。スリランカの裁判官、検察官、弁護士という法曹三者を同じ席に着かせ、訴訟遅延の解決策をめぐって議論できるプラットフォームを提供できたことは、本研修の成果の1つと考えられる。

5 今後の展望

スリランカに対する国別研修は、2021年度から2年間継続することが決定されている。スリランカの司法大臣は、JICAも参加した司法分野のドナー会議において、訴訟遅延を解決するための司法改革を推進する姿勢を明確に打ち出しており⁶、同国に対する継続的な支援が必要である。

本研修最後のコマでは、次期案件のトピックについても、研修参加者との間で意見交換がなされた。マジストレイト裁判所における訴訟遅延対策、警察と検察官の関係、既にスリランカにおいて導入されている民事の準備手続の検証など、いずれも検討に値する重要なテーマである。もちろん、本研修で取り扱った公判前整理手続についても、フォローアップが必要と考えられる。

今後も、スリランカの刑事訴訟の遅延が少しでも緩和されるよう、より充実した研修を実施すべく担当者一同努力してまいりたい。

最後に、本研修に御協力いただいた講師の方、JICA本部及び同スリランカ事務所の御担当者、ICCLC、国際協力部の担当専門官ほかの関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

⁶ 司法大臣のスピーチの内容は、2021年4月7日付け Daily FT 記事を参照 (<http://www.ft.lk/opinion/Government-hosts-dialogue-with-global-development-partners/14-715964>)。

第2回スリランカ本邦研修 (刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～) 日程

※オンライン研修

※日本時間

	第1部	第2部	第3部
3月 23日 (火)	12:30～13:00 導入, 自己紹介	16:00～18:00 講義 「模擬記録の説明」並びに 模擬公判前整理手続 (ビデオ上映) 及び討議 講義: ICD部長 森永太郎 討議等: ICD教官, 研修参加者	19:30～21:30 講義 「裁判所の訴訟指揮について」 ICD教官 下道良太
	13:00～15:00 講義 「公判前整理手続の概要」 ICD教官 河野龍三		
3月 24日 (水)	12:30～15:00 講義 「公判審理の充実と迅速化の方策 —公判前整理手続の創設—」 法務総合研究所所長 上富敏伸	16:00～18:00 講義 「弁護人の立場から見た 公判前整理の実務」 弁護士 原琢己	19:30～21:30 パネル・ディスカッション 「刑事訴訟における 遅延防止の取組」 モデレーター: ICD部長 パネリスト: 原弁護士, ICD教官等

※4月フォローアップセミナー (オンライン)

	第1部	第2部	第3部
4月 6日 (火)	12:30～13:00 導入, 自己紹介	16:00～18:00 振り返り・討議 ①「模擬公判前整理手続(ビデオ)」 発表・討議 ②「スリランカにおける 刑事司法手続の分析及び 刑事訴訟の遅延解消方法」 ①ICD部長 森永太郎 ②研修参加者 (AGD), ICD教官	19:30～21:30 振り返り ①「弁護人の立場から見た 公判前整理の実務」 発表・討議 ②「スリランカにおける 刑事司法手続の分析及び 刑事訴訟の遅延解消方法」 ①弁護士 原琢己 ②研修参加者 (BASL), ICD教官
	13:00～15:00 振り返り・討議 ①「公判前整理手続の概要」 ②「裁判所の訴訟指揮について」 ①ICD教官 河野龍三 ②ICD教官 尾田いづみ		
4月 7日 (水)	12:30～15:00 講義 「ダイバージョン等, その他の 訴訟遅延防止策について」 ICD部長 森永太郎	16:00～18:00 発表・討議 「スリランカにおける 公判前整理手続の導入」 研修参加者 (MOJ), ICD教官	19:30～21:00 研修の振り返りと 今後取り組むべき事項についての 討論, 評価会 ICD教官, 研修参加者

ウズベキスタン・1 Day オンラインセミナー (計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方)

国際協力部教官

黒木宏太

第1 はじめに

ウズベキスタンでは、持続的な経済発展のために市場経済化を進めており、その基盤となる法整備について支援を必要としている。そのため、法務総合研究所国際協力部は、ウズベキスタンの市場経済化に伴い、基本法令の制定や運用が適正にされるように、技術面での支援をしている。

ウズベキスタンにおける法整備支援の民事法・民事訴訟法関係の活動はJICA（国際協力機構）の国別研修としての活動である。この活動の目的は、ウズベキスタンにおいて、私人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原理に基づき適正に運用されるように司法能力を強化することにある¹。

今回の1 Day オンラインセミナーは、上記目的との関係で、計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方をテーマとして実施した。計画経済から市場経済への移行という大きなテーマに焦点を当てることで、大きな方向性についての考え方を理解していただくとともに、調査出張が出来ない状況下において、今後の研修の参考のために、先方の関心を幅広く聴取することを企図したものである。

本オンラインセミナーには、日本側からは、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏ほか、JICAウズベキスタン事務所の東郷知沙氏、当部の森永太郎部長、庄地美菜子教官、高梨未央教官及び本間基之専門官ほかに参加した。また、ウズベキスタンの法整備支援に御協力いただいている、御池総合法律事務所の本松利忠弁護士（元大阪地裁所長）及び摂南大学法学部の大川謙蔵准教授にも御参加いただいた。タシケント国立法科大学のアハドジョン・ハキモフ氏に日本語・ウズベク語間の通訳をしていただいた。

第2 本オンラインセミナーの概要

1 概要

(1) 日時

2021年3月17日（水）日本時間12:00～19:00

（ウズベキスタン時間8:00～15:00）

¹ ウズベキスタンの民事実体法及び民事手続法の特徴の概要については、拙稿「ウズベキスタンにおける法整備支援（行政法、民事訴訟、犯罪白書）～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～」ICDNEWS第85号（2020年12月号）95頁以下を参照されたい。

(2) ウズベキスタン側参加者

司法省，司法省研究所，最高裁判所，タシケント市裁判所，高等裁判官養成校
合計約40名

(3) 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(4) 概要

日本側からの講義：

- ・民事法の考え方（市場経済体制下における民事法の理解とは）
- ・民事訴訟の考え方（自由主義諸国における民事訴訟の原則について）

ウズベキスタン側からのプレゼンテーション：

- ・近時の民法改正案について

ディスカッション：

- ・意見交換（講義内容，民法改正案等について）

2 内容

(1) 日本側講義

ア 森永太郎部長より，民事法の考え方（市場経済体制下における民事法の理解とは）について，講義をした。具体的には，法の多元性と階層性，国家の私法へのかかわり，私法としての民事法の位置付け・機能，自由主義経済体制下における民事法の諸原理，民事法の適用・解釈，社会主義法の影響を受けた民事法の特徴と課題などについて，ベトナムでの長期専門家の経験をはじめとするこれまでの法整備支援の経験等を踏まえて，説明した。

イ 当職より，民事訴訟法の考え方（自由主義諸国における民事訴訟の原則について）について，講義をした。具体的には，自由主義諸国の裁判の特徴，私的自治の原則と民事訴訟などについて，裁判官としての経験等を踏まえて，説明した。

(2) ウズベキスタン側からのプレゼンテーション

ウズベキスタン側からは，アディバ・サファロヴァ氏（司法省研究所）より，ウズベキスタンの民法改正案の概要等の紹介があった。具体的には，ICTの活用や新しいタイプの契約類型について規定していこうとしている方向性が説明された。詳細は，ウズベキスタン司法省のホームページ²などを参照されたい。

(3) ディスカッション

ここまでの講義内容や民法改正案等について，意見交換をした。

ウズベキスタン側からは，日本側講義に関し，判例と法の解釈の関係性や日本の審理期間等についての質問がなされたほか，日本側からも，ウズベキスタン民法改正案に関し，新しいタイプの契約類型等についての質問をするなどして，これらの点について活発な意見交換が行われた。

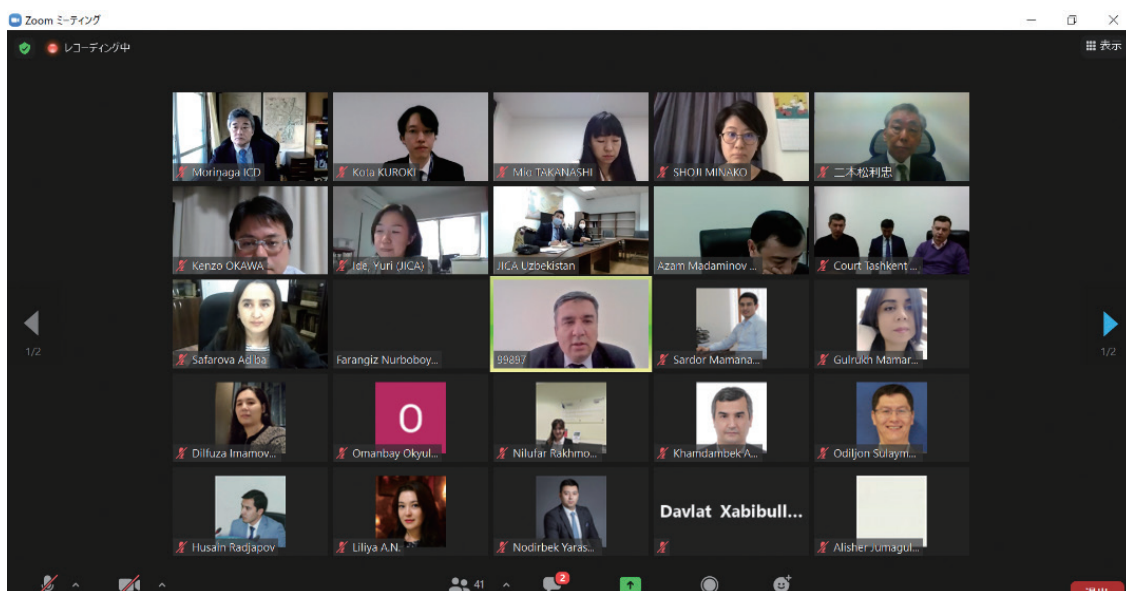
² 民法改正案については，ウズベク語であるが，こちらから参照することができる。概要については英語でも説明されている。<https://www.minjust.uz/en/press-center/news/101178/>

第3 所感と今後の支援の方向性について

社会主義の国々の法律の特徴として、法律に極めて詳細な規定をする傾向があること、一般法・特別法の概念が希薄であること、裁判官が法を解釈した上で運用するという意識が低い傾向にあること等が指摘されている。

今回紹介された民法改正案は、まさにそのような傾向を反映したものとなっており、基本法である民法に（日本の法律家の感覚でいえば）下位法令や特別法に規定されてしかるべき事項が多く規定されようとしているものであり、市場経済下の民法とはむしろ逆方向に向かっているようにも思われた。他方で、法解釈については、参加者からは高い関心が示され、市場経済化を志向している様子がうかがわれた。

国際協力部としては、市場経済下における考え方を今後も紹介しつつ、ウズベキスタンの自主性を尊重しながら、発展に協力していきたい。



【本オンラインセミナーの様子】

【研修等実施履歴】

2021年2月から同年4月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。
研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

第2回スリランカ本邦研修

日 時 2021年3月23日（火）、同月24日（水）
場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施
テーマ 刑事訴訟の遅延解消
担 当 国際協力部長 森永太郎
国際協力部教官 河野龍三、下道良太
国際専門官 嵐文子、原島隆寛

第2回スリランカ本邦研修フォローアップセミナー

日 時 2021年4月6日（火）、同月7日（水）
場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施
テーマ 刑事訴訟の遅延解消
担 当 国際協力部長 森永太郎
国際協力部教官 及川裕美、曾我学、河野龍三、尾田いずみ
国際専門官 原島隆寛、徳井靖士

2 オンラインセミナー

(1) 東ティモール

ア 日 時 2021年2月19日（金）
テーマ 不動産登記法、土地の紛争解決
担 当 国際協力部教官 下道良太、川野麻衣子
国際専門官 嵐文子、原島隆寛

イ 日 時 2021年3月25日（木）、同月26日（金）
テーマ コミュニティー保護区法
担 当 国際協力部教官 川野麻衣子
国際専門官 嵐文子、原島隆寛

ウ 日 時 2021年4月27日(火), 同月28日(水)

テーマ 地籍法

担 当 国際協力部教官 曾我学, 川野麻衣子

国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士

(2) ラオス

日 時 2021年3月2日(火)

テーマ 未遂犯と予備犯, 量刑の加重減輕事由等について

担 当 国際協力部教官 黒木宏太, 矢尾板隼

国際専門官 嵐文子, 原島隆寛

(3) バングラデシュ

日 時 2021年3月15日(月)

テーマ 民事訴訟の遅延解消

担 当 国際協力部教官 村田邦行, 下道良太, 黒木宏太

国際専門官 本間基之, 嵐文子

(4) ネパール

日 時 2021年3月16日(火)

テーマ 国際私法, 不法行為, 過失犯

担 当 国際協力部長 森永太郎

国際協力部教官 下道良太, 矢尾板隼

国際専門官 千間聡子, 嵐文子

(5) ウズベキスタン

日 時 2021年3月17日(水)

テーマ 計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方

担 当 国際協力部長 森永太郎

国際協力部教官 庄地美菜子, 高梨未央, 黒木宏太

国際専門官 岡田泰弘, 本間基之

3 シンポジウム

(1) 第10回国際民商事法シンポジウム

日 時 2021年3月4日(木)

テーマ 東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子, 川野麻衣子

国際専門官 本間基之, 嵐文子, 原島隆寛

(2) 京都コンGRESS・ユースフォーラム

日 時 2021年2月27日(土), 同月28日(日)

場 所 国立京都国際会館

形 式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)

テーマ 安心・安全な社会の実現へ ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～

担 当 国際協力部長 森永太郎

国際協力部教官 庄地美菜子, 下道良太, 黒木宏太

国際専門官 岡田泰弘, 千間聡子

(3) 第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS) サイドイベント

日 時 2021年3月9日(火)

場 所 国立京都国際会館

形 式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)

テーマ 法の支配を実現するための司法アクセスの強化に関する成功事例

ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組

担 当 国際協力部長 森永太郎

国際協力部教官 庄地美菜子, 高梨未央, 黒木宏太

国際専門官 埴本明, 岡田泰弘, 千間聡子, 本間基之, 嵐文子, 原島隆寛

【活動予定】

2021年7月から同年9月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

記

オンラインセミナー

(1) バングラデシュ

日 時 2021年7月26日(月), 27日(火)(予定)

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施(予定)

テーマ 調停のオンライン・トレーニング

担 当 国際協力部教官 曾我学, 黒木宏太, 尾田いずみ

国際専門官 北野月湖, 徳井靖士

(2) インドネシア

日 時 2021年9月1日(水)(予定)

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施(予定)

テーマ 日本における法令の整合性確保のための方策

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子, 西尾信員, 黒木宏太

国際専門官 山田寛子, 北野月湖

プロジェクトスタッフ確保と育成について

カンボジア民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

業務調整専門家

川口裕子

JICAの技術協力プロジェクト業務調整員の仕事は、専門家が行うプロジェクト業務を補佐し、プロジェクトがスムーズに進捗するようプロジェクトのマネジメントを行うことが主な業務です。どんな仕事にも当てはまると思いますが、業務には前線業務と後方業務があり、各専門家には前線業務である、民法・民事訴訟法及び関連法令が適切に運用され、その適切な運用が普及・定着されるように日々奮闘頂いています。一方、業務調整員は、後方業務として前線の活動を支え、プロジェクト活動がスムーズに運ぶよう人材管理や必要物品の調達などのロジスティックス業務に日々取り組んでいます。

プロジェクトでの後方業務のうち、最重要事項として取り組んでいる事としては、プロジェクトスタッフの確保と育成が上げられます。現在、カンボジアのプロジェクトでは5名の現地スタッフを雇っており、内4名が日本語－クメール語（カンボジア語）で業務できるスタッフを採用しています。スタッフ数は他のJICA技術協力プロジェクトと比較すると多く、また日本語のできる人材を4名も確保する必要があるのかと指摘されることもあります。しかし、法整備支援というプロジェクトの性質上、法律の定義を確実にカウンターパートに伝えるためには、お互いの母語を使うことが望ましく、日本語－クメール語の通訳・翻訳ができ、また法律知識のある人材の確保は本プロジェクトの成果達成のためには必須なことだと思っています。

しかし、正直なところ、日本語－クメール語での通訳・翻訳ができ、また法律知識のある人材の確保が非常に難しいのが現状です。その理由の一つは、そもそも日本語－クメール語の通訳・翻訳ができる人の母数が少ないことが挙げられます。カンボジアには、日本語学科のある大学も存在しますが、法的な素養があることや法律用語を知っていることなどの条件を付けると、該当者はかなり限定されてしまいます。また、給料面で外資系民間企業に比べると、プロジェクトにはアドバンテージがないことも人材確保の難しさの要因となっています。JICAとして活動を実施するにあたり、本プロジェクトだけ特別な基本給の設定をすることも難しく、基本給設定の際には、カンボジアの他のJICA技術協力プロジェクト雇用スタッフと基本給に大きな差が出ないように配慮する必要もあります。

そこで、プロジェクトでは大学の新卒の学生を採用することで人材を確保するよう努めています。カンボジアには王立法律経済大学内に名古屋大学が運営する「カンボジア日本

法教育研究センター」があり、同大学の学生が課外講座として、日本語で日本法（主に民法）を学んでいます。プロジェクトでは同コースの修了生を中心として新卒の学生をリクルートし、プロジェクトスタッフとして採用しています。しかし、新卒の学生はプロジェクトでの採用時には即戦力として活躍できるわけでは決してなく、ある程度の期間OJTによる育成が必須ではあります。新卒スタッフの育成は専門家にとってはカウンターパート機関への技術支援と同様、もしくはそれ以上に時間的負担を強いられることになります。また、人材の募集、選考、契約、評価といった人事部的要素すべてをプロジェクトで担わないといけないため、直接的な技術インプットでないところでも、かなりの時間と労力を費やしてしまうのも事実です。

決められたプロジェクト期間のなかで十分な成果を残すためにはスタッフの育成に時間を取られている場合ではない、といった意見もあると思います。しかし、プロジェクトの役割として、カウンターパート機関の人材育成だけでなく、若いプロジェクトスタッフへの教育も、カンボジア法曹人材を育てていく上で重要なことではないかと感じています。プロジェクトで雇用している以上、プロジェクト活動において最低限の仕事はこなしてもらわないといけません。しかし、ただ与えられた業務をこなすだけのスタッフを育てるのではなく、プロジェクトにおいて、我々と仕事を共にすることによって、日本人のやり方から何かを得て、自分たちになかったものを身につけ、一人一人が知識だけではない何かを学び、カンボジア社会の向上のために成長してくれる人材を育成したいと常々感じています。またプロジェクトでのカンボジア人材育成は、大きな意味でカンボジア社会の発展に寄与することになるのではないかと感じています。

プロジェクトの目標はカウンターパート機関への支援が目的であり、スタッフの成長は間接的かつ副次的なものとして扱われてしまうかもしれません。しかし、時間と労力を掛けたスタッフ育成は、プロジェクトが本来予定する目的からも「中らずと雖も遠からず」であると信じています。今まで共に仕事をしてきたスタッフの中にはプロジェクト活動を通して新たな目標を持ち、裁判官、弁護士、国家公務員、国費留学とさらなるステップアップをした人たちも多くいます。プロジェクトから巣立っていった元スタッフから、その後の活躍ぶりを聞くことは本当に嬉しいことです。JICAプロジェクトで共に働いたスタッフにはプロジェクトでの経験を活かして、カンボジアの司法分野での活躍、またカンボジア社会に貢献できる人材に成長してくれることを期待しています。また、プロジェクト活動において、成長できる場を提供できるよう、これからも尽力したいと思っています。

専門官の眼

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

主任国際専門官

千 間 聡 子

1. はじめに

I C D創設20周年ということで、このような節目に「専門官の眼」を書く機会をいただけたことに感謝しつつ、何を書こうかと、この1年を振り返ってみました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年行っていた本邦研修や共同研修が中止となったり、オンラインセミナーが始まったりと変化の多い年でした。また、この1年は、私にとって、様々な人、こと、ものとの出会いがあった年でした。

今回の「専門官の眼」では、国際事務部門の専門官としてI C Dの業務に携わった1年間の中で出会った、様々な人、こと、ものについて書こうと思います。お気軽に読んでいただけますと幸いです。

2. 様々な出会いの前に

私は、令和2年4月に、検察庁から国際事務部門の専門官として異動してきました。異動前の私は、恥ずかしながらI C DとU N A F E I（国連アジア極東犯罪防止研修所。略してアジ研と呼ぶこともあります。）の違いも分からず、どちらも昭島にあるらしいという認識しかありませんでした。そして、今でこそI C Dと呼ぶことに慣れましたが、私は、国際協力部をI C Dと呼ぶことすら知りませんでした。

I C Dは、かつて大阪中之島合同庁舎内にあり、平成29年秋に、ここ昭島市にある国際法務総合センターに移転しました。私は、I C Dがあった大阪中之島合同庁舎内の検察庁で3年間勤務をしていたものの、大阪での勤務1年目の秋にI C Dが昭島に移転した時に、「国際協力部が東京に引っ越したらしいよ。」と聞いても、ぴんと来ず、その時には、自分がI C Dに異動することなど露にも思っていませんでした。

異動が決まり、自分はどうやら国際専門官というものになるらしいと知ってから、その名前におののいていました。国際専門官というと、語学堪能で、英語だけではなく何なら他にも数か国語話せて、バンバンかかってくる国際電話に対応したりするのではないかというイメージがあったからです。

私は、英語の勉強はしていたものの、到底仕事で使えるレベルではなく、たまに行く海外旅行の時も、その国の「こんにちは」と「ありがとう」だけ覚えていき（それ以上の単語を覚えようとする、片っ端から忘れていってしまうため、2語がちょうどいいのです。）、あとは、ジェスチャーと気合いと単語だけの英語で何とか乗り切っていました。そんな勢いだけで乗り切っていたので、まさか仕事で英語を使うことになるとは思ってもみませんでした。

ですので、異動が決まってからは、国際専門官という未知なる世界への楽しみの中に、自分の英語力で果たしてやっていけるのだろうかという不安も渦巻いていました。

3. 国際法務総合センターとの出会い

ICDが所在する国際法務総合センターに初めて訪れたのは、3月。初めて見る場所、会う人に緊張しながら、引継のため、ICDがある昭島にやってきました。最寄り駅の東中神駅を降りて、草が伸びきった広大な原っぱを横目に「意外と距離があるなあ。」などと思いながら、ひたすらに歩き、国際法務総合センターにたどり着きました。

到着すると、まず、ガラス張りで綺麗な建物の外観に圧倒されました。建物内に入ると、入口付近には、ICDとUNAFEIそれぞれの歴史が書かれたボードと記念品が飾られており、様々な国の色とりどりの置物などを見て、国際的なにおいを感じました。建物内にある国際会議室、セミナー室、研修参加者が泊まるための宿泊棟も見学し、通訳ブースが数部屋もある国際会議室、広く綺麗な部屋、整った設備に圧倒されるばかりでした。また、研修の修了式などに使う部屋を見たときに、様々な国の国旗が並んでおり、国際的な業務を行う場所なのだ改めて実感しました。こんな素敵な場所で働けるのかと嬉しさを抑えきれぬまま、異動日の4月を迎えました。

4. オンライン会議システムとの出会い

4月に異動して間もなくのこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが推奨され、それは、私たちも例外ではありませんでした。まだ自分の業務がよく分かっていない状態でのテレワーク。不安はありましたが、幸い資料を読み込む時間ができたため、ICD全体の業務を知るいい機会になりました。

テレワークでの勤務が増える中、様々なオンライン会議システムが使われ始めました。オンライン会議システムは、この1年で急速に広まり、今や日常に溶け込みつつありますが、オンライン会議システムに慣れるまでは、試行錯誤の連続でした。機械に疎い私は、自分のパソコンの設定ですら危うい上に、こんな謎のシステムも入ってきて、使いこなせるのだろうかと思いました。しかし、皆、使うのが初めてのシステムでしたので、ICDの事務を担当する研修第二担当のメンバーで、画面設定や招待メールの送り方など、使い方が分かるまで、何度もテストを行いました。色々なボタンをクリックしてみても、こんな機能あるんだなどと驚いたり、イヤホンをつけずに一部屋で複数人がパソコンを開いてオンライン会議システムを使うと、ハウリングが起こるなど、日々新しい発見がありました。会議前の時間に音声をオフにし忘れた状態だったため、生活音が丸聞こえだったり、相手国の回線が停電などで突然切れて慌てたりと、色々なこと経験しながら徐々にオンライン会議システムが自分たちの仕事の中に溶け込んでいきました。

オンライン会議システムのやり方に慣れた頃、法制度整備支援対象国や共同研究の関係機関の方々との顔合わせの機会が訪れました。

それまでメールのやりとりだけだった相手国の担当者の方とICDの担当者の方で、

オンラインで打合せをすることになり、顔を合わせるのは初めてだったので、はじめに自己紹介をすることになりました。その際、相手国の方が「こんにちは、初めまして」と日本語で挨拶をされました。それを聞いた私は、「日本語で挨拶してくれるんだ」と嬉しくなり、距離が縮まったように感じました。

その時から、もし、次に自己紹介をする機会があれば、現地の国の言葉でしようと思っていました。ありがたいことに、その機会はすぐに訪れ、カンボジアの関係機関の担当者の方と顔合わせを行うことになりました。そこで、カンボジアの挨拶について調べてみました。「なるほど。挨拶をするときは両手を合わせるのか。よし、やってみよう。」何度か練習してみた後、打合せの時が来ました。両手を合わせチョムリアップスオと挨拶すると、相手の方がにこっと笑ってくださり、その顔を見たとき、やってよかったと思いました。

本来なら、実際に現地へ行ったり、日本に来ていただいたりして、直接交流をするのが一番なのでしょうが、このご時世の中でも、このように少しでも距離を近づけることは大事なのかなと思った瞬間でした。

5. ICD NEWSとの出会い

皆さまが今読んでいるこのICD NEWSは、専門官がスケジュール調整・誤字脱字チェックなどの編集作業を行っています。最初は、チェック作業は割と好きだし、本を作る作業に携われるのは楽しそうなどと気楽に考えていましたが、後からその大変さに気付くこととなります。ICD NEWS発刊までのスケジュールが固まって、原稿が集まり始めると、原稿と向き合う時間が徐々に増えていきます。原稿と終始にらめっこしていると、だんだんと目がチカチカし始め、元々細かい目がさらに開かなくなっていく。この作業を日々の書類作成などのパソコン作業をし終えた夕方頃に行うと悲惨です。「目が・・・目がやられる・・・」などと言いながら、何度も同じ行を確認し、結局、何十分もかけて数行しか進んでいないという悲しい結果になります。

このような思いを経て、一冊の本となったICD NEWSが無事に納品された時には、今まで目の疲れはどこかへ行き、「ついに形になったんだね、おめでとう。」と思えるものとなりました。執筆者の方々と担当専門官の思いが詰まった一冊を今後ともぜひ御愛読いただけますと幸いです。

6. 京都コンgresとの出会い

国連犯罪防止刑事司法会議（コンgres）は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議です。コンgresが日本で開催されるのは、およそ50年ぶりで、京都コンgresは、当初、2020年4月に開催することになっていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により直前で開催延期となり、その後、2021年3月に開催することが発表されました。

ICDは、京都コンgresにおいて、サイドイベントを行う予定になっていました。

ICDでは講演とパネルディスカッションの2部構成のイベントを企画しており、ゲストスピーカーの方の講演の内容を踏まえて、パネルディスカッションを行うことにしていました。

京都コンGRESは、京都国際会館という場所で行われたのですが、リハーサルのため、会場に入った時、まず、その広さに驚きました。会議室などの部屋がたくさんあり、迷子になりそうでした。「こんな大きな場所で開かれるのか・・・」そう考えると、より一層緊張感が高まりました。私自身、コンGRESがあるまで、このようなイベントを行った経験がなかったので、コンGRES担当の教官と一緒に、業者さんと何度もやりとりし、調整を行いました。今回、私たちがサイドイベントで行ったのは、会場での参加とオンライン会議システムでの参加の併用形式であったため、オンライン会議システムでゲストスピーカーと無事に繋がるだろうか、時間管理はうまくいくだろうかなどと、ハラハラしながら本番を迎えました。幸い、本番ではトラブルもなく、ICDのサイドイベントは、無事に幕を閉じることができました。

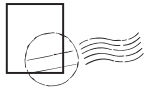
ぎりぎりまで準備に時間がかかってしまい、イベントを行えるか心配する日々が続きましたが、無事に終わることができて、安堵しました。皆で何か一つのことを行うということの醍醐味、大変さ、面白さを味わえた貴重な経験でした。

日本での開催が50年ぶりというこのような貴重な場で、ICDの業務に携われて良かったと思います。イベントを無事に終わることができたのは、多くの方々のご協力のおかげです。この場をお借りして御礼申し上げます。

7. 最後に

数年前までは国際事務部門やICDの存在すら知らなかった私ですが、この1年で、様々な国の情勢、文化、風習などを知ることができ、自分の中の世界が広がりました。今まで気に留めていなかった新聞やニュースの記事なども目に入ってくるようになりました。

私は、まだ実際に法制度整備支援対象国には行ったことはありません。しかし、この1年、オンライン会議システムなどを通じて、多くの国の方と出会うことができました。国際事務部門には、今まで経験できなかったたくさんの刺激があると思います。いつか様々な国に行けることを願いながら、今日も色々な人、こと、ものとの出会いを楽しんでいきたいと思っています。



各国プロジェクトオフィスから

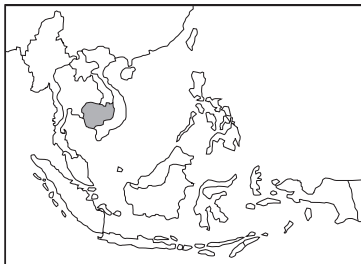


3月31日に長期専門家として着任いたしました。よろしくお願いいたします。ハノイ到着後2週間はホテルでの強制隔離措置、その後しばらくの間自宅待機でしたので、最近になってようやく外に出始めたところです。日中は気温30度を超え、セミの鳴き声も聞こえてきます（もっと暑くなると、セミも鳴かなくなるのだとか）。バイクをすり抜けながらの道路横断にも少しずつ慣れてきました。4月30日から5月3日までは、ベトナムでは数少ない祝日2日間（4月30日の南部解放記念日と5月1日のメーデー）を含む連休でしたが、この間、新型コロナウイルスの市中感染が発生・拡大したことにより、一部の飲食店等への営業停止措置や学校の休校措置などが即座に実施されました。5月16日には新規の市中感染者数が187人に上り、新型コロナの流行以来、1日の市中感染者として最高水準（5月16日現在）となってしまいました。ベトナム当局の対応はかなり迅速・厳格だと思いますが、しばらくは不安定な状況が続くかもしれません。

さて、ベトナムでは、1月下旬から2月頭にかけて行われた第13回ベトナム共産党大会で、今後5年間の国家運営を担う指導部の人事や基本方針などが決定されており、今後、5月23日には国会議員等の選挙が予定されております。これに伴い、プロジェクト活動も本格化することが見込まれますが、しばらくは新型コロナの感染状況を睨みながら柔軟に対応するほかなさそうです。

余談ですが、この度プロジェクトオフィスが移転し、5月12日より始動しました。これを機に気持ちもフレッシュさせて、今できることをスタッフ一同前向きに頑張りたいと思いますので、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

（ベトナム長期派遣専門家 渡部吉俊）



2月19日付けで長期専門家としてプノンペンに赴任した金納達昭と申します。裁判官出身で、赴任前の半年間はICDでカンボジアの業務を担当させていただきました。

カンボジアでは、私の赴任日の翌日である2月20日を境にコロナの感染者数が大きく増加し、ロックダウンにまで至ったため、隔離期間が明けた後も、基本的にテレワークを継続しています。5月5日をもってロックダウンの宣言は解除されましたが、夜間外出禁止令や区毎の検問、酒類の販売禁止に違反者の身体拘束と次々と強められる規制に圧倒されました（宣言解除後も一部の規制は継続されています。）。

CPのメンバーとはまだオンラインでしかお話しできていませんが、早速、Zoomやメールで様々な質問をいただいております。皆さんの熱意を感じています。与えられた時間を大切に過ごしながら、カンボジアの民法・民事訴訟法の運用改善の助けになれるよう、頑張りたいと思います。

引き続きご支援・ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

（カンボジア長期派遣専門家 金納達昭）



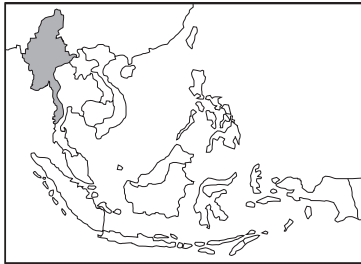
改めて自己紹介させていただきます。裁判官出身で、ICD勤務を経て去年4月から弁護士として長期専門家の業務委嘱を受け、11月にラオスに赴任しました。

4月半ばのラオス正月までは安穏な日々でしたが、正月にコロナウィルス感染者が急増し、4月22日から6月19日までロックダウンとなりました（6月4日現在。）。ラオスのロックダウンは強力で、外出禁止、学校は休校、多くの店は閉店です。仕事に行くにも許可証が必要です。感染症対策には強力な行動制限が効果きめんだと痛感しました。みるみる感染者は減っています（もっとも、やはり自粛疲れがあるようで、一部の人は郊外に遊びに行っているという話も聞きます。）。

一方、近代国家として許されるのかと疑問に思う側面もあります。例えば、移動の自由を完全に制限する、制限違反に対して県が罰則を定める、連絡の取れない感染者の氏名を公表する、休業補償なし、感染を広げた者に対する捜査、コネクションを利用して優先的にワクチンを打つことが平然と行われているなど。

この国における権利や公平の概念は、私の知っているものとはだいぶ異なるのだと改めて思っています。国際社会の中でラオスが何を求め、日本が何をすべきなのか対話を続けなければ、日本の支援の方向性を見失うと思いました。

(ラオス長期派遣専門家 鈴木一子)



日本でも連日報道されているように、2021年2月1日、ミャンマー国軍は昨年11月の連邦議会総選挙に重大な不正があったことを主な理由に、ウィン・ミン大統領や実質的な最高指導者であるアウン・サン・スー・チー国家顧問を拘束し、憲法上の国家非常事態宣言により国家の全権を掌握すると国内外に宣言しました。世界中に衝撃が走りましたし、プロジェクトにとっても衝撃でした。プロジェクトの日本人専門家4名は全員コロナウィルスの影響で昨年4月から日本に退避しており、再赴任する直前でしたので安全でしたが、2月1日午前中はミャンマー国内のインターネットや電話回線が意図的に遮断

され、現地スタッフとの連絡も取れず、情報が錯綜していました。（どうやら当時ミャンマー国内にいた日本人も状況をNHKの衛星放送で知ったくらいだったそうです。）午後にはインターネットが一部復旧し、スタッフやカウンターパートとも連絡が取れ、プロジェクト関係者全員の無事を確認できました。しかし、その後のミャンマー国内で、民主化を求めるデモ隊とそれを弾圧する国軍との衝突が連日発生していることは皆さまも報道でご存知と思います。民主派と国軍の衝突は今後も継続し、内戦化が危ぶまれていますし、日本人フリージャーナリストが拘束されるなど、この数か月で治安が急速に悪化しているようです。

この状況を受け、専門家の再赴任も無期延期になりました。日本の対ミャンマーODAの見直しも避けられないでしょう。

それでも、現地スタッフたちはこの数か月間もミャンマーの未来に希望を捨てずに毎日明るく過ごしてくれていて、これだけが救いです。日本人が日本からミャンマーの市民に対してできることは、関心を持ち続けることや、信頼できる団体へ寄付することくらいですが、とにかくミャンマーが一日も早く平和な状態に戻るようお願いしてやみません。

(ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之)



本年（2021年）4月、約1年ぶりにジャカルタへ戻ることができました。

インドネシア入国時の検疫体制としては、渡航前に取得したPCR検査陰性証明書の携行が求められる上、到着後5日間はホテルにおける隔離（その間2回にわたりPCR検査を受検）が義務付けられるなどの措置が執られています。そのような制約のある状況下での渡航でしたが、スカルノ・ハッタ空港における入国手続は至ってスムーズで、降機後30分程度で手続を済ませて空港を出ることができました。空港では入国審査、手荷物受取の後に税関への申告手続がありますが、税関のエリアには係官がおらず素通りできる状態でした。そのような状態であったのは過去数回にわたり入国してきた中で初めてのことでしたが、インドネシアらしいなと感じた出来事でした。

インドネシアにおける新型コロナウイルスの感染状況としては、本年3月から本稿執筆時点（5月中旬）にかけての2か月余りの間、1日当たり5000人前後の感染が確認される状況が続いており、最も多かった時期と比べると低い水準にあるものの、高止まりの状態が続いています。昨年末以来、変異株対策として入国規制及び検疫体制が強化されており、上記のような検疫体制はそれなりに機能しているのではないかと思います。それでも変異株の感染例が近頃何件か報じられていることから、この先感染が再拡大しないかどうか予断を許さない状況のように思われます。

十分留意して感染対策を講じながら、当地での活動を再開していければと考えております。関係の皆様には引き続きのご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

（インドネシア長期派遣専門家 細井直彰）

－編集後記－

ICD NEWS第87号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、森永太郎ICD部長から、「ICD20周年を迎えて」と題して創設20周年を迎えたICDの歴史の振り返りと抱負、今後の展望をテーマとする御寄稿をいただきました。ICD創設期から今日に至るまでの法整備支援業務の変遷を御紹介いただくとともに、今後もICDが法整備支援に携わっていく上での組織の在り方等を知ることができる大変興味深い内容となっております。

「メッセージ：20周年に寄せて」では、初代ICD部長である弁護士の尾崎道明氏、裁判官出身初となる長期派遣専門家としてベトナムに派遣された法務省大臣官房政策立案総括審議官の竹内努氏、ベトナム司法省顧問のディン・チュン・トゥン氏から、ICD創設20周年を祝福するメッセージをいただきました。

「特別寄稿」では、公証人（国際民商事法センター顧問、元ICD部長）の山下輝年氏から、「法整備支援と国際協力部の周辺で～今は昔のICD物語～」と題して法整備支援の歴史などをテーマとする御寄稿をいただきました。

ICD初代教官として、ICDの立ち上げから関わられた御経験から、ICDが創設された経緯などを始め、当時起きていたさまざまな問題の裏話を交えながら、ICDの法整備支援等を御紹介いただきました。

「ICD創設20周年特集」では、日本政府初の長期派遣専門家としてベトナムに派遣された弁護士の武藤司郎氏と現ベトナム長期派遣専門家による座談会の内容を書き起こした記事や日本からの法整備支援を受けたラオス政府高官であるペッサマイ氏及びラッタナポーン氏から、それぞれ御寄稿いただいた記事のほか、カンボジア司法省アドバイザーの坂野一生氏から御寄稿いただいた記事等で構成されています。

また、前ICD副部長（現大阪地方検察庁検事）である伊藤浩之氏から、ICDの歴史の振り返りをテーマとして御寄稿をいただくとともに、ICDの現担当教官及び前担当教官より、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー、ネパール及び東ティモールにおけるICDの法整備支援について御紹介いただきました。

「外国法制・実務」では、ウズベキスタン、カンボジア、ラオス及び中国における法制度・実務等を御紹介する内容となっております。

ウズベキスタンについては、タシケント国立法科大学准教授（行政法及び財務法務部門）法学博士のネマトフ・ジュラベック氏から、ウズベキスタンの行政訴訟の法的問題等

を御紹介いただきました。

カンボジアについては、カンボジア王立法律経済大学非常勤のチア・シュウマイ氏から、ICD NEWS第86号でのカンボジアの弁護士制度の御紹介に引き続いて、本号において、カンボジアにおける法令起草が抱える課題等を御紹介いただきました。

ラオスについては、JICA長期派遣専門家の鈴木専門家から、現在、ラオス最高人民裁判所ホームページに公開されている最高裁判決7件について、判決掲載の経緯を調査するとともに判決内容を精査しながら御紹介いただきました。

そして、中国については、前JICA長期派遣専門家の白出専門家から、ICD NEWS第86号に引き続いて中国民法典の条文を御紹介いただきました。本号では、「第三編 契約」(第843条から第988条まで)、「第四編 人格権」(第989条から第1039条)、「第五編 婚姻家庭」(第1040条から第1118条)が内容となっております。

「活動報告」では、2021年1月に開催された国際知財司法シンポジウム(JSIP)フォローアップセミナー、同年3月に開催したアジア・太平洋法制研究会第10回国際民商事法シンポジウム、同月に開催した第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)サイドイベント、計画経済から市場経済への移行過程における民事法・民事訴訟の考え方をテーマとして同月に開催したウズベキスタンへのオンラインセミナーについて、当部教官から御紹介しております。

「業務調整専門家の眼」では、カンボジア民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトの業務調整専門家の川口専門家から、「プロジェクトスタッフ確保と育成について」と題して、プロジェクトの後方業務のうち、最優先事項とされるプロジェクトスタッフ確保と育成の難しさや重要性について御紹介いただきました。

「専門官の眼」では、千間聡子主任国際専門官から、国際法務総合センターとの出会い、京都コンgresとの出会い等、ICDの国際専門官として過ごした1年間を振り返りながら、新たに会った人、こと、ものについて御紹介いただきました。

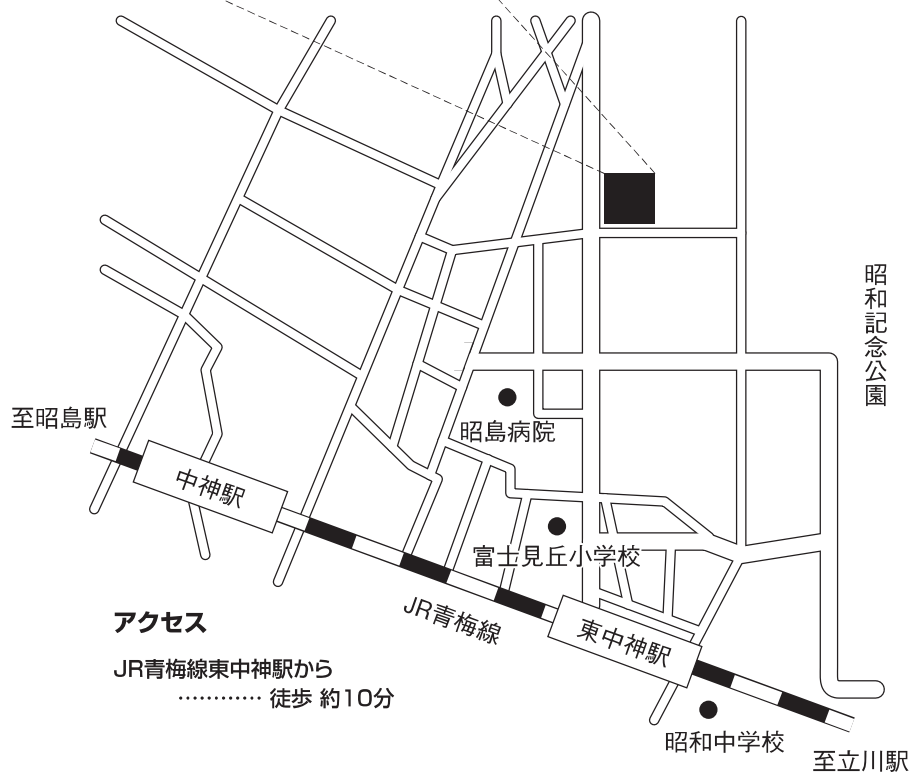
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際専門官 原島 隆寛



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042)500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2021年6月

